

平成20年第3回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成20年 9月 5日 開会

）

平成20年 9月24日 閉会

吉 田 町 議 会

平成20年第3回吉田町議会定例会会議録目次

9月5日 本会議（開会日）

○町長あいさつ	3
○開会の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸報告について	4
○議会閉会中の委員会活動報告	20
○議案第40号～議案第59号の一括上程、説明	30
○報告第3号～報告第5号の報告	56
○議案第55号の質疑、討論、採決	61
○散会の宣告	61

9月22日 本会議（一般質問）

○開議の宣告	62
○一般質問	62
杉村嘉久	62
藤田和寿	71
佐藤正司	85
○散会の宣告	95

9月24日 本会議（閉会日）

○開議の宣告	96
○議事日程の報告	96
○中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会活動報告について	96
○第40号議案～第56号議案の委員長報告、質疑、討論、採決	119
○第48号議案～第57号議案の委員長報告、質疑、討論、採決	131
○第41号議案の質疑、討論、採決	136
○第42号議案の質疑、討論、採決	136
○第43号議案の質疑、討論、採決	137
○第50号議案の質疑、討論、採決	163
○第58号議案の質疑、討論、採決	175
○第59号議案の質疑、討論、採決	175
○日程の追加について	176
○第60号議案及び第61号議案の上程、説明、質疑、討論、採決	176
○発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	189
○議会閉会中の委員会継続調査について	190
○町長あいさつ	190
○議長あいさつ	193
○閉会の宣告	193

(9月5日 本会議：開会日)

開会 午前 9時00分

○議長（吉永満榮君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに平成20年第3回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には公私とも御多用のところ御出席いただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

なお、本定例会中に中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会の調査活動の中間報告をいただけるようになっております。

◎町長あいさつ

○議長（吉永満榮君） 開会に当たり、町長よりごあいさつをお願いいたします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長（田村典彦君） おはようございます。

議員の皆様には元気な顔を、この議事堂で改めて接することができまして、首長としてこの上なくうれしく思います。

また、9月の定例会でございますけれども、よろしく願い申し上げます。

さて、なぜ吉田町に議会があるのかと。当然法律で定まっているわけでございますけれども、皆様御承知のとおり、憲法第93条に地方公共団体の議会の設置条項がございます。「第93条第1項、地方公共団体には法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」と。議事機関でございますので、マッカーサーGHQが出した最初の原文では恐らくdiscusという英語が当てられているのではないかと考えております。

では、議事は何なんだと。討議でございます。皆様、栗山町議会に行政視察をされました。栗山町議会基本条例には次のように書いてございます。前文の終わりのほうでございますけれども、「自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由闊達な討議を通して、これら論点、争点を発見、公開することは、討論の場である議会の第一の使命である」と書かれております。まさに私はそのとおりだと。これまでも議会というものは基本的には言論の府であると、そのように申し上げてまいりました。ここに栗山町議会基本条例に、このようにわかりやすく書かれていることに対して、本当に気持ちよく読ませていただきました。

当然のことながら、議会でございますので、次に第4条がかかってまいります。「議会は議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない」そして第15条には「議会は町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から常に町民に対して周知するよう努めるものとする」と、こんなふうに書かれております。そしてまた基本条例の前文に戻るわけでございますけれども、「議会は多人数による合議制

の機関として、また町長は独人制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、町民の意志を町政に的確に反映させるために競い合い、協力しながら栗山町として最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている」と、こう結ばれております。本定例会の開会に当たり、議会と当局ともに競い合い、協力しながら、吉田町としての最良の意思決定を導く共通の使命を忘れることなく、この定例会を過ごしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

◎開会の宣告

- 議長（吉永満榮君） 本日は、7番、永田智章君から欠席届が提出されております。
ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、平成20年第3回吉田町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（吉永満榮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、2番、枝村和秋君、3番、市川陽三君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（吉永満榮君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りします。
今期定例会の会期は、本日9月5日から9月24日までの20日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日9月5日から9月24日までの20日間に決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。
-

◎諸報告について

- 議長（吉永満榮君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

1、6月10日火曜日、静岡市において平成20年度富士山静岡空港就航促進協議会の総会が開催されました。

議題として、(1)平成19年度事業報告並びに収支決算について、(2)平成20年度事業計画並びに収支予算について、(3)役員改選の件について、それぞれ審議が行われ、いずれも承認、可決されました。

建設状況について説明を受けました。工事は平成21年3月の開港に向け、急ピッチで進められており、8月末までには本体部が完成し、秋以降試験飛行を開始する予定であると同いました。計画に沿って、1日も早い開港を望むものです。

2、7月4日金曜日、平成20年度富士山静岡空港と地域開発を進める会の総会が島田市において開催されました。

議事として、(1)平成19年度事業報告並びに収支決算について、(2)平成20年度事業計画及び収支予算(案)について審議が行われ、それぞれ承認、可決されました。

以下、7月14日月曜日には、平成20年度大井川の清流を守る研究協議会総会、7月16日水曜日、平成20年度御前崎奥大井連絡道路整備促進期成同盟会総会、引き続き平成20年度(主要地方道)島田吉田線バイパス建設促進期成同盟会総会、7月23日水曜日、平成20年度御前崎港整備促進期成同盟会総会が開催されました。

各総会においては、それぞれ平成19年度事業報告並びに決算報告及び平成20年度事業計画並びに歳入歳出予算案について審議が行われ、いずれも承認、可決されました。

総会等における報告は以上のおりであります。

また、6月議会からこの間、議会閉会中の委員会による調査活動を初め、議員全員による北海道美瑛町、中富良野町、夕張市、栗山町、苫小牧市の行政視察、静岡グランシップでの議員研修会等が開催され、御参加いただきました。それぞれ有意義な内容であり、大変に御苦労さまでした。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので御了承願います。

次に、定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長の行政報告を行います。お聞き取りのほどお願いいたします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長(田村典彦君) 行政報告を行う前に、皆様にお手元に行政報告が届いていると思っておりますけれども、約束したことでございますので、今後継続してまいりたいと思っております。

また、当然のことながら、行政の側からの報告は皆様のお手元に同じように冒頭にお渡ししますので、皆様の報告につきましても冒頭に我々の手にぜひともお届けくださいますようお願い申し上げます。

平成20年第3回吉田町議会定例会の開会に当たり、町政運営の概況等につきまして御報告申し上げます。

さて、皆様も御承知のとおり、現在、我が国においては原油や原材料の高騰による物価上

昇傾向が顕著となっており、国民の生活が脅かされる状況にあります。

このような社会情勢の中、最近の国の財政改革の取り組みには、強い牽引力を感じる事ができず、8月22日に財務省が発表した2006年度末の国の貸借対照表によりますと、負債が資産を上回る債務超過額は一般会計と特別会計を合わせて277兆3,000億円であるとし、国の厳しい財政状況を改めて報じております。

当町では、活発な経済活動に下支えされるとともに、平成15年度以降積極的に取り組んできた行財政構造改革も功を奏し、比較的恵まれた財政運営を行うことができる状況にあり、町民の皆様方に提供させていただく行政サービスも、他の市町に比べ高い水準にあると自負しておりますが、今後も引き続きよりよい行財政運営に努め、町民の皆様方が真に住んでよかったと実感できるまちづくりを進めてまいります。

それでは、当町の平成20年度事業のうち、最初に行財政改革への取り組みについて御報告申し上げます。

現下の厳しい財政状況の中、国が進める地方分権の受け皿づくりのモデルたることを目指し、平成16年度末には全庁的な行財政構造改革推進本部を立ち上げ、672項目に及ぶ事務事業をゼロベースで検証するとともに、行財政構造改革推進方針・第1次を策定いたしました。

また、国におきましては、平成16年12月24日に閣議決定された今後の行政改革の方針を踏まえ、総務省は平成17年3月29日に、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針、いわゆる新地方行革指針が策定され、すべての地方公共団体に通知されました。

この新地方行革指針では、すべての地方公共団体に対して行政改革大綱とその具体的な取り組みを明示した集中改革プランを策定し、その内容を住民にわかりやすく公表することを求めています。

このため、当町では、平成17年11月に平成18年度から平成22年度までを計画期間とする吉田町行政改革大綱・第3次を策定し、行政改革に取り組む姿勢を町民の皆様方に提示させていただくとともに、行政改革大綱を受けた吉田町行政改革実施計画を策定いたしました。また、定員管理計画などを踏まえ、平成18年3月には吉田町集中改革プランを策定いたしました。

地方公共団体が行政運営上準拠すべき指針として、地方自治法第2条第14項には、「地方公共団体はその事務を管理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されております。

この指針に沿った持続性のある柔軟な行政運営を行うため、当町では、平成19年度当初予算編成から枠配分予算方式を導入いたしました。

また、平成20年度当初予算編成から、水道事業会計を除くすべての会計で、歳出のみ、予算科目上の事業につきましてさらに細分化して、個別の事業単位で附表を作成して、目的、内容、予算を組み立てる新たな手法を導入いたしました。

これらの取り組みは、いずれも事務事業評価に取り組むための準備作業であり、本年5月28日には、諸計画に掲げられた目標をより具現化するため、職員18名からなる吉田町行政経営システム検討会を設置し、検討会内には人事評価システム部会と行政評価システム部会を設けました。今後は投資効果をPDCAサイクルに基づいて検証する新たな体制を構築し、効率的な行政運営を目指して、さらに行財政改革を推進してまいります。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の公布、施行に伴う健全化判断比率について御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が昨年6月に公布され、健全化判断比率、すなわち実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率の公表は、平成19年度決算から義務づけられることとなりました。これらの比率が早期健全化基準、財政再生基準を超えた場合には、平成20年度決算から財政健全化計画などを策定しなければならなくなりました。

この健全化判断比率は、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとなります。当町におきましては、平成19年度決算に基づき、各指標を算定し、8月5日に監査委員の審査を受けたところでございますが、概要について御報告申し上げます。

最初に、実質赤字比率でございますが、この比率は普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、この比率の早期健全化基準は13.92%、財政再生基準は20%であります。当町の場合、平成19年度の収支は黒字となっておりますので、比率が算定されないという健全な状況にあります。

次に、全会計を対象とした連結実質赤字比率でございますが、この比率の早期健全化基準は18.92%、財政再生基準は経過的基準により40%であります。こちらも実質赤字比率と同様に黒字でありましたので、比率は算定されませんでした。

続きまして、実質公債費比率でございますが、これは一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率であります。この比率は平成19年度から地方債の協議制移行に伴って導入されたもので、18%以上が地方債を借り入れる際に許可を得なければならないこととなります。当町では、一昨年が21.6%、昨年が21.1%と県下で最下位近辺の比率を記録するという不名誉な状況にありましたが、健全化への取り組みを強化する一方で、今年度からは都市計画税を特定財源の対象とする比率の算定方法の一部見直しにより、平成17年度から19年度までの3カ年の平均比率は16.2%と大幅に改善されました。なお、この比率の早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%であり、目下許可を必要とする比率の18%につきましても、短期間のうちにクリアいたしました。

最後に、将来負担比率でございますが、これは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、早期健全化基準は350%であります。当町の今回の算定比率は123.6%であり、財政再生基準の対象にはなっていません。

以上、申し上げましたように、4つの比率はすべて早期健全化基準を下回っておりますが、この基準を下回れば財政運営上問題がないということではございません。当町では、これまで道路や公園、そして下水道などの社会資本整備を積極的に進めてまいりました。他方、平成18年度から地方債の借り入れの抑制や、繰上償還などにより財政状況の改善に努めてまいりましたが、実質公債費比率や将来負担比率が示すように、地方債残高が多い状況には変わりはありません。これらの財政事情につきましては、町民の皆様方にわかりやすく公開するとともに、各課で共有し、財政運営の健全化をより一層進めてまいりたいと思います。

続きまして、新地方公会計制度につきまして御報告申し上げます。新地方公会計制度とは、地方自治体の現金主義、単式簿記に基づく現行の会計処理に、発生主義、複式簿記といった企業会計的手法を導入するもので、公会計改革と呼ばれており、財政の透明性を高めること

が期待できる制度であります。

なお、当町では平成 17 年 11 月に策定いたしました第 3 次吉田町行政改革大綱におきまして、推進項目の一つに財政健全化を掲げ、これまでも健全な財政運営に努めてまいりました。自立した持続可能な行政運営を行うためには、既存の経常収支比率など現金収支に係る過去の情報を中心とした財務指標だけではなく、財政状況を総合的かつ長期的に把握するための企業会計的手法が必要であると考えております。町民、納税者といったより受け手側に立った視点をこれまで以上に重要視し、現在、公表されている歳入歳出決算書及び財政状況一覧表などの帳票に加え、資産や債務の適切な管理を中心とした公会計改革を行うことにより、説明責任を的確に果たす手だてを準備し、より効果的な行政運営に努めてまいります。

次に、健康づくり事業につきまして御報告申し上げます。

生活習慣病や身体活動の低下を予防し、健康の保持増進を図る手段として、ストックウォーキングを中心とした若返り貯筋塾を開催しており、サポーター養成講座と第 1 回実践教室を終了し、毎月 1 回の体験教室を実施しているところでございます。さらに、10 月には第 2 回実践教室の実施を予定しております。

また、9 月 23 日にはスポーツキャスターの荻原次晴氏をお招きし、「歩くことで続ける健康」の御講演とストックウォーキングの実技指導をしていただくことになっております。町民の皆様方に健康づくりの輪がより一層広がるよう、多くの方々の参加を期待しているところでございます。

体の内側からの変化や肩こり、疲労回復などを体感するヨガ講座は、平日と日曜日にそれぞれ前期の 1 教室ずつを実施したところです。2 つの教室とも定員以上の申し込みがあり、関心の高さがうかがえます。今回の教室参加者からは、継続して取り組みたいといった希望がありまして、平日教室、日曜日教室ともに自主グループが立ち上がり、活動を開始したところでございます。今後、ダンベル体操の自主グループのように継続し、地域に定着した活動になるよう支援してまいりたいと考えております。なお、ヨガ講座につきましては、10 月から後期の教室を開講する予定になっております。

次に、子育て支援事業につきまして御報告申し上げます。

最初に、吉田町立さゆり保育園の改築工事でございますが、本工事は平成 20 年第 2 回吉田町議会定例会におきまして、工事請負契約の締結についての議決をいただき、6 月 22 日に安全祈願祭がとり行われ、7 月には保育園本体の建築確認の許可をいただきました。

現在の工事の進捗状況でございますが、目下、園庭、駐車場、排水路などの外構の整備が完了しつつあり、開発区域内の雨水排水経路を確保できるまでになっております。

一方、社会教育の一環として進めております子育て支援事業でございますが、町では、地域との連携により、子供たちの居場所づくりのために、子供をはぐくむ地域教育推進事業やふるさと学級などの事業を行っております。

子供をはぐくむ地域教育推進事業は、既に川尻区や北区で行われておりますが、本年度から新たに片岡区で事業を始めました。この事業の目的は、地域で活動する団体あるいは個人が、それぞれ行っている子供にかかわる事業を調整して合同で行い、さまざまな体験を通して、住民主導による地域の子供をはぐくむ体制づくりを進めることとあります。

片岡区では、コミカレねっとわーく、町内会長、生涯学習推進員などの皆様が中心となり、片岡きらめき塾という名称で子供をはぐくむ地域教育推進事業を行っております。8 月 2 日

土曜日には、片岡会館や小山城駐車場で七夕づくり、スイカ割り大会、花火大会などの行事が盛り込まれた「片岡きらめき塾 夏まつり～涼のひととき～」を行い、約 160 人の親子が参加し、楽しいひとときを過ごしました。また、11 月には、片岡会館で凧づくりやお手玉づくりなどの(仮称)「昔の知恵・手づくり大会」を開催する予定と伺っております。

ふるさと学級は、農業体験を通して自然と触れ合い、五感を働かせることによって、豊かな感性をはぐくむ、またお米や野菜を育てることによって、その苦勞を知り、食べ物の大切さや食べることのありがたさに気づく、さらに異なった学年の友達、違う学校の友達と一緒に活動することによって、自分の役割に気づいたり、相手を思いやる気持ちに気づいたりすることを目的に教室を開催しております。

本年度は、住吉小学校と中央小学校の3年生から6年生までの 29 人の児童が参加し、竹炭と蛍の会の方の田んぼや畑を利用して、会員の皆様の指導のもとで、「自然を体全体で感じよう」をテーマに、稲作づくりを中心にトウモロコシや枝豆づくりを体験し、今後サツマイモの収穫やお正月飾りをつくる予定であります。

このように、子供たちがさまざまな体験を通し、地域の方々とのふれあいを大切にし、地域の子供たちが安心して集える居心地のいい居場所づくりに、今後も邁進してまいります。

次に、ちいさな理科館事業について御報告申し上げます。

さきの6月議会定例会におきまして御報告申し上げましたとおり、本年度のちいさな理科館事業につきましては、建設委員会、運営委員会をそれぞれ立ち上げ、2回の建設委員会と4回の運営委員会を開催いたしました。今後とも継続して理科館の基本設計、実施設計に取り組んでまいります。

また、8月9日には図書館北側広場におきまして、運営委員会の委員と町内小学校教諭合わせて5人の方々によるサイエンス教室が実施されました。小学生160人の参加申し込みがありました。抽せんによる40人がスライムづくり、綿菓子づくり、ペットボトルロケット、モーターづくりに取り組みました。今回のサイエンス教室の実施には、定員の4倍という大変多くの参加申し込みがあり、子供たちの理科への関心が高いことがうかがわれるところであります。サイエンス教室の実施により、申込者の傾向や実験に係る器具の調達や、実験に要する準備、必要とする人員等、今後の理科館運営に必要な情報の収集を行うことができ、大変有意義なものとなった次第であります。

引き続き、このような教室を実施し、ちいさな理科館運営につきまして、検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、道路整備につきまして御報告申し上げます。

初めに、都市計画道路東名川尻幹線の整備でございますが、現在、東名吉田インターチェンジから国道150号までの区間につきましては、主要地方道島田吉田線バイパスと位置づけ、県が事業主体となり準備を進めております。このうち、東名吉田インターチェンジから富士見幹線までの区間につきましては、9月30日に供用を開始する予定と伺っております。今後は、富士見幹線から国道150号までの区間につきましても、早期に完成できるよう県に対して引き続き要望してまいります。

一方、国道150号から南側につきましては、町が事業主体となり整備を進めておりますが、路面排水工及び路盤工を主体とした工事を9月下旬に発注する予定であります。

次に、都市計画道路榛南幹線でございますが、現在、住吉幹線から海岸幹線までの区間を

県と町の事業区間に分けし、整備を進めておりますが、今年度予定しておりました用地取得につきましては、地権者の皆様の御協力により完了することができました。また、海岸幹線から坂口谷川を渡り、国道 150 号との合流地点までの区間につきましては、県が事業主体となり事業に着手しておりますが、6月 27 日に地元説明会を開催し、今後の計画を地権者の皆様に説明いたしました。この区間につきましては、平成 25 年の開通を目標に、今年度から用地取得を進める計画と伺っております。

その他の道路につきましても、計画どおり順次整備を進めることとしており、大幡川幹線につきましては、中央幹線との交差点から横手橋までの区間につきまして、既に工事を発注いたしました。また、中央幹線につきましては、町道西の宮線から町道本田線までの区間の工事を 10 月下旬に発注する予定であります。

続きまして、榛南広域営農団地農道整備事業につきまして御報告申し上げます。

この事業は、広域農道の整備でございますが、静岡県志太榛原農林事務所が事業主体となり、国 50%、県 40%、町 10%の負担割合で事業を進めており、各種事業で整備された土地基盤及び農業施設相互の連絡を図り、流通機構の改善を図ることを目的にしているものでございます。

吉田町内の県道住吉金谷線から旧相良町の国道 473 号までの施工延長 1 万 586 メートルにつきまして、昭和 57 年度に着手し、平成 18 年度までに 9,532 メートル、事業費ベースで 91.8%を整備し、完成箇所につきましては供用を開始しております。

吉田ルートにつきましては、東名高速にかかる前玉橋から中原・向原地域を経て、県道住吉金谷線のサークルKの交差点までの 1,054 メートルを幅員 7.5 メートルで新設するものがありますが、都市計画公園青柳公園から終点である住吉金谷線の交差点までの 470 メートル区間につきましては、北側に 2.5 メートルの歩道を町単独で設置する計画であり、平成 23 年度の完成を目指しております。この本体道路部につきましては、平成 18 年度から用地取得交渉に入り、地権者の皆様の御理解、御協力により、現在、事業用地の 90%を取得することができ、町単独事業で設置する歩道部の用地につきましても、平成 19 年度をもってすべて取得することができました。

本年度は、前玉橋から 120 メートル区間の切り土工事と町道向原線から終点サークルK交差点までの 290 メートル区間の盛り土工事の中、120 メートルの附帯排水路工事をあわせて実施する予定であります。稲刈りが終わりました後に工事に着手することになると伺っております。

次に、公共下水道事業の整備について御報告申し上げます。

地域再生計画に基づく汚水処理施設整備交付金を活用し、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 カ年計画で下水道事業と浄化槽事業の整備を進めているところであります。

本年、4 月 1 日現在における整備状況は、事業認可区域面積 299 ヘクタールに対し、198.28 ヘクタールの整備を完了しており、町全体の人口普及率は 33%に達しております。また、現在の水洗化率は約 80%と順調に推移している状況にあります。

さて、本年度に整備を予定している箇所でございますが、住吉地区では、吉田中学校西側の通学路を中心とした住吉上組地区を、川尻地区では、通称大道を中心とした東中地区を整備していく予定であります。

続きまして、上水道事業につきまして御報告申し上げます。

初めに、施設整備でございますが、第6期拡張事業である除鉄除マンガン施設につきましては、除鉄除マンガン装置、送水ポンプ、電気設備の設置等の工事を、また第2浄水場につきましては、管理棟の築造、送・配水ポンプ及び電気設備の設置等の工事をそれぞれ6月に発注し、両施設とも本年度内に竣工する予定であります。

次に、第6期拡張事業の関連工事でございますが、除鉄除マンガン施設関連の大幡住吉線導・配水管布設がえ工事、第2浄水場関連の東名大井川線ほか1路線導水管布設工事、東名大井川線ほか1路線配水管布設工事(第2工区)、塩谷上川原線ほか1路線送・配水管布設工事につきましては、本体施設同様6月に発注をいたしました。また、東名大井川線ほか1路線配水管布設工事(第1工区)につきましても、今後発注を予定しております。

次に、第8水源の非常用発電機設置工事でございますが、7月に設計業務委託を発注しており、本年度内に完了させる予定であります。

続きまして、老朽管の布設がえ事業として、毎年計画的に実施しております石綿管布設がえ事業でございますが、日の出線ほか1路線配水管布設がえ工事(第1工区、第2工区)につきましては、5月に発注しております。今年度はこのほか、古川川尻線配水管布設がえ工事を発注する予定であります。

最後に、他事業に伴う水道管の布設及び布設がえ工事でございますが、5月に発注しております県関連の榛南幹線管理道配水管布設工事のほか、道路改良事業関連、公共下水道工事に伴う配水管布設がえ工事を発注する予定であり、各事業関係者と連絡を密にし、十分な協議、調整を図りながら、事業を進めてまいります。

次に、旅券窓口交付事務につきまして御報告申し上げます。

平成18年3月の旅券法の一部改正に伴い、都道府県が処理する旅券事務を市町に移譲することが可能となりましたことから、県では事務処理特例条例を制定し、旅券の申請・交付事務を平成20年9月1日から市町へ移譲することとし、中部県民生活センター内の藤枝旅券センターが8月29日に閉鎖されることとなりました。これに伴いまして、当町でも9月1日から町民課に旅券窓口を開設し、旅券の申請・受取事務を実施したところであります。

取り扱い日につきましては、月曜日から金曜日とし、取り扱い時間は問い合わせや書類審査に時間を要することから、午前9時から午後5時までといたしました。日曜日につきましては、総務省の住民基本台帳ネットワークシステムが稼動しておりませんことから、中部県民センターへの問い合わせができませんので、申請・受取事務は実施しておりません。なお、近隣市町でも吉田町と同様の時間帯で開設しております。

町で申請し、受け取られる場合でも、必要な書類等は従来どおりですが、受け取りは申請した日から数えて、土曜日、日曜日、祝日等を除いた8日目以降となります。

なお、旅券窓口交付事務の開設につきましては、既に8月の県民だよりや「広報よしだ」でお知らせさせていただいております。

近年、修学旅行を海外にという高校が増加していることや、富士山静岡空港の開港が来年3月に予定されておりますことから、旅券の申請は今後ますます増加することが予想されます。町では、町民の皆様方に対して、今後とも利便性と住民サービスの向上に努めてまいり所存であります。

次に、静岡空港の現状につきまして御報告申し上げます。

静岡空港の整備状況につきましては、空港の基本施設である滑走路、誘導路、航空灯火等

が8月末に完成し、来年1月に旅客ターミナルビルの竣工を予定するなど、平成21年3月の開港に向け、着々と整備が進められております。

現在、静岡県では空港基本設計の検査を受けるため、完成検査書類の作成を行い、10月、11月の2カ月の間に、国土交通省航空局による地上検査と飛行検査を受ける予定と聞いております。町民の皆様方が大変関心をお持ちになっております飛行検査の時期等につきましては、詳細な内容がわかり次第、お知らせしていきたいと考えております。

また、開港前のイベントでございますが、11月8日、9日の2日間にわたり、「スカイ・レジャー・ジャパン&エアポートフェスタ 2008in 静岡」が空港建設地で開催されます。静岡空港開港への一層の期待感の醸成と、開港後の利用促進を図ることを目的に開催されるイベントであります。来場される多くの皆様に、本町を知っていただくよい機会になると考えておりますので、関係団体と協力し、積極的に当町をPRしてまいりたいと考えております。

最後に、中山三星建材(株)工場跡地買収事務検証結果報告に関する事項に係る監査結果報告についての当局の考え方や、議会にお願いしたい事項などを述べさせていただきます。

そもそも、当局が中山三星建材(株)工場跡地買収事務を検証することといたしましたのは、この土地の利活用を進めるために、当時の事務処理を確認する必要に迫られ、書類を探しました結果、信じがたいようなずさんな処理経過であったことがわかり、議会に調査を要請させていただきましたが、議会がそれに応じなかったことに端を発しております。

行政財産として、議会の議決を経て取得した財産を売却することは、当時の議決に反することです。このため、当局としては過去の議決を尊重し、この土地を行政財産として活用すべきかどうかについて、議会の御意見を伺いながら判断しなければならないと考え、その場合の議会の判断資料としていただくために、事務検証を進めたわけです。

その検証の結果、利用目的も定めずに、あいまいな形で購入したことが明らかになったばかりか、町が取得するようになった経過の中にも、説明できないような多くの問題点が存在することが露呈してまいりました。

議会では、こうした状況を踏まえ、本年5月15日に調査特別委員会が設置され、また同時に監査委員に対して監査請求を行い、中山三星建材(株)工場跡地買収事務の調査に踏み切られましたので、これで当町の事務が正常化され、町民の皆様方に説明できる状況のもとで、安心して事務を進めることができるようになるものと、大いに期待したわけでございます。

しかしながら、議会の監査請求に基づく監査結果報告書は6月20日に公表され、その内容を目にして愕然といたしました。

本来、公正中立な立場で行政に対して間違いのない事務処理の遂行を指導しなければならない立場にある監査委員が、監査結果報告書の中で、みずからの文章として、本来付与されるはずのない「利害を調整する立場から」の監査であり、利害を調整するために総括所見を述べたことを明記した報告書が公表されました。そして、取得後の行政上の利用目的も定まっておらず、一貫性のない取得目的であることについても許容し、PCBの処理問題も抱え込んだ建物や物件の取得につきましても、「町の利益になった」と不可解な見解を示し、最後には「司法の手にゆだねるような金銭の授受は見当たらない」と、監査委員の特異な感覚に基づく文脈を用いて、当時の一連の事務を容認する内容をつづっておられます。さらには、議案上程手続や起債申請手続などの事務的な部分におきましても、明らかに一般常識と異なる見解を示されました。

さらに驚愕しましたのは、可能な限り適正な事務処理に近づけようとする当局の試みを惑わすような不可解極まりない報告を行った監査委員が、詳細な説明を求める当局や住民の声にも一切応じないという、まことに傲慢な振る舞いを目の当たりにいたしましたことであります。民主政治が定着して幾久しく、さらに透明感のある行政運営を求める声が高まっている昨今において、今行われている当町の監査委員の対応や、問題を直視しない議会の対応が、現実の出来事であるのかと疑わざるを得ませんでした。

当局は、この監査結果報告書は、法的または実務的に誤りのある見解が多々記述された不適切なものであると確信しており、誤った見解が流布されることによりまして、行政事務に混乱を来し、町民の利益が損なわれるような事態を引き起こすようなことがあってはならないと危機感を募らせております。

このため、今定例会を前にして、議会でもこの監査結果報告書が、多くの不適切な内容が記述された信憑性に欠けるものであると認識され、当局が抱えている疑義を解き明かしていただき、正しい見解が広く町民に示されるよう、早急に意見を付して公表していただくよう要望する内容の文書を、議長あてに提出させていただきました。

目下、この監査報告書に関して、監査委員と当局とが直接話し合える場を持つことができない状況でありますので、監査委員がどのような根拠に基づいて結論を導き出されたのか、どうして誤りのある見解を公表されたのかも不明のままではありますが、でき得ることならば、今からでも監査委員に御教示賜り、その結果として、当局が改めるべきものがありますれば、監査委員に正していただき、町民の皆様方の利益を損なわないようにしてまいりたいと存じておりますので、議会としましても趣旨を御理解いただき、特段の御配慮をお願いしたいと存じます。もし、これがかなわない場合におきましては、監査報告書を受け取られました議会が、監査委員にかわって当局を御指導賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

目下、中山三星建材(株)工場跡地は企業誘致のために売却しようとしており、購入してくださる企業を探しているところでございますが、現在のように当局の検証結果報告と監査委員の監査結果報告とが、相反する内容となっている状況では、当局としても売却のための事務を進めるには、一抹の不安を覚えております。また、議会としましても、今後提出される財産の売却に関する議案の審議が難しくなるのではなからうかと心配もいたしております。議会も、当局も、町のため、町民のために行政運営を担っているわけでございますので、いずれにいたしましても、町民の皆様方が納得される選択を行わなければなりません。そのためには、町民の皆様方にわかりやすい情報を提供し、それぞれの結論を持っていただくようにしなければなりませんので、ぜひとも議会には、次の5点につきまして、明確な見解を町民の皆様方に披瀝していただく必要があると考えております。

まず1点は、中山三星建材(株)工場跡地の取得は、地方自治法などに定められた行政財産としての取得要件を満たしていたのか。2点目は、中山三星建材(株)工場跡地を工場用地として売却することの是非は。3点目は、売却は非であるとしたら、その具体的な利活用方策は。4点目は、中山三星建材(株)工場跡地を取得したことによって、町民は損害をこうむっていないのか。5点目は、損害をこうむっているとしたら、その損害をどのような形で補てんすればよいのかでございます。

当局としましても、議会がこの5点についての見解を公表し、その見解を町民の皆様方が

容認される状況となりましたときに、ようやくこの問題が収束できるのではないかと考えております。

今後、二度と基本原則を恣意的にねじ曲げることのない、信頼感のある行政運営が持続される町にするよう、当局は精進してまいりますので、議員の皆様方もこうした意識を当局と共有していただき、町民の代表として大いに奮闘されますことを切に期待するところでございます。

以上、現状の町政の一端を紹介させていただきましたが、我が国の行財政のあり方が大きな転換期を迎え、地域の自主性が求められる中で、わかりやすい行財政運営はもちろんのこと、町民の皆様方が納得し、将来にわたって幸せを実感できる町づくりを行わなければならないと考えておりますので、議員の皆様におかれましては、町政運営の趣旨を御理解いただき、御協力を賜りますようお願い申し上げます、本定例会の行政報告といたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、ご苦労さまでした。

次に、監査委員から決算審査報告をお願いいたします。

監査委員、八木宣和君。

〔監査委員 八木宣和君登壇〕

○監査委員（八木宣和君） 平成 19 年度吉田町各種会計歳入歳出決算並びに基金運用状況について監査を行いましたので、報告いたします。

審査の対象は平成 19 年度吉田町一般会計歳入歳出決算、平成 19 年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算、平成 19 年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、平成 19 年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算、平成 19 年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、平成 19 年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成 19 年度吉田町水道事業会計決算、平成 19 年度吉田町物品調達基金の運用状況でございます。

審査の時期は、平成 20 年 7 月 17 日、18 日に特別会計及び水道事業会計を行いました。それから平成 20 年 7 月 30 日、31 日、8 月 4 日、5 日、一般会計及び物品調達基金の運用状況について審査を行いました。

審査の方法としましては、町長から送付された各種会計歳入歳出決算書及び附属書類について計数の確認を行ったほか、財政状況及び予算の執行状況について資料を求め、これを審査しました。

審査の結果でございますけれども、各種会計歳入歳出決算書及び附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成され、それぞれ計数的に誤りのないものであることを認めました。

審査結果の詳細は以下のとおりでございます。

総括としまして、平成 19 年度一般会計及び特別会計の予算現額合計は 159 億 1,890 万 2,000 円、これは対前年度比 4 億 5,966 万 4,000 円の減、率としては 97%でございます。歳入額は 163 億 8,012 万 5,000 円、対前年度比 3 億 3,002 万 6,000 円の減、率としましては 98%でございます。歳出額は 154 億 5,646 万 7,000 円、対前年比 5 億 6,515 万 9,000 円の減、率は 96.5%で予算現額に対する執行率は 97.1%となりまして、前年度との比較では 0.7%の減となっております。実質収入額は 7 億 6,310 万 8,000 円で、対前年度比 9,333 万 9,000 円の増額で、率は 113.9%、前年度 88.8%となります。

次に、一般会計ですが、平成 19 年度の一般会計歳入歳出額は、歳入額 92 億 6,686 万 1,000 円、歳出額 85 億 4,234 万 6,000 円、差引残額は 7 億 2,451 万 5,000 円で、20 年度へ

の繰越財源 1 億 6,055 万円を差し引くと、実質収支額は 5 億 6,396 万 5,000 円となります。平成 18 年度との比較では、歳入額は 4 億 9,805 万 3,000 円の減、歳出額では 7 億 8,112 万 8,000 円の減となります。実質収支額 5 億 6,396 万 5,000 円は、前年度比 1 億 4,128 万 2,000 円、33.4%の増となります。

次に、歳入決算額の概要でございますけれども、収入済額を自主財源と依存財源に分類しますと、自主財源は 74 億 4,359 万 9,000 円で、構成比率は 80.3%、前年度は 73.6%でした。依存財源は 18 億 2,326 万 1,000 円で、構成比率は 19.7%となり、自主財源比率が前年度より 6.7%の増となっております。

自主財源は前年度比で主に繰越金が 1 億 8,296 万 6,000 円減額したものの、町税が 3 億 6,594 万 3,000 円、繰入金が 5,489 万 1,000 円、財産収入が 1,703 万円がそれぞれ増額となり、決算額で前年度比 2 億 5,335 万 1,000 円、3.5%の増額となっております。

依存財源は、前年度比で主に地方特例交付金が 1 億 596 万 4,000 円、地方交付税が 1,658 万 8,000 円、地方譲与税が 2 億 3,016 万 6,000 円、国庫支出金が 9,438 万 6,000 円、県支出金が 1 億 3,987 万 9,000 円、町債が 1 億 2,230 万円それぞれ減額し、利子割交付金が 480 万 2,000 円、配当割交付金が 212 万 3,000 円、地方消費税交付金が 90 万 1,000 円がそれぞれ増額し、決算額で前年度比 7 億 5,140 万 4,000 円の増額となりました。歳入決算額に対する町債比率は 3.7%、前年度は 4.7%でございましたけれども、町債依存度がやや低くなっております。

収入済額の本年度の特徴としまして、前年度と比較しますと、町民税では個人が 3 億 6,616 万 5,000 円増加しております。しかし、法人は 6,633 万 6,000 円減少しております。この町民税の増加は、税源移譲によるものでございます。

固定資産税は 5,524 万 3,000 円、1.6%増加し、本年度も大手企業の設備投資が寄与する結果となりました。

軽自動車税は 311 万 7,000 円、たばこ税は 233 万 5,000 円、都市計画税は 541 万 8,000 円の増額となっております。

町税総額では 64 億 7,566 万 8,000 円の収入済額となり、前年度より 3 億 6,594 万 3,000 円、率にしまして 5.99%の増額となりました。

たばこ税の増額でございますけれども、本数は減少しておるんですけれども、税率改正によりまして増額されたものでございます。

収入未済額は前年度に対し 1,696 万円減少しまして、2 億 6,979 万 3,000 円となり、不納欠損額は前年度より 98 万 7,000 円多い 2,365 万 7,000 円を計上することとなりました。

本年度の現年度分収納率は 98.5%と前年並みの数字となり、平成 17 年度以降 98%台を維持しております。今後も税負担の公平化からも、長期及び高額滞納者に対する徴税に努めていきたいと思っております。

次に、歳出決算額の概要でございますけれども、歳出予算額 88 億 8,479 万 2,000 円に対し、支出済額は 85 億 4,234 万 6,000 円で、執行率は 96.1%、前年度は 97.9%でございました。不用額は 3 億 4,244 万 6,000 円で、前年度より 1 億 7,338 万 8,000 円の増となっております。支出済額 85 億 4,234 万 6,000 円は、前年度よりも 7 億 8,112 万 8,000 円減で、減額となった主な内容は、教育費 2 億 3,619 万 1,000 円、諸支出金 2 億 2,437 万 2,000 円、土木費 1 億 7,775 万 4,000 円、民生費 1 億 6,795 万 2,000 円、総務費 1 億 4,052 万 7,000 円でご

ざいます。

歳出の特徴的な事業内容として、学校教育課はちいさな理科館建設に向けての調査、中央小学校用地買収、小・中学校図書室空調設備工事、自彊小学校北館管理及び教室棟外壁改修工事、吉田中学校管理教室棟外壁等改修工事、健康づくり課は、榛原総合病院財政支援、健康づくりセミナー、イキな男の料理教室、Challenge-YOGA事業、若返り貯筋塾等の健康づくり事業、都市建設課は町道カネマン大井線改良工事、東名川尻幹線改良工事、大幡川幹線改良工事、中央幹線改良工事、社会福祉課はさゆり保育園設計業務委託、同保育園土地利用・開発行為申請業務委託、自彊小学校区放課後児童クラブ室建設工事、社会教育課は遠州吉田音頭編曲・ダンス作成、吉田町オリジナルダンス曲・振付作成、産業課は水産基盤事業として、吉田漁港1号岸壁・河川護岸測量調査、同設計業務委託、津波・高潮危機管理対策緊急事業として、遠隔操作システムの設計業務委託、大幡川水門電気設備改修工事、吉田漁港津波防災ステーション光ケーブル敷設工事等が挙げられ、このような事業の取り組みと継続事業でそれぞれの成果を上げております。

次に、特別会計ですが、吉田町土地取得事業特別会計については、歳入総額が2億5,463万9,328円、歳出総額2億5,453万4,816円、差し引き残額10万4,512円の決算内容であります。

歳入は、平成11年度に取得した能満寺門前整備用地、地積は1万4,171.16平米でございますが、この一般会計への土地売払収入1,772万7,384円と、一般会計繰入金2億3,677万2,232円が主なものでございます。

歳出は、公債費2億3,677万2,232円と土地開発基金への繰出金1,772万7,584円が主なものでございます。

なお、平成20年度分能満寺門前整備の未償還元金4,810万円を本年度繰上償還し、平成11年度における借入金3億8,480万円の償還を完了しました。

平成19年度末土地残高は、土地取得特別会計分11億636万3,923円、地積にしまして2万4,799.55平米、町債分11億6,610万円、地積6万4,675.5平米の合計22億7,246万3,923円でございます。

当該事業に関する歳入歳出会計処理及び事務事業は、合法的に処理されておまして、財産運営も適正であることを認めます。

次に、吉田町国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入総額24億3,606万85円、歳出総額23億4,710万6,768円、差し引き総額8,895万3,317円の決算内容であります。

歳入を前年度と比較しますと1億3,382万1,000円の増額であり、この要因は、国庫負担金が2,917万円減額したものの、療養給付費等交付金7,177万円、共同事業交付金5,967万1,000円等の増額によるものでございます。

国保税の調定額に対する収納率は78.2%、前年度は78.7%でございました。収入未済額は2億5,668万円、前年度は2億6,193万9,000円となりました。

歳出を前年度と比較しますと1億7,608万7,000円の増額でございます。この要因は、老人保健拠出金が4,745万円、介護給付金が1,343万4,000円それぞれ減少しておりますけれども、保険給付費1億1,955万4,000円、共同事業拠出金9,072万6,000円、諸支出金1,574万9,000円等が増加したことによります。

保険給付状況は、療養諸費で一般被保険者が7万491件、費用額は10億5,779万3,000

円、退職被保険者が4万5,414件、費用額は7億2,436万5,000円となっております。高額療養費では、一般被保険者が87件で6,099万5,000円、退職被保険者が568件で3,251万8,000円となっております。保健事業活動費は716万6,000円で、執行率77.2%の内容でございます。

国民健康保険事業の歳入歳出に対する事務事業処理は、事業計画並びに定義に準じて適正であることを認めます。

なお、調定額の大きい現年度分の国保税の収納率は92.2%と前年度よりも0.7%向上し、平成17年度以前の状況に近づいております。一方、不納欠損額は前年度より1,590万7,000円増の2,289万6,000円となり、過去5年間においては最大の不納欠損額となっております。

国保財政の健全な運営を図るため、今後とも被保険者の健康づくりと疾病予防を推進するとともに、職員による訪問徴収等、滞納者との接触を多く図ることにより、滞納額の減少と徴収率の向上に努めていただきたいと思います。

次に、吉田町老人保健事業特別会計につきましては、歳入総額19億7,169万1,883円、歳出総額19億4,082万3,953円、差し引き残額3,086万7,930円の決算内容であります。歳入歳出を前年度と比較しますと、歳入では6,998万4,717円、歳出では1,841万2,133円の減額となっております。

歳入では、繰越金が3,721万2,000円増額となっているものの、支払基金交付金6,633万5,000円、一般会計繰入金2,287万4,000円、国庫負担金1,420万8,000円等が減額となっております。

歳出では、老人医療給付金1,951万9,000円、老人医療支給費208万4,000円、一般会計繰出資金656万2,000円等が減額となっております。

老人保健事業における歳入歳出処理は、事業計画を基調とし、諸事情の変化に迅速な対応で処理されており、適正に執行されていることを認めます。

次に、吉田町介護保険事業特別会計ですが、歳入総額13億1,029万6,410円、歳出総額12億9,505万8,564円、差し引き総額1,523万7,846円の決算内容であります。

歳入は保険料2億4,251万9,324円、国庫支出金2億6,992万2,436円、支払基金交付金3億8,114万1,356円、県支出金1億8,379万7,718円、繰入金2億626万2,950円、繰越金2,364万710円が主なものでございます。保険料の調定額に対する収納率は98.4%、前年度は98.7%で、収入未済額は319万1,348円となり、不納欠損額74万8,850円が発生しております。

歳出は、総務費3,602万4,993円、保険給付費12億1,065万271円、地域支援事業費2,373万3,430円、基金積立金1,592万円が主な支出額でございます。保険給付費12億1,065万271円は、対前年度比8,057万2,375円増で、内容としては施設介護サービス給付費4,847万7,260円、居宅支援サービス給付費が2,234万1,246円増加しております。

介護保険事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、事業計画及び諸規定に沿って適正に処理されていることを認めます。

また、財産に関する調べにおいては、金融機関証明により適正であることを確認しました。

次に、吉田町公共下水道事業特別会計ですが、歳入総額11億4,057万6,726円、歳出総額10億7,659万7,018円、差し引き差額は6,397万9,708円でございます。

歳入は、公共下水道受益者負担金 3,238 万 7,180 円、下水道使用料は現年度分 5,646 万 1,856 円、過年度分 56 万 1,530 円の合計 5,702 万 3,386 円、国庫補助金 9,000 万、一般会計繰入金 5 億 7,707 万円、町債 3 億 2,390 万円が主なものでございます。昨年度との比較では、受益者負担金 1,249 万 1,980 円増、下水道使用料 405 万 6,986 円増、一般会計繰入金 272 万 6,000 円増、国庫補助金 6,420 万円減、町債 440 万円減となり、総額では 797 万 4,301 円の減額となっております。

歳出の主なものは、管渠建設費 5 億 1,069 万 772 円、管渠維持管理費 1,073 万 7,732 円、浄化センター維持管理費 7,596 万 5,315 円、公債費 4 億 7,920 万 3,199 円でございます。前年度との比較では、管渠建設費 6,269 万 9,738 円減、管渠維持管理費 545 万 261 円増、浄化センター維持管理費 556 万 1,368 円減、公債費 954 万 1,070 円増となり、総額で 6,217 万 9,025 円の減額となっております。

管渠建設費は公共管渠建設費 3 億円、町単管渠建設費 1 億 7,081 万 950 円、町単排水設備建設費 611 万 1,966 円となっております。

公債費は償還金元金 2 億 6,344 万 5,414 円、償還金利子 2 億 1,575 万 7,785 円でございます。

公共下水道事業における歳入歳出に関する会計処理及び建設事業内容は、事業計画及び諸規定に基づき、適正に処理、執行されていることを認めます。

次に、企業会計の吉田町水道事業会計でございますけれども、平成 19 年度の業務量は総配水量 488 万 5,211 立方メートル、これは前年度比 1 万 42 立米の増です。総有収水量 433 万 4,410 立米となっております。

給水件数は 1 万 2,493 件、給水人口は 3 万 3,082 人、うち吉田町は 2 万 8,518 人です。給水普及率は 91.6%、前年度が 90.9%でございます。

収益的収入及び支出につきましては、まず収入の部でございますけれども、水道事業収益が 19 年度 5 億 2,413 万 5,519 円、前年度が 5 億 1,937 万 8,286 円でしたので、対前年比 475 万 7,233 円の増、支出におきます水道事業費用は平成 19 年度 4 億 5,964 万 5,865 円、18 年度 4 億 1,433 万 9,147 円で、4,530 万 6,718 円が増となっております。

経常利益でございます。平成 19 年度 6,448 万 9,654 円、平成 18 年度 1 億 503 万 9,139 円でしたので、対前年度比 4,054 万 9,485 円の減額となっております。

資本的収入及び支出については、まず、収入でございますけれども、資本的収入が平成 19 年度 5 億 2,762 万 1,200 円、平成 18 年度 2 億 9,876 万 1,050 円、前年度比 2 億 2,886 万 150 円の増額となっております。

資本的支出でございますけれども 7 億 7,798 万 1,633 円が平成 19 年度、18 年度が 5 億 7,390 万 1,306 円でございますので、前年度比 2 億 408 万 327 円の増額となっております。差し引きの過不足額でございますけれども、平成 19 年度は 2 億 5,036 万 433 円のマイナス、これに対して 18 年度が 2 億 7,514 万 256 円のマイナスになっておりますので、対前年度比 2,477 万 9,823 円の増額となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 2 億 5,036 万 433 円の補てん財源は、減債積立金 2,000 万円、建設改良費積立金 6,000 万円、過年度分損益勘定留保資金 1,867 万 5,559 円、過年度分消費税資本的収支調整額 1,634 万 4,144 円及び当年度損益勘定留保資金 1 億 3,534 万 730 円でございます。

水道事業支出の主なものは、漏水修理、施設修理、量水器取りかえ修理等の修繕料 3,148 万 6,863 円、ポンプ稼動用電気料の動力費 2,679 万 8,106 円、施設警備、計装設備保安点検、漏水調査等の委託料 1,021 万 1,700 円、建物、構築物、機械及び装置、車両等の有形固定資産減価償却費 1 億 7,160 万 2,936 円、固定資産除却費 3,756 万 1,037 円等でございます。営業外費用の主なものは、企業債利息 6,665 万 9,528 円、開発償却費 495 万 6,000 円等となっております。

資本的収入は、財務省、公益企業金融公庫からの企業債 4 億 4,300 万円、消火栓設置に係る出資金 82 万 4,250 円、工事負担金 9 件 6,119 万 6,950 円、加入分担金 439 件分 2,152 万 3,717 円となっております。

資本的支出の主なものは、建設改良事業に伴う設計業務委託料 6,303 万円、企業債元金償還金 1 億 1,163 万 2,373 円等となっております。

企業債未償還残高は、政府資金 16 億 3,855 万 298 円、公庫資金 11 億 4,558 万 9,363 円の合計 27 億 8,413 万 9,661 円となっております。

契約金額 2,000 万円以上の工事請負契約は、第 2 浄水場配水池築造工事、除鉄除マンガン施設工事、日の出町片岡辻線配水管布設がえ工事、日の出町片岡辻線配水管布設工事、榛原幹線ほか 2 路線配水管布設工事、鮎ヶ窪 11 号線ほか 2 路線配水管布設がえ工事でございます。

提出された決算書、決算附属書類の内容について決算審査を行った結果、地方公営企業法及び事業計画書に基づき、事業に関する歳入歳出会計処理及び事務事業は合法的に処理されており、財産運営及び棚卸資産管理は適正であることを認めました。

石綿管の更新も 3,220 メートルと減少してきましたが、残りの布設工事箇所が作業的に配水管布設場所の変更を伴う難しい工事箇所が多くなっております。

今後の水道事業運営に当たっては、より効率的な事業運営に努めていただき、今後も町民が安心しておいしく飲める安定した水道水の供給をお願いしたいと思います。

次に、物品調達基金の運用状況ですが、基金運用に係る収入金額は、前年度からの繰越金 348 万 5,011 円、本年度売上金額 497 万 2,038 円で、合計 845 万 7,049 円となっております。

支出金額は、本年度仕入金額 485 万 2,438 円、一般会計繰出金 6,066 円で、合計 485 万 8,504 円となっております。

差し引き現金は 359 万 8,545 円で、期末棚卸額、伝票、封筒等でございますけれども 40 万 1,455 円となっており、基金運用残高は条例に定める基金の額である 400 万円で、回転率は 1.2 となっております。

物品調達基金運用の事務処理は、諸帳簿、伝票処理及び棚卸管理等適正に処理されていることを認めました。

最後に、19 年度決算審査の総括でございますけれども、審査に付された各種会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令、諸規定に基づき作成され、歳入歳出額は予算作成の基本に準じて、事業目的に沿って執行されており、それぞれが計数的に正確であり、平成 19 年度の会計処理及び行政事業執行が適正に処理されていることを確認しました。

予算の執行状況はおおむね良好であり、所期の成果が得られたものと認められます。

平成 19 年度町税の収入済額は、前年度に引き続き大手企業を中心とした新規の設備投資により、法人固定資産税の伸びが顕著で、過去最高額であった前年度を上回る決算額となり

ました。しかし、企業の好不況のバロメーターとも言える法人町民税が前年度に比べ減少しており、経済の不透明感をあらわしているとも言えます。このような経済情勢下においては、施策の緊急度、優先度を考慮し、財源の計画的な配分を図るとともに、事務事業の効率化に努め、財源を有効に活用し、町民のニーズにこたえられるよう、迅速な事業推進をお願いしたいと思います。

以上、平成 19 年度決算報告とします。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書、各監査結果の報告につきましては、お手元に写しを配付させていただいておりますので、御了承をお願いしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。監査報告といたします。

○議長（吉永満榮君） 監査委員、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。

再開は 10 時 45 分といたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前 10 時 34 分

再開 午前 10 時 45 分

○議長（吉永満榮君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（吉永満榮君） 日程第 4、議会閉会中の委員会活動報告をそれぞれの委員長から報告願います。

最初に、総務文教常任委員会委員長からお願いします。

11 番、勝山徳子君。

〔総務文教常任委員会委員長 勝山徳子君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（勝山徳子君） それでは、総務文教常任委員会から議会閉会中の調査活動について御報告申し上げます。

6 月 24 日、4 階第 2 会議室におきまして、午前 9 時開議。出席は委員 7 名と議長の計 8 名、当局から町民課長、担当職員 1 名の御出席をいただきました。

定足数に達していることを確認し、議会閉会中の調査案件であります生活環境対策の環境衛生対策についてを議題に上げ、委員会を開会いたしました。

町民課長より、1、吉田町ごみのないクリーンなまちづくり条例について、2、環境基本条例について、条例の内容、県内市町の制定状況、今後の取り組み、3、ペット対策について、市町別登録・注射頭数、市町別動物の死体収容頭数、市町別猫引き取り頭数、野良猫を増やさない対応、苦情・相談件数、資料をもとに説明をしていただき、その後質疑応答を行いました。

ごみのないクリーンなまちづくり条例について、質疑はたくさん出ましたが、3つの質疑を報告いたします。

委員。吉田町ごみのないクリーンなまちづくり条例が制定されており、今後環境基本条例をどのように考えていくのか。

当局。クリーン条例につきましては、環境美化、資源の有効活用を推進することを目的としている。環境基本条例につきましては、もう少し環境保全、基本理念を高めていく。場合によっては、今あるクリーンなまちづくり条例を中に取り入れていくことも考えていく。制定の仕方によっては残していくこともあり、最終的には結論は出していない。

委員。条例をつくる時、環境に理解のある人や関心のある人で推進委員会をつくって、基本計画や条例をつくってはどうか。

当局。条例をつくる時には、審議会を設けてつくるのが一般的で、広く住民の皆さんからの御意見を入れていく必要がある。

委員。ごみのないクリーンなまちづくり条例の中で、欠けているもの、反省点、課題点等はあるのか。

当局。ポイ捨て防止が主で、その防止という意味で名称は違えどもクリーン条例という傾向になった。リサイクル優良企業者証の交付についても、当時とは状況も違ってきて、認定の判断基準が難しくなってきた。ISOの関係とか取り巻く環境が変わってきて、すぐ取り組む状況ではなかった。今後、基本条例を定める中で、今のクリーン条例とは別のものになると思っている。クリーン条例をどうするかということ踏まえまして考えていきたい。時代に合わないということではなく、クリーン条例の手直しができればとも考えている。

ペット対策について。質疑がたくさんありましたが、2点だけ報告いたします。

委員。ペットの火葬場やペットの墓場をやっているところもあるが、当町においてペットの火葬場の要望の声はあるのか。

当局。要望の声は若干あります。ペットの亡くなったときの相談がありますので、民間の業者や島田市の火葬場で市民以外でも受け付けてくれるので紹介をしています。

火葬場については議論を重ねておりますが、今ある人間の火葬場では一緒というわけにはいかない。なかなか今すぐには進まない。

委員。猫のふん被害や犬のふんの看板の設置について。

当局。看板の設置はしています。苦情についてはあります。野良猫に対して、えさをやっていただくのはいいのですが、やりっぱなしで動物愛護の観点でいけばよろしいわけですが、責任を持っていただくことが重要であり、事例で、えさをやる時間を決め、食べ残しは処理をしたり、ふんもトイレをつくってやればそこです。猫の行動範囲も狭くなる傾向もあると聞いている。

質疑を終結し、委員会を閉会いたしました。散会は11時40分でした。

続きまして、7月18日の委員会報告をいたします。

4階第2会議室におきまして、午後1時開議。出席は委員7名と議長の計8名、当局から町民課長、担当職員2名の御出席をいただきました。

定足数に達していることを確認し、閉会中の調査案件であります生活環境対策の環境衛生対策についてを議題に上げ、委員会を開会いたしました。

当町において環境衛生対策に関する課題を挙げ、暫時休憩をし、島田市への取り組みを視察に行きました。

視察目的は、1、猫の適正飼育について。内容項目として、猫の登録状況、飼い猫の避妊

去勢手術補助金、ペットの火葬状況であります。

2、環境基本計画作成後の状況について。内容項目は、作成の経過と作成後の状況についてであります。

島田市役所において、各担当職員より説明をいただき、質疑応答を行い、終了後、ペットの火葬場を視察させていただきました。

視察の検証は次回の委員会で行うこととし、委員会を閉会いたしました。散会は4時30分でした。

続きまして、8月5日の委員会報告をいたします。

4階第2会議室におきまして、午前9時より開議。出席は委員7名と議長の計8名、当局から町民課長、担当職員1名の御出席をいただきました。

定足数に達していることを確認し、議会閉会中の調査案件であります生活環境対策の環境衛生対策についてを議題に上げ、委員会を開会いたしました。

7月18日に島田市の環境対策、猫の適正飼育、環境基本計画、ペットの火葬場を視察いたしました。視察の検証ということで、委員の皆様から感想や気がついた点、意見等を出していただきました。

委員。島田市はペット対策はすばらしいと思います。ペットの火葬については、時代の流れの中でやるべきだと思います。一つの町で行うのは効率もよくありません。広域組合にお願いし、謝恩閣の整備とあわせて、一角に施設を設けていただきたい。

島田市で実施していたペットの慰霊棚は、3年間使用料は無料で、花瓶や写真立てを置くなど利用者が増えている状況で、よいアイデアだと思う。無料ではなく保管料として少しでも使用料をいただいたほうが、市民にバランスがとれるのではないかと思います。

委員。猫の飼育の把握については、合併した後、把握の状況は難しいと思う。

委員。島田市では環境基本条例を平成13年に制定し取り組み、七、八年たっている。ペットの火葬も年々ふえている状況を見ると、火葬場の設置も必要になってくる。飼育指導要綱を我が町でもつくって、トラブルのないように注意を促していくことも大事と思う。

ほかにも感想、意見が出ましたが、3名の報告といたします。

視察の研修に対する検証を終わり、次に、委員会視察について委員の皆様から、視察先、視察内容の提案を出していただきました。詳細を調べて検討し、次の委員会で案を示していくことで了承していただき、委員会を閉会いたしました。散会は11時でした。

続きまして、8月26日の委員会報告をいたします。

4階第2会議室におきまして、午前9時開議。出席は委員7名と議長の計8名、当局から会計管理者兼会計課長、総務課長、契約管理課長、企画課長、町民課長、社会福祉課長、高齢者支援課長の出席をいただきました。

定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。

初めに、当局から、9月議会に上程を予定されている議案、平成19年度歳入歳出決算の認定5件、条例の一部を改正する条例の制定3件、規約変更1件、人事案件2件、平成20年度補正予算5件、平成19年度健全化判断比率の報告1件、さゆり保育園改築工事請負契約の変更について1件、計18議案の説明を、各担当課長より報告をいただきました。

報告事項が終了した後、暫時休憩をし、所管事務調査に入るため、各課長には御退席いただきました。暫時休憩を閉じ、早速議会閉会中の調査案件に入りました。委員会視察について

協議をしていただきました。

委員会視察先、視察内容、日程等、9月議会中に検討し、スケジュール案を示していくことにいたしました。

次に、ごみ処理対策についてを議題にし、暫時休憩をし、リサイクルセンターの現地視察を実施いたしました。

ごみ減量化対策事業の課題点に、3Rの取り組みが上げられています。

リサイクルセンターに収集されてくる資源物の分別状況を視察させていただき、金物類、プラスチック類のマークつき、マークなし、ペットボトル、白色トレイの分別状況を把握することができました。炎天下の中、分別作業をしている職員の姿がとても印象に残りました。

暫時休憩を閉じ、会議を再開し、議会閉会中の調査案件について、引き続き少子高齢者対策と障害者福祉対策並びに生活環境対策についてを総務文教常任委員会の継続調査とすることをお諮りし、異議なしと認め、引き続き継続調査といたしました。

以上で委員会を閉会いたしました。散会は11時30分でした。

以上で、総務文教常任委員会の議会閉会中の調査活動の報告を終わります。

○議長（吉永満榮君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会副委員長からお願いします。

5番、藤田和寿君。

〔産業建設常任委員会副委員長 藤田和寿君登壇〕

○産業建設常任委員会副委員長（藤田和寿君） それでは、平成20年度9月定例会委員会報告を行います。産業建設常任委員会から、議会閉会中の調査活動について御報告申し上げます。

なお、永田委員長より、議長あてに欠席の届けが出ておりますので、吉田町議会委員会条例第9条により、副委員長が代行して御報告申し上げます。

平成20年8月18日、調査案件の新たなる産業の創出をテーマに、町内2カ所の委員会視察を実施いたしました。出席委員数は7名です。当局より、産業課長ほか3名、事務局2名の合計13名で参加いたしました。

最初の視察先は、ハイナン農業協同組合に伺いました。午後1時半より、JAハイナン吉田営農経済センター2階会議室において、堀住センター長と八木次長の出席をいただき、定足数に達しているのを確認し、委員会を開会いたしました。

まず、吉田町における農業の現状と課題などの説明をいただき、農産物はレタス、水稻、お茶が主流である。いずれの営農者も高齢化と後継者不足、価格低迷、最近の原油高騰による化学肥料及び農薬や燃料高などで、離農者が少しずつ増加傾向にあるとのことでした。また、それに伴い、休耕地、遊休地などが増加している。

レタスは農協の合併により、吉田ブランドからハイナンレタスとして出荷されている。特に、吉田産は品質的に評価が高く、安定した味で、安心して流通されているが、県内外にお

いて他品種の栽培や外国産の安い野菜類の輸入により影響を受けている。近年加工用として市場開拓し、需要拡大を模索している。

次に、水稻であるが、大井川の豊富な伏流水のおかげで、栄養価の高いおいしいお米が生産されている。ほとんど自主流通米として榛南他地域のお米より高く売買されている。しかしながら、お米の価格は安く、良品質のおいしいお米でも1俵当たり1万6,000円から1万8,000円程度で、10アール当たり9俵から10俵収穫できるが、苗代や機械代そして肥料代などの経費を引くと、労働賃金が出ない状況である。そのようなことから、我が町においては、米の栽培が本来は表作であるが、価格的にはレタスが表作で水稻が裏作になっているのが現状とのことであった。

また、お茶など他生産物の現状説明をいただきました。

その後、吉田ブランド、農業指導の体制、育苗センター、遊休地などについて質疑を行いました。

以上で、ハイナン農業協同組合吉田営農センターの視察を終了いたしました。15時10分でした。

続いて、静岡うなぎ漁業協同組合へ移動し、組合会議室において大場専務理事、森田経営管理スタッフの出席をいただき、3時半より視察を再開いたしました。

本年4月より、焼津から中遠までの4つのウナギ組合が合併して、組合員数19名、年商約70億円の組合として発足したとのことです。町内業者は現在7名であり、ことしはシラスウナギを260キロ池入れし、成鰻になると1,000倍の260トンに育て、出荷を予定しているそうであります。しかし、近年はシラスウナギの価格が高く、キロ70万から100万円で取り引きされ、養鰻業者の負担が多く大変であり、組合で対応を苦慮しているとのことであった。

最近の産地偽装問題や中国製ギョーザ事件等の影響で、消費者の食に対する安全・安心の目がますます厳しくなり、国内産を好む傾向が著しくなっている。そのため、国内産は品薄となり、中国産、台湾産を扱う状態だそうであります。台湾、中国産でも同じアンギラジャポニカという種類のウナギのシラスウナギを養殖しており、同じウナギであるとのことでした。また、日本よりも厳しい基準で管理され安全である、また、味の評価も国産と変わらないか、それよりもよいとのことでありました。PRを行っているが、消費者に浸透するのはなかなか難しいとのことであります。

特に、日本人は国産嗜好が強いので、もう一度ウナギの養殖を再開しようと、現在場所を選定しておりますが、シラスウナギの高騰と燃料の原油高が続くと、今後養殖を続けていくのは難しい見通しであるとの説明をいただきました。

その後、ウナギ以外の養殖、外国産の安全性、活鰻、お店との連携、シラスウナギなどについて質疑を行いました。最後に決済が組合本部であり、今後も町へ協力要請をしていきたいと伺いました。

以上で視察を終了し、委員会を閉会しました。閉会時間は午後5時でした。

続きまして、8月27日の委員会の御報告を申し上げます。

永田委員長が欠席のため、副委員長が職務代行をいたしました。

4階第2会議室において、午前9時より、出席は委員数は6名、当局から会計管理者兼会計課長、総務課長、企画課長、社会福祉課長、都市建設課長、下水道課長、水道課長の御出

席をいただきました。

定足数に達しているのを確認し、委員会を開会いたしました。

初めに、9月議会に上程を予定されている議案についての概要を各担当課長より御報告いただきました。報告が終了した後、社会福祉課にさゆり保育園についての確認のための質疑が3点ありました。

確認が終了し、報告事項を終了した後、所轄事務調査に入るため、当局の皆さんに御退席をいただきました。

その後、産業課長、課長補佐の御出席をいただき、新たなる産業の創出についての調査事項の協議に入りました。

まず、ハイナン農業協同組合様と静岡うなぎ漁業協同組合様を視察した意見を各委員よりいただきました。

委員。ウナギは4月に合併したが、中国産と国産との兼ね合い、シラスウナギの高騰など厳しい問題を抱えている。また、消費者のイメージと違い、中国産は厳しい検査後受け入れているので安全との説明を受けたが、PRがうまくいっていないと感じた。農業は、吉田ブランドがなくなり寂しい。新たな特産品の開発が今後必要である。

委員。JAハイナンは、原油などによる影響を苦慮していたが、化学肥料など7月の1.5倍の値上げの前に仕入れ、本年の影響は軽減を図ったと聞き安堵しました。ウナギは、輸入品の安全と国内産の値上げなどによるダブルパンチで、販売減にあると聞き、ウナギ祭り等活性化策を考えたい。

委員。地元を知るよい視察であった。今後も漁協、商工会など継続し行うことを期待する。農業人口の減少と都市化について、例えば30日に東名川尻幹線の一部開通で沿線の農業地等課題を改めて感じた。ウナギについては、安全面、味覚面での試食会等のPRの検討と、今後とも状況確認を継続する必要がある。

委員。組合ばかりでなく、実際に従事されている方々のお話も聞き、広く情報収集を行い、新たなる産業創出の検討課題にしていきたい。

以上、報告を受け、課題など詳細につき担当課に質疑を行いました。

委員。吉田ブランドについて。

課長。町としては、個々の対応と考えております。

委員。合併した静岡うなぎに対する補助について。

課長。合併前に補助していたのは吉田町だけであった。しかしながら、今後売上計上が吉田と初めて聞いた。協力できることがあれば検討していきたい。

委員。遊休農地の活用を農業委員会で検討されていることについて。

課長。過去2年間農業委員会で実態調査をしている。平成18年約18万平米、平成19年は約32万平米であり、1.8倍ふえているのが現状である。試験的には市民農園用地として利用を考えている。ただ、作業時の駐車場問題など課題も残されております。

委員。静岡うなぎは他市町から消費者などの見学があると聞いたが、富士山静岡空港の開港を控え、産地観光について。

課長。近隣の観光協会が協力して、バスにて案内を企画し、吉田町は小山城、吉田公園、丸榛吉田うなぎをコースに入れて行いました。今後は、産業4団体などと協議して、観光協会が中心となって検討していきたいと考えております。

その他、関連の質疑を行い、視察に対する検証を終わりました。その後、次回視察先は吉田漁協と吉田町商工会とし、10月初旬にて調整を行うことを確認いたしました。委員会視察について協議を終了し、産業課の皆様に御退席をいただきました。

次に、議会閉会中の調査案件について、引き続き公共上下水道事業に関する調査と、新たな産業の創出についてを産業建設常任委員会の継続調査とすることを委員にお諮りしたところ、全員異議なく、引き続き継続調査とし、本日の委員会を閉会いたしました。閉会は11時30分でした。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（吉永満榮君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結いたします。

副委員長、御苦労さまでした。

次に、空港関連特別委員会委員長からお願いいたします。

9番、増田宏胤君。

〔空港関連特別委員会委員長 増田宏胤君登壇〕

○空港関連特別委員会委員長（増田宏胤君） 空港関連特別委員会から、議会閉会中の活動報告をいたします。

7月25日金曜日、午後1時30分より、役場第2会議室におきまして、委員会を開催いたしました。委員6名と議長の計7名の出席をいただき、定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。当局からは、企画課長、本日は空港建設事務所から小松幸雄所長、桐澤敬専門官、秋山悦郎用地課長、藤浪哲也工事課長にお越しいたいただき、報告事項として静岡空港建設地の現況について及び空港建設地視察を行う予定であることを告げました。

委員長あいさつの後、本日の委員会の次第のとおり、報告事項に入りました。

静岡空港建設地の現況について、小松所長よりあいさつを兼ねまして報告を求めました。

小松所長。きょうは空港建設に関しまして、いろいろと御指導、御協力をいただき、ありがとうございます。この場をおかりしてお礼を申し上げます。きょうの資料として配付した魅力あふれる「ふじのくに」静岡県により、最近の状況等を地図、パンフレットも含めてお話しします。

報告の主な内容として、アクセス道路計画、自動車による空港へのアクセス、陸・海・空の総合交通ネットワーク、全国の空港配置、就航先と主な就航要請先の現況、旅客ターミナルビルの建設計画、経済・雇用への期待等について、資料により詳細に現況の報告をいただきました。

次に、お手元の配付資料「お知らせ」について、吉田町空港対策協議会が発行した富士山静岡空港開港後の環境監視計画について、企画課長より要点の御説明をお願いし、内容は次のとおりです。

企画課長。この計画は、ことしの3月24日に開催されました第24回静岡空港環境監視機構の会議の中で、審議、承認された内容の抜粋を、吉田町空港対策協議会が新聞折り込みを活用いたしまして、町内へ配布させていただいたものでございます。

この計画の内容ですが、環境影響調査で予測した開港5年後までを対象として策定されたものでございまして、空港開港後の公害防止及び自然環境の保全を図るために行う環境監視計画の見直しとなる計画でございます。この計画は、必要に応じて調査内容や管理体制を見直すこととしております。

計画の具体的調査内容は、生活環境項目として大気汚染、航空機騒音、アクセス道路騒音・振動、水質汚濁などの調査を実施いたします。また、自然環境項目では植物、動物、生態系、景観の調査を実施する計画となっております。また、環境監視の結果や通報等により、何らかの異常が認められる場合には、関係機関と連携するものとして調査するとともに、事業による環境への影響が認められる場合には、適切な対応を行うこととしております。

これらの各種環境項目の調査地点を示した図面など、開港後の環境監視計画のより具体的な内容につきましては、町のホームページや庁舎1階の情報コーナーでごらんいただくことができますので、見ていただきたいと思います。

なお、航空機騒音と電波障害の基点につきましては、ことし2月新聞折り込みにより町民にお知らせをしております。

開港後の環境監視計画というものは、当町において非常に重要な計画でございます。開港後における空港周辺地域における環境を保全するためには、適切な管理体制のもと環境を監視していかなければなりません。皆様におかれましても、御支援御協力のほどをお願いいたします。この計画については以上でございます。

なお、追加の報告事項がありました。

住宅防音工事について現況を報告します。昨年8月2日に吉田町空港対策協議会と静岡県と吉田町が締結いたしました航空機騒音対策事業に係る協定書に関連いたしました現状を報告いたします。

静岡県はこの航空機騒音対策事業に係る協定書に基づきまして、ことしの7月1日に静岡空港住宅防音工事事業費補助金交付要綱を告示いたしました。

この要綱は開港前対策の一つで、住宅防音工事の補助制度であります。この告示以降、静岡県と町が住宅防音工事対象区域内にある住宅に対しまして、戸別に訪問させていただきまして、精査の説明を行っております。既に、何件か住宅防音工事の申し込みの相談が県に送られているということでもあります。

次に、旅客ターミナルビル内の公的利活用スペースであります。本日、県の配付資料に2階の旅客ターミナルビル、ゾーニング図があります。ここに公的利用施設が確保してくれてございます。この公的利活用スペースは、静岡県が富士山静岡空港株式会社から借り入れる施設であります。このスペースの一角に、2市1町、島田、牧之原、吉田で情報発信コーナーとして県が確保してくれたものでございます。現在、この公的利活用スペースをどのように運営していくかにつきましては、2市1町で協議をする状況であります。静岡空港ターミナルビル内の吉田町のPRを、空港を訪れる多くの皆さんに対しまして町を知っていただくよい機会ですので、町を利用していただく機会を提供できるかと思っております。町内の産業団体及び観光協会に入ってください、利活用について町内の中で打ち合わせを重ねています。

報告は以上のおりであります。今後開港記念式典等いろいろのイベントの計画がありますので、御協力をお願いします。

委員長。報告事項については以上であります。ここで、お聞きした静岡空港建設地の現況

及び環境監視計画について質疑に入り、御意見、御質問の内容は次のとおりです。

委員。11月8、9日の催しは、吉田町としてどういう形のもので、全体で5万人から10万人規模ということは、どのようなイベントになるのでしょうか。町として、各市町が持ち寄ってやるようになるのか、詳しく説明をお願いしたい。

空港建設事務所。ただいま、実行委員会でやっております。役場を初め商工会にも御参加いただきまして、地域を挙げてやろうということです。踊り、太鼓、就航先のイベント、実際に小型飛行機が降りる、ヘリコプターの試験飛行など多種多様なイベントで、地元の方に大勢参加していただいて、誘導路の一部開放や駐車場も含めて周辺の企業さんの参加も考えています。このイベントは年1回ありまして、前は宮崎県でしたが、就航にあわせて、ことしは静岡県に来たということで、全国的なイベントでございます。

委員。国内線に関して表明のあったANAとかJALの路線以外に、鈴与の航空会社による鹿児島、熊本、小松の説明があつて、成田はどのような状況になるのでしょうか。飛ぶ可能性があるのかどうか理由についても伺いたい。

検疫の問題について、病気のウイルスの心配も出てくるので、体制をどのように考えているか。

環境監視計画について、これに関係する会議は定期的に行われていくのか及び委員の方の構成を教えてください。

新聞による制限表面で就航に影響があるような立木、土石があることをニュースで聞いたのですが、本当のことなのでしょうか。なぜ、そのようなことになってしまったか。開港に影響が及ばないのでしょうかについてお尋ねします。

空港建設事務所。成田便については評判もあると聞いており、可能性は成田はあるが、発着枠の問題もあり、簡単にはいかないと思う。成田については、具体的な段階で話が進んでいないということです。

出入国管理でシイ・アイ・ツウと連絡をとり、この場合は御前崎、清水港や税関の問題があり、名古屋税関等と連絡をとりあつて、出入国管理は開港当初から万全な体制を期していきたい。

環境監視機構を初め地元の協議会もあり、環境監視には住民に対して誠実に行う義務がある。市町と情報交換して、不測の事態にもすぐ対応できるようにしていくということであります。

新聞の情報については、現在係争中でもあり差し控えてまいりたい。円滑に解決に向かって進めていきたい。飛行検査が通らなかったら飛行機は飛びませんから、それなりの対応策をとってやっていくことになります。

企画課長。環境監視計画はその中に環境監視結果の評価の項目があります。毎年1回以上環境監視機構に報告して、公正、忠実な評価を受けることになっており、客観的な評価をしていただけることになっていきます。環境監視機構のメンバーについては、県の関係ですが、現状の者が継続していくことになると思います。

委員。成田便について可能性があるとのことですが、実際は難しいのが現状でしょうか。現実的に入り込めるのかお聞きしたい。

検疫の件で、実際就航が決まって何人体制で1チームなのか。御前崎、清水、名古屋からの人事面での対応で安心できるよう具体的をお願いしたい。

制限表面の件では、飛行検査での課題があつて開港までには決着がつく話なのか。なぜ立木が残ったのか。県のミスであつたのでしょうか、説明をお願いします。

環境監視計画の環境監視機構とは別に、2市1町の調整会議など住民の意見が県に届くような市町の入った会議の設置予定があるのかお聞きしたい。

空港建設事務所。成田便は可能性があるということで、新聞に記載のとおり建設していく中で具体化する問題でございます。

検査については、国民の安全・安心に関する問題ですから、諸問題の解決と具体的にその場でやります。便数も明確になったところで、組織や人員の配置については、どこの空港も万全を期していくということで、関係機関に対応していただきしっかりやってもらう体制を求めていくことが我々の責務と考えています。

制限表面のことについては解決できるよう、今後の過程の中で精力的にやっていきますので、これ以上は差し控えたい。

2市1町の関係は、困ることの問題など不十分であれば話し合っていていただいて、それなりの対応と指導をお願いしたい。

委員。成田便の需用予測は達成しないと採算が合わない。今後の課題はあるが、働きかけていくことで理解しましたが、県はどのようにしていけば成田の路線の開港につながるのか、今後の考え方をお聞きしたい。

検査の体制の問題で、空港ターミナルの見取り図の中で、どこに位置づけされていますか。

空港建設事務所。成田便については航空会社の方針もありますし、これから大きな検討課題と思いますし、魅力のあるところには情報が多くなって、航空会社との今後の研究課題がありますので、御意見ありがとうございます。

資料の中で、検査について、国内線、国際線ともに具体的にそれぞれ分けて建設中であります。

委員。環境監視計画の関係で2市1町と県との定期的な会議の設置を要望したいと思えます。検査の問題はこれからだということですが、検査の関係でコストについて計画の中に入っておりますか。

制限表面の立ち木について係争中ですが、なぜ今こうなったのか、県が測量をやって線引きにミスがあつたのか教えていただきたい。

空港建設事務所。検査の問題は静岡県に関係ありません。国が責任を持って行う職務であります。

制限表面上の義務については、申しわけないですが、公式の場で具体的に進めています。航空訴訟で行った結果であるということです。実際、測量隊も入れましたが、受け入れてもらえず、測量ができなかった経過もありましたので、今日の答弁は御理解をいただきたいと思えます。

委員長。ここで質疑は以上とします。暫時休憩とし、空港建設地視察といたしました。

暫時休憩の中で、空港建設地において、空港建設事務所の案内と説明をいただきまして、空港の施設として整備された進入灯橋梁、滑走路、エプロンと建設中の旅客ターミナルビルの内部を視察いたしました。

視察後、空港関連特別委員会を閉会いたしました。散会は午後4時30分でした。

以上で、空港関連特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（吉永満榮君） 報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を許します。

質疑ございませんか。

5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 空港関連特別委員会の委員長にお聞きしますが、来年3月に開港を目前にして、今後の委員会の予定等決まっているようでしたらお願いしたいと思います。

○空港関連特別委員会委員長（増田宏胤君） 現状では、予定は決めておりません。今後の委員会の中でお話をしていきたいと思えます。

○議長（吉永満榮君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第40号～議案第59号の一括上程、説明

○議長（吉永満榮君） 日程第5、議案上程を行います。

第40号議案から第59号議案まで一括上程いたします。

町長から提案理由説明を求めます。また、報告事項についても説明をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成20年第3回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正につきまして3件、決算の認定につきまして7件、補正予算につきまして6件、規約の変更につきまして1件、町道の認定について1件、人事案件について2件の合計20件でございます。このほかに3件の報告事項がございます。それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第40号議案は、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年度法律第57号)が、平成19年5月25日に公布されたことに伴いまして、条例の一部文言中「国民金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改めようとする内容の条例改正をお認めいただくものがございます。

第41号議案は、吉田町社会教育振興基金条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、当該基本条例の整合性を図るとともに、柔軟な財政運営を図ることを目的として、地方自治法第241条第8項の基金の管理及び処分に関し、必要な事項は条例でこれを定めなければならないとの規定に基づき、基金の設置目的を達成するために、必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全または一部を処分することができる内容の条例改正をお認めいただくものがございます。

第 42 号議案は、吉田町公害対策基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、現行の条例が高度経済成長期における公害問題を背景に制定されたいきさつがあるため、題名及び設置規定の内容について、趣旨に即した合理的なものに改めるとともに、柔軟な財政運営を図るために、地方自治法第 241 条第 8 項の基金の管理及び処分に関し、「必要な事項は条例でこれを定めなければならない」との規定に基づき、基金の設置目的を達成するために、必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第 43 号議案は、平成 19 年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成 19 年度の一般会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額 92 億 6,686 万 610 円、歳出総額 85 億 4,234 万 5,770 円、歳入歳出差し引き残額 7 億 2,451 万 4,840 円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第 44 号議案は、平成 19 年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成 19 年度の土地取得事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額 2 億 5,463 万 9,328 円、歳出総額 2 億 5,453 万 4,816 円、歳入歳出差し引き残額 10 万 4,512 円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第 45 号議案は、平成 19 年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成 19 年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額 24 億 3,606 万 85 円、歳出総額 23 億 4,710 万 6,768 円、歳入歳出差し引き残額 8,895 万 3,317 円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第 46 号議案は、平成 19 年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成 19 年度の老人保健事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額 19 億 7,169 万 1,883 円、歳出総額 19 億 4,082 万 3,953 円、歳入歳出差し引き残額 3,086 万 7,930 円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第 47 号議案は、平成 19 年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成 19 年度の介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額 13 億 1,029 万 6,410 円、歳出総額 12 億 9,505 万 8,564 円、歳入歳出差し引き残額 1,523 万 7,846 円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第 48 号議案は、平成 19 年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成 19 年度の公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額 11 億 4,057 万 6,726 円、歳出総額 10 億 7,659 万 7,018 円、歳入歳出差し引き残額 6,397 万 9,708 円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第 49 号議案は、平成 19 年度吉田町水道事業会計決算の認定についてでございます。

本議案は、平成 19 年度の水道事業会計決算につきまして、収益的収入 5 億 5,699 万 2,092 円、収益的支出 4 億 6,466 万 9,436 円、資本的収入 5 億 2,762 万 1,200 円、資本的支

出 7 億 7,798 万 1,633 円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 2 億 5,036 万 433 円は減債積立金 2,000 万円、建設改良費積立金 6,000 万円、過年度分消費税資本的収支調整額 1,634 万 4,144 円、過年度分損益勘定留保資金 1,867 万 5,559 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 3,534 万 730 円で補填する内容をお認めいただくとするものでございます。

第 50 号議案は、平成 20 年度吉田町一般会計補正予算(第 1 号)についてでございます。

本議案は、平成 20 年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8 億 5,374 万 3,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 93 億 8,874 万 3,000 円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第 51 号議案は、平成 20 年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算(第 1 号)についてでございます。

本議案は、決算に伴い平成 20 年度の吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 10 万 3,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 1 億 4,742 万 5,000 円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第 52 号議案は、平成 20 年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成 20 年度の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 9,861 万 4,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 23 億 4,410 万 3,000 円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第 53 号議案は、平成 20 年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算(第 1 号)についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成 20 年度の吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,957 万 6,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 3 億 613 万円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第 54 号議案は、平成 20 年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成 20 年度の吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,423 万 8,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 13 億 8,553 万 1,000 円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第 55 号議案は、平成 20 年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成 20 年度の吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,625 万 9,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 11 億 5,243 万 8,000 円とするとともに、地方債の補正等を行う補正予算をお認めいただくとするものでございます。

なお、本議案につきましては、速やかに事業執行を行う必要がありますことから、本日の議決をお願いするものでございます。

第 56 号議案は、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてでございます。

本議案は、本組合の構成町であります富士川町、由比町、大井川町、岡部町がそれぞれ富士市、静岡市、焼津市、藤枝市へ編入合併されることにより本組合を脱退することや、庵原

郡環境衛生組合、庵原地区消防組合が組合解散されること及び養護老人ホームとよおか管理組合が、退職手当事務から脱退することから、本組合規約を変更することにつきましてお認めいただこうとするものでございます。

第 57 号議案は、町道の路線認定についてでございます。

本議案は、開発行為に伴い新設されました道路を、産業用道路として利用する必要から、川尻地内の 1 路線につきまして、町道の路線認定をお認めいただこうとするものでございます。

第 58 号議案は、吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現委員であります桑田榮委員が本年 12 月 16 日をもって任期満了となりますことから、引き続き桑田委員を吉田町固定資産評価審査委員会の委員に選任することにつきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

第 59 号議案は、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現職であります松浦英彦委員が本年 9 月 30 日をもって任期満了となりますことから、引き続き同委員を吉田町教育委員会委員に任命することにつきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

続いて、報告事項でございますが、第 3 号報告は、平成 19 年度吉田町健全化判断比率の報告についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率につきまして、それぞれ御報告するものでございます。

第 4 号報告は、平成 19 年度吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、公共下水道事業特別会計の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

第 5 号報告は、平成 19 年度吉田町水道事業会計資金不足比率の報告についてでございます。

本報告は、前 4 号報告と同じく地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、水道企業会計の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

以上が、上程いたします 20 議案と報告事項 3 件の概要でございます。詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

また、今回の定例会開会中に、平成 20 年度吉田町立さゆり保育園改築工事請負契約変更について及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての 2 件を追加議案として上程する予定でございますので、よろしく願います。

それでは、御審議をよろしく願います。

○議長（吉永満榮君） 町長から提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いいたします。

初めに、会計管理者兼会計課長、鈴木光雄君。

[会計管理者兼会計課長 鈴木光雄君登壇]

○会計管理者兼会計課長（鈴木光雄君） 会計課でございます。

上程いたしました第43号議案 平成19年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。お手元の決算書及び参考資料の4と5をあわせてごらんいただきたいと思っております。

それでは、最初に決算書の10ページをごらんください。

歳入総額は92億6,686万610円で、歳出総額は85億4,234万5,770円、歳入歳出差し引き残額は7億2,451万4,840円でございます。これは、前年度と比較しますと、歳入につきましては金額で4億9,805万3,089円、率にいたしまして5.1%の減となっております。また、歳出につきましては、金額で7億8,112万8,038円、率にいたしまして8.4%の減となっております。

それでは、内容について御説明させていただきます。2ページ、3ページをごらんください。

初めに、歳入でございますが、1款町税は収入済額64億7,566万7,616円で、前年度比金額で3億6,594万2,914円、率にしまして6.0%の増となっております。

内訳でございますが、1項町民税は24億3,860万3,327円で、前年度比14.0%増となっておりますが、これは主として税源移譲等により個人住民税が伸びたことによるものです。2項固定資産税は35億1,124万8,195円で1.6%の増、3項軽自動車税は5,844万1,325円で5.6%の増、4項町たばこ税は2億183万7,980円で1.2%の増、5項都市計画税は2億6,553万6,789円で2.1%の増といずれも増加しております。

以上が町税の収入状況でございます。

なお、本年度の不納欠損額は2,365万7,902円、収入未済額は2億6,979万2,589円で、これが滞納繰越額となりますが、前年度より1,695万9,970円5.9%減少しております。

次に、2款地方譲与税は1億2,307万9,000円で、前年度比金額で2億3,016万5,943円、率にしまして65.2%の減となっております。

内訳でございますが、まず税源移譲に伴い前年度予算計上され収入がありました所得譲与税2億2,903万8,943円がなくなりました。1項自動車重量譲与税は9,147万7,000円で1%の減、2項地方道路譲与税は3,160万2,000円で0.6%の減となっております。

3款利子割交付金は1,707万1,000円で39.1%の増となっております。

4款配当割交付金は1,271万6,000円で、前年度比20.0%の増となっております。

5款株式譲渡所得割交付金は1,001万3,000円で、前年度比10.4%の減となっております。

6款地方消費税交付金は3億1,486万3,000円で、前年度比0.3%の微増となっております。

7款自動車取得税交付金は8,233万5,000円で、前年度比4.2%の減となっております。

8款地方特例交付金は3,989万6,000円で、前年度比72.6%の減と前年度に引き続き減少しております。

9款地方交付税は8,618万3,000円で、前年度比16.1%の減となっております。

0款で、前年度とほぼ同様であります。

11款分担金及び負担金は1億4,405万756円で、前年度比5.0%の増となっております。

内訳でございますが、1項分担金は1,064万4,000円で、水産業費及び道路橋梁費分担金でございます。2項負担金は1億3,340万6,756円で、社会福祉費及び児童福祉費負担金でございます。

12款使用料及び手数料は6,820万9,457円で、前年度比3.2%の増となっております。

内訳でございますが、1項使用料は5,095万7,194円で、健康福祉センター、漁港施設、道路、河川、町営住宅、体育館等の使用料が主なものであります。2項手数料は1,725万2,263円で、税各種証明、戸籍窓口等の手数料が主なものであります。

13款国庫支出金は3億1,530万6,181円で、前年度比23.0%の減となっております。

内訳でございますが、1項国庫負担金は1億9,129万515円で、心身障害者自立支援事業、児童手当費等の負担金が主なものであります。2項国庫補助金は1億1,402万4,000円で、津波高潮対策事業、道路整備事業等に伴う補助金が主なものであります。4ページ、5ページをごらんください。3項国庫委託金は999万1,666円で、国民年金事務費等の委託金が主なものであります。

14款県支出金は4億6,729万171円で、前年度比23.0%の減となっております。

内訳でございますが、1項県負担金は1億4,256万3,854円で、心身障害者自立支援事業、児童手当費等の負担金が主なものであります。2項県補助金は2億3,046万41円で、社会福祉諸事業、保健衛生諸事業、水産業振興及び基盤整備事業、都市計画街路事業等に伴う補助金が主なものであります。3項県委託金は9,426万6,276円で、県議会議員及び参議院議員選挙費、徴税費委託金等が主なものであります。

15款財産収入は2,374万1,497円で、前年度比253%の増となっております。

内訳でございますが、1項財産運用収入は443万4,314円で、土地建物貸付収入、基金の利子及び配当金収入であります。2項財産売却収入は1,930万7,183円で、不動産売却収入が主なものであります。

16款寄附金は33万7,640円で、これは一般寄附金及び指定寄附金でございます。

17款繰入金は2億3,247万6,447円で、前年度比30.9%の増となっております。

内訳でございますが、1項特別会計繰入金は6,937万6,447円で、老人保健事業、介護保険事業特別会計からの繰入金であります。2項基金繰入金は1億6,310万円で、財政調整基金から繰り入れております。

18款繰越金は前年度繰越金で4億4,143万9,891円となっております。

19款諸収入は6,504万5,954円で46.2%の減でございます。

内訳でございますが、1項の延滞金加算金及び過料は798万644円で、町税等の延滞金でございます。2項町預金利子は272万1,226円で、運用定期、普通預金等の利息でございます。3項貸付金元利収入は40万592円で、住宅資金貸付返済金の元金と利子でございます。4項受託事業収入は64万4,540円で、保育所入所運営受託及び農業者年金基金受託事業収入でございます。5項雑入は5,329万8,952円で、総務費雑入、民生費雑入、衛生費雑入ほかでございます。

20款町債は3億4,080万円で、前年度比26.4%の減となっております。これは榛南広域農道整備事業、大幡川幹線整備事業、臨時財政対策債に伴う起債でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。6、7ページをごらんください。

1 款議会費は支出済額 9,315 万 1,016 円で、前年度比 5.5%の増となっております。議会運営費、議会調査活動費等が主なものであります。

2 款総務費は 11 億 6,836 万 335 円で、前年度比 10.7%の減となっております。

内訳でございますが、1 項総務管理費は 9 億 1,685 万 5,147 円で、15.3%の減となっております。これは 1 目一般管理費においては土地取得事業会計繰出金の増となりましたが、6 目企画費で前年計上された地区集会所及びコミュニティー施設建築補助がなくなったことによる地域交流費の減、12 目空港対策費においては、隣接地域振興事業補助がなくなったことにより、空港活用推進費の減によるものであります。

2 項徴税費は 1 億 7,012 万 7,671 円で、前年度比 13.9%の増で固定資産基礎資料作成業務委託、過年度分町税還付金などの増によるものであります。

3 項戸籍住民基本台帳費は 4,748 万 6,568 円で、15.7%の減、これは人件費の減であります。

4 項選挙費は 3,148 万 1,300 円で、前年度比 74.5%の増で、本年度執行された参議院議員、町長、県議会議員選挙等によるものであります。

5 項統計調査費は 150 万 5,715 円で 17.9%の減、本年度は 4 つの統計調査がございました。

6 項監査委員費は 90 万 3,934 円で 7.8%の増となっております。

3 款民生費は 17 億 5,836 万 6,455 円で、前年度比 8.7%の減となっております。

内訳でございますが、1 項社会福祉費は 9 億 8,096 万 1,390 円で 4.9%の増となっております。これは社会福祉協議会運営補助、国民健康保険、老人保健、介護保険事業への繰出金、社会福祉施設管理委託、心身障害者自立支援事業等が主なものでございますが、心身障害者福祉費の地域生活支援事業費、介護保険費における人件費及び介護保険事業会計への繰出金の増が社会福祉費の増の要因となっております。

2 項児童福祉費は 7 億 7,740 万 4,165 円で 21.6%の減となっております。児童手当費、保育園及び児童管理運営費、保育所建設費等が主なものでございますが、児童手当費は増となっておりますが、前年度保育園用地取得とわかば保育園建設費がありましたが、本年度は用地取得がなくなったこと、さゆり保育園建設費が繰り越しとなったことなどが児童福祉費減の要因となっております。

3 項生活保護費は 900 円の支出、4 項災害救助費は支出がございませんでした。

4 款衛生費は 16 億 316 万 9,548 円で、前年度比 12.2%の増となっております。

内訳でございますが、1 項保健衛生費の主なものといたしましては、1 目保健衛生総務費では榛原病院負担金、広域施設組合火葬場負担金、2 目予防費では伝染病予防接種委託費、3 目環境衛生費では合併浄化槽補助金、広域施設組合し尿ごみ処理施設負担金、5 目母子保健衛生費では乳幼児児童医療扶助等であります。この中において、榛原病院の負担金に財政支援費が加わったこと、広域施設組合負担金の増、乳幼児医療費扶助が児童まで拡大したことなどが衛生費の増の要因となっております。

5 款労働費は 286 万 4,120 円で、前年度並みとなっております。

6 款農林水産業費は 3 億 4,526 万 1,422 円で、前年度比 8.8%の減となっております。

内訳でございますが、1 項農業費は 9,242 万 1,222 円で、農業委員会費、農業振興費、農地費における土地改良事業費等が主なものであります。

2項林業費は621万8,234円で、松くい虫防除、保安林環境整備事業などがあります。

3項水産業費は2億4,662万1,966円で、漁港管理費における水産基盤整備、津波高潮危機管理対策緊急事業が主なものであります。

7款商工費は9,013万8,317円で39.7%の増となっております。商工振興としての商工業振興補助金、観光振興として小山城まつりほかの観光宣伝事業の委託費、展望台小山城維持管理費が主なものであります。

なお、本年度、能満寺門前整備費として土地取得事業会計より買い戻しをしたことにより観光費が増となり、商工費の増の主要因となっております。

8款土木費は13億414万3,228円で12.0%の減となっております。

内訳でございますが、1項土木管理費は4,053万9,349円で16.8%の減、県単道路整備事業負担金等が主なものであります。

2項道路橋梁費は3億2,581万3,142円で14.6%の減、大幡川幹線街路整備事業、カネマン大井線道路改良、谷川東塩谷2号線ほかの町道整備事業が主なものであります。

3項河川費は2,992万8,206円で34.6%の減、堤防の除草等維持管理、大窪川改修等河川整備などが主なものであります。

4項都市計画費は8億8,984万1,699円で10.5%の減、榛南幹線、東名川尻幹線、中央幹線等の街路整備事業、小藤路公園整備及び公園の維持管理、公共下水道事業への繰出金が主なものであります。

5項住宅費は1,802万832円で49.8%の増、町営住宅維持管理費であります。

なお、お夏橋の整備が済んだことによる負担金の減、街路事業費の減などが土木費減の要因となっております。

9款消防費は3億936万6,622円で11.1%の増となっております。これは広域施設組合消防費負担金、消防団運営費、地震対策費が主であります。

なお、広域施設組合負担金、地震対策費などの増が消防費の増の要因となっております。

10款教育費は7億2,964万8,389円で、前年度比24.5%の減となっております。

内訳でございますが、1項教育総務費は1億2,140万9,958円で5.8%の増、幼稚園奨励費及び運営費補助、小・中学校健康診断費、教育振興事業費などがあります。

2項小学校費は1億8,646万6,346円で55.2%の減、3小学校の維持管理費、中央小学校校地拡張事業費などがあります。

なお、前年度施工した自彊小学校体育館建設がなくなったことにより、小学校費が減となっておりますが、これが総体的に教育費の減の要因となっております。

8ページ、9ページをござらんください。

3項中学校費は6,666万6,515円で20.8%の増、吉田中学校維持管理費でございます。

4項社会教育費1億7,398万682円で5.0%の減、曲・振付作成委託、芸術文化振興、生涯学習推進事業、中央公民館学習ホール運営費、図書館管理費が主なものであります。

5項保健体育費は1億8,112万4,888円で7.7%の減、社会体育の振興、総合体育館の管理運営、広域施設組合共同調理場負担金等が主なものであります。

11款災害復旧費の支出はございませんでした。

12款公債費は8億6,695万318円で4.1%の減となっております。

内訳でございますが、1目元金償還が6億9,066万5,821円で3.6%の減、2目利子償還

が1億7,628万4,497円で6.0%の減でございます。

13款諸支出金は2億7,092万6,000円で45.3%の減となっております。

内訳でございますが、1項普通財産取得費は公有財産等の取得がございませんでした。

2項基金費は2億7,092万6,000円で39.6%の減でありまして、財政調整基金に2億7,080万3,000円、減債基金に1万円、公害対策基金に5万2,000円、小・中学校建設基金に6万1,000円の積み立てをいたしました。

14款予備費の支出はございませんでした。

以上が、平成19年度吉田町一般会計の決算案でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉永満榮君） ここで日程第5の説明途中でございますが、昼食といたしますので休憩をとらせていただきます。

午後の再開時間は1時でございます。よろしくお願ひします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

○議長（吉永満榮君） それでは暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

午前に引き続きまして、担当課長から提案理由の詳細なる説明をお願いいたします。

それでは、総務課長、久保田晴己君。

〔総務課長兼防災監 久保田晴己君登壇〕

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。

私のほうからは、第40号議案、第56号議案、第58号議案、第59号議案の計4議案について御説明申し上げます。

初めに、第40号議案 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての内容につきまして御説明申し上げます。

提出議案の1ページ、2ページ及び参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、株式会社日本政策金融公庫法が平成19年5月25日に公布されたことに伴いまして、条例の文言中、「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改めようとする内容の条例改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第3条中、「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改めるものでございます。

附則第1項の施行期日につきましては、この条例施行日を平成20年10月1日からとしたものでございます。

以上が第40号議案の消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

続きまして、第56号議案 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についての内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の27ページ、28ページ及び参考資料ナンバー12をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、本組合の構成町であります富士川町、由比町、大井川町が本年 11 月 1 日にそれぞれ富士市、静岡市、焼津市へ編入合併されることや、庵原郡環境衛生組合、庵原地区消防組合が本年 10 月 31 日に組合解散されること、また、岡部町が来年 1 月 1 日に藤枝市に編入合併されることから、岡部町以外は 10 月 31 日をもって本組合を脱退、岡部町は 12 月 31 日をもって本組合を脱退すること及び養護老人ホームとよおか管理組合が本年から指定管理者制度導入に伴い、組合専任職員が不在となったため、10 月 31 日をもって退職手当事務から脱退することから、本組合同約の所要の変更を行おうとするものでございます。

変更の内容ですが、静岡県市町総合事務組合同約第 2 条関係別表第 1 は組合の構成団体を、同じく第 3 条関係別表第 2 は組合が共同する事務区分の構成団体について規定されております。

本変更規約第 1 条では、平成 20 年 10 月 31 日及び平成 20 年 11 月 1 日をもって、組合構成団体から脱退する庵原郡環境衛生組合、庵原地区消防組合、富士川町、由比町、大井川町を別表第 1、別表第 2 から削除し、平成 20 年 10 月 31 日をもって退職手当事務から脱退する養護老人ホームとよおか管理組合を別表第 2 から削除するものでございます。

第 2 条では、平成 20 年 12 月 31 日をもって組合構成団体から脱退する岡部町を別表第 1、別表第 2 から削除するものでございます。

附則第 1 項の施行期日につきましては、この規約施行日を平成 20 年 11 月 1 日とし、ただし、第 2 条の規定につきましては、施行日を平成 21 年 1 月 1 日としたものでございます。

以上が、第 56 号議案の静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についての内容でございます。

続きまして、第 58 号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。議案書の 31 ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、現在吉田町固定資産評価審査委員会の委員であります吉田町住吉の糸田榮氏が、本年 12 月 16 日をもって任期満了となります。

糸田氏は固定資産評価審査委員会の委員としてふさわしい見識をお持ちで、また地域住民からの信望も非常に厚いことから、引き続き同委員に就任していただきたいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

選任者の住所につきましては、吉田町住吉 2779 番地の 1、氏名は糸田榮、生年月日は昭和 14 年 8 月 13 日、現在 69 歳でございます。

なお、糸田氏は現在、固定資産評価審査委員会委員として平成 17 年 12 月 17 日から 1 期在職していただいております。

以上が、第 58 号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての内容でございます。

続きまして、第 59 号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。議案書の 32 ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、現在教育委員長でもあります松浦英彦委員が、本年 9 月 30 日をもって任期満了となりますことから、引き続き松浦英彦氏を教育委員会の委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

松浦氏の住所につきましては、吉田町片岡 2219 番地の 11、氏名は松浦英彦、生年月日は

昭和 16 年 7 月 27 日、現在 67 歳でございます。

松浦氏は教育、学術及び文化に関しまして高い見識を有し、教育委員会委員として引き続き町の教育行政を担っていただけるものと確信しております。

なお、松浦氏は現在吉田町教育委員会教育委員として、平成 4 年 10 月 1 日から 4 期在職していただいております。

以上が、総務課からの 4 議案につきましての説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 続いて、契約管理課長、塚本昭二君。

〔契約管理課長 塚本昭二君登壇〕

○契約管理課長（塚本昭二君） 契約管理課でございます。

契約管理課からは第 44 号議案及び第 51 号議案の 2 議案について御説明申し上げます。

まず、第 44 号議案でございますが、平成 19 年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。平成 19 年度吉田町歳入歳出決算書の一般会計の次につづられてあります吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算書をごらんいただきたいと思ひます。

その決算書の 6 ページをごらんいただきたいと思ひます。

歳入総額 2 億 5,463 万 9,328 円、歳出総額 2 億 5,453 万 4,816 円、歳入歳出差し引き残額 10 万 4,512 円という決算内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。恐れ入りますが、8 ページ、9 ページの事項別明細をごらんいただきたいと思ひます。

まず、1 款 1 項財産運用収入の収入済額でございますけれども 13 万 113 円でございます。これは、土地開発基金に係る利子の収入でございます。

次に、2 項財産売払収入の収入済額でございますけれども 1,772 万 7,384 円でございます。これは、土地取得事業特別会計で執行いたしました能満寺門前整備用地に係る事業費分を一般会計に売り払うことによって収入したものでございます。詳細につきましては、22 ページの平成 19 年度土地売り払い一覧に掲載させていただいております。

続きまして、2 款 1 項の繰入金でございますが、収入済額は 2 億 3,677 万 2,232 円でございます。これは能満寺門前整備用地と総合運動公園整備用地取得に係る借り入れの定期償還分に、能満寺門前整備用地の借り入れに係る最終返済年度となる平成 20 年度の元金返済分 4,810 万円を合わせました償還金分を一般会計から繰入金として収入したものでございます。

次に、3 款 1 項の繰越金でございますが、これは前年度繰越金でございます、金額は 9,556 円でございます。

続きまして、10 ページ、11 ページをごらんいただきたいと思ひます。

4 款 1 項の預金利子でございますが、収入済額は 43 円でございます。これは土地取得事業特別会計の預金の利子収入でございます。

続きまして、歳出でございますが、12 ページ、13 ページをごらんいただきたいと思ひます。

1 款 1 項 1 目の一般管理費でございますが 3 万 5,000 円でございます。これは土地開発基金への積立金でございます。

2 目財産取得費につきましては、支出はございませんでした。

3目繰出金でございますが、1,772万7,584円でございます。これは財産売払収入などを土地開発基金へ繰り戻したものでございます。

次に、4目公債費でございますが、2億3,677万2,232円でございます。これは、先ほどの歳入での御説明と重複いたしますが、能満寺門前整備用地と総合運動公園整備用地の借り入れに係る定期償還分と繰上償還分を合わせて償還金として公債費で支出したものでございます。償還の詳しい状況につきましては、24ページに用地先行取得償還表を掲載させていただいております。

また、23ページでございますが、平成19年度末土地残高を掲載させていただきましたが、この附属資料といたしまして、参考資料ナンバー6といたしまして、平成19年度末土地取得事業特別会計所有地一覧図を提出させていただいております。

以上が、平成19年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の内容でございます。御審議をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第51号議案でございます。平成20年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書をごらんいただきたいと思っております。

今回の補正予算でございますが、表紙の裏の1条にありますとおり、歳入歳出それぞれに10万3,000円を追加させていただき、総額を1億4,742万5,000円とさせていただくものでございます。詳しくは3ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、歳入でございますが、3款繰越金に前年度繰越金の10万3,000円を追加し、総額10万4,000円とさせていただきます。

次に、歳出でございますが、1款総務費の一般管理費土地開発基金積立金に歳入と同額の10万3,000円を追加させていただき、総額を10万5,000円とする補正をお認めいただくとするものでございます。

以上が、平成20年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算(第1号)の内容でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(吉永満榮君) 御苦労さまでした。

続いて、企画課長、藤田光夫君。

[企画課長 藤田光夫君登壇]

○企画課長(藤田光夫君) 企画課でございます。

第41号議案、第42号議案、第50号議案の3議案について御説明いたします。

提出議案つづりの3ページから6ページと、参考資料ナンバー2及びナンバー3をあわせてごらんいただきたいと思っております。

第41号議案 吉田町社会教育振興基金条例等の一部を改正する条例の制定についてと、第42号議案 吉田町公害対策基金条例の一部を改正する条例の制定については、関連がございますので、あわせて御説明させていただきます。

第41号議案及び第42号議案は、行財政改革の一環として基金の管理、処分規定等の見直しを行い、基金条例の整合性を図るとともに、柔軟な財政運営を図ろうとするものでございます。

第41号議案 吉田町社会教育振興基金条例等の一部を改正する条例の制定については、

吉田町社会教育振興基金条例、吉田町地域福祉基金条例及び吉田町ふるさと・水と土基金条例について、それぞれ処分規定を盛り込む改正を行うものでございます。

また、第 42 号議案 吉田町公害対策基金条例の一部を改正する条例の制定については、第 41 号議案と同様に処分規定を盛り込むとともに、現行の条例は高度経済成長期における公害問題を背景に制定されたものであることから、題名及び第 1 条の設置規定の内容について、趣旨に即した合理的なものに改めるものでございます。

以上が、第 41 号議案、第 42 号議案の内容でございます。

続きまして、第 50 号議案 平成 20 年度吉田町一般会計補正予算(第 1 号)について御説明いたします。別冊の補正予算書をごらんいただきたいと思います。

第 1 条追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 93 億 8,874 万 3,000 円とするものでございます。

また、この款、項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額は 1 ページから 3 ページに掲げてございます第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

それでは、補正内容を事項別明細書によって説明させていただきます。6 ページからごらんください。

1 款課税分の増加見込みによるものです。

14 款県支出金 26 万 8,000 円の増額は、大規模地震対策等総合支援事業補助金で、消防費へ充当し、防災資機材等の整備を図ります。

16 款寄附金 1,140 万 7,000 円の増額は、開発事業に伴って町が工事を施工する必要があるための指定寄附が 2 件分 1,091 万 7,000 円で、土地利用対策費へ充当します。

また、49 万円は環境保護に関する費用への指定寄附で、環境衛生費へ充当し、ごみの減量化などの啓発費用に充当します。

17 款繰入金 4,251 万 6,000 円の増額は、特別会計繰入金で 19 年度の老人健康保険事業及び介護保険事業に一般会計から繰り出した額について、決算に基づいて本年度精算するものでございます。

8 ページをごらんいただきたいと思います。

18 款繰越金 3 億 6,396 万 4,000 円の増額は、19 年度決算の実質収支額 5 億 6,396 万 4,000 円から当初予算計上額 2 億円を差し引いた額でございます。

19 款諸収入 3 億 4,163 万円の増額は、榛原総合病院運営資金貸付金の元金収入 3 億 4,000 万円、利子収入 163 万円を計上しました。

続いて、9 ページからの歳出ですが、1 款議会費は 21 万 2,000 円の減額補正で、人事異動に伴います職員人件費の補正です。

なお、各課にわたります職員人件費の補正でございますが、人事異動に伴う補正で総額 763 万 3,000 円の増額となります。

10 ページの 2 款総務費は 2,067 万 9,000 円の増額補正でございます。

1 項総務管理費は 2,581 万 9,000 円の増額で、職員人件費の増額、出納事務管理費の県証紙購入費に 120 万円、この証紙購入費は今までの借り受け販売から買い取り販売とするとともに、パスポート申請手数料分の増加を見込み計上しています。

企画費へはバス交通活性化対策事業補助金を 130 万円、この補助金は東名川尻幹線の開通が予定され、現在島田吉田線の吉田インターチェンジバス停留所の移動に伴い、バス運営会

社がこの停留所にシェルターの設置を計画していることから、この一部を助成するものです。

防犯対策推進費 63 万 8,000 円の増額補正は、防犯講座に活用する防犯グッズの購入費用です。

交通安全施設整備費 50 万円の増額は、中央幹線の自転車及び歩行者専用道路にお互いが接触しないよう注意喚起看板 6 基の設置費用を計上しました。

事務改善対策費の課税業務電算処理委託料 2,100 万円は、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度が 21 年度から施行されることに伴い、電算システム改修費用を計上しました。

12 ページの 2 項徴税费は 599 万 4,000 円の増額で、職員人件費の増額、税務総務費では電子申告支援システム委託料の計上が主なものでございます。

3 項戸籍住民基本台帳費及び 4 項選挙費は職員人件費の補正となります。

15 ページからの 3 款民生費は 2,313 万円の増額で、職員人件費の補正、16 ページ、心身障害者福祉費の障害者自立支援施設整備事業費へ 1,413 万 5,000 円を増額し、設計業務委託料などの計上や、介護保険利用者の負担軽減措置事業の 19 年度事業精算に伴う補助金返還金 71 万 5,000 円を計上しています。

2 項児童福祉費は 456 万 7,000 円の現額で、職員人件費の減額や児童福祉費へは 21 年度が次世代育成支援行動計画の見直し時期に当たるため、アンケート調査委託料 180 万円を計上しました。

20 ページの 4 款衛生費は 3,523 万 1,000 円の増額で、1 項保健衛生費では職員人件費の増額、職員の育児休暇取得予定による臨時職員賃金の計上や、榛原総合病院運営資金貸付金 3 億 4,000 万円の計上、環境衛生費の 65 万 5,000 円はごみ減量化の啓発用品やごみ分別パンフレット作成経費を計上しています。

また、後期高齢者医療事業費の医療給付費負担金 275 万 7,000 円を増額補正していますが、これは 19 年度老人医療費実績によるものでございます。

22 ページからの 6 款農林水産業費は 298 万 3,000 円の減額補正で、職員人件費の調整となります。

24 ページの 7 款商工費は 156 万 3,000 円の増額補正で、職員人件費と企業立地振興費の補正は、誘致活動費用の補正となります。

25 ページの 8 款土木費は 3,703 万 1,000 円の増額補正で、1 項土木管理費では、職員人件費の補正、印刷製本費に計上した都市計画図の増刷が主なものとなります。

26 ページの 2 項道路橋梁費では、職員人件費のほか、道路維持費の維持修繕へ 900 万円、中瀬高畑 2 号線の用地取得費へ 771 万 4,000 円を計上し、3 項河川費は事業費割り確定による負担金の増額補正となります。

28 ページからの 4 項都市計画費は、職員人件費のほか、主なものは土地利用対策費へ 4,072 万 6,000 円を計上し、歳入で説明しました開発事業に伴う改良工事などを計画しています。

30 ページの公共下水道費は、19 年度下水道事業特別会計に当初予算を上回る繰越金が生じたため、一般会計からの繰出金を 3,292 万円減額いたします。

都市公園事業費では、小藤路公園の用地取得費 2,042 万 9,000 円を計上し、住宅管理費では片岡団地解体費用 102 万円のほか、さくら団地、松原団地の遊具の修繕料を計上しました。

32 ページの 9 款消防費は 80 万 4,000 円の増額補正で、地震対策費へ車両移動器具など防災資機材の整備費用を計上しました。

33 ページの 10 款教育費は 1,570 万 2,000 円の増額補正で、1 項教育総務費では職員人件費のほか、小・中学校活動補助金 165 万 1,000 円の増額は、中学校の中部大会以上への派遣費用の増加によるものです。

34 ページ、2 項小学校費は職員人件費のほか、自彊小学校維持管理費では落雷による電気開閉器などの修繕料 72 万円、中央小学校取得用地の整地工事に 190 万円を計上しました。

3 項中学校費、4 項社会教育費は職員人件費の増額補正となります。

36 ページ、5 項保健体育費は職員人件費の減額のほか、ダンス、健康づくり事業費 176 万円の増額は普及活動量の増加によるものでございます。

38 ページ、13 款諸支出金は 4 億 179 万 8,000 円の増額補正で、それぞれの基金の前年度利息分の積み立てと、19 年度剰余金の一部を積み立てるものでございます。財政調整基金へ 3 億 173 万 8,000 円、減債基金へ 4,503 万 3,000 円、公害対策基金へ 2,000 円、小・中学校建設基金へ 5,502 万 5,000 円を計上しました。

以上、歳入歳出それぞれ 8 億 5,374 万 3,000 円の増額補正予算案の説明とさせていただきます。

3 議案について説明をさせていただきました。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 町民課長、大石修司君。

〔町民課長 大石修司君登壇〕

○町民課長（大石修司君） 町民課でございます。

町民課からは第 45 号議案、第 46 号議案、第 52 号議案、第 53 号議案の 4 議案につきまして、お認めいただくとするものでございます。

最初に、第 45 号議案 平成 19 年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。議案書の 11 ページ、別冊の平成 19 年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書、さらに参考資料ナンバー 7 がございます、こちらもあわせてごらんください。

最初に、決算書の 6 ページをごらんください。

歳入総額 24 億 3,606 万 85 円、歳出総額 23 億 4,710 万 6,768 円、差し引き額は 8,895 万 3,317 円であります。

ページ戻りまして、決算書の 2 ページから 3 ページをごらんください。

歳入は予算総額 24 億 71 万 8,000 円に対しまして、収入済額は 24 億 3,606 万 85 円です。前年度と比較しますと 1 億 3,382 万 813 円、5.8%の増となっております。国民健康保険税の不納欠損額は 2,289 万 5,752 円、収入未済額は 2 億 5,667 万 9,821 円であります。

歳入の内訳を申し上げますと、1 款国民健康保険税につきましては、収入済額が 10 億 598 万 2,741 円で、前年度と比べますと約 2,362 万 9,000 円、1.4%増となっております。

2 款使用料及び手数料につきましては督促手数料でございまして、収入済額 35 万 3,200 円、前年度を 9%上回っております。

3 款国庫支出金につきましては、収入済額が 4 億 5,733 万 8,831 円で、前年度と比較して約 3,834 万 9,000 円、7.7%の減となっております。これは、医療費に要する経費が前年度

に比べまして増加したにもかかわらず、国庫負担金であります療養給付費等負担金が減少したことや、年度後半における医療給付費の伸びが見込みより多くなったものでございまして、この不足分につきましては、翌年度であります20年度に精算をいたすものでございます。

4款療養給付費等交付金につきましては、収入済額4億6,065万6,000円で、退職被保険者に係る医療費が増加したことによるもので、前年度と比べ約7,177万円、18.5%の増となっております。これは、退職者の療養給付費等の支払いに対して、保険税収入で賄うことのできない部分を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

5款県支出金につきましては1億2,171万4,139円となり、これは高額医療費共同事業負担金と財政調整交付金で、増加の主な要因につきましては財政調整交付金でありまして、前年度と比較しまして約1,834万4,000円、17.7%の増となっております。

6款共同事業交付金につきましては1億6,846万8,491円で、この交付金は国民健康保険における高額医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するための事業でございまして、一般被保険者対象に支給しました実績に基づきまして交付されるものと、保険財政共同安定化事業交付金からなっておりまして、前年度と比較しまして約5,967万1,000円、54.8%増となっております。

7款財産収入につきましては68万721円で、これは基金利子に係る利率の上昇と基金残高の増加によるものが主な要因でございます。前年度と比べまして約58万6,000円、620%の増となっております。

8款繰入金につきましては8,603万888円で、前年度と比べまして418万5,000円、5.1%の増となっておりますが、これは繰越明許分に係るものが主な増加要因です。

9款繰越金につきましては1億3,121万9,350円であり、それぞれの繰越金が主な要因でございまして、前年度と比べまして1,069万1,000円、8.9%の増となっております。

10款諸収入につきましては361万5,724円で、これは延滞金、預金利子、そして雑入として交通事故等による第三者交付金の納付金、返納金でございまして、増加要因としましては、延滞金、第三者交付金に係るものが主なもので、前年度と比較しまして約673万7,000円、65.1%の減となっております。

以上が歳入でございます。

次に、歳出ですが、4ページから5ページをごらんください。

予算総額24億71万8,000円に対しまして、支出済額は23億4,710万6,768円であり、前年度と比べますと1億7,608万6,846円、8.1%の増となっており、不用額は5,361万1,232円であります。

歳出の内訳につきましては、1款総務費は1,896万1,570円で、これは臨時職員の賃金、連合会の負担金、電算委託料、郵便料など一般管理費の費用でありまして、前年度に比べまして390万円、25.9%の増となっておりますが、これは平成18年度から平成19年度に繰り越して執行しました電算システムの開発委託料、これが主な要因でございます。

2款保険給付費につきましては14億6,873万4,199円で、療養諸費、高額療養費、出産育児諸費、葬祭費及び移送費で、歳出の大半を占めております。前年度に比べまして約1億1,955万4,000円、8.9%の増となっておりますが、これは療養諸費が前年度に比べまして1億510万2,000円、8.5%増となっているのが大きな要因です。

3款老人保健拠出金につきましては4億936万1,985円でありました。老人保健事業の財

源となる医療費拠出金、事務費を社会保険診療報酬支払基金に納付したものでございます。前年度に比べまして約4,745万円、10.4%減となっております。

4款介護納付金につきましては1億4,128万9,306円で、介護保険法の40歳から64歳までの第2号被保険者を対象にしまして、社会保険診療報酬支払基金に納付したものでございまして、前年度に比べ約1,343万4,000円、8.7%の減となっております。

5款共同事業拠出金につきましては、保険者の財政運営の不安定を解消するために、高額医療費等の共同事業の実施主体であります静岡県国民健康保険団体連合会が運営します事業でございまして、町が拠出金として負担する2億937万3,456円は、前年度に比べまして約9,072万6,000円、76.5%増となっております。これは、保険財政共同安定化事業が平成18年10月からスタートしたものでございます。

6款保健事業費につきましては716万6,256円です。国保事業の円滑なる運営と健康増進のための費用で、診療費の一部を負担する人間ドック委託料、生活習慣病予防教室など保健センターが中心にやっております健康教室、さらには医療費通知書作成委託料なども含まれております。前年度に比べまして約44万9,000円、6.7%の増となっております。

7款基金積立金につきましては、診療報酬支払準備基金への積立金5,686万5,000円で、前年度に比べまして約659万4,000円、13.1%の増となっております。なお、年度末の現在高は預金利子を含めまして3億1,358万2,674円となっております。

9款諸支出金につきましては3,535万4,996円でありまして、一般被保険者と退職被保険者保険税の還付金、療養給付費等負担金償還金、退職療養費給付費交付金償還金で、前年度に比べ約1,574万9,000円、80.3%の増となっておりますが、これは社会保険診療報酬支払基金等への償還金の増加によるものでございます。

再び6ページをごらんください。

歳入総額から歳出総額を差し引いた8,895万3,317円が、平成20年度への繰り越しをさせていただきますものでございます。

以上が、第45号議案 平成19年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。よろしく御審議をお願いします。

続きまして、第46号議案 平成19年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。議案書の13ページと別冊の吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算書、あわせまして参考資料ナンバー8をごらんください。

最初に、決算書の6ページをごらんください。

歳入総額19億7,169万1,883円、歳出総額19億4,082万3,953円、差し引き額は3,086万7,930円であります。

次に、決算書の2ページから3ページをごらんいただきたいと思います。

歳入は予算総額19億7,322万円に対しまして、収入済額が19億7,169万1,883円でございます。前年度と比較しますと6,998万4,717円、3.4%の減となっております。

歳入の内訳を申し上げますと、1款支払基金交付金につきましては9億8,498万9,971円で、前年度に比べまして約6,633万5,000円、6.3%の減となっておりますのは、制度改正により負担率の変更が主なものでございます。

2款国庫支出金につきましては5億6,940万円で、前年度と比べまして約1,120万8,000円、2.4%の減となっておりますが、これは制度改正によりまして負担率が上がったものの、

翌年度精算分によるものでございます。

3 款県支出金につきましては1 億 4,366 万 2,000 円でありまして、前年度に比べまして約 271 万 2,000 円、1.9%の減となっておりますが、これも国庫支出金同様に翌年度精算がなされるものでございます。

4 款繰入金につきましては1 億 8,361 万 8,000 円でありまして、前年度に比べまして 2,287 万 4,000 円、11.1%の減となっております。

5 款繰越金につきましては8,244 万 514 円で、前年度を大幅に上回り約 3,721 万 2,000 円、82.2%の増となっております。

6 款諸収入につきましては758 万 1,398 円で、前年度を若干上回り約 106 万 9,000 円、12.4%の減となっておりますのは、雑入にあります第三者行為納付金が減少したことが主な要因であります。

以上が歳入であります。

次に、歳出につきましては、4 ページから5 ページをごらんください。

予算総額 19 億 7,322 万円に対しまして、支出済額が 19 億 4,082 万 3,953 円であります。前年度と比べますと 1,841 万 2,133 円、0.9%の減となっており、不用額は 3,239 万 6,047 円であります。

具体的内容につきましては、1 款医療諸費は 18 億 6,826 万 4,448 円で、前年度に比べまして約 1,767 万 6,000 円、0.9%減となっております。これにつきましては、医療給付費が減少したことが主な要因でございます。

2 款諸支出金につきましては7,255 万 9,505 円で、前年度に比べまして 186 万円、2.5%の減となっております。

再び6 ページをごらんください。

歳入歳出差し引き残額が 3,086 万 7,930 円とあります。これが平成 20 年度へ繰り越しさせていただきますものでございます。

以上が、第 46 号議案 平成 19 年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

次に、第 52 号議案 平成 20 年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)についての御説明を申し上げます。議案書の 23 ページと別冊の補正予算書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,861 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 4,410 万 3,000 円とするものでございます。今回の補正は、平成 19 年度の決算に基づくものでございます。

補正予算書の 1 ページをごらんください。

歳入につきましては、3 款国庫支出金の 122 万 4,000 円の増額、4 款療養給付費等交付金の 1,891 万 1,000 円の増額、こちらは社会保険診療報酬支払基金等の決定による減額と過年度精算分によるものでございます。

6 款県支出金の 47 万 4,000 円の減額は、社会保険診療報酬支払基金の決定によるものでございます。

さらには 10 款繰越金としまして 7,895 万 3,000 円の増額であります。

2 ページをごらんください。

歳出では、2 款保険給付費は制度改正前の 3 月分の医療費を調整したものでございまして、

退職被保険者等療養給付費と一般被保険者及び退職被保険者の高額療養費を合わせまして 2,834 万 7,000 円増額するものでございます。

4 款前期高齢者納付金等は納付金の確定によるものでございまして 22 万円の増額。

5 款老人保健拠出金の 273 万 6,000 円の減額と 6 款介護納付金の 494 万 2,000 円の減額は、社会保険診療報酬支払基金の決定によるものでございます。

さらに、8 款保健事業費は特定健康診査に係る施設の借り上げ料として 4 万 2,000 円。

9 款基金積立金としまして 7,758 万 3,000 円。

11 款諸支出金には、退職被保険者等の保険税還付金としまして 10 万円を増額するものでございます。

以上が、第 52 号議案 平成 20 年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)についてであります。

続きまして、第 53 号議案 平成 20 年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算(第 1 号)についての説明を申し上げます。議案書の 24 ページと別冊の補正予算書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,957 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 613 万円にするものでございます。

補正予算書の 1 ページをごらんください。

歳入では、2 款国庫支出金に 809 万 8,000 円、3 款県支出金に 71 万 1,000 円の増額、これはいずれも実績に基づく精算分でございまして、9 款繰越金 3,076 万 7,000 円を増額するものでございます。

歳出では、2 款諸支出金のうち、前年度分の精算が確定したことによります償還金としまして 21 万 7,000 円、一般会計の繰出金としまして 3,935 万 9,000 円を増額するものであります。

今回の補正につきましては、平成 19 年度の決算に基づくものでございます。

以上が、町民課からの 4 議案の説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(吉永満榮君) 続いて、高齢者支援課長、水野辰明君。

[高齢者支援課長 水野辰明君登壇]

○高齢者支援課長(水野辰明君) 高齢者支援課でございます。

本定例会に上程いたしました第 47 号議案、第 54 号議案について御説明申し上げます。

初めに、第 47 号議案 平成 19 年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。提出議案の 15 ページ、歳入歳出決算書の 6 ページをごらんください。

平成 19 年度吉田町介護保険事業特別会計の歳入総額は 13 億 1,029 万 6,410 円、歳出総額は 12 億 9,505 万 8,564 円、歳入歳出差し引き残額 1,523 万 7,846 円という内容をお認めいただくものでございます。前年度対比で歳入は 8.3%の増、歳出は 9.2%の増となっております。

歳入歳出決算書の 2 ページ、3 ページ及び参考資料ナンバー 9 をごらんください。

歳入でございますが、1 款保険料は第 1 号被保険者保険料で収入済額 2 億 4,251 万 9,324 円、前年度対比 3.7%の増となっております。増額の主な要因としまして、1 号被保険者が前年対比で 113 人、率で 2%増加したことと、激変緩和措置の段階的保険料の引き上げによ

る増額でございます。保険料の収納率は98.4%、不納欠損額は74万8,850円となっております。

2款使用料及び手数料は2万2,000円で、保険料の督促手数料等でございます。

3款国庫支出金は2億6,992万2,436円で、前年度対比で5.1%の増でございます。国庫支出金は介護給付費等に対する法定費用負担分で、国庫補助金は調整交付金及び地域支援事業の負担分で、調整交付金の交付率は4.1%となっております。

4款支払基金交付金は3億8,114万1,356円、前年度対比で8.5%の増で、介護給付費の法定費用負担分31%でございます。

5款県支出金は1億8,379万7,718円、前年度対比で7.1%の増で、保険給付及び地域支援事業の負担分でございます。

6款財産収入は準備基金の利子でございます。

7款繰入金は2億626万2,950円で、前年度対比で11.2%の増。一般会計からの繰入金介護給付費等の法定費用負担率に基づく増額となっております。

基金繰入金は、介護給付費準備基金を平成19年度事業実施のため、取り崩しを行ったものでございます。

8款繰越金2,364万710円で、平成18年度決算によるものでございます。

9款諸収入は271万7,032円で、雑入の第三者行為納付金が主な収入となっております。

次に、歳出を申し上げます。決算書4ページ、5ページをごらんください。

1款総務費3,602万4,993円で、前年度対比で15.8%の増となっております。主な支出としまして、3項の介護認定審査費でございまして、榛原病院事務運営負担金でございしますが、増額の主な要因としましては、電算システムの改修等でございます。

2款保険給付費は12億1,065万271円で、前年度対比で7.1%の増となっております。平成19年度は第3期介護保険事業計画の中間期に当たりますが、保険の給付状況は総額では事業計画の計画値にほぼ沿った給付となっております。1項介護給付費の居宅介護及び施設サービス費と4項特定入所者介護サービス費が主な支出となっております。

3款基金積立金は1,592万円で、平成18年度決算による介護給付費準備積立金でございます。平成19年度末現在で基金は1億606万2,762円となります。

4款地域支援事業費は2,373万3,430円で、前年度対比で88.2%の増額となっておりますが、これは地域支援事業交付金の費用額比率の増額にあわせまして、地域包括支援センター職員の人件費を計上しましたことから、包括的支援事業費が増額となったというものでございます。

6款諸支出金の償還金及び還付加算金は609万6,677円で、介護給付費、地域支援事業費、事務費におきまして、交付決定額を実績が下回ったため精算を行う償還金でございます。

繰出金は263万3,193円で、償還金と同様に介護給付費、地域支援事業費、事務費において、交付決定額を実績が下回ったことから精算を行い、一般会計へ返還するものでございます。

以上が、平成19年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算案でございます。

続きまして、第54号議案 平成20年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について御説明を申し上げます。提出議案の25ページと別冊予算書をごらんください。

平成20年度吉田町介護保険事業特別会計の歳入歳出の総額に1,423万8,000円を追加し、

歳入歳出総額を 13 億 8,553 万 1,000 円とすることをお認めいただくとするものでございます。

予算書の 3 ページをごらんください。

歳入でございます。8 款繰越金、当初予算 100 万円に対しまして 1,423 万 8,000 円を増額するものでありますが、平成 19 年度決算に伴い、歳入歳出残額を計上するものでございます。

次に、予算書 4 ページをごらんください。

次に、歳出でございますが、3 款基金積立金、当初予算 1 万 5,000 円に対しまして、460 万 2,000 円を増額を計上するものでございます。介護給付費準備基金条例に基づきまして、前年度の剰余金の範囲で積み立てを行うものでございますが、本年度の積立金は平成 19 年度介護保険事業特別会計歳入歳出差し引き残額から、給付費等の精算によります返還金を差し引いて算出したものでございます。

5 ページをごらんください。

6 款諸支出金のうち、償還金につきましては、当初予算 3,000 円に対しまして 647 万 9,000 円を増額を計上するもので、国庫負担金、社会保障診療報酬支払基金、県負担金の交付決定額を実績が下回ったために返還するものでございます。

一般会計繰入金は当初予算 1,000 円に対しまして 315 万 7,000 円を増額をお願いするもので、償還金と同様の考えで、平成 19 年度の介護給付費、地域支援事業費、事務費に係る一般会計からの繰入金を実績が下回ったことから返還するものでございます。

以上が、平成 20 年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)案でございます。

以上、2 議案につきまして御説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉永満榮君) 続きまして、都市建設課長、大石悦正君。

〔都市建設課長 大石悦正君登壇〕

○都市建設課長(大石悦正君) 都市建設課でございます。

本定例会に上程いたしました第 57 号議案について説明申し上げます。提出議案の 29 ページ、30 ページそれから参考資料ナンバー 13 をごらんいただきたいと思います。

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、町道の路線を認定するものでございます。

本議案は、吉田町川尻字草ボタ東 4036 の 3、敷地面積 1 万 4,399.45 平方メートル、工場敷地としての開発行為が平成 20 年 8 月 22 日、県公告により完成いたしましたので、都市計画法第 39 条、開発行為により設置された公共施設の管理に基づき、開発行為に際して設置された公共施設の管理の適正を確保するためには、その管理主体を明確にする必要があるため、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、鮎ヶ窪 13 号線、延長 216.1 メートル、幅員 9.5 メートルから 12.7 メートルの路線認定をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、第 57 号議案 町道の路線認定についての説明とさせていただきます。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(吉永満榮君) 続いて、下水道課長、柳原豊君。

〔下水道課長 柳原 豊君登壇〕

○下水道課長(柳原 豊君) 下水道課でございます。

本定例会に上程いたしました第 48 号議案、第 55 号議案の御説明を申し上げます。

まず、第 48 号議案 平成 19 年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。決算書の 6 ページをごらんいただきたいと思います。

歳入総額 11 億 4,057 万 6,726 円、歳出総額 10 億 7,659 万 7,018 円、歳入歳出差し引き残額 6,397 万 9,708 円で決算の認定をお願いするものでございます。なお、この残額は平成 20 年度へ繰り越すものでございます。

内容について御説明申し上げます。

歳入につきまして、決算書 2 ページ、3 ページと事項別明細書 8 ページから 13 ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の 1 款分担金及び負担金、収入済額 3,238 万 7,180 円は、受益者負担金であります。

2 款使用料及び手数料の収入済額 5,709 万 1,386 円、収入未済額 106 万 1,369 円、不納欠損額 14 万 9,592 円は、下水道使用料が主なものでございます。

3 款国庫支出金、収入済額 9,000 万円は、汚水処理施設整備交付金でございます。

4 款繰入金、収入済額 5 億 7,707 万円は、一般会計からの繰入金でありまして、事業費、維持管理費の不足分と起債対象にならない町単独分公債費を一般会計から繰り出し、補ったものでございます。

5 款繰越金 977 万 4,984 円は、前年度からの繰越金。

6 款諸収入、収入済額 5,035 万 3,176 円は、雑入の建物災害共済金及び消費税還付金が主なものでございます。

7 款町債 3 億 2,390 万円は、管渠建設費の起債分でございます。

以上、歳入合計 11 億 4,057 万 6,726 円となります。

次に、歳出でございますが、決算書 4 ページ、5 ページと事項別明細書の 14 ページからと、参考資料ナンバー 10 をごらんいただきたいと思います。

1 款公共下水道事業費の支出済額は 5 億 9,739 万 3,819 円で、管渠建設費、管渠維持管理費、浄化センター維持管理費の目がございます。

まず、管渠建設費ですが、支出済額 5 億 1,069 万 772 円は、職員人件費のほか、公共管渠建設の 18 件を始め、町単独の管渠建設、その他、付帯工事の取り付け管設置など 45 件の工事費と、実施設計費等の委託料などが主なものでございます。

次に、管渠維持管理費でございますが、支出済額 1,073 万 7,732 円で、下水道台帳作成業務やマンホール内ポンプの修繕料、マンホール内ポンプの保守点検委託料、電気使用料が主なものでございます。

次の浄化センター維持管理費の支出済額 7,596 万 5,315 円は、浄化センターの運転管理等 9 件の委託料と電気使用料、活性炭や薬品等消耗品などの需用費が主なものでございます。

2 款公債費は支出済額 4 億 7,920 万 3,199 円で、起債の償還元金 2 億 6,344 万 5,414 円と償還金利子及び一時借入金利子の 2 億 1,575 万 7,785 円でございます。

3 款予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は 10 億 7,659 万 7,018 円となります。

この結果、歳入歳出差し引き残額は 6,397 万 9,708 円となり、この額を 20 年度へ繰り越すものでございます。

以上、第 48 号議案の説明とさせていただきます。

次に、第 55 号議案 平成 20 年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)について

て御説明申し上げます。別冊の補正予算書(第1号)をごらんいただきたいと思います。

補正予算第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,625万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億5,243万8,000円とするものと、第2条の地方債の変更でございます。この補正につきましては、決算に基づく繰越金が当初予算を上回ることが見込まれるため、繰入金の減額、町債の増額と公共下水道事業費の管渠建設費、管渠維持管理費、浄化センター維持管理費の増額をお願いしたいというものでございます。

まず、歳入でございますが、4款の一般会計からの繰入金3,292万円の減額、5款繰越金は、ただいま決算の説明を申し上げましたが、平成19年度の実質収支額6,397万9,000円を繰り越し、5,897万9,000円増額させていただくものです。

7款町債20万円の増額は、平成20年度当初予算でお認めいただきました1億5,300万円の公営企業借換債を増額するものでございます。この補正は、当初、償還に充てる借換債の起債額を1億5,300万円として、残りの23万3,562円については現金で償還するよう考えていました。しかし、7月16日付公営企業金融公庫からの要領によると、繰上償還と借換債との差額が10万円以上ある場合には、現金による償還を認めず、残額のもとの起債の条件のまま残ってしまうことが判明しました。つまり、もとあった4口の起債のうち2口については10万円余ずつの未償還元金を残したまま、以後毎年5%を超える利息をつけて、残存期間12年間にわたり、少額ずつ償還し続ける不合理が生じてまいります。そこで、借換債の限度額を20万円増額して1億5,320万円とさせていただき、9月22日の借換日に全額について繰上償還できるようお願いしたいというものでございます。

次に、歳出でございますが、1款公共下水道事業費を2,625万9,000円増額させていただくもので、管渠建設費として職員人件費453万1,000円の減額はあるものの、委託料493万5,000円及び工事請負費1,500万円を増額させていただきたいというものでございます。

管渠維持管理費、原材料費80万円の増額と浄化センター維持管理費として、職員人件費13万6,000円の減額はあるものの、委託料966万6,000円及び工事請負費52万5,000円の増額をさせていただきたいというものでございます。

2款公債費につきましては、財源の振り替えでございます。

以上、歳入歳出それぞれ11億5,243万8,000円とさせていただきたいというものでございます。

以上、簡単ではございますが、第48号議案、第55号議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長(吉永満榮君) 最後になりましたが、水道課長、中村久義君。

[水道課長 中村久義君登壇]

○水道課長(中村久義君) 水道課でございます。

水道課から、第49号議案 平成19年度吉田町水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。別冊の平成19年度吉田町水道事業会計決算書及び参考資料ナンバー11をごらんいただきたいと思います。

毎回申し上げますように、本書は決算報告書及び水道事業報告書中の建設改良工事の概要及び重要契約の要旨については消費税込みの金額で、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、水道事業報告書中の事業収入に関する事項及び収益費用明細書、資本的収支明細書については、消費税抜きの金額で計上していますので、よろしくお願いい

たします。

それでは、1 ページの収益的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。

第1 款水道事業収益の決算額は5 億 5,699 万 2,092 円となり、前年対比にいたしますと102.2%でございます。

第1 項の営業収益は5 億 4,561 万 8,160 円、前年対比100.7%となり、その主な内容を見ますと給水収益は件数、有収水量ともふえたことに伴い増収となり、441 万 311 円多い5 億 4,310 万 228 円の決算額となりました。受託工事収益については、修繕工事収入が減り、減収となったことにより、前年度より17 万 4,656 円少ない55 万 8,032 円、前年度対比にいたしますと76.2%と減収になりました。

その他営業収益は、設計、図書代の廃止により、材料検査等の手数料収入が減少により195 万 9,900 円、前年対比で86.8%となりました。

第2 項の営業外収益は、下水道料金算定資料提供分等のその他雑収益は前年並みでしたが、利率が上がったことによる預金利息がふえ、また消費税も還付になったことにより787 万 4,257 円増加の1,137 万 3,932 円、前年対比にしますと325.0%となりました。

次に、2 ページの支出につきまして御説明申し上げます。

第1 款水道事業費用の決算額は4 億 6,466 万 9,436 円となり、前年対比で109.7%でございます。

第1 項の営業費用は3 億 8,960 万 8,907 円、前年対比113.0%となり、その主な内容を見ますと、原水浄水及び配水給水費については、人件費が人事異動により少し減ったものの、緊急遮断弁の修理の修繕費、お夏橋添架がえ工事等の負担金などが増加したため1,279 万 5,975 円増加の1 億 2,239 万 59 円、前年対比でいきますと111.7%となりました。

受託工事費は、消火栓、配水管の修繕費の44 万 4,607 円となりました。

業務費は電算事務機器リース期間の満了により、賃貸借料が減少したものの、人事異動により人件費等の増加のため33 万 3,847 円増加の3,557 万 248 円、前年対比で100.9%。

総係費は、土地取得料の手数料、土地改良区、決済金の雑費等が減少のため46 万 4,970 円減少の2,197 万 4,725 円、前年対比で97.9%となりました。

減価償却費については、前年度取得した固定資産の償却がふえたため、1 億 7,160 万 2,936 円、前年対比で101.6%の増加。

資産減耗費は旧第1 浄水場取り壊しに伴い、大幅にふえ3,756 万 1,037 円、469.1%となり、その他営業費用については少し減り6 万 5,295 円、85.7%となりました。

第2 号の営業外費用は7,506 万 529 円、前年対比にしますと95.3%となり、その主な内容は、支払利息及び企業債取り扱い諸費が少し減り6,665 万 9,528 円、99.2%。繰り延べ勘定償却が18 年取得の水道管理費の償却がふえたことにより495 万 6,000 円、152.0%増加。雑支出につきましては、不納欠損処分が少し減り344 万 5,001 円、96.9%となりました。

また、消費税につきましては、本年度は還付となり、消費税の納付はございません。

この結果、水道事業収益は給水収益がふえ、消費税も還付になり、収益全体では増加になりましたが、水道事業費用が緊急遮断弁等の修繕費負担金の原水浄水及び配水給水費の増加、旧第1 浄水場取り壊しによる資産減耗費が大幅に増加したため、当年度純利益は税抜きで前年度より4,054 万 9,485 円減り6,448 万 9,654 円、前年対比で61.4%を計上することになりました。

次に、3ページの資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

第1款資本的収入の決算額は5億2,762万1,200円、前年対比にいたしますと176.6%となり、その内容は第2浄水場配水池築造工事、除鉄除マンガン施設築造工事等の増加により、第1項企業債は4億4,300万円、前年対比で186.9%、消火栓設置のみの第2項他会計出資金は少しふえ、82万4,250円、加入分担金はアパート等の給水申し込みが減り241万円減少の2,260万円となったものの、公共下水道工事や道路改良工事に伴う工事負担金が6,119万6,950円、前年対比169.7%と前年度よりも増加したことにより、第3項その他資本的収入は2,272万8,900円増加の8,379万6,950円、前年対比で137.2%となりました。

次に、4ページの資本的支出につきまして御説明申し上げます。

第1款の資本的支出の決算額は7億7,798万1,633円、前年対比で135.6%、その内容を見ますと、先ほども申しましたように第1項建設改良費は第2浄水場配水池築造工事、除鉄除マンガン施設築造工事と減り、工事請負費が2億8,701万4,350円増加の5億9,937万450円となりました。

また、委託料は6,618万1,500円と減少、固定資産購入費についても量水器購入費のみで79万7,310円と減少になりました。

第1項建設改良費全体としては6億6,634万9,260円、143.7%増加の決算額となりました。

第2項企業債償還金につきましては128万7,402円ふえ、1億1,163万2,373円、101.2%となりました。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億5,036万433円は、減債積立金2,000万円、建設改良積立金6,000万円、過年度分消費税収支調整額1,634万4,144円、過年度分損益勘定留保資金1,867万5,559円、当年度分損益勘定留保資金1億3,534万730円で補てんいたしました。

なお、収益費用明細及び資本的収支明細については、34ページから42ページに掲載してございます。

次に、11ページの平成19年度吉田町水道事業剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

当年度未処分利益剰余金8,126万7,665円を、減債積立金へ2,000万円、建設改良積立金へ5,000万円積み立ての御承認をお願いするものでございます。よろしく御願い申し上げます。

以上で、水道課から平成19年度吉田町水道事業会計決算の認定の説明とさせていただきます。よろしく御願いいたします。

○議長(吉永満栄君) 説明が終わりました。

ただいま説明のありました第40号議案、第44号議案、第45号議案、第46号議案、第47号議案、第51号議案、第52号議案、第53号議案、第54号議案、第56号議案の10議案について、質疑を行います。

質疑ございますか。

5番、藤田君。

○5番(藤田和寿君) 5番、藤田でございます。

第44号議案、本年度資料のほうでいきますと能満寺門前整備用地の工事が一般会計のほ

うで、土地売り払いということで処理されているわけでございます。18年度から19年度にかけて、土地残高のほうで注2、町債分の土地処分については町債の償還完了をもって、一般会計へ土地の移管を行うものとするということで、門前整備用地の片岡2451の10ほかの3億8,480万円が19年度末残高で一般会計へ移管されるわけでございますが、この辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） 契約管理課でございます。

まず、土地取得事業特別会計というのは、土地取得事業特別会計の中で借入れを起しまして、それで償還をしている間については、土地取得事業特別会計の中で管理をしておりますが、償還金につきましては一般会計から毎年度繰り入れを行いまして、その部分は一般会計に帰属すると。部分的に帰属するような経理をしております。それで、償還が終わりますと、それについては毎年度償還金という形で、土地取得事業特別会計に繰り入れをしていただきますので、償還分が終わりますと一般会計に帰属するというので、土地の移管を一般会計に行うというような内容でございます。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田です。

そうしますと、3億8,480万円の財産用地というのは、一般会計の財産目録のほうに移管するというのでよろしいんですか。

○議長（吉永満榮君） 契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） そのとおりでございます。

○議長（吉永満榮君） 最終になりますから、どうぞ。

○5番（藤田和寿君） そうしますと、一般会計のほうのどこに載っているか、教えてください。

○議長（吉永満榮君） 契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） 一般会計で、今回3億何がしを計上するというものではなくて、毎年度公債費に当たる部分で償還分を繰り出しを行っております。その累積額が元金合計として、19年度末をもって3億8,480万円になっております。ですから、一挙に3億8,480万円というものが予算書に載ってくるかということになりますと、そういうことにはなっておりません。結果として償還金を足していきますと、元金部分の3億8,480万円が一般会計から支出されたという形になります。

以上です。

○議長（吉永満榮君） そのほかございますか。

[発言する人なし]

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

お諮りします。

第40号議案、第44号議案、第45号議案、第46号議案、第47号議案、第51号議案、第52号議案、第53号議案、第54号議案、第56号議案の10議案につきましては、総務文教常任委員会へ付託し、本会期中に審議をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

第40号議案、第44号議案、第45号議案、第46号議案、第47号議案、第51号議案、第52号議案、第53号議案、第54号議案、第56号議案の10議案については、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、第48号議案、第49号議案、第57号議案の3議案について、質疑を行います。
質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

お諮りします。

第48号議案、第49号議案、第57号議案の3議案については、産業建設常任委員会へ付託し、本会期中に審議をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

第48号議案、第49号議案、第57号議案の3議案については、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

なお、第41号議案、第42号議案、第43号議案、第50号議案、第58号議案、第59号議案の6議案については、全員協議会で協議を行います。よろしくお願いたします。

◎報告第3号～報告第5号の報告

○議長（吉永満榮君） 日程第6、第3号報告 平成19年度吉田町健全化判断比率の報告について、第4号報告 平成19年度吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について、第5号報告 平成19年度吉田町水道事業会計資金不足比率の報告についての3件について、報告を行います。

説明順序につきましては、企画課長、下水道課、水道課と続けていきます。
まず、企画課長、藤田光夫君。

〔企画課長 藤田光夫君登壇〕

○企画課長（藤田光夫君） 企画課です。

第3号報告 平成19年度吉田町健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、報告させていただきます。

提出議案つづりの33ページをごらんください。

この法律は、昨年6月に公布されまして、健全化判断比率の公表は19年度決算から、また早期健全化基準または財政再生基準を超えた場合、健全化計画などの策定義務は20年度決算から適用されることになりました。

このようなことから、今年度は19年度決算に基づく4つの指標を、監査委員の審査に付した上で、議会に報告させていただくものです。

監査委員には8月5日にこの健全化判断比率並びにこの算定の基礎となる書類を審査していただきまして、34ページの検証をいただいているところでございます。

4つの健全化判断比率は、この表のとおりで、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は全会計ともに実質収支額は黒字ですので示されません。実質公債費比率は16.2%、将来負担比率は123.6%となりました。括弧内の数値は早期健全化基準を示しています。

参考資料のナンバー14をごらんいただきたいと思います。

最初に、1ページの総括表①健全化判断比率の状況でございますが、上段は先ほどの4つの健全化判断比率を示しています。下段は標準財政規模、早期健全化基準、財政再生基準を示しています。財政健全化法では、この4つの指標値によって、財政が比較的健全な自治体、早期の財政健全化が必要な自治体、財政の再生が必要な自治体の3つに区分され、早期健全化団体、財政再生団体においては、財政健全化計画などの策定や起債制限など、県や国の指導が行われることとなります。

それでは、個々の比率について説明させていただきます。

最初の実質赤字比率ですが、対象は2ページの一般会計等という表現でございますが、普通会計となります。当町では、一般会計と土地取得事業特別会計が対象となりまして、この会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率であらわしますが、実質収支額は黒字ですので、数値は算出されません。

1ページに戻っていただきまして、下段の早期健全化基準は、市町村の場合、財政規模に応じて11.25%から15%と規定されておまして、当町の場合、13.92%となります。また、財政再生基準は20%となります。

次に、連結実質赤字比率でございますが、対象は2ページに示されているとおり、全会計が対象となり、全会計の実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率であらわしますが、実質収支は黒字ですので、数値は算出されません。

1ページに戻っていただきまして、下段の早期健全化基準は、市町村の場合、財政規模に応じて16.25%から20%と規定されておまして、当町の場合18.92%となります。この数値は実質赤字比率に5%を加えたものとなります。また、財政再生基準は40%となっておりますが、これは経過措置規定がございまして、平成21年度決算までが40%、22年度決算が35%、23年度決算以降は30%となります。

次に、実質公債費比率でございます。算定資料は3ページでございます。この比率は、公債費等が標準財政規模に比べてどの程度の負担かをあらわす指標として、現行の地方債協議許可制度においても用いられている比率で、具体的には一般会計等が負担する元利償還金や債務負担行為などの準元利償還金を標準財政規模で除した数値であらわします。一部事務組合への負担金や公営企業の繰出金のうち、地方債の償還の財源に充てたと認められる額が含まれたものとなります。

3カ年平均が16.2%と、昨年の21.1%から4.9ポイント下がりましたが、これは総務省が示した新たな計算式で、分子に当たります元利償還金から差し引く特定財源に、目的税であります都市計画税の算入が認められたことや、分母となります標準税収入額19年度分の増加により、単年度比率が低下している状況があります。18%未満となったことで、地方債の借り入れについては、今までの許可手続から協議手続で済むこととなります。なお、従前の算定方法によりますと19%となります。

1ページに戻っていただきまして、早期健全化基準は、市町村の場合25%、財政再生基準は35%となっております。

それでは、3ページの内容について説明をさせていただきます。

この表は、実質公債費比率の状況を一覧で表示しています。①の欄については、普通会計に係る公債費充当一般財源等の額を計上するもので、19年度分8億7,773万円を例として説明いたしますと、一般会計と土地取得事業特別会計の公債費は、合計で11億372万2,000円となりますが、この額から繰上償還額4,810万円や公債費に充当した特定財源41万7,000円、都市計画税の充当可能額1億7,747万5,000円を差し引いた額となります。

③の公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金でございますが、これは公共下水道事業と水道事業の合計額を計上しています。

④の一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金または負担金は、吉田町牧之原市広域施設組合、榛原総合病院組合、相寿園管理組合、駿遠学園管理組合への負担金のうち、それぞれが借り入れた地方債の償還に充てたと認められる額が計上されています。

⑤の公債費に準ずる債務負担行為に係るものですが、17年度、18年度の数値は榛原地域土地開発公社からの用地の買い戻しの額や、非補助土地改良事業の償還金で、19年度は該当するものではありません。

⑦と⑩から⑮の数値でございますが、普通交付税の算定で用いた基準財政需要額や算入公債費などで、19年度交付税算出資料からの数値となります。これらは、元利償還金のうち、交付税措置された額を算定の分子、分母の双方から控除するものとなります。

⑧の標準税収入額等は、交付税法で定める方法によって算定した収入見込み額でございます。

⑩の臨時財政対策債発行可能額は、交付税算定におきます基準財政需要額を基本に算定される額となります。

以上の数値から、実質公債費比率は16.2%となりました。なお、この様式での実質公債費比率の求め方については、後ほど算式を配付させていただきます。

次に、将来負担比率でございますが、資料は4ページでございます。

自治体の財政負担の程度をあらわす指標として、前段で説明しました実質公債費比率が用いられてきましたが、この比率はあくまでもフローベースをあらわす指標であることから、今回ストックベースでの財政負担をあらわす指標として、この将来負担比率が導入され、この表はその状況を一覧で示すものです。

対象は全会計で、上段の将来負担額から中段の充当可能財源を差し引いた額を、標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値となり、123.6%となります。早期健全化基準は350%となります。

それでは、個々の内容について説明をさせていただきます。

上段の将来負担額の表中、地方債の現在高でございますが、これは普通会計、19年度末地方債残高となります。

次の、債務負担行為に基づく支出負担予定額の対象は、地方財政法第5条各号に規定する経費の支出に係るもので、当町には該当するものではありません。

次の、公営企業等繰入見込み額は、下水道事業の起債残高全額と水道事業については、起債償還金のための繰り入れは行っておりませんが、他の繰り入れを行っていることから、案分計算により起債残高の0.3%を計上しています。

次の、組合等負担等見込み額でございますが、一部事務組合が起こした地方債の元金の償

還に充てることが見込まれる額を計上してございます。吉田町牧之原市広域施設組合、榛原総合病院組合、相寿園管理組合、駿遠学園管理組合の負担率で算定した額となります。

次の、退職手当負担見込み額でございますが、これは職員全員が19年度末日に自己の都合により退職するものと仮定した場合、実質的に負担することが見込まれる額を計上しています。

次の、設立法人の負債額等の負担見込み額は該当するものはございません。

次の、連結実質赤字額は、全会計黒字ですので計上されません。

次の、組合等連結実質赤字額負担見込み額は、榛原総合病院組合で資金不足額が生じていますので、当町の負担率分を計上してございます。

以上が将来負担額で、下段の算式中の分子の欄の将来負担額のAの数値が合計額となります。

次に、中段の充当可能財源等について御説明いたします。

充当可能基金は、地方債の償還に充当可能な基金で、水道事業会計の減債積立金、建設改良積立金以外のすべての基金の19年度末残高を計上してございます。

次の、充当可能特定歳入は、地方債の償還に充当可能な特定の歳入を計上するもので、主なものは都市計画事業に係る地方債の現在高に対して、この償還に充当できる都市計画税収入を計上しています。

次の、基準財政需要額算入見込み額は、地方債の償還に要する経費として、交付税算定に用いる基準財政需要額に算入することが見込まれる額を計上しています。

以上の合計額が下段の算式中、充当可能財源等Bの欄の金額となります。

次に、下段算式中分母の標準財政規模C欄の数値でございますが、町の一般財源の標準規模を示すもので、前ページの実質公債費比率の状況の表中、19年度の行の⑧標準税収入額、⑨普通交付税額、⑩臨時財政対策債発行可能額の合計数値となります。

次の、算入公債費等の額D欄の数値でございますが、元利償還金などのうち、交付税措置される額を計上し、標準財政規模額から控除することとなりますが、具体的には前ページの実質公債費比率の状況の表中、19年度の行の⑦と⑪から⑰の合計数値となります。

以上、4つの健全化判断比率の状況の説明をさせていただきました。なお、この健全化判断比率の他市町村の状況については、公表されていないため、比較分析はできませんが、公表され次第資料提供をさせていただく予定であります。

以上をもって、健全化判断比率の報告とさせていただきます。

○議長（吉永満榮君） 引き続き、下水道課長、柳原豊君。

〔下水道課長 柳原 豊君登壇〕

○下水道課長（柳原 豊君） 第4号報告 平成19年度吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について御説明申し上げます。提出議案の35、36ページと参考資料ナンバー15をごらんいただきたいと思います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成19年度決算より、公営企業に係る資金不足比率を監査委員の意見をつけて、議会に報告するものでございます。

この報告が義務付けられたねらいは、下水道事業などの公営企業会計に資金不足、いわゆる赤字が生じていないか、いるとしたらそれは幾らで、料金収入の何%に当たるのか、を公

表させ、料金収入の 20%を超える資金不足が生じている場合には、経営健全化計画を策定して、合理化努力をさせ、資金不足の解消を図ることを目的としたものですが、吉田町公共下水道事業特別会計は、一般会計からの繰り入れをお願いしておりますので、資金不足になることはありません。

以上、簡単ですが、第 4 号報告とさせていただきます。

○議長（吉永満榮君） 次に、水道課長、中村久義君。

〔水道課長 中村久義君登壇〕

○水道課長（中村久義君） 水道課から、第 5 号報告 平成 19 年度吉田町水道事業会計資金不足比率の報告について申し上げます。議案書の 37 ページ及び参考資料のナンバー 16 をごらんいただきたいと思えます。

地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする地方公共団体の財政の健全化に関する法律が、平成 19 年 6 月 22 日に公布され、平成 21 年 4 月 1 日から施行となります。ただし、第 2 条、第 3 条及び第 22 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日からの施行となりますので、同法第 22 条第 1 項の規定により、平成 19 年度吉田町水道事業会計資金不足比率を御報告いたします。

資金不足比率の算定につきましては、同法第 22 条第 2 項の規定により、資金不足額——これは流動負債から流動資産を引いたものの額でございます——を事業の規模——この事業の規模というのは、営業収入から受託工事収入を引いたものでございます——で除して算定いたしました結果、平成 19 年度吉田町水道事業会計資金不足比率は、当水道事業会計においては黒字となります。

なお、報告書については資金不足が生じていないため、数字では生じてございませんので、よろしくをお願いします。

以上、水道課からです。

○議長（吉永満榮君） ここで、暫時休憩としますが、なお、休憩中に全員協議会を開催したいと思いますので、第 2 会議室にお集まりください。全員協議会の開催時間は 3 時 5 分といたします。そして、協議内容につきましては、第 55 号議案の協議になりますので、資料をお持ちいただきたいと思えます。

それから、暫時休憩を閉じて会議の再開は議場にて行いますが、3 時半ということでお集まりいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、3 時 5 分まで休憩して、5 分から全員協議会を開催しますのでお願いします。

休憩 午後 2 時 5 6 分

再開 午後 3 時 2 6 分

○議長（吉永満榮君） 暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は 13 名です。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第7、第55号議案 平成20年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（吉永満榮君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。御協力ありがとうございました。

次回は、9月10日水曜日、午前9時から総務文教常任委員会であります。よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時28分

開会 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（吉永満榮君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会第18日目でございます。ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（吉永満榮君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順次によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 杉 村 嘉 久 君

○議長（吉永満榮君） 4番、杉村嘉久君。

[4番 杉村嘉久君登壇]

○4番（杉村嘉久君） 私は、さきに通告しましたとおり、2つの項目につきまして御質問いたします。

まず1つ目は、公務能率の向上（職員生産性向上）についてお伺いいたします。

社会の複雑化、多様化が進みまして、情報化、サービス化、国際化等が議論される新しい時代の中にあって、旧態依然として改革が進んでいないのが地方自治体の人事管理、仕事の進め方ではないかとよく言われます。市町を取り巻く環境の変化、そのスピードが速いにもかかわらず、一般的に多くの市町では、職員の人事管理、仕事の進め方などが依然として「年功序列」「前例踏襲」の部分が根強く、職員にとってはリスクをとりづらい体質を生み、成果主義的な人事制度に比べ、リスクをとることによって得られる成果が反映されにくいため、職員がリスクをとるインセンティブ、いわゆる意欲、刺激に欠けることになるとも言われます。

民間企業においては、いかに企業の健全化、利潤の追求を図るのか。さらに、的確な国民の消費ニーズを把握して、製品の改良、サービスを向上するため、多額の投資をして研究開発などに努力を傾けています。これからの市町は、単に施策を行うだけにとどまらず、民間企業の運営方法を参考に、「人事管理」「仕事の進め方」などの研究を行い、民間感覚を生かした公務能率の向上（職員の生産性向上）を目指すことが求められると思います。

例えば、10人の職員がやる気を起こせば、現在より12から13人分の仕事ができるはずです。これを怠れば、10人の職員がいても、民間企業に比し、7から8人の仕事を消化するだけにとどまり、住民の立場から考えると、それだけ当該市町に損害を与え、納税者の信託にこたえていないことになると思います。無駄、むら、無理をなくす無駄遣いのチェックの仕組みをつくるなどの抑制ありきの政策が求められると思います。

自治体の公務能率向上の成功例として、静岡県的事例がよく紹介されます。このマネジメント方式については、ご存じの方も多いと思いますが、静岡県は、公務能率の向上を実行あるものにするため、アメリカのリエンジニアリング（業務プロセスの見直し）に基づく生産性向上の取り組みを参考にした「新公共経営、いわゆる（NPM）」によって、職員全員が生産性の向上に加わり、一定の成果を到達したと言い、公務能率向上の目標が、単にリストラとか財政危機を乗り越える手法ではなく、多くの行政需要に対して有限の人材で的確にこたえ、住民に満足してもらい、行政サービスに結びついていくが見えてきたと言います。

静岡県の新公共経営では、目標設定を単なる活動指標から成果指標に切りかえ、個別の事業ごとに成果を求めて、どういうツールで何をやるのか。その評価する尺度を切り分けて整理して成果物を出していくための「業務たな卸し表」を作成、それを「一人一改革」という手法を使って推進しております。「一人一改革運動」は、「早く、無駄なく、いい仕事」をスローガンに、職員が身近な業務を見直す取り組みです。いわゆる縮み指向ではなくて、何のために自分が今この仕事を行っているのかを前向きに考えるのが生産性の向上であり、「一人一改革」という手法を組み込んだことによって、県庁職員が何のために公務員になったのか。今、なぜ仕事をしているのか担当部署を通じて具体的に意識できるようになったと言います。一人一改革運動は11年目を迎え、職員1人1人が身近な業務を見直して改革改善を行い、些細なことから大きなことまで、合計して7万5,000件以上の改革や提案があったようです。

なお、新公共経営導入による組織や事務の見直しによる人員削減数と人件費削減額は、18年度、これは17年度の削減実績に基づく定数ですけれども、84人、金額が81億7,000万円、19年度が158人、90億3,600万円、20年度は116人、103億1,400万円となっております。職員定数削減に本格着手した10年度からの累計では、削減数は全職員数の15.9%に当たる1,154人、人件費の削減効果は約615億円とのことです。県民のために、よりよく貢献できる実感、組織の使命、個人としての使命を意識できて、公の理念のために具体的にやる実感を持てるようになり、より少ない人員で効率を上げて目的を達成できたと言っております。

この改革はリストラではなく、業務プロセスの見直しを行い、県民満足の向上を図ることです。新公共経営の基本となっているのは、「顧客、いわゆる住民志向の行政サービス」であって、目的・目標を設定し、数値目標を定め、改革・改善を行うことで、仕事をいかに楽しく、楽に、早くやり、品質を上げ、コストをかけない。また、前例踏襲をやめることで、ダラリ（ムダ、ムラ、ムリ）がなくなるが多くなる。アイデアの活用についても、職場で話し合い、出し合い、ただ困っていることを解決することでアイデアが生まれる。ちょっとずつ変えていく、少しずつ改善していくことが大事なことでと思います。

私は、先般、乾いたタオルをさらに絞り、アイデアを出すことを求められると言われる自動車のトヨタのトータルクオリティマネジメント推進部の方からお話を伺いました。「会

社の目標が出たときに、二百数十の各部が目標を立てる。目標を立てた部長が関心を持ち、1人1人に関心を持ってほめたり、アドバイスをする部署は目標が達成できる。逆に、数値だけを投げて、あとは全く無関心で、一応、期中と期末に2回点検があり、そのときになぜできなかったというような部署は、全くうまくいかない」ということをお聞きしました。職員のやる気は、トップの長及び管理職がやる気を起こすか否か。その意識改革から始め、民間企業からどう学ぶかが決め手となると思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

次に、2つ目ですけれども、小中学生の不登校対策についてお伺いいたします。

1年間で、学校を30日以上欠席した「不登校」の小中学生が2007年度は全国で12万9,254人で、2年連続で増加したことが文部科学省が発表した学校基本調査でわかりました。特に中学生は34人に1人に当たり、全体に占める割合は2006年度に続き過去最高を更新したそうです。不登校の小中学生は、2005年度までは4年連続で減少し、割合もほぼ横ばいで推移していましたが、2006年度から増加に転じたと言います。いじめが2006年に社会問題化したこともあって、「嫌がるものを無理に行かせることはない」と考える保護者がふえたことなどが増加の理由と見られています。調査対象は、国公私立の小中学生1,075万6,987人、このうち病気などの理由がなく、年間30日以上欠席したのは、小学生2万3,926人、0.34%です。中学生が10万5,328人、2.91%、学年を追うにつれて人数はふえ、男女別で見ますと、小学校5年生までは男子が多く、小学校6年生からは女子が多かったようです。不登校のきっかけとなった原因について、複数回答で聞いたところ、「いじめ」は3.5%で初めて項目に加えた昨年度から0.3ポイントの微増、具体的理由で多かったのは、「いじめを除く友人関係」の18.4%、「親子関係」の11.1%、「学業の不振」が9.6%だったようです。不登校の児童・生徒のうち、学校側の指導などで登校できるようになったのは、小学校の32.6%、中学校の30.1%だったようです。多くの学校が「特に効果があった」と答えた取り組みは、家庭訪問で指導をする、それから、登校を促すために電話をかけたり、迎えに行ったり、保護者の協力を求めて家族関係や家庭生活の改善だったと言われております。都道府県別では、子供1,000人当たりの不登校が最多だったのが、山梨で15.1人、最も少ないのは、秋田、愛媛両県で8.9人、山梨は人数も前年より約1割ふえているようです。県内の小学校の不登校は、2007年度、前年度より22.5%増しの919人、中学生の不登校は前年度よりも8.4%増の3,252人で、いずれも4年連続で過去最高となっております。

そこで、同調査による町内小中学校の不登校者数と不登校の要因、背景について伺います。

2つ目としまして、不登校者の減少対策について、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（吉永満榮君） それでは、質問に対する答弁を町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 公務能率の向上（職員の生産性向上）についての御質問でございますが、今日、地方自治体におきましては、民間経営手法が数多く取り入れられ、行政経営、自治体経営という概念が広がりつつあります。こうした視点を鮮明に打ち出そうと「経営」という2文字を使った部署も多く見られるようになりました。

従来の地方自治体の行政運営は、金太郎飴方式と言われたように、全国一律のサービスを提供するものであり、そこには、民間における利潤を追求し、効率性を求めるといった発想や競争原理は問われていませんでした。むしろ、前例踏襲や事なかれ主義のもとで得られた税財源の公平な分配に重点が置かれるといった民間企業とは、サービスと提供方法で大きな

考え方の違いが見られました。

一方、バブル経済の崩壊後におきましては、地方自治体の財政状況の悪化とともに、民間でできることは民間でといった考え方が次第に広がってまいりました。こうした考え方により、行政はスリム化し、限られた財源で効果的なサービスを提供する小さな政府の実現が声高に提唱され始めました。地方自治体が民間経営に見られる効率性を求めるようになったのもこのころでありまして、政策によって何が生まれたかだけでなく、政策によってどれだけの成果があったのかということを重視するような方向になりました。

当町におきましても、さきの6月議会定例会で議員が質問されました行政の守備範囲の見直しについての答弁でも出ておりますように、平成16年4月から行政運営の仕組みをあらゆる角度から抜本的に見直し、行政が直接執行すべき事務事業、必ずしも、行政が直接執行しなくてもいい事務事業、積極的にアウトソーシングや民営化すべき事務事業などに分類し、ゼロベース検証を実施するとともに、経営という観点から、当町の財政状況、すなわち身の丈に合った効率的で質の高いサービスを顧客である町民の皆様方に提供しているところでございます。全国各地の自治体におきましても、当町と同様の取り組みを進めております。

さて、地方自治体の行政運営におきまして、サービスと提供方法が著しく変化していることを述べましたが、他方、進展する地方分権社会に的確に対応できる人材の育成、職員の資質の向上が求められております。当町では、平成21年度までの3カ年で新たな人事評価制度を構築すべく、その作業に昨年度から着手いたしました。これまでに人材育成、人事管理に関する職員アンケートを実施し、現在、人材育成基本方針の策定や新人事評価制度の詳細設計を行っております。

とりわけ、人材育成基本方針は、本年8月に開催した吉田町行財政構造改革推進本部で検討し、その後、10月の策定を目指して修正を加えているところでありますが、議員御指摘の人事管理や仕事の進め方につきましても、当然ながらふえております。

その一端を申し上げますと、これからの人事管理は、職員1人1人の能力や実績を公平かつ適切に評価し、さらなる能力開発へとつなげていきますよう、採用、承認、評価、異動、研修を総合的に考えたシステムを取り入れていくこととしております。

人は、組織にとりまして最大の資産と言われるように、この資産をいかに生かすかによって、組織の力は大きく変わります。総合的な人事システムを構築していくことは、つまり、職員の付加価値を最大限に高めていった資産活用型の人事管理を行うことであり、民間経営の論理を展開していくものであります。

また、仕事の進め方につきましては、仕事を進める過程自体も人材育成の機会として積極的に工夫し、活用していくこととしております。公務能力の向上や行政の生産性向上は、組織全体で取り組むことが最も重要であり、組織の目標と個人の目標とを上司と部下が協働により統合し、目標による管理を実施してまいりたいと考えております。

現在、地方自治体が民間企業の経営手法を行政管理に積極的に取り入れるようになって10年余りになりますが、この手法が依然として進まない理由は、自分の業務の目的や達成すべき成果のレベルを理解していない自治体職員が多いからではないかと考えております。当町におきましても、この傾向は少なからずあるわけでございますが、今後、当町が目指す行政経営や人材育成は職員の資質向上や住民サービスにつながることを基本に据え、行政運営のあらゆる場面で目的意識を共有することで活路を見出したいと考えております。

すなわち、職員の生産性向上は、目的生活志向が組織全体に進行し、一体感が醸成された瞬間に、自分のやるべき役割が見え、責任が生まれ、そして、潜在能力が発揮され、達成されるものであります。私がやらなくてだれがやるといった公務員としての誇りが地方自治法第2条第14項に求める最少の経費で最大の効果を上げるといった目標に近づくと確信しております。当町の人事評価制度の構築は、民間企業の経営手法から学ぶべきもののほか、モチベーションが上がる仕組みを導入してまいりたいと考えております。

また、職員のやる気は、町長のリーダーシップのもとに、管理職がやる気を起こすか否かであるという御指摘をいただいているわけですが、私も、まさしく議員の考え方に賛同するものでございます。当町の人材育成基本方針では、質の高い吉田町の職員を育成するために、管理職の強化が最も重要な課題であることを指摘しております。管理職は、職員の能力開発のニーズを的確に把握し、それぞれの能力や性格に応じた指導を行える立場にあります。まずは、私だけではなく、管理職にも経営という自覚を持たせ、変革の時代に吉田町が生き抜くためのマネジメント能力を身につけさせたいと考えております。

今回、民間企業からどう学ぶべきかという視点で、議員からも幾つかの事例を紹介していただきましたので、これらを参考にしまして、新たな時代にふさわしい人材育成、人事管理を目指してまいりたいと考えております。議員におかれましても、人材育成、人事管理、そして、行政経営に関しまして、引き続き、御支援をいただくようお願い申し上げます。

続きまして、2点目の小中学生の不登校対策についてであります。この質問につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（吉永満榮君） 黒田教育長。

○教育長（黒田和夫君） 小中学生の不登校対策についてお答えします。

議員御質問の不登校問題は、現在、学校だけでなく、社会全体の問題であり、私たちが解決すべき重大な課題となっております。

ご存じのとおり、いわゆる不登校は、半世紀以上前の日本にはほとんどありませんでした。戦後、社会の発展につれてあらわれてきた日本特有の現象であると言われております。昭和40年ごろから社会が豊かになるにつれて、不登校児童生徒の数は年々徐々に増加してまいりました。不登校の発生にはさまざまな要因が複雑に絡み合っているとと言われております。それも、100人100様であります。学者や評論家は、いろいろと解説をしておりますが、実は、いまだその原因も解決方法も確定しておりません。それだけに、当の児童生徒だけではなく、保護者はもちろんのこと、子供を取り巻く大勢の大人たちも問題解決に苦しんでいるわけであります。

不登校の子供を持つ親御さんは、不登校という言葉を聞いただけで心を痛めます。したがって、不登校の原因究明や対応については、慎重の上にも慎重でありたいと考えております。

しかし、確たる解決方法が見つからないとはいえ、私たちは、将来ある子供たちを前に手をこまねいているわけにはまいりません。一部指導者の中には、学校は行きたくなければ行かなくてもいいなどと言う人もおります。子供時代には、集団生活を通して身につけなければならないことが多くあります。また、友達同士で楽しい時間を過ごすことも大切です。私たちがしましては、1人でも多くの子供たちが1日も早く楽しく有意義な学校生活を送ることができるよう、保護者と力を合わせてまいりたいと考えております。

さて、町内の小中学校における不登校児童生徒の数は何人かというお尋ねであります。こ

ここでは、県との比較の上、概況でお答えします。平成 20 年度学校基本調査によりますと、県内の小学校の不登校率は 0.4%、中学校では 3.0%であります。これと比較しまして、町内の小中学校の不登校率はわずかに上回っている状況であります。

次に、不登校の原因についてはのお尋ねであります。先ほども触れましたように、不登校の原因をはっきり確定することはできません。したがって、国や県の調査でも複数回答という方法での調査になっております。それによりますと、不登校の原因として挙げられておりますのは、本人にかかわる問題、いじめを除く友人関係をめぐる問題、親子関係をめぐる問題、学業不振、いじめによる問題などで、多くの場合は、これらの要因が重複したもので、実際は個人によってさまざまであります。

次に、不登校を減少させるための対策についてのお尋ねであります。

現在、教育委員会の対応としましては、各学校に子供と親の相談員を配置するとともに、スクールカウンセラーの活用、さらに教育委員会事務局には、教育相談員を配置するなど、相談体制の充実を図っております。

次に、小中学校で共通して行っておりますのは、不登校の児童生徒及び保護者への電話連絡と家庭訪問であります。これによって、不登校の児童生徒及び保護者と学校とのきずなをつなげておき、解決のチャンスを粘り強く待ちます。

中学校に場合について御説明いたします。

登校はできるものの、教室に入ることができない生徒のために、校内に特別の部屋を設け、教員を配置して学習の支援をしております。これまでに、この教室から自分のクラスに戻ることができるようになった生徒もおります。また、家を出ても、学校の門をくぐるができない生徒のためには、公民館の一室で曜日を定めて受け入れることも行っております。さらに、保護者との連絡を密にするために、不登校生徒を持つ保護者に呼びかけ、学校との連絡会も行っております。ここでは、保護者の学校に対する要望を伺い、できるだけの対応をするよう努力しております。

いずれにいたしましても、複雑な事情から生じた不登校問題を一気に解決することには無理があります。学校では、不登校の子供の心情を考えながら、保護者と学校が力を合わせて、この問題の解決に努力したいと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 4 番、杉村議員。

○4 番（杉村嘉久君） 再質問を何点かさせていただきます。

公務能率の向上の関係ですけれども、福島県の有名な矢祭町の例ですけれども、これは、職員のモチベーションアップの事例として、いろいろなところに紹介されているわけですが、平成 13 年に合併しない町を宣言されております。その後、自立強化のための役場改革を積極的に行ったということで、当町とだからどうと、そういう比較はもちろんできませんが、いわゆる職員のやる気というものが非常に強いということでもちょっと紹介させてもらいますと、当時、福島県の 90 の市町の中で、いろいろな指標、住民税とか公共事業をすべてブービーといいますか、最下位のほうだったようです。その後、企業誘致、緊縮財政、それから学校の改築、水道や道路整備等のインフラ整備をやったことによって、非常に明るく、いい町になってきたと。合併しない宣言というのは、町長の考えは、薄い水と薄い水を足しても濃い水にはならないということ。だから、町民にはメリットはないじゃない

かということです。ただ行政が大きくなって役場が遠くなるだけで、町民の暮らしが楽になるとか、町民の町の発展の未来が見えるなら合併すべきだと、そういう考えでやってこられたということです。当然、マスコミとか自治体の視察は本当に非常に多くて、いわゆる経費削減方法の質問等も多いということでございます。

以前は、1人でできることを3人半ぐらいでやっていた。例えば、県庁へのヒアリングの場合でも3人で車に乗って1日ばかりで行くとか、この内容を見ますと、ファクスや電話で十分解決できる問題だと。それをそのようにしていた。

それから、職員数も140人を70人に減少させた。人件費は10億円かかったが、現在は6億円。超過勤務手当を見て、多いときで年間3,800万円、1日10万円を超えていたということ。現在は、年間300万円程度になった。それから、嘱託職員を全廃しまして、非常勤職員もなくなって、トイレ掃除、お茶くみは、当然職員がやる。副町長以下、全職員が掃除もやっていると。これは、役場は年中無休、窓口業務も7時半から16時45分、8時半から17時では、町民は証明書をもらうのに半日お勤めを休むことになる。こういうことをすべて職員から言ってきたということです。勤務体制は、実働8時間になるようにフレックス制を取り入れているということです。

それから、図書館をつくる时候にも話題になりましたけれども、いわゆる矢祭もったいない図書館というものをつくったわけですが、当初、施設に10億円、本を購入するにも二、三億円という試算が出ていたわけですが、これも職員の提案で、全国から本を公募する案、もったいない運動にあやかって職員が提案をしてきたと。それはいいけれども、送料はどうするかという問いに、職員のほうから送ってもらう人に負担してもらったらどうだろうと、そういうことを言ったと。だから、予想では、町民1人が2.5冊ぐらいで2万冊ぐらいを予想していたようですが、最終的には43万冊の本が全国から送り主が送料負担で送ってくれたと。それで、現在の矢祭もったいない図書館というものができたということです。今は軌道に乗っているといえますか、町も豊かになって、いろいろな保育費とかほかの市町の4分の1とか、幼稚園、保育園の費用も、開園時間も7時25分から18時45分と、働く人になるべく時間を合わせるような形で開園をしているところです。すべて町の職員かの提案でということ強く言っていましたけれども、青年、壮年世代には何の手当もしない。若者には朝から晩まで徹底的に働いてもらって税金を払ってもらい、それで子供や親の世代の面倒を見ると。そういうのも基本にしていると。

こんなお話なんですけれども、ちょっと長くなりましたけれども、吉田町の職員提案規程、平成10年10月1日に施行されていますけれども、これに対する最近1年間の提案状況、提案件数と採用内容、そういったものがわかれば教えていただければと思います。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 提案制度の件数の内容であります。19年度の実態を見まして、提案制度は特別提案制度として取り上げて申請されたものはありません。

ただ、各部署においての事務事業の改善、それについては、それぞれの事務事業で提案しなくてもいいものは取り上げて、課長の判断で事務を進めている。そのように対応はしている現状であります。

○議長（吉永満榮君） 4番、杉村議員。

○4番（杉村嘉久君） 19年度はゼロ件と。年間1人5件を仮に提案しても、200人いれば

1,000 件の提案が期待できると思うんですけども、その辺の職員へのさらなるいわゆる P R といいますか、広報といいますか、その辺はどのようにされているんですか。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 提案制度の関係について、職員への徹底は大きくは特別しておりません。提案制度は、その時点で即対応していかなければならないということで、様式に沿った提案制度は、もう一度見直したいと考えてはいるわけですが、現在の提案制度の採用について、もう一度、検討しながら、どういう方法が職員が一番提案制度として取り上げやすいのか。その辺も含めて検討してみたいと、そのように考えております。

○議長（吉永満榮君） 4番、杉村議員。

○4番（杉村嘉久君） 毎年、町長の年度方針に基づく各課各部門で年度目標が作成されて、各セクションでは、それに基づいて当然目標を作成すると思います。その年度末の達成状況の報告であるとか、チェックというものがどのような形で現在行われているかということ。

それから、町の行財政改革推進とか、それからまた、町の総合計画、実施計画など、各部門の継続事業というものが当然幾つかあると思いますけれども、その達成の状況という報告、チェックを年度ごとにどのような形でやられているか。それをお聞きしたいんですが。

○議長（吉永満榮君） 企画課長、藤田君。

○企画課長（藤田光夫君） 行革の関係は、行財政の構造改革推進本部というものを設けておりまして、この席で達成状況を報告するようになっております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 4番、杉村君。

○4番（杉村嘉久君） このごろ官製ワーキングプアが問題になっておりますけれども、臨時職員も 100 名近くおられるということですけども、その人たちの中にも、非常に能力的に高く、全く正職員と同じ仕事をやらせてもできると。それから、ただ違うのは給与だけだと。もちろん、パートを選んだ理由は、子供を育てるとか、いろいろな家庭の事情で正規職員ではできないと。長い時間勤務ができないという方が多いと思いますけれども、能力的に高く、正職員と同じ職場で同じように仕事をしているという人に対しては、同一の給与といいますか、時間給、例えば正規の職員が 8 時間働いて 8,000 円だとした場合、同じような仕事で同じ能力を持ち、同じような仕事をしている非常勤がいれば、その人も 5 時間働く人だったら 5,000 円、1 時間当たり 1,000 円ということで働くのが同一賃金の、今言われておりますそういったことをやれば、いわゆる官製ワーキングプアというのが今非常に言われておりますけれども、その辺の給与格差というのがどのようにになっているのか、お聞きしたいんですけども。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 給与格差ということよりも、臨時職員の対応につきましては、正規職員が何らかの影響で仕事が業務できない。そのための短期間の臨時職員を雇うというような名目で、職員と同額の職種をやっていると考えているのは少ないと思います。本年度の採用についても、再任用、途中採用というような制度もありますので、本年度は途中採用という形で特に専門職、土木職とか保健師の関係につきましては、途中

採用という形で採用も検討し、募集もしている状況でありますので、格差の関係につきましては、御承知のように、職員の関係につきましては条例等で定められたもので、その賃金をお支払いしているということで、臨時職の場合については、例えば、一般職の場合については時間給、それと、役職、いわゆる専門職、保健師とか保母士、いわゆる資格を持っていないと従事できない職、それについては一般職より大目の1時間当たりの賃金という形で、一応、定めて支給しているということでもあります。

○議長（吉永満榮君） 4番、杉村君。

○4番（杉村嘉久君） ありがとうございます。不登校の関係ですけれども、町内に外国人の方が1,000人以上おられるということで、よその市町の場合、外国の方の子供さんの不登校が多いから、不登校の数字がふえているということ言われているんですけれども、当町の場合、その辺は特に外国の方が率を上げているとか、そういったことはございませんでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋健次君） 不登校の数値を出す上で、外国人と日本人というような区別はしておりません。

また、外国人が多いから不登校の数が多いということも、特に伺っておりません。

○4番（杉村嘉久君） 先ほど、教育長の答弁で、県の調査をわずかに上回っているということで、具体的な数字はなかったんですけれども、そういうことはどうですか。

○議長（吉永満榮君） 教育長。

○教育長（黒田和夫君） 以前は、不登校を登校拒否という言い方をしていました。今では、そういう言い方をしていないわけで、登校拒否というのは、子供ほうが学校へ行きたくないという意思表示だという意味で、そういう言葉を使ったわけですが、実態はそういうことではなくて、子供は、できれば学校へ登校して、みんなと一緒に楽しい学校生活を送りたい。親もぜひ学校へやらせたいというので、実態で不登校という言い方をしているわけです。

今、議員のほうから数を示さないというふうなお話ですけれども、もし、数を明らかにすることで子供たちがそのために学校へ行けるようになるというならば、それならば、私は大いに発表すればいいと思いますけれども、最初、答弁の中で申し上げましたように、親御さんというのは、不登校という言葉を知っただけで非常に心を痛めているような状態の中で、どここの学校に何人いるという言い方はちょっと酷ではないかと。そして、それが不登校を解消するために役立たないだろうと、そういう考え方で、さっきのような漠然とした言い方ですけれども、そういう説明をさせていただきました。

○議長（吉永満榮君） 杉村議員、挙手をしてください。4番、杉村議員。

○4番（杉村嘉久君） こういったことに対して、そのほかのことでも、中学校は1つですけれども、小学校は3校あるんですけれども、学校間の情報交換といいますか、その辺は積極的に行われているのでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 教育長。

○教育長（黒田和夫君） それは、担当者だとか、あるいは事務局にも相談員というのがありますので、そこを軸にしてお互いの状況を把握すると。そういう形でやっております。

○議長（吉永満榮君） 4番、杉村君。

○4番(杉村嘉久君) 先ほど、それに対してスクールカウンセラーの配置ということのお話が出ましたけれども、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーというのを最近よく聞きますけれども、その辺のすみ分けといいますか、配置の関係、仕方というのは。

○議長(吉永満榮君) 黒田教育長。

○教育長(黒田和夫君) スクールソーシャルワーカーという名称では町内に入っておりませんけれども、スクールカウンセラーという形とか、あるいは親と子の相談員とか、そういう形では、それぞれの学校に入っております。

○議長(吉永満榮君) 4番、杉村君。

○4番(杉村嘉久君) 先だつての調査の報告の中に、新たにスクールソーシャルワーカーを採用して予算づけもしたと、そういう記事があったものですからお聞きしたんですけれども。

これは、非常に失礼な質問になるかもしれませんが、この調査をやりまして、いろいろな問題も出たと。市町によっては、教育委員会からの無言のプレッシャーもあって、病气だと不登校に数えなくて済むため、病院、精神科を受診させる、いわゆる精神科へ行って見てもらってこいとか、そうすると、不登校として扱わなくて済んで、数字も上がらないと、そういう教育委員会からの無言のプレッシャーということをお聞きしたんですけれども、その辺はもちろんないと思いますけれども。

○議長(吉永満榮君) 教育長。

○教育長(黒田和夫君) そういう情報をどこでお聞きになったか知りませんが、少なくとも、私たちは、町の学校に対してそういうプレッシャーをかけるということは全くありません。そんなことをしても問題解決にはつながらないわけですから、他の市町でも、もしあるとしたら特異な例だと思います。そういうことは、まずないだろうと、そういうふうには思っております。

○議長(吉永満榮君) 4番、杉村君。

○4番(杉村嘉久君) 失礼な質問をしました。すみません。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長(吉永満榮君) 以上で、4番、杉村嘉久君の一般質問が終わりました。

◇ 藤 田 和 寿 君

○議長(吉永満榮君) 続きまして、5番、藤田和寿君。

[5番 藤田和寿君登壇]

○5番(藤田和寿君) 5番、藤田和寿、一般質問通告書に挙げた町民参画のまちづくりについて、一般質問を行います。

まず、「広報よしだ」において、8月号に掲載されました町長からのメッセージの最後の部分であります、町民の皆様方に御案内をいただきました件で、吉田町議会にとって大変有意義な視察であったことをまずもって御報告申し上げます。議会活性化と財政破綻の自治体の行政視察を行い、その議員報告は、議員事務局にありますので、また御参考にしていただ

きたいなと考えております。

その一部をまとめた形で、よしだ議会だより第 50 号に掲載しております。特に北海道栗山町議会の視察は、吉田町議会の今後の議会の方向性をあらわした内容であったと私は強く感じました。これは、さきに通告いたしました 8 月 25 日に提出した内容であります。その後において、この内容に答えていただいたかは不明であります。再度、9 月 10 日の発行の「広報よしだ」9 月号に町長からのメッセージにおいて、栗山町の議会基本条例について、事細かく説明をいただき、感謝申し上げる次第でございます。

また、愕然となった議会に対し、事細かく記述された面、議会活動を行っている 1 人として、その問題につきまして真摯に受け、町民の皆様へ説明や情報の開示を今以上に行うように考えます。

ちょっと追加させていただきましたが、このような思いから、具体的な議会改革を早期に実現する必要を強く感じる次第でございます。そのために、町の現状を確認したく、たくさんございます項目の中から、町民参画のまちづくりを選び、今回、町の責任者である町長のお考えをお聞きしたいので、忌憚のないお考えを教えてくださいたいと考えております。

釈迦に説法で大変恐縮でございますが、自分の確認の意味で、あえて列挙させていただきます。

地方自治法第 1 条第 2 項、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。また、第 10 条第 2 項、住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。そして、第 96 条、普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。さらに、138 条第 2 項、普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算、その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則、その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務をみずからの判断と責任において誠実に管理し、及び執行する義務を負う。最後ですが、第 147 条、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。同じく第 148 条、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し、及びこれを執行する。

この地方自治法の中、多様化する住民ニーズを満たし、限られた財源のもと、町を執行する責任者としての町長は、吉田町民から選挙で選ばれ、信任を得て町を任っております。そこで、まず町長が理想とお考えになる行政運営についてお尋ねいたします。

本来、町民は、税という負担を支払う義務を負えば、役務を等しく受ける権利があるということでしょうか。ということは、執行機関と議決機関の代表機関に委任して、完全なる行政が運営できれば、町民の参画の必要がないのか。どのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

住民は行政運営の専門家に任せ、サービスを享受できる姿勢が理想なのでしょうか。現在の吉田町がいかがかと申しているわけではございません。これは、くれぐれも誤解のないようお願いいたしますが、田村町長が理想とする姿、お考えをお願いいたします。

次に、過去から現在まで吉田町の各種計画策定においては、情報公開の中、パブリックコメントなども導入いたし、また、ワークショップやアンケートなどとともにヒアリングを実施して、住民からの意見聴取でつくり上げ、住民参画で行われていることは、過日、担当課に行って調査いたし、確認されたことでございます。このことは、今後も継続して行わなけ

ればならないと確信しております。

そこで、各種計画はもちろんでございますが、それ以外で住民との協働で行う住民参画のまちづくりは、どのようなお考えか、具体的な事例があれば挙げて御説明をお願いいたします。

吉田町のホームページを開きますと、トップページの左下に吉田町の総人口が出ております。9月1日現在、男性1万5,144人、女性1万5,068人、計3万212人でございます。世帯数といたしまして9,981棟、外国人も含んでおりますが、この町民の皆様の負託にこたえるため、日々行われている町民まちづくり施策についてお尋ねいたします。

町民の求めるまちづくりの情報収集はどのように行われているのか。就任後、町長は町長室を1階に移動し、さらに正面入り口にコーナーを設けられました。町民との対話ができる環境整備とお聞きしております。その効果についてお尋ね申し上げます。

また、「こうすりゃどうだら吉田町、ひらめき&思いつきレター」これは、総務課によりますと、平成16年38件、平成17年32件、平成18年36件、平成19年におきましては35件あったと確認いたしました。それらの情報による効果があると考えます。どのような効果だったのでしょうか。

また、町のホームページ内に「お問い合わせ」フォームがございます。このフォームに寄せられた意見は、平成19年124件、本年度は現在まで調査した段階でございますが、62件と企画課より報告をいただきました。いただいた内容をもとに、各課に内容を転送され、処理されたと伺っております。それらのレターやメールなど、町民からの情報発信を受け、町のトップとして、どのように情報分析が行われているか、また、それに基づき、現状をどのように御判断されているか、お教え願いたいと考えます。

次に、情報収集とともに重要な発信についてお伺いいたします。

「広報よしだ」お知らせ版ホームページについては、町民に周知されており、適切になされた結果と考えます。他市町と比べましても、優位な形で行われていると考えております。今後のますますの充実を期待するとともに、この事業の継続を望むものでございます。

町民参画のまちづくりに関連する「町政どこでも訪問しますDAY」について、今回お尋ねいたします。

平成17年、年に3回開催されました。計75名の参加のこと。平成18年は、5回開催、計142名の御参加をいただいたそうです。昨年度、平成19年度は、1回開催し、30名と実績の報告を受けました。さきに報告した手段で、町民の皆さんが満足されているとのことと推測いたします。数が少ないということから、そのように考えたわけでございますが、近隣の市町においては、平成の大合併等、また、新規の合併を控え、新しい市の建設のため、住民の考えや意見の収拾という形で今後のまちづくりの協議を全地区に置いて行われております。具体的には、焼津市、藤枝市、島田市で合併協議会などが行われている。また、合併した市町におきましても、菊川市は市政懇談会を7月8日から8月24日まで、11地区において行われました。636名の参加があったと聞いております。また、隣の牧之原市においては、「おでかけトーク」を5月20日から7月30日まで11会場で開催し、954名参加されたと伺っております。わが町は単独であり、合併に伴う調整がないのかもしれませんが、日々変化する社会情勢の中、町政に関する説明や意見収拾は大切と考える次第でございます。議会といたしましても、さきの視察で実感してきた事柄でございます。特に町民や団体との意見

交換の場の設置や議会報告会を議会としても今後検討していきたいと考えます。

議会は議会で開かれた議会を目指し、早期実現を図り、また関係機関の協力をお願いしていきたいと考えて、議員全員となって今、活動を行っているところでございます。

そこで、町の情報の受発信として、町政懇談会についての町長のお考えをお伺いいたします。

最後に、さまざまな情報収集や情報発信を受け、町民との協働のまちづくりが今後の吉田町にますます必要がふえてくると考えております。今後予定されております町民参画の協働施策をお尋ねいたします。

以上、御答弁のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員からただいま釈迦に説法だと思われたものですから、人間はすぐに舞い上がってもので、議員の御質問ですから、豚もおだてりや木に登ると。登らせていて、はしごを外して一発やるかと。そんなふうに思いましたので、気を引き締めてお答えしたいと思っております。

町民参画のまちづくりについての御質問のうち、1点目の理想とする行政運営はについてでございますけれども、議員、このことをご存じですか。風呂敷を大きく広げて小さくたたみなさいと聞いたことはありますか。

これは、物事を考える場合、研究する場合の1つの格言なんですけれども、どのようなことかと言いますと、個別的、具体的な課題を扱う際には、まず、それがなぜ問題となるのか。周囲の人々が理解できるように前提、普通に言いますと文脈ですよ。そういうものを明らかにして、次いで、その明らかにされた問題状況の中で、当該の個別的な、また具体的な課題に焦点を当てて論じなさいということなんです。非常におもしろいことは、昔から頭の中にこびりついているんですけれども、言いかえれば、大きく風呂敷を広げるということは、取り上げた個別的、具体的な課題が問題となる前提を明らかにする。そして、小さくたたむということは、明らかにされた問題状況の中で、焦点が定まった個別的、具体的な課題を論じると、こういうことなんです。

議員の御質問でございますけれども、具体的な議会改革を早期に達成するために、町民参画のまちづくりについて、私の考えを聞きたいというような趣旨でございますけれども、議会改革と町民参画のまちづくりに対する私の考え方の2つが、この2つの考え方が心にストーンと落ちないものですから、少しばかり困っているような現状です。

そういうわけでございますので、まず、大きく風呂敷を広げまして、地方自治体における執行機関と議決機関の二元代表民主制の沿革をたどり、次いで、機関委任事務の廃止に始まる分権改革の行方を探り、最後に、近い将来の地方自治体の政治状況を見通した後に、町民参画のまちづくりに対する私の考え方を小さくたたんでお話をしようと思っております。

さて、有権者から別々に選ばれた執行機関と議決機関の2つを設けて、地方自治体を運営しなさいと。これは、憲法第93条に定めているわけでございますけれども、この二元代表民主制は、戦後に占領軍総司令部であるGHQが憲法制定過程で持ち込んだものであることは、議員御承知でございますね。

アメリカにこういうことがございます。ストロング・メイヤー、ウィーク・メイヤー、ストロング・メイヤーというのは、強い市長です。ウィーク・メイヤーというのは、弱い市長

です。こういう2つの言葉がございませぬけれども、我々の二元代表民主制は、ストロング・メイヤー、強い市長をとるものでございませぬけれども、このストロング・メイヤー、強い市長型の二元代表民主制ができましたのは19世紀末から20世紀初頭以降のアメリカの市政改良が盛んだった時代のことであると言われております。

自治体に関わるところで申し上げますと、都市で猛烈な市政の腐敗が起きました。腐敗というのは、自治体の議員さんによる汚職なんです。アメリカでは、すさまじい勢いで議員さんによる汚職があつたんです。具体的に言いますと、特定の人に公職を提供したり、特定業者に事業をあっせんするとか、特定地域だけの道路整備や水道の布設をするといったことを平気で議員がやったのです。これは、議会ぐるみでやっています。このような利益供与や利益誘導の政治が腐敗となってあらわれたのがこの時代です。

それに対抗して、有権者は直球で勝負しようとするれば、議会改革になるわけですが、何分、議会というものは大勢の議員さんがいる限りは、なかなか改革ができません。うちの町でも14人でなかなか難しいと思ひますけれども、そこで、議会にかかわって権限を行使し、議会を監視する有権者のもう一つの代表機関をつくらうという発想が生まれたんです。それが二元代表民主制です。

つまり、長というものは、有権者の政治的な利益代表であると同時に、むしろそれ以上の意味で有権者にかかわって悪い議会を監視し、牽制する機関であるという発想に立っております。いずれにしましても、議会はそもそも悪者だから、公選によって牽制役の強い長をつくらなければならないという形で二元代表民主制が出てきたと言っても言い過ぎではなからうと思ひます。これは、19世紀後のアメリカの政治史をよく勉強されれば出ておりますので、またお読みください。

次いで、機関委任事務の廃止、何年か前に日本でも機関委任事務が廃止されたわけがございませぬけれども、この廃止に始まる分権改革に力点を置いてお話ししたいと思ひております。

機関委任事務につきましては、その廃止に至るまでは、国が長を通じて国の事務を執行する仕組みでございませぬ。それに加えて、長は、直接公選でございませぬから、議会は機関委任事務には全く関与できないです。また、その事務を執行する長に対して、長の選出過程で関与することもできないわけです。

しかしながら、日本でもそうですけれども、戦前の議会の歴史を見ると、非常におもしろいんですけれども、戦前は、府県は国の出先でしたから、府県には機関委任事務はありませんでした。府県知事は地方官でございませぬので、市町村長は、地方官ではありませんから、その長に機関委任をしました。戦前の長は、議会による間接公選の仕組みでしたので、市町村会が選出権を持っていました。昔は吉田村でございませぬけれども、吉田村の村長さんは議員のリーダーであつて、いわば村長さんになったんです。直接公選ではございませぬ。昔は、長がおもしろくないことをすれば、機関委任事務に限らず、幾らでも首をすげ替へることが平気で行われました。これは、日本どこでもございませぬ。戦後に採用された二元代表民主制のもとでは、有権者は直接公選の長を通じて議会を統制していく仕組みであると同時に、長が議会の影響力を回避しつつ、機関委任事務を執行しましたけれども、このことによりまして、国が自治体の統制をしていくのに非常に適合していく仕組みであつたという側面が指摘されました。これは、非常に重要な側面でございませぬ。

それでは、この機関委任事務の廃止によって、法令解釈や条例制定の幅が広がると言われて

ましたけれども、この点が一層重要な意味を持ってまいります。つまり、それだけ議会の出番が多くなるということであり、自治体レベルでの政治というものが拡大してまいります。

政治が拡大する分権改革の時代における自治体では、二元代表民主制はどのように展開するのかと言えば、長と議会が日常的に対立や紛争を繰り返すことが考えられますけれども、制度的な基盤として二元代表民主制が働く側面というものがクローズアップされてくるわけです。

よくよく考えなければならないことは、長と議会多数派がねじれた関係に立った場合は、何でもかんでも両者が対立することになりかねないというわけです。言いかえれば、長と議会といった二重の権力状態が生じてしまったときには、本来あるべき長の政策判断に対する対立や紛争ではなく、多人数の対立や紛争、すなわち議会多数派の側で、長に対して、あの野郎は気に入らない野郎だから何でも反対して困らせてやろうという行動に出る可能性が大きくなるのではないかと、いろいろな研究論文では書かれております。

地方分権が進めば、権限の面でも、財源の面でも、中央政府の自治体に対するコントロールの度合いが低くなりますので、その局面では、長と議会のねじれた関係というものが対立や抗争となってあらわれてくるではなかろうかと考えております。よく長と議会は車の両輪と言われますけれども、それがどのような意味なのか、きちんと説明してくれる研究者に出会ったことはございません。

そこで、自治体の議会とは何なのか。どう位置づけるかといったことが地方分権の時代には最も重要な問題だとして浮かび上がってまいります。自治体の議会や議会制民主主義の位置づけには、大きく分ければ2つの思想史の流れがございます。1つは、イギリスの思想家であるジョン・ロックの流れに属する考え方です。これによりますと、主権者であるのは、もちろん有権者でございますけれども、その有権者が何年かに一度選挙をして、選挙をした以上は、そこで政権を握った人に信託を与える。統治権を任せるといった考え方です。

先日、吉田町議会で起こったことでございますけれども、監査委員や議会が有権者の求めにもかかわらず、説明を拒絶する。さらには、7月16日の監査委員の議会に対する報告が一般公開の形で行われたものであったにもかかわらず、その議事録の公開を議会が拒否するといった行動は、議会の皆様がジョン・ロックの考え方に立ちまして、町政を任せただけで黙っているという意思表示をされた結果であるのかなと感じた次第でございます。

私は、議会の皆様が立っているこの考え方に与しません。もう一つの考え方は、イギリスの考え方を批判したフランスの思想家であるジャンジャック・ルソーの考え方です。すなわち、選挙をしたけれども、あくまで主権は代表をつくらないという考え方です。ルソーが語った言葉で言いますと、「櫛の木の下での民主主義」これは有名な言葉です。これは社会契約論の中でもありますけれども、櫛の木の下での民主主義ということになります。できるだけ小さな政治単位ですべての有権者が参加し、物事を決めていくものですが、それを政治単位のサイズによっては無理なことでもありますから、便宜的に議会を置いて物事を決めていくというふうに考えます。したがって、有権者から要請があれば、何をおいても出かけて行って説明することが求められるのではなかろうかというものでございます。

議会の皆様が有権者の要請を拒絶したのは、選挙をして任せただけで黙っているといった考え方に立ったのでしょうけれども、そうであれば、町民の皆様になぜそのようなことにするのかという説明を明確にする必要があったのではないかと感じております。有権者の主権

は、選挙によって信託した以上は、議会が主権を代表し、有権者にその間は主権がないと考えるのでしょうか。

議会の皆様は、よく議会基本条例を口にされます。栗山町の前文には、「自由闊達な討議を通して、これらの論点、争点を発見、公開することは討議の広場である議会の第一の使命である」とうたっておりますが、占領軍総司令部GHQの憲法草案を議員もお読みになったことはございますか。憲法第93条の議事機関、これは「deliberative organ」となっています。まさに有権者になりかわって「自由闊達な討議を通して、これらの論点、争点を発見、公開すること」が有権者によって議会に課せられた使命なのではないでしょうか。

近い将来、この町の運用を定めた自治基本条例をつくりたいと考えておりますが、議会のあり方としては、ジョン・ロックの間接民主制本位の考え方に立てば、日常的に長と議会を監視する間接コントロール中心の自治基本条例になるでしょうし、ジャン・ジャック・ルソンの直接民主制本位の考え方に立てば、最終的な議決機関として、議会ではなくて住民投票の制度を取り込んだ自治基本条例になろうかと考えますが、いかがでございましょうか。

事に臨んでは、すべからず歴史に学び、それぞれの制度がどのような背景のもとで必要とされたのか、来し方に思いをはせるとともに、行く末は歴史の延長線上にしかないことを肝に命じて見通すよう努めるべきかなと考える次第でございます。

それでは、風呂敷を大きく広げ過ぎたきらいがございますけれども、小さくたたむ作業に入ろうかと思えます。

さて、理想とする行政運営でございますが、私が町政運営の指針としてとらえる、「町民の中へ、町民とともに、町民の中から」をベースとした民意の把握を念頭に、1点目として、吉田町の経営に対する町民の皆様の信頼を獲得し、維持するための透明性の確保、2点目として、吉田町の経営が財政的に持続するための財政規律の確立、3点目として、満足のいく行政サービスを提供するために職員の能力をレベルアップするための適切な人事管理の三原則にのっとり、自治基本条例をつくり、恣意性を排除した揺ぎない町政運営を目指せば、大筋において間違いはなからうと確信をしております。

次に、2点目の「町民と協働で行う町民参画のまちづくりとは」についてお答えします。

まず、町の各種計画の策定におきましては、条例、要綱、規程、実施要領などにより確立されてはいたませんが、「意見公募手続制度」いわゆる「パブリックコメント制度」を取り入れ、町民の皆様方から御意見をいただく機会を設けてございます。例えば、議員ご承知のとおり、町の方向性を決める大きな計画、「第4次吉田町総合計画」の策定時におきましては、住民意識調査や各種団体ヒアリング、まちづくりワーキンググループ会議などを実施して、町民の意見を取り入れてまいりました。さらに計画素案を庁舎1階ロビーの情報コーナーと企画課窓口に備えるとともに、町のホームページに掲載し、町民からのご意見をいただく体制を整え、「町民との協働」により策定しているところでございますけれども、「計画策定以外で町民との協働で行う町民参画のまちづくり」について説明させていただきます。

「まちづくりの活動」には、環境保全、障害者福祉、子育て支援、青少年健全育成など、さまざまな分野におけるそれぞれの地域が抱える問題を解決するために、営利を目的としないで、社会のために何かをしたいという意志を持つ個人が自発的に行う「ボランティア活動」やさまざまな社会貢献活動を安定的、継続的に行う「組織」が実施する「NPO活動」があるかと思えます。

次に、「協働」について考えてみたいと思いますけれども、「協働」にはいろいろな考え方がございますので、ここで再認識させていただきます。

現在、県が発行しております「協働手引き」によりますと、「NPO、企業、行政などがそれぞれの主体性、自主性のもとに、互いの特性を認識、尊重し合いながら、人材、資金、情報、ネットワークなど、持っている資源を出し合い、対等な立場で共通の公共的な目的を達成するために協力すること。」と定義されております。

では、今なぜ「協働」なのかということですが、地方分権が進展する中、少子高齢化社会を迎え、町民のニーズは増加する一方でございます。また、近年では、「格差社会」への対応、グローバル化する環境問題等社会的課題は複雑化、専門化してきております。これらの課題に対応するためには、今までのように、行政がすべてを担い、施策を展開していくことは非常に難しい状況となっております。

さらに、公平性を基本とする行政には、新たに生じた課題に迅速に対応することや対象者が少ない社会的ニーズにきめ細かく対応することは決して容易なことではございません。このような状況の中、行政が対応できない社会的課題に自ら取り組むNPOが登場してまいりました。このため、今後は、NPO、企業、自治会、行政等のさまざまな主体がそれぞれの特性を生かした役割分担のもと、協働して公共的な目的の達成を担うことが求められております。

なお、NPOのうち、特定非営利活動促進法によりまして認証を受け、登記をした団体を特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人と呼びますが、当町におきましても、NPO法人しずかちゃん、NPO法人自然生の会、NPO法人夢づくりよしだ、NPO法人ライフスタイルズの4つのNPO法人がそれぞれの社会的使命を果たすために目的を持って活躍されております。

また、近年企業におきましては、「企業の社会的責任」、いわゆるCSRという言葉が広く認知されるようになりましたが、企業も地域社会を形成する一住民であり、地域の住民活動などを支援することが、ひいては消費者に受け入れられ、企業の業績向上につながるということが企業側にも広く認識され、まちづくりに積極的に参加するようになってきております。

なお、分権社会におきましては、住民は地域の意思決定の担い手であると同時に、さまざまな公共的サービスの担い手でもあることも求められており、自立的、主体的な住民へと変化していく必要があるかと思っております。

先ほども申し上げましたとおり、NPO、企業、自治会、行政などのさまざまな主体がそれぞれの特性を生かした役割分担のもと、協働して公共的目的の達成を担う「新しい公共」が求められてきております。

当町では、昨年度に引き続き今年度も、NPOに関して専門の知識をお持ちの講師をお招きして、「NPO設立支援のための研修会」の開催を計画しております。この研修会は、NPOに関する基礎的な知識はもちろんのこと、「今なぜNPO活動が求められているのか」「協働とは具体的に何をすることなのか」「NPOの活動事例」など、初めての方でも理解していただけるようにわかりやすい内容を容易してございます。

今後、この研修会への参加をきっかけとして、当町における「町民と協働で行う町民参画のまちづくり」について町の職員をはじめ、NPOや町民の皆様方とともに考え、NPO法人の設立を支援してまいりたいと考えております。

次に、3点目の「町民が求めるまちづくりの情報収集と分析は」のうち、吉田町ホームページにおける情報収集と分析についてお答えします。

吉田町ホームページにつきましては、町民の皆様方に必要な情報や関心を持たれている情報を確実に伝えるとともに、町民の皆様方に親しまれるホームページを目指し、平成18年2月には全面的にリニューアルするなど、内容のさらなる充実に努めております。

リニューアルされた町のホームページには、制度改正などの行政的なお知らせはもちろんのこと、町のイベントや講座等の募集のお知らせも掲載しております。また、「第4次吉田町総合計画」をはじめ、「吉田町男女共同参画プラン」など町の各種計画を策定する際や「航空機騒音対策事業に係る協定書」などを締結する際には、町のホームページを通して、これらの案に対する町民の皆様方からのご意見をいただけるようにするなど、「だれもが見やすく、使いやすいホームページ」を目指して、内容の充実に努め、「まちづくり」のための1つのツールとして活用しております。

当町のホームページへ掲載する記事につきましては、県が策定した「ホームページ作成のガイドライン」を参考に、各担当課において掲載する内容等を検討し、掲載しておりますので、多くの職員がホームページの作成にかかわっております。

当町のホームページに対するアクセスの件数につきましては、リニューアルした当初の1日平均130アクセスから2年6カ月たった現在では1日平均約250アクセスほどに増加しております。町のイベントが控えている時期は、アクセス件数も急上昇していることから、町民の皆様方などへの情報伝達手段として、ホームページが活用されていることを実感し、町のホームページが果たす役割の重要性を再確認させられました。当町のホームページを利用して「町民の声」を伺うものとして、ホームページ内には「お問い合わせ」フォームがございます。この「お問い合わせ」フォームを利用した「お問い合わせ」件数につきまして申し上げますと、平成19年度におきまして124件、平成20年度の4月から8月末現在におきましては62件の「お問い合わせ」が寄せられております。

これらの「お問い合わせ」の内容につきましては、「当町ホームページへのリンク依頼」をはじめ、「環境対策、ごみに関する要望」、「図書館の利用方法に関する質問」など、町民の生活に身近な問題を中心に、町政にかかわる幅広いさまざまな御意見をいただいております。

「お問い合わせ」に対する対応につきましては、最初に受信した企画課からデータを関係課に転送するとともに、転送を受けた各課におきましては、「お問い合わせをされた方」に回答を行うなど、迅速な対応に努めておりますが、「お問い合わせ」をいただいた内容の詳細な分析には至っていないのが実情でございます。

今後の町の「ホームページを活用したまちづくり」につきましては、先進事例を参考にしながら、「町民との協働のまちづくり」の一環として、現在の「お問い合わせ」フォームをさらに発展させてまいりたいと考えております。そのためには、きちんとしたルールづくりを確立した上で、お寄せいただいた内容を町民のだれもが閲覧できるように工夫していき、町民の皆様との双方向による情報の提供と収集を図っていくこと、また、分析につきましては、これらの情報収集と併せて、町民の皆様方がどのようなことを望んでいるか、「町民の声」を継続的に分析し、庁内ネットワークシステムを利用して、職員間でこれらの情報の共有を図るとともに、課長会議等におきまして、寄せられた「町民の声」を議題として協議す

るなど、町政のさまざまな施策へと反映できるような体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、4点目の「情報発信としての町政懇談会は」についてお答えします。

現在、行政から町民の皆様方への情報発信の方法としましては、「広報よしだ」「お知らせ版」「ホームページ」など、いろいろな手法により実施しております。中でも、町の広報の媒体でございます「広報よしだ」は、行政から伝えたい情報や町民の皆様方が必要とする情報を正確かつ迅速に、また定期的にお知らせする役割を担っております。そのようなことから、町民の皆様方が一番手にとりやすい情報媒体である「広報よしだ」の「町長からのメッセージ」を通じて、町民の皆様方に町政の最高責任者として、私の行政に対する考え方をできるだけわかりやすく発信していただいているわけでございます。

しかし、この「町長からのメッセージ」は、私の意見を町民の皆様方に伝えるだけの一方通行になっていることもあながち否めませんので、それを補う形として、町長就任当初から、私自身が町民の皆様方のところに出向き、直接対話する「どこでも訪問しますDAY」や、常に御意見や御要望が届く形の「ひらめき&思いつきレター」などで町民の皆様方の要望などの情報聴取に努めております。町民の皆様方の御意見や御要望を伺うことにより、より一層、身近な町政運営ができるものと考えている次第でございます。

また、その他、各自治会で行われます組長合同会に参加させていただき、行政報告を行うとともに、御意見を伺いながら、行政運営の糧とさせていただいております。行政運営は、町民の皆様方にとって、よりよいものでなければなりません。それを判断するためには施策を決定、実施し、その結果を検証するまでのプロセスに高い透明性が求められていることから、町民の皆様方に情報を提供するために公開できるものは積極的に開示し、透明性をより高いものにしてまいりたいと考えております。

なお、現在実施しております町政懇談会は、片岡区1カ所ですが、御承知のとおり、行政が取り扱うあらゆる政策は、町民の皆様方の意思を反映して決定され、さらに町民の皆様方のご理解とご協力を得て執行されるものでございますので、円滑な行政の推進を図るためにも、町民の皆様方と行政のよりよい「信頼関係」をつくり出すことが重要でありますので、今後、町政懇談会につきましては、必要に応じ、時期とタイミングを図りながら検討してまいりたいと考えております。

次に、5点目の「今後予定されている町民との協働施策は」についてお答えします。

まず、協働の形態といたしましては、「委託」「実行委員会」「共催」「補助」「後援」「事業協力」などがあると思います。

1つ目の「委託」でございますけれども、本来、行政が実施すべき事業のうち、行政自らが実施するよりも有効性、効率性が向上すると認められる場合には、NPO等に委託して事業を実施する方法で、事業についての責任と成果は委託者である行政に帰属するものでございます。

2つ目の「実行委員会」ですが、NPO等と行政が新しい組織を立ち上げ、そこが主催となって事業を行う形態です。

3つ目の「共催」ですが、NPO等と行政が主催者となって、共同で1つの事業を行う形態であります。

4つ目の「補助」ですが、民間が実施している事業につきまして、特定の事業、研究等を

育成、助長するために、行政が公益上、必要があると認めた場合にその経費の一部を助成するものでございます。

5つ目の「後援」ですが、NPO等が行う事業、行政にとってもその事業の趣旨が行政の目的と合致する場合、行政がNPO等の事業に対し、「吉田町」の後援名義の使用を認めて事業を支援するものでございます。

6つ目の「事業協力」ですが、NPOと行政の間で、目標や役割分担を決め、協定書などを取り交わし、一定期間、継続的な関係のもとで、協力して事業に取り組む形態でございます。これらの形態につきましては、「町民との協働事業」として、これまでも事業の特性に応じて取り組んでおりますので、今後も引き続き、最も効果的かつ効率的な協働の成果があらわれる形で取り組んでまいりたいと考えております。

なお、これまで町が実施してまいりました「町民との協働事業」の事例としましては、「吉田町笑顔いっぱい運動」などを紹介させていただきます。

この運動は、吉田町の子供たちを健全に育み、犯罪から守るために、平成16年度から活動を展開しております。現在、黄色いベストを着用しての「声掛け運動」には180人余りの皆様が、また、車両に「子ども防犯パトロール中」と書かれたプレートを貼り、走行する「防犯の啓発活動」には250人余りの皆様方に御協力いただいております。この活動は、子供たちの登下校のときだけではなく、子供に会わないときでも黄色いベストを着用して外出していただいたり、プレートをつけた車で町内を走っていただくなど、それぞれが活動できるときに、できる範囲のことを行っていただくものでございます。この運動がスタートしてからの町内における不審者出没件数は、平成16年が14件、平成17年が11件、平成18年が5件、そして、平成19年が5件と年々減少し、犯罪抑止効果となってあらわれております。

議員の、「今後予定されている町民との協働施策は」との質問でございますが、地域の課題を解決する活動として想定されるものには、社会教育の推進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動、環境の保全を図る活動、男女共同参画社会の形成の促進を図る活動が考えられます。

また、これまでも町民の皆様方とともに活動していただいております。例えば、河川清掃や公園の草取り、ごみ拾いなどの活動など、地域に身近なこれらの課題に対しまして、今後も町民の皆様方と町とがそれぞれ明確な役割分担のもと、「町民との協働事業」として取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 町長の答弁は終わりました。再質問、5番、藤田君。

○5番（藤田和寿君） それでは、再質問のほうに入りたいと思います。残された時間が14分でございますので、たくさん用意したんですけども、残念であります。

まず、今、御答弁いただきました迅速な対応という面から1点、まず御質問させていただきました、御答弁が長いと、その次ができませんので、2点目としまして、透明性という面から1点質問させていただきます。

まず、1点、迅速な対応、スピードですね。近隣におきまして、掛川市が平成19年よりごみの減量化でレジ袋有料化がなされております。町長から盛んに言われております我々の行政視察を行いました苫小牧におきましても設置されまして、我々は大いに検証したわけでございます。

近隣市町においては、ショッピングにおいては、10月から、来月から実施しております。私が町は、マイバッグの推進ということで過去にも行っておりました、ことしの3月に御報告いただきました吉田町一般廃棄物処理基本計画書によりますと、広報におきまして、平成17年8月と平成19年2月において買い物でのマイバッグの使用のPRをされております。マイバッグ、イコールごみの減量でございますので、趣旨的には大変合っていると考えるわけでございます。そのアンケートの中に、住民の意向として、家庭で行っているごみの減量化ということで262名の方がマイバッグを使っている。今後、どのような取り組みがいいですかという問いには371名の方がそのようなマイバッグでごみを減らそうというような形で、住民の方々は意識づけがされているわけでございます。

そうした中、近隣におきましては、10月からレジ袋が有料化されるわけでありまして、それに対応する形で9月25日、(仮称)レジ袋削減のための組織等連絡協議会が小売店、消費者、行政による第1回目の開催が予定されております。協議内容におきましては、会議設置の目的について、会議名称について、現状について、次回以降の開催についてと、平成19年度からは掛川市が行っておりますし、我が町におきましても、平成17年8月からマイバッグということで取り組みをなされているわけで、その辺の本来、このレジ袋の有料というのは1つの例がありますが、スピードさがなされているのかなど。住民の声が町のほうに浸透しているのかというのを少し危惧する次第でございます。

2点目の透明性の見地からの御質問です。

第4次総合計画の最終章、何で最終章か私は理解できませんが、第6章第2節に、住民参画の項目が載っております。目標としまして、住民事業者、行政の協働により、住民参画型のまちづくりを推進し、常に新しい振興施策を模索する。現状として、日々多様化する行政ニーズに即したまちづくりを進めるために、住民と行政と友好的な協働体制の構築を求めると。

課題としては、さまざまな施策の政策形成段階から積極的に参画する十分な情報提供と情報公開とうたわれております。まさにそのとおりと考える次第でございます。

しかしながら、過日、9月15日の全員協議会において、担当課としましては勇気のあった発言で、私は大変感謝しているんですけども、問題提示をしていただいた点で感謝いたします。社会福祉課から、今後の保育園の運営と施設整備計画について御説明がなされました。資料は、9月10日に配付されておりましたので、内容は確認しておりましたが、大きな政策決定の報告であります。

内容は、概略でございますが、平成21年4月から半年後の来年の春でございます。9年ぶりの改定保育所保育指針が施行されることから、保育所の今日的な役割を明確にして、地域の特性を發揮しつつ、指標に基づく保育を豊かに展開していく必要があります。保育施設の老朽化、津波等、安全面、入所園児等の動向、慢性的な保育士不足を考慮し、町全体の保育園で保育する発想のもと、今回、保育園の運営の効率化を図るために、住吉地区にありますさくら保育所の1カ所に統合し、町内4地区にそれぞれ1カ所の再編を計画とするというような御報告でございました。このため、次のようにあやめ保育園については、平成21年度から新入園児の入所を行わず、在園児のみを対象にした保育を行い、順次、園児数と保育士数を削減し、最終的にさくら保育園へ編入し、廃止するとなっております。

スケジュールにおいては、8月に園長会議、町長へ計画説明、9月、議会説明、保護者会

への通知、我々の全員協議会が行いました終わりの夜の夜です。その日の夜に、保護者会の皆様へ通知されたと承っております。今後は入所案内において通知すると。また、来月におきましては、さくら支援センターの改築工事、11月の補正予算、12月というような形でなされております。

保育園におきましては、吉田町の集中改革プラン、平成17年度におきまして、法改正により公立保育園の国から県への運営補助金がなくなったということで、民営化の可能性が検討されております。ことしの2月に報告がなされました取り組み状況によりますと、民営化ではなく、民営化の可能性と入園園児の動向と保育園の統廃合を基本にして、町が直接管理を行っていくというように変わりました。どのような検討でこのようなものがなされたのか。重要な施策であります。

今回、この保育園の統廃合については、私が通告しました内容とは違いますが、町として大きな施策の決定において、住民の皆様方への情報発信、また参画という面から、町長は、どのように考えて、この御決断をされたか。この保育園に関しましては結構でございますが、さまざまな施策の決定において、やはり、前もって、この案件につきましては、来年の春からということで、多分、通達のほうは相当前に出ていると思います。内部においても、昨年度から検討されたということとは聞いておりますが、その資料もないということで答弁をいただいておりますので、非常に残念な限りでございますが、そのような1つの例でございます。この2つの例について、時間もないものですから大変恐縮なんですけれども、町長の考える住民との協働という見地からの御回答をお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） まず最初のごみの有料化の問題です。私が報告を受けている限りでございますけれども、基本的にうちの町では町民課、それぞれの町が出て1つに集まって、それについてこの辺榛南で一体的にやってみましょうと。一緒にやってみましょうと、そういう計画だったようでございますけれども、牧之原市が突然見切り発車をして10月と。一方的通告で10月と。そういうふうなことでございます。

なぜ10月からという一方的通告になったのか。これは私は市長には聞いておりませんので、その辺はわかりませんが、そのような一方的に通告をされた形でございますので、うちとしては、一定時期で、皆さんとの合意のもとでやってみようというふうなことでやってきましたので、結果として、牧之原市が見切り発車をして先行的に動いたというのが実情でございますので、それにつきましては、よりよく受けとめていただきたいと思いますので、お願いいたします。

それから、2点目のことでございますけれども、概括的に言えば、当然のことながら、町としては、1つの問題に対して、当初から住民の皆さんの参画を待つよりも、基本的にはたたき台というのを使わざるを得ません。それは、当然のことながら事務当局の仕事でございますので、今回のような場合もある。そのような場合で考えていただければ結構だと思います。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 問題点を整理しますけれども、先ほど、マイバッグの件でございますけれども、時代の流れといいますか、そういった形で牧之原市がどうのこうのではなくて、住民とどのような形で今後、別に10月に統一しなくてもいいと思いますので、住民の

皆さん方の御意見を伺うような形での早急なる住民参加のごみの減量について、御検討をお願いしたいなど。そういうことがやはり住民が求めていることだと思います。何でも大きな基本計画においての参画ばかりでなく、そういった実生活にかかわる参画もお願いしたいと思います。

また、保育園に関しましてでございますが、案であるならば、たたき台としての御提供は結構だと思いますが、もう統合すると決定したというような文書で出回っておりますし、そのような御説明と聞いております。こちらに案があるようではすけれども、(案)ということがうたわれていないと。この少しの配慮によって、住民が意見を言える場が出てくると思います。この決定事項であれば、住民は参画できないと。意見をなかなか言いづらいと思います。ですから、今からでも間に合いますので、これについて検討して、広く町民と議論するというような形で、住民参画の実現として、保育、ごみ先ほど言いました環境整備等、せっかく9月の広報でクローズアップで、社会教育の関係で協働の施策をやっている片岡きらめき塾で、その後、飛びまして、地域の輪ということで、協働の施策の御案内が広報でなされているものですから、できましたら、議会に対するメッセージではなく、町民に対する地についたメッセージも合わせてやるのが情報提供になりますし、住民の参画になると思いますが、いかがでしょうか。

○議長(吉永満榮君) 町長、田村君。

○町長(田村典彦君) 仮に決定したものであっても、それが例えばさまざまな席で説明したところ、非常に大きな反響があったとか、そういう場合には、当然のことながら、それに対する修正点とかをされなければならないと、こんなふうに思っております。だから、決定したからどうのこうのということは、必ずしも100%そのとおりにやるんだというわけではございませんので、その辺については重々承知してもらいたいと思っております。

それから、議員がよくおっしゃることでございますけれども、さまざまな情報提供につきましては、私は議会よりもたくさんやっていると思います。議会に対して、ある情報の提供、議事録の提供を前々から総務課長を通じてお願いしてございますけれども、一向に議事録が出てまいりません。だから、本当に、そういう意味で、議会のほうも心得てやっていってほしいと思います。

それから、議員の調査委員会のことでございますけれども、議事録が全く出てこない。普通、中央でいろいろな委員会等をやる場合は、1回やれば、次に必ず議事録が出ます。そして、その中で論点がどういうものであるのか。今後、どういう方向で動いているのか。それがすべて関係者にわかるような形であります。

しかしながら、何回やっているかわかりませんが、全く情報が出てこない。こういうふうな情報の閉鎖性は、むしろ当局よりも議会のほうにいろいろなことがあるんじゃないでしょうか。当然、当局も、常にみずから出席しておりますけれども、それらにつきましても、議員は委員長でございますので、よろしく願いいたします。

○5番(藤田和寿君) 終わります。

○議長(吉永満榮君) 以上で、5番、藤田君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時とします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（吉永満榮君） それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 佐藤正司君

○議長（吉永満榮君） 引き続き一般質問を行います。1番、佐藤正司君。

〔1番 佐藤正司君登壇〕

○1番（佐藤正司君） 1番、佐藤正司です。

今定例会におきまして、さきに当局に通告してあります2点について質問いたします。

1点目は、小中学校における食育の取り組みについてです。

今、食の安全が脅かされています。連日、恐ろしいくらいにニュースが入ってきます。産地の偽装問題、賞味期限の改ざんなど、悪質な事件、汚染米が食用に流れ、愛知県では5年間も学校給食のオムレツに、千葉県では厚焼き玉子に利用されていたことも判明しました。これらの経過がわかってくる中、農林水産省のずさんな管理、汚染米と知っていて流通させ、利益を得ていた企業に国民に不安と大きな怒りが高まっています。

日本の農業政策は、米は減反し、国内での生産を抑え、輸入農産物や輸入食品が多くなり、食料自給率が低く、カロリーベースで39%とも言われています。将来の食料不足の不安が増しています。地球温暖化や災害、干ばつなどで農作物に影響があり、投機マネーや穀物の燃料化で穀物価格の高騰の減になっています。このままでは、世界的に食料不足が進み、特に途上国の食料事情を一層悪化させ、餓死している子供が多く出ています。日本人の食生活も多くの問題を抱えています。その改善を目指して、国、県、町の行政を初め、農業、漁業、商業関係者、家庭や地域を含めて食育の取り組みが行われています。今回は、学校での食育を中心に質問いたします。

およそ30年前、既に子供の体のゆがみが問題化し、食事が大きくかかわっていることも指摘されてきました。しかし、食卓には豊かに物があふれ、空腹を感じることもなく、いつでも食べ物、飲み物が手に入る状態になっていくにつれ、子供たちの中に中高年のような生活習慣病や低体温など、体の異常が見られると同時に、体の発達だけでなく、精神的な影響も危惧されています。

包丁、まな板がない家庭が意外なほどあるとも聞きました。朝ご飯を抜いたり、あるいはお菓子で済ませたり、一人ぼっちの個食、家族がばらばらに好きなものを食べる個食など、食の位置づけが薄れているように思います。安全で豊かな食環境をつくり上げることと同時に、子供たちに食についてきちんと教え、育てていくことが求められます。子供たちへの教育の場である小中学校での取り組みについて、以下のことをお聞きします。

1、学校では、子供の食生活の実態調査は行っていますか。吉田町の子供たちの食生活の問題点をどう分析しているか。

2、現在、学校では食育についてどんな取り組み、位置づけをしているか。

3、地産地消について、学校教育の中でどのように取り組んでいるか、お聞きします。

2点目は、雇用促進住宅の廃止について聞きます。

雇用促進住宅は、エネルギー転換石炭工の閉山などで、移転、転職を余儀なくされた人々の住居確保を目的に、1960年から国が建設を始め、その後、労働福祉政策の観点から、職業の安定を図るために宿舍の確保が必要な勤労者を対象に、資格要件を緩和して現在、全国の14万戸に35万人が入居しています。それが1999年度に雇用促進事業団が解散し、雇用能力開発機構が業務を引き継ぐ際、住宅事業から撤退を決め、その後、2001年12月に閣議で現に入居者がいることを踏まえ、できるだけ早期に廃止をすることを決めました。

2003年5月には、雇用促進住宅基本課題検討会が地方公共団体等を中心に譲渡を図り、譲渡できなかった住宅は耐用年数経過後に入居者を退去させ、廃止するなど、30年程度をめどに事業廃止に努めると方針を出していました。それ以後、矢継ぎ早に廃止方針が加速して、2005年12月には規制改革民間開放の推進に関する第2次答申を受け、30年をかけるという考え方は撤回、更地にすることを前提に、入居契約を解消する。速やかに跡地を民間等に一般競争入札等で売却する方針に変えました。

2007年3月には、機構の第2期中期目標を示し、三菱総合研究所に委託して得た検討結果を踏まえ、2007年度から15年間で譲渡、廃止を完了すると早めました。当面、2011年3月末までに3分の1を譲渡、廃止するというふうに変えました。さらに、昨年12月24日の閣議では、全住宅の2分の1程度まで前倒しして排出することに決めました。川尻にある雇用促進住宅は、平成元年に竣工され、5階建てが2棟あります。60戸の住居があります。ことしの5月に、住宅の入居者で定期契約の方に独立行政法人雇用能力開発機構から雇用促進住宅の廃止を進めていく方針の案内文が送られています。住民の方にとっては、本当に困惑と不安が広がっています。

そこで、以下のことをお聞きします。

- 1、当町に対して、独立法人雇用能力開発機構からの働きかけはどのようになっているか。
- 2、町は、この打診に対して対応はどのように考えているか。
- 3、現在、雇用促進住宅に住んでいる入居者の受け皿はどうするのかをお聞きします。

以上、質問します。

○議長（吉永満榮君） それでは、答弁をお願いします。教育長、黒田君。

○教育長（黒田和夫君） 「小中学校における食育の取り組みについて」にお答えします。

近年、偏った栄養摂取、朝食の欠食など、食生活の乱れやそれに起因すると思われる肥満傾向の増加を始めとする生活習慣病の低年齢化など、子供たちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。

こうした現状を踏まえ、平成17年に食育によって国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的として、食育基本法が制定されました。それに基づいて、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校においても食育に取り組んでいるところであります。

さて、御質問の1点目、「子供の食生活の実態調査を行っているか」についてでございますが、本年6月に町内3小学校の5年生、計318人を対象とした朝食実態調査を実施しました。内容としましては、連続した5日間に「何回朝食を食べましたか」あるいは、「食品の三栄養素をすべて含んだ朝食は何回ありましたか」の調査であります。結果としましては、

「朝食を食べた回数」については、おおむね9割の児童が毎日食べたという状況であります。しかしながら、朝食を食べない児童もいるという実態が結果として出ております。

また、「食品の三栄養素をすべて含んだ朝食は何回ありましたか」については、5回すべての朝食で三栄養素をとったという子は、おおむね三割であり、朝食において少し栄養の偏りがあるのではないかとということが心配されます。

このような内容を踏まえ、保護者に対して家庭における食生活の重要性を認識していただくために、小学校及び中学校の家庭教育学級において、給食センター栄養士による栄養指導を行っているところであります。

次に、「学校では食育についてどんな取り組みや位置づけをしているか」という御質問であります。学校における子供を対象とした栄養指導は、給食センターの栄養士が出向き、給食の時間や各教科、総合的な学習の時間等において食に関する指導を行っております。具体的に、平成19年度の実績で申しますと、住吉小学校では、普通学級の全学級を対象として、家庭科及び学級活動において、授業時間で18時間、中央小学校では3年生から5年生を対象として、保健体育、学級活動及び総合的な学習の時間において授業時数で6時間、自彊小学校においては全学級を対象とし、給食時間、学校保健委員会、学級活動において授業時数で12時間、吉田中学校においては1年生を対象として、家庭科の時間において授業時数で9時間それぞれ栄養指導を実施しております。

最後に、「地産地消について学校教育の中でどのように取り組んでいるか」という御質問でございますが、町内の小学校におきましては、総合学習の中で、「吉田町を知ろう」という学習を通して、地域で生産された食材を子供たちがより身近に感じられるよう、地域の自然、食文化、産業等について学習しております。住吉小学校においては稲作づくり、中央小学校においてはシラス工場の見学やレタスに関する学習、自彊小学校においては学校田を利用した稲作づくりとレタスやウナギに関する学習、吉田中学校においては総合学習の中で、農業、漁業について学習をし、地産地消を含め、食に関する理解を深めております。

教育委員会としては、子供たちがこのような学習活動の中から食料の生産、流通等に携わる人々の努力をより身近に理解し、食べ物への感謝の気持ちを持つことができると考えております。

今後も引き続き、地域のことを学習する中で、地元の生産物についての学習を総合学習、理科、社会科、家庭科などの授業の中で取り上げてまいります。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 2点目の「雇用促進住宅の廃止について」お答えします。

まず、「当町に対して独立行政法人雇用・能力開発機構からの働きかけはどうなっているか」であります。独立行政法人雇用・能力開発機構につきましては、労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出、その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって、労働者の雇用の安定、その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的に、平成16年3月に設立されました。

その主な業務内容としましては、雇用開発に関する業務、職業能力開発に関する業務、勤

労者の財産形成に関する業務等があり、雇用促進住宅を譲渡または廃止する業務並びに譲渡等するまでの間の管理運営業務も担っております。

なお、当機構の雇用促進住宅の管理運営につきましては、財団法人雇用振興協会へ委託をしているところでございます。

独立行政法人雇用・能力開発機構は、県内に雇用促進住宅を 79 住宅、177 棟、6,831 戸を所有しておりますが、そのうち吉田町には 1 住宅、2 棟、60 戸ございます。これらの雇用促進住宅の譲渡、廃止に向けた方針についての経緯でございますが、平成 15 年 5 月に、厚生労働省職業安定局長の諮問機関であります「雇用促進住宅基本課題検討会」におきまして、30 年程度をめどに、事業廃止に努めることが適当であると報告されました。

平成 17 年 12 月には、事業廃止まで 30 年かけるという考え方を撤回し、民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながら、総収益の最大化を図りつつ、入居者がいることを踏まえた上で、できるだけ早期に事業を廃止することについて、平成 18 年度中に検討し、結論を得るべき旨を「規制改革・民間開放推進会議」が答申し、閣議決定されました。また、平成 19 年 2 月には、独立行政法人雇用・能力開発機構の雇用促進住宅管理経営評価会議におきまして、15 年間で雇用促進住宅を譲渡・廃止する旨の方針が決まったところでございます。

その後、平成 19 年 6 月 22 日に、閣議決定されました「規制改革のための 3 カ年計画」及び同年 12 月 24 日に閣議決定されました「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、平成 33 年度までに住宅の譲渡等を完了させるため、地方公共団体及び民間への売却を積極的に進めることとされております。

こうした中、平成 19 年 10 月 19 日に雇用促進住宅の管理運営を受託している財団法人雇用振興協会が雇用促進住宅の譲渡・廃止についての説明に来庁されました。また、独立行政法人雇用・能力開発機構静岡センターからは、この譲渡・廃止にかかわる業務のうち、各地方公共団体との譲り受け意向に関する訪問調査や協議などについては、当センターが実施すること及びこれまでの経緯や町の意向、譲渡もしくは廃止に向けた今後の進め方等につきまして、説明に伺う旨の文書をいただいております。

現在のところ、本年 10 月ごろに当町に説明に来庁すると聞いておりますが、これ以外は、独立行政法人雇用・能力開発機構からの働きかけはございません。

次に、「町はこの打診に対して対応はどのように考えているか」でございますが、独立行政法人雇用・能力開発機構では、各地方公共団体が買い取る意向がない場合は、入居者がいるまま民間へ売却することも視野に入れているようでございます。

町としましては、雇用促進住宅を買い取る考えはありませんので、今後、独立行政法人雇用・能力開発機構静岡センターからの打診に対しましては、双方向で対応してまいりたいと考えております。

次に、「現在、雇用促進住宅に住んでする吉田町の町民の受け皿をどうするのか」ですが、雇用促進住宅は、公共職業安定所の紹介等により就職する方、配置転換または出向等により転勤する方で、通勤圏外のため住居の移転を余儀なくされているなどの事情により、住宅の確保を図ることで職業の安定が図られると認められる方が利用できる住宅でございます。

さきに申し上げましたとおり、吉田住宅は川尻に 2 棟、60 戸あり、現在、52 戸に 52 世帯、198 人の方が居住しております。県内の住宅によりましては、平成 20 年 4 月から入居停止

している住宅もございますが、吉田住宅はその対象とはなっていないようであります。

独立行政法人雇用・能力開発機構静岡センターによりますと、国が譲渡・廃止の方針を打ち出したものの、ここにまいりまして、現入居者の退去については難しい問題もあり、方向性がわからなくなってきたと困惑しているようでございました。現入居者の問題につきましては、雇用促進住宅を管理運営する独立行政法人雇用・能力開発機構が基本的に処理すべき問題であると受けとめておりますので、当機構に対し、現入居者が安心して暮らせるような手だてを講じてから譲渡・廃止するよう強く要望してまいる所存でございますので、議員におかれましても、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） それでは、再質問します。

最初に、食生活の実態調査ということで答弁がありましたけれども、19年度の調査では、朝食をとっていないのは10%というふうに聞きましたけれども、そういう答えでしたよね。これは、私は、さわやかプラン吉田21という資料、これは平成16年3月に出された資料なんですけれども、この調査ですと、小学生は0.6%がとっていないということで、中学生でも2.0%という調査結果が出ています。それから4年たつと、今10%の子供が朝食をとらないで来ている。それは一部のデータだから、すべてということにはならないのはわかりますけれども、やはり、食生活の乱れがはっきりしていると思います。やはり、ここは、この問題点というところは、家庭の問題が大きいものですから、なかなか行政として口出せないというのはわかりますけれども、ただ、子供が自分でご飯をつくるというわけではないわけで、家庭ですと、お母さんや祖母とかがつくるケースが多いと思います。家庭への指導とってはおかしいけれども、食事の大切さというのは保護者だと思うんですけれども、保護者への働きかけというか、何か工夫されているようなことはありますか。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋健次君） 保護者への働きかけといいますか、家庭教育学級におきまして、食の大切さというようなものを指導しているというふうに伺っております。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） やはり、社会全般が食の大切さというのをもっと認識する必要があると思います。先ほど、教育長から教育基本法が平成17年にできたという話で、その後、学校での取り組みは栄養職員が配置されたりとか、学校の中で聞くところによると、17年にできて、18年ではちょっと一部始めて、19年ではほとんどの学校で取り組んでいますというところはわかります。私も、学校給食の栄養士さんにいろいろ話を聞かせていただいて、学校でも力を入れてやっているんだなというのわかりました。

ただ、教育基本法は、学校教育だけではない、町、行政全体としてという位置づけだと思うんですけれども、この中で、基本法を読むと、自治体は推進計画をつくりなさいと。その計画は、今、各課がまたがると思うんですけども、主にどこの課がいつごろまでにやるのかということをお聞きします。

○議長（吉永満榮君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（杉村勝巳君） 健康づくり課です。

静岡県で食育推進計画を19年4月に策定いたしまして、各市町ともそういう方向で進んでおりますが、吉田町につきましては、吉田町の保健計画の見直し等もございますので、そ

れに合わせまして、平成 22 年を予定しております。そのためにというわけではございませんが、19 年 4 月に、吉田町食育推進連絡会議を立ち上げまして、食育に関しての情報連絡、情報等の交換、あとは会議の中でさまざまな提案等を伺っているところでございます。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 1 番、佐藤議員。

○1 番（佐藤正司君） 先日もらった、健康づくり課が出してくれた保健事業実績の中でも、食育推進連絡会議が立ち上がったということが載っています。これを見ると学校教育課とか社会教育課も含めて、農業関係、漁業関係も含めてだと思えるんですけども、養護教諭や保育園の担当者とか、相当広範囲で農業協同組合とか漁業協同組合とか、そういう広い範囲で食育推進連絡会議というものを立ち上げたということのようですので、そこが中心になって計画を立てていくことになるのかなと思いますけれども、今、中央公民館にも食育の旗があちこち立っています。食堂なんかにも立っているようですけれども、県も本当に力を入れてやっているなというのがわかります。ただし、それを本当に徹底するというか、教育していくというのは、やはり、学校での教育というのが本当に大きな力を発揮できる場所だと思います。

それで、今問題になっている汚染米の問題ですけれども、実際、最近のニュースでもはっきり出ていますけれども、学校給食に使われていたわけですよ。愛知県と千葉県ではっきり出ています。あれは、浜松の工場でつくったということになっていますけれども、親やあのニュースを見ている子供たち自身も学校給食を食べているわけですから心配だと思うんですけども、そういうことでの町として、そういう特に汚染米での問題では、データというか、調査をされていますか。

○議長（吉永満榮君） 黒田教育長。

○教育長（黒田和夫君） そういう心配もありますので、今、給食センターを通じて調査中です。

○議長（吉永満榮君） 1 番、佐藤議員。

○1 番（佐藤正司君） 保護者にとっても、本当に気になることですので、正確な情報をきちっと出していただきたいと思います。

片一方では、子供は毎日給食を食べていながら、学校でも食事の大切さというものを教えていながら、片一方では、ニュースでそういう不正というか、おかしいことを大人がやっているというのは、教育上、恥ずかしいというか、大人としてとんでもないことだと思うんですけども、これは、国の農林水産省がそういうことを見過ごしてきたという責任もあると思うし、本当は日本はお米を輸入しなくてもいいはずなのに、あえて 77 万トンも輸入しているミニマムアクセス米ですか。そのために米が足りない国もあるわけで、これはちょっと話がそれますけれども、そういう政治も子供は見ているわけで、やはり、正すべきところは正していただきたいと思います。

それから、地産地消の問題ですけれども、今、吉田町の学校給食ではどのぐらいの率になっているか、データはありますか。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋健次君） 学校教育センターにおける地産地消のをどのぐらい使っているかというようなお尋ねでございますけれども、管内といいますか、吉田町、それから

牧之原市の旧榛原町地区が管内というとらえ方をしますけれども、常時ではないですけれども、シラスとか大根等は使用しているというふうに聞いております。

それから、納入業者という点では、45の事業者のうち25の業者は管内の業者から食材を仕入れていると。具体的には、青果物、それから水産加工物、肉、豆腐、ハム、しょう油等でございます。金額的には、全体の約37.6%が管内の業者から仕入れているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） 私は、県が出している食育の資料を見ると、県内全体の平均では、平成17年度は21.7%ということですから、吉田町は30何%というから平均値よりも大分そういう面では地産地消が広まっているんだなということを感じます。

ここで、町長にお聞きします。

私は、今までやりとりの中で、食教育というものが本当に大事だということは、特に小さい小学生、中学生あたりから必要なわけですから、学校での食教育で、最も有効的な方法というか手段として、学校給食なんです。学校給食を通して、食に対する教育が進められているというふうに思ってもいいと思うんです。とりあえず町長の姿勢を聞きたいもので、今、センター方式であそこでやっています。毎日5,000食つくっています。本当の意味で、給食を食育として生かそうと思うと、私は、やはり自校方式、自分の学校の敷地内でつくられて、子供が昼食食べるというような方式のほうがいいと思うんです。今の方式を改める気はないかということ、まず先に聞きます。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） はっきり申し上げて、議員が自校方式がいいという理由がほとんどわかりません。それが食育の教育に一番いいという理由づけもほとんどわかりません。私は、必ずしも、そういうふうなことは関係ないと思っております。現在やっているセンター方式でもって十分であると思っておりますので、現在の方式を変える考えは今のところございません。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） 私は、もっと町長がいろいろ本を読んでいるから、こういうのはわかっていると。私の説明不足で、これではわからないのはわかります。

なぜ自校方式がいいのかということなんですけれども、それこそ地産地消です。今5,000食つくっていると、そういう近郊の農家の人がつくったものを食材として5,000食分集めるのは無理なんです。だから、今、全国のいろいろな学校で実践としてやっているのは、自校方式で近郊の農家の方と地域の方に協力いただいて、そこで野菜、ニンジンとかジャガイモとかをつくったものを子供が育てる。そういうものを学校の給食の調理場で給食の人たちがつくると。そういうのを見ながら育つと。今のような5,000食もまとめてつくって車で配送するというようなやり方では不十分。私は全く否定はしませんけれども、それよりも、自校方式のほうが、より教育的には効果があるというのは、そういう自校方式をやっているところは、それぞれ工夫しているわけですから、今のようなセンター方式ですと、先ほどもいろいろ自彊小などでは田んぼをつくったりとか、そういうをやってはいますけれども、よりもっと身近に、子供たちが食に関して関心を高められると。

県のデータを見ると、小学校では、今、完全給食をやっているのは 529 校、そのうちの単
独方式は 245 校、センター方式は 284 校です。中学校では、256 校が完全給食をやっている
うちの 96 校は単独です。160 が共同方式ということで、吉田町の場合は、昔から歴史的に
共同調理方式なんです。だけれども、やはり、本当に今、食育というか、食べることに對し
て、子供も大人も地域もすべての人が本当に興味を持って力を入れていくということに関し
ては、こういうことも考えていただきたいと思います。将来、実行すると。町長、子供は、
本当に未来を担う子供たちなわけですから、そういう子供たちにチャンスというか、機会を
与える。それは、確かに今よりはお金はかかると思います。今、あそこで 42 人の方が働い
て、3 台の車で運んでいるわけですけども、それが散らばって、それぞれの学校でつくる
ということになるし、施設もつくり直すということでは相当な投資が必要だと思えます。だ
けれども、私は、子供の教育のためには、必要な投資はしてもいいと私は思うんです。どう
ですか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 議員の質問を聞いていると、全くわからなくなっているんですね。
何をお聞きになりたいのか。

例えば、先ほど、給食センターが 37% ぐらい管内からいろいろなものが入れられている。
自校方式でやれば、そのパーセンテージがふえるんですか。私は、必ずしもそういうことは
ないと思うんです。やはり、自校方式でやっても、管内以外から買うものはかなりの数字が
あるでしょうし、むしろ、極端なことを言えば、37% よりもっと少なくなる可能性もあるん
じゃないかと、こんなふうに思っています。

それと、議員がよく地産地消で、例えば住吉小学校の児童が畑で野菜をつくって、それを
いわゆる収穫して食べると言いますけれども、それは全然別なことだと思うんです。むしろ、
そういうことは、学業は学業で、そういう中でも部分的にそういうこともあるでしょうけれ
ども、むしろ、そういうことではなくて、今言ったようなことを新しいちいさな理科館の中
でやるようなことだと私は思っています。だから、地産地消が子供の食育には絶対有効なん
だということは、必ずしも私は言えないと思っています。むしろ、それは、一義的には家庭
でお母さんとかお父さんが、そういうものについて配慮しながらやっていくのが一番私は正
しいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（吉永満榮君） 1 番、佐藤議員。

○1 番（佐藤正司君） 自校方式が地産地消をふやすかどうか、それは別問題だと私も思
います。そのために自校方式でということではないんです。自校方式をやっている、やはり、
それはそれぞれの学校の校長先生とかが実践することなただけけれども、全国的にはいろ
いろ実践されているんです。学校給食を通して、食にどう関心を持たせるか。食が大事だ
ということをお子に教えるということが、まず大事なもので、食べるということのは、私ら
も自然に食べているわけで、そんなに意識して食べているということはないと思うんです
けれども、実践例として、例えば、香川県のある小学校の校長先生は、弁当の日というの
を提唱して、中学生を例にしたほうがわかりやすいので中学校が年 5 回、10 月、11 月、12
月、1 月、2 月ぐらいですか。月 1 回、弁当の日と決めると。それは、自分でつくりな
さいと。親に手伝ってもらってはだめだと。自分で全部つくって持ってきたさいとい
うことを提案して、できるかなと思ったけれども、初めは父兄から抵抗があったよう
です。だけ

れども、やってみたら、物すごく効果が出ているというか、子供が自分で包丁を持って料理なんてしたことがないわけですから、それが朝早く起きて自分がつくらなければならないということをつくったそうです。そうしたら、子供は変わったそうです。そこは、自校方式でやっている学校なんだけれども、だから、学校給食という位置づけも自校方式かどうかというのは別にしても、学校給食というものを通して、いろいろ全国的には実践されているところもたくさんあります。ですから、ぜひ、そういう実践例も見て、考えて勉強していただきたいと私は思います。

私は、今回、こういう形で自校方式はどうかという提案をしましたがけれども、これは簡単にいくわけではないのはわかっています。お金も相当かかります。だけれども、食育ということを考えていったら、こういう政策は町が考えなければ、それで町民と、さっきもいろいろ議論されていきましたけれども、いろいろ議論していくという中で、やはり、意識が高まってくれば、最終的にできてもらえば私はいいと思うんですけども、そういうことで、この話は終わります。

雇用促進住宅の話ですけれども、これは、どこの自治体も困惑しているというのが実態のようです。自治体も困るけれども、あそこに住んでいる人も困っているんです。それで、先ほど、町長がお答えになって、県内のところで買うところはないような話のように聞いていますけれども、全国的には、買うというふうに決めた自治体もあるようです。それで、条件は、大分有利というか、安くしてくれるようです。そういう条件を聞く気はないですか。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 聞いてもいいとは思いますがけれども、私が別に行かなくても、担当課のほうに説明してくだされば、それでよろしいということです。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 条件は文書でありますよね。もしわかっていたら。

○議長（吉永満榮君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） 産業課でございます。

雇用促進住宅の譲渡関係につきましては、条件を満たす場合としまして、原則10年間、公営住宅として用途指定をして使うとか、入所等の対応関係について円滑に引き渡されるといような条件を満たしていますれば、不動産鑑定士の2社の平均をもって、そのうちの5割を削減するということが書面では伺っております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） たしか評価額の2分の1ですよね。10年割賦でしたか。あその川尻の住宅のところは、町も駐車場として貸して収入もあるんですよね。決算に載っていたと思うんですけども。

○議長（吉永満榮君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） 昨年の場合ですと、150万7,275円という賃借料でございます。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） あの土地の前の空き地、グラウンドになっているところも町有地でしたよね。ですから、あその評価額が幾らかという話がわかりませんが、2億円なのか、3億円なのかわかりませんが、その評価額の2分の1ということですので、

推測してあれだけでも、1億円だか、1億5,000万円だか、もし半分としたらね。計算すると、60戸あると。家賃が町営住宅と雇用促進住宅とは基準が違うから、計算はなかなか難しいけれども、町営住宅よりも高い。4万円か5万円ぐらいする。4万円として、月240万円、1年で2,880万円が入るわけです。1億5,000万円としたら、1年間で1,500万円ですよ。勝手な私のいい加減な計算ですけども、そうすると、1,500万円ずつ10年払えば。あそこは町のものになると。もし全部入居してくれたという条件がつくけれどもね。

それと、10年割賦ということですから、そういう評価額を聞いて、どうなのか。それから、今勝手な計算をしたけれども、当然、維持管理費が相当かかるでしょう。ただ、土地としては、さっきも言ったように、駐車場も持っているし、前の空き地も町有地だし、そういう面では、条件ぐらい聞くことぐらいはどうかなと思うんですけども。

○議長（吉永満榮君） 佐藤議員、もう少し節度を持ってきちっと質問は質問でやっていただきたいと思います。1つ1つ答えていると、幾つも答えなければならないようになりますので、これとこれということをお願いしたいと思います。

1番、佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） 条件を評価額が幾らになって、どのぐらいになるのか。さっき町長は全く聞く気はないと言ったけれどもね。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 私は、先ほど、そういうふうに答弁しておりません。条件があれば、また聞くのはやぶさかではないと言っております。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） ぜひ聞いていただきたいと思います。検討していただきたいと思います。

というのは、やはり、あそこに住んでいる方が大変不安で心配しております。それから、もし、町が買わないということになって、民間に売ることになると、遅くともあと13年後には、あそこは更地になって民間に売り出されるということになると思うので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤正司君の一般質問が終わりました。

ここで、議会初日に報告のありました平成19年度吉田町健全化判断比率についての報告に関して、企画課長より発言を求められておりますので、許可をいたします。

企画課長。

○企画課長（藤田光夫君） 企画課でございます。

議会初日の第3号報告、平成19年度吉田町健全化判断比率の報告の一部に誤りがございましたので、おわびし、訂正をさせていただきます。

訂正箇所は、提出議案つづり33ページの報告書の表中、将来負担比率123.6%と報告しましたが、123.5%と訂正をさせていただきます。この訂正につきましては、監査委員に報告をさせていただきますして、了解を得させていただいたところでございます。

なお、この訂正に関連し、お手元に関係書類の差しかえ分を用意させていただきました。恐れ入りますが、差しかえのほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） これにつきましては、全員の質疑も受けておりますので、よろしく
お願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（吉永満榮君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、傍聴の皆様方には遅くまで御苦労さまでした。ありがとうございます。

次回は、24日水曜日、吉田中学校の体育大会が延期になりまして8時15分から開会式で
ございます。

なお、午前9時から本会議最終日でありますので、よろしく申し上げます。

本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでした。

散会 午前11時55分

(9月24日 本会議：閉会日)

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（吉永満榮君） 改めて、おはようございます。

本日は、定例会 20 日目です。最終日でございます。

ただいまの出席議員数は 14 名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉永満榮君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎中山三星建材（株）工場跡町有地特別委員会活動報告について

○議長（吉永満榮君） 日程第 1、中山三星建材（株）工場跡町有地特別委員会活動報告について、委員長から報告をお願いします。

これは、去る 5 月 15 日、平成 20 年第 1 回臨時会において、地方自治法第 110 条及び吉田町議会委員会条例第 4 条の規定により、中山三星建材（株）工場跡町有地特別委員会を設置いたしました。

本日は、特別委員会の中間報告を行うものであります。

中山三星建材（株）工場跡町有地特別委員会委員長、5 番、藤田和寿君。

〔中山三星建材（株）工場跡町有地特別委員会委員長 藤田和寿君登壇〕

○中山三星建材（株）工場跡町有地特別委員会委員長（藤田和寿君） それでは、中山三星建材株式会社工場跡地買収事務と利用に関する事務の検査につきまして、中間報告をさせていただきます。

初めに、吉田町議会では本年 2 月 29 日、中山三星建材（株）工場跡地買収事務検証委員会より提出されました同検証結果報告書を受け、5 月 15 日、地方自治法第 101 条第 3 項に基づき、議員発議で招集された平成 20 年第 1 回臨時会において、同法第 98 条第 1 項による事務検査を決議いたしました。同法第 110 条及び委員会条例第 4 条の規定により、委員 8 名で構成する中山三星建材（株）工場跡町有地特別委員会を設置いたしました。

同委員会は、跡地事務に関する件と跡地の利用に関する件を検査事項とし、現在、利用が進んでいない町有地の活用を図り、まちづくりの推進を目的で調査を行っております。

また、議会は同法第 98 条第 2 項により、監査委員に対して検証結果報告書の内容について監査を請求いたしました。その監査結果は、6 月 18 日に議会に報告されたとおりでございます。

当該土地は、平成 14 年第 2 回臨時会の議決を得て町の財産となりました。その後、町は跡地利用検討委員会で協議をされた 4 項目の答申を受け、平成 17 年 3 月 15 日に企業誘致に方

向決定を行い、平成 19 年 8 月より売却先の公募が開始され、現在に至っております。

町の買収事務検証は、当該跡地の売却議案の審議の参考と、その過程を町民の皆様方に把握していただくことを目的で報告されましたが、取得に関する事務書類・取得目的・内部（庁内・議会）の取得意思決定手続など懸念事項を指摘しております。多目的用地としての財産取得は、過去の議決事項であります。不適切な買収事務が明らかになった今、議会としてこれを調査し、事実確認を行い、6 年間も未活用で町の懸案事項になっている当該土地の利用を早期実現するために、議会としての見解を明らかにしていかなければなりません。したがって、議会からこの事案を付託された委員会として、事実確認をした事柄と懸念された事項の再発防止に向けた取り組みも示していくことといたします。

なお、今回の中間取りまとめにおいては、買収に関する件と跡地利用に関する件について、現時点の調査結果並びに委員会の指摘事項を報告いたします。

続きまして、調査の概要でございます。委員会と協議会がございまして、委員会を 18 回、協議会を 8 回設けさせていただきました。主に委員会は他行事と併用する形で行ったことを、まずもって報告させていただきます。

第 1 回委員会、平成 20 年 5 月 23 日、委員会の日程を決めさせていただきました。中間報告を 9 月、最終報告を 12 月、主に書類等の検閲及び検査・委員会独自の調査・報告書の要求と検査。

第 2 回委員会、平成 20 年 5 月 28 日、当局に対し、報告書の提出を求めた案件でございます。報告事項、吉議第 35 号を 5 月 27 日付で議長名で町長あてに、中山三星建材（株）工場跡町有地関係書類並びに報告書を請求。

1、事務引継ぎに関する規定など。2、本事案の引継ぎ書類（町長・担当課長・担当者）3、町長諮問に対する答申の扱い規定。4、過去 2 回の跡地利用検討委員会の答申後行われた事務について。5、取得から現在までの事務。6、売買契約を結ぶに至るまでの内・外部協議のすべての書類。7、覚書の撤回と返却関連書類。8、覚書及び決裁文書・仮契約書・起債申請書と許可証・中山三星建材（株）の願い書を要求いたしました。

その後、協議事項として契約管理課に対し、質疑を行いました。

第 3 回委員会、第 2 回委員会で報告書を要求いたしました件で、当局より提出いただきました。説明者、鈴木副町長、久保田総務課長、塚本契約管理課長、塚本統括。提出書類といたしまして、総務課より事務引継ぎ規程と引継ぎ文書と答申取扱規程、契約管理課より答申後の事務、取得してから現在までの事務、平成 12 年 9 月から平成 14 年 8 月までの課長会議資料、土壌調査関係、P C B 関係、関連工法、行政財産取得手順、起債関係、覚書関係、仮契約書関係であります。

協議事項としまして、事務の検査を行いました。

質問。跡地に日量 1,000 トンの水を使う企業とあるが操業内容は。

答弁。企業名は把握しております。具体的な業務内容の資料は残っておりません。

質問。内輪の人数で協議した関係課長はだれなのか。

答弁。総務課長はわかっておりますが、他に特定することは難しいという質問、答弁がありました。以下、課長会議資料についての質疑。議会内発言についての議事録の確認。事務引継ぎに関する規程などの説明と質疑。これは略させていただきます。

続きまして、中山三星建材（株）工場跡町有地に関して、町長、担当課長、担当者それぞれ

れについて、引き継ぎ文書の説明と質疑を行いました。

質問。引継ぎ文書はこれだけか。

答弁。中山三星建材（株）工場跡地に関してはこれだけしかない。他の事項はあります。

質問。町長の引継ぎについて、各課の事項について各課がまとめるのか、実際のスタイルはどうか。

答弁。町長の引継ぎは、各課の問題点を未着手事項と未了事項、それらを書類にまとめて報告いたします。

続きまして、町長諮問に対する答申の取扱規程について報告と質疑。過去、2回の中山三星建材（株）跡地利用検討委員会の答申を受け、行われた事務手続について報告と質疑。

質問。利活用に向けて町としては、売却に向けての物件の整備を行う以外の事務はやっていないということか。

答弁。企業立地の窓口は産業課対応ですが、関係課で集まって協議を行っております。多角的に企業誘致を図るということで、平成17年から用途地域変更も視野に入れて検討し、各課がかかわっております。

質問。かかわった資料や経過はあるのか。

答弁。担当課にはその時検討したものはすべて保管されております。

質問。PCBが最初に出たきっかけは。

答弁。ある議員や民間の方から情報をお寄せいただきました。

質問。町としてトップセールスの動きはどうか。

答弁。町長がいろいろな機会で動かれていることは確かです。ほか略させていただきます。

続きまして、4回目から7回目委員会を開きまして、主に取得目的と議決した過程について調査ということで、議会にかかわった事柄を中心に、それと前町長が取得した理由について、時系列に調査することとなっております。

第8回委員会、7月4日に行いました。

7月3日に正副委員長が弁護士に確認した事項を、問い合わせ資料に基づき説明いたしました。静岡市の2人の弁護士にお会いし、説明を確認いたしました。その後、取得目的や議決過程について協議し、現地視察を工場跡地とPCB保管庫、契約管理課長、総括の同行で行ってまいりました。視察後、秘密会にて資料を検閲いたしました。

第1回協議会を行いまして、中山三星建材（株）工場跡地買収事務監査に関する当局の質問書の取り扱いと、監査結果報告書について協議を行いました。

第9回委員会、秘密会にて事務の検閲を行いました。

第2回協議会、第10回委員会では、議決にかかわった議員に意見聴取する内容を決定いたしました。

① 当該土地の取得議決にかかわった議員に意見聴取をすることを決定。② 発送日は7月28日議長名で発送。提出期日を8月17日とする。③ 記名、無記名は自由。公表時は無記名にする。④ 中山三星建材（株）工場跡町有地特別委員会の紹介、検証結果報告書、監査結果報告書を同封する。⑤ 意見聴取の内容、イ. 平成14年7月25日に議決された跡地買収の考えについて。また、賛成の方は利用目的について伺う。ロ. 検証結果報告書と監査結果報告書に対する意見。ハ. その他あればお願いします。

また、参考人質疑の内容を協議、質問事項の整理を行いました。当初案といたしましては、

①参考人の出席を要請する。②参考人は中村前町長、村田前助役、大村元総務課長の3人とする。③正式書類を配達証明付で出す。検証結果報告書に、質疑する内容の13カ所をマーカーにて表示し、それを事前配付する。④意見を求める事項は、中山三星建材(株)工場跡地買収事務に関する事項とする。⑤場所は役場、希望日時は8月19日。大村元総務課長は9時半から1時間、村田前助役は10時半から1時間、中村前町長は1時半から2時間の予定とする。⑥参考人に対し、規定に従い費用弁償を行う。

⑦7月29日、当初案にて議長、12番委員が参考人聴取を依頼し、8月1日に正式書類を配達証明付で出すことを決定いたしました。その後、第3回協議会、第11回委員会、第12回の委員会を経まして、当初案にて参考人と詳細に調整を図りました。その後、①最終決定といたしまして、8月11日に議長名で要請書を発送いたしました。

参考人は中村前町長、村田前助役、大村元総務課長の3名でございます。②日時は8月27日木曜日午後1時半から、聴取時間約2時間を予定する。③場所、役場4階第2会議室。非公開の委員会、質疑は一問一答で行う。④参考人要望事項、(委員会が承認いたしました)3人同時聴取。冒頭のあいさつ、最後の意見発言。⑤参考人に対し制約事項を(参考人に承諾)いただきました。

イ. 意見を求められた事項に限定して発言すること、ロ. 許可された時間を守ること、(1答5分以内)ハ. 委員会の品位を尊重し、不適当な発言をしないこと、ニ. 委員及び執行部または他の参考人に対し、逆の質疑はできないこと。以上であります。

⑥参考人への質問事項につきまして、1次案から4次案まで過去の委員会で審議し、質疑ポイントを3点に集約し、質疑要旨を決定いたしました。ポイント1、事務手続について、ポイント2、取得のきっかけについて、ポイント3、取得断念からマリーナ構想について。その後、第13回、第14回委員会を経まして、過去議決にかかわった16名の議員の方々に送付しました結果、6名の方から回答をいただきましたので、御報告をさせていただきます。

賛成者の意見抜粋。町民の要望の多い総合運動公園や多目的広場にするため賛成いたしました。当時、与えられた権限で賛成いたしましたので、議事録等を熟読し、判断してください。「もともと町有地で買い戻したい」、「この場に至っては町が買わざるを得ない」という雰囲気の中、将来的な土地利用の可能性を託し、賛成いたしました。

反対者の意見抜粋です。公共下水道を初め、年々増加の公債費や厳しい財政の中、一貫性のない事業計画に対し、貴重な工業地域の変減は、町財政の健全化上好ましくないと反対いたしました。購入目的はないこと、資金計画など計画性がないこと、次世代を担う子供達へという熱い思いを感じなかったことの原因で反対しました。反対した理由は討論で述べたとおりであります。

その他意見抜粋です。

議決権の行使に当たっては、今後とも住民の立場を貫くようお願いいたします。町民に安心・安全と生活が暮らしやすい町を目指し、一刻も早く明るい正常な町の発展を期待いたします。町有財産の利活用、監査委員の件など対話や協調を心配しています。これは町民代表の議会に大きな責任があります。議会が積極的でない。同様な問題が再発するのは時間の問題かもしれません。納得がいくまで特別委員会で検査をしてください。

その後、委員会で参考人質疑内容の準備を行いました。質問項目を10問設定し、再質問を用意しました。質問1、事務手続について書類の存在、再質問、引継ぎなど。質問2、議

案決裁文書について、再質問、議案書の間違い。質問3、取得のきっかけについて打診は、再質問、他参考人の理解。質問4、民民売買について、再質問、民へ取得意思表示。質問5、町の取得回答、再質問、議会との相談。質問6、取得断念、再質問、三星より依頼。質問7、海洋レジャー開発について、再質問、町との関係。質問8、町のマリーナ構想について、再質問、だれの考えか。質問9、覚書について、再質問、相談相手。質問10、行政財産についてでございます。

その後、第4回協議会で、本定例会9月、今ですけれども、中間報告の決定を行いました。

第15回委員会、平成20年8月27日1時半より3時40分、役場4階第2会議室におきまして、参考人、中村芳樹氏、村田佳隆氏、大村聡史氏3名で、非公開の委員会を行いました。参考人聴取内容につきましては、中間報告、この本小冊子の3、参考人意見聴取結果でまた御説明させていただきます。

その後、第5回協議会、第6回協議会で参考人の聴取内容の整理と委員会中間報告に向けて行いました。

第16回委員会におきましては、参考人聴取で出ました疑問点につき当局に説明を求めました。説明者、久保田総務課長、大石町民課長、田村産業課長、塚本契約管理課長、他担当課職員でございます。文書管理につきまして、総務課にお伺いしました。文書の流れ（回議、合議、専決、代決）について、また、文書保存年限について、簿冊のタイトルラベルについて。現在の行政事務においては、e起案システム（起案文書管理システム）で行い、書類等適正に管理されているとの報告を受けました。

続きまして、大井川地域地下水利用対策協議会について、町民課、産業課にお尋ねいたしました。静岡県地下水の採取に関する条例（規制地域、取水基準）大井川地域地下水利用対策協議会規約。当該地は大井川規制地域で吐出断面積52立方センチメートル、毎分0.7トン以下、日量1,008トンまで申請可能との報告を受けました。現状許可されている日量500トンを超えないなどの制限はないとの報告も受けました。

続きまして、契約管理課に一団の土地取得についてお伺いしました。

土地の取得については、予定価格1,500万円以上で、かつ1件5,000平方メートル以上の場合に限り議決が必要となる。土地を取得する場合の「1件」の考え方は、買い入れの目的を妨げない限度における単位で、経済的一体性を重視し、個々具体的に判断するのである。例えば、取得する土地が一団を構成している場合に、その土地が複数筆、複数の所有者からなっているというものであっても、取得する土地が同一目的で取得するものであれば、その一団を1件として取り扱うべきである。ただし、数カ年度にわたって取得する場合は、契約の締結は予算に従って行うか、議会の議決の要件になるので予算の性格上無理がある。単年度ごとの予算措置で取得するときは、1件の判断も年度ごとに把握するとの報告を受けました。

その後、中山三星建材（株）工場跡地買収事務検証委員会の委員長である田村町長、事務局の塚本契約管理課長に監査結果報告書に対する事務的見地の質問書の説明と質疑を行いました。主に利害を調整する立場、行政財産判断、建物買取費、契約印紙、公有財産取得議案、瑕疵担保責任などでございます。

第17回委員会、第7回協議会、第18回委員会、第8回協議会で、以上のような本日の内容文書をまとめさせていただきました。

続きまして、3、参考人意見聴取の結果でございます。

ポイント1、取得動機に公共性があったか。発生事項検証結果報告書の記載事項でございます。平成12年8月31日、中山三星建材（株）社長、取締役、総務課長が町を訪問し、吉田工場の鋼材加工部門を年内に清水工場に移転する。工場跡地の購入意思を町に打診。町長、「至急検討して年内に何らかの返事をする。」この件で質疑を行いました。

質問。工場跡地の購入意思を打診されたか。

中村前町長。町でいわゆる購入ができないかというような打診がありました。

質問、「至急検討して、年内には何らかの返事をする」と言われたことは事実ですか。

中村前町長。事実であろうと考えております。

質問、いろいろと発言されていることは事実ですか。

中村前町長。全く記憶にありません。ただ、企業がさんざん三星さんと相談されたようです。そういうことを考えたことは一切ありません。

答弁におきまして、ちょっと一部抜粋で報告させていただいておりますので、御了承ください。

平成12年12月26日、大筋合意した名証二部上場企業の副社長が町長を表敬訪問。町長、「町が取得する」旨を表明。

質問。「町が取得する」旨を表明したことは事実ですか。

中村前町長。確かに面談しました。二部上場企業の副社長が一括買い上げという矢先に、少なくとも町が取得するという不謹慎な話はしていないと確信しております。

質問、「行政との競合を避けるため、」購入を見合わせる理由とされていますが、そのような認識はございましたか。

中村前町長。あの土地は、大井川地域地下水利用対策協議会から日量500トンの取水しか許可をもらっていない。どうもこの企業が水産会社なので、日量500トンでは足りないではないかということを知った。このことが破談になったのではないかと推測されます。

質問、副社長に町の具体的な構想をお話しになったのですか。

中村前町長。記憶にありません。

平成12年12月27日、町の買収意思の結論を確認するために中山三星建材（株）取締役、総務課長が町を訪問。

質問、「平成12年12月20日に議会と相談し、町が買い取ることを決めた」と回答したのは事実ですか。

中村前町長。そのとおりです。

質問、議会と相談とは。

中村前町長。確かという記憶はありません。多分議長と議会運営委員会の議員が同席したような感じはあります。

質問、「至急検討する」から「取得する」と回答するまでの間、庁舎内でどのように検討されたか。

中村前町長。課長会が中心であったと記憶しています。

村田前助役。課長会で検討することは知っていました。そのように決めました。

平成13年1月30日、町が提示する買収価格を確認するために、中山三星建材（株）の取締役が町長を訪問しております。このことにつきまして質疑を行いました。

質問、具体的に、「町がコンサルタントに検討を依頼、買いかえ特例の期限、議決までの

議会日程、基準に考える販売単価、建物撤去費用など」ですが、これは事実ですか。

中村前町長。確かに見えられました。町ではコンサルタントを使う考えはありませんでした。町の買収価格には基準があります。これに基づき内部調整をして価格を決定します。これらのことを三星さんに申し上げたと思います。

村田前助役。中村さんの発言のとおりです。コンサルタントには一切相談したことはありません。

大村元総務課長。私も同じです。金額については三星が用意した鑑定書等である程度参考にしました。

以上ポイント1につきまして質疑を行い、委員会の指摘事項を報告させていただきます。

1、平成12年12月20日、議会と相談とは、議長や、議会運営委員会との相談であったことが判明した。しかしながら、総務課並びに議会事務局に資料がなく、どのような相談か不明である。正式な相談との位置づけであるなら、双方事務担当者同席で対応し、会議メモなどを残すべきである。

2、通常の課長会議とは異なる任意の課長会という存在が明らかになった。任意の課長会は議事録等も残しておらず、参加は自由であったことなどから組織的に検討されたとは言えない。

3、町と中山三星建材（株）との正式な売買交渉であり、記録するのが当然であるが、当局側に交渉記録がないことは極めて不自然である。

4、平成12年12月26日、一括売買に向けて大筋合意した名証二部上場企業に対して、町が取得するという不謹慎な話はしていないと参考人は否定された。このことは中山三星建材（株）の交渉記録の記述とは異なり疑問が残る。

続きまして、ポイント2です。

取得目的が行政運営上の発案であったか。

発生事項。平成13年2月6日、吉田工場売却の緊急性を告げるために町を訪問。

質問。「弊社吉田工場建物売却に関する件」の文書を受け取りましたか。

中村前町長。当然、今のような申し入れはあったと記憶しています。

質問。譲渡資産の買換え特例の適用期限が平成13年3月31日で切れるということについては、どのような認識でしたか。

中村前町長。会社も特典は自分たちで活用したいという気持ちがありましたので、私は聞く程度にとめたというのが今現在思い出すことです。

質問。三星からこれが延期できるという話はありませんでしたか。

中村前町長。そんな細かいことまで覚えてはありません。

質問。申し入れに対し、「よくわかりました。このようなことでしたら、町に入る余地はないので、口頭ですが、町が買うことはいたしません」と述べ、取得を断念したことは事実ですか。

中村前町長。そのとおりだと思います。

質問。その後、平成13年2月13日、名証二部上場企業が購入しないことを表明し、平成13年3月1日に中山三星建材（株）の役員が町を訪問しています。購入依頼のためと記載されていますが、どのような依頼があったのですか。

中村前町長。上場二部の企業がどういう条件で、どうしたいのか全く知らない中での話し

合いだったので、向こうがだめだからこっちへというのはいかがなものかということを上げた記憶があります。もともとが町有地として工業団地として中山製綱相手に売却した経過も、昭和 30 年代後半にあるわけです。それらを踏まえて、できれば町がそういうことならもう一度再考するというような話をしたと考えています。

質問。この依頼で取得断念から購入検討に変わったのですか。

中村前町長。議会の皆さんに一たん断念すると申し上げており、私の一存ではまいりませんので、内部調整をしてしかるべき御案内を申し上げるということで、引き取っていただいた経過があります。

質問。議会に断念を表明したということですが、それは正式な場でしたか。

中村前町長。議会の役員さんにも集合していただいて、議長室へ伺いまして今回はこういうことになりましたので町は引きますと御理解いただきました。

以上、ポイント 2 の質疑におきます委員会指摘事項を報告します。

1、中山三星建材（株）は、平成 13 年 2 月 6 日、町に取得の断りを入れ、それを町が承諾した。そして、それを議会に正式表明している。しかしながら、その 7 日後、名証二部上場企業が中山三星建材（株）に購入見合せを行ったことで話が宙に浮いた。その理由は「吉田町長から町が取得すると聞き、行政との競合を避けるため」と検証結果報告書に記載されているが、参考人からはそのような発言はしていないと否定されました。このことは中山三星建材（株）の交渉記録の記述とは異なり疑問が残る。

2、中山三星建材（株）からの依頼内容は、中山三星建材（株）の交渉記録に載っていない。また、参考人からも依頼内容を聞けなかったので事実確認ができなかった。しかし、平成 13 年 3 月 1 日より取得断念から再度取得検討に変わったことは確認できました。

続きまして、発生事項、平成 13 年 3 月 1 日、海洋レジャー開発を目指す企業が中山三星建材（株）に対して買収条件を提示し、大筋で合意。

質問。この件は事実ですか。

中村前町長。これはレジャー開発会社が三星さんに言ったわけですね。私はこの発言はここで初めて見ました。レジャー開発会社と三星さんとの打ち合わせですから、数字だとか、そういうことは関知しておりません。伺ってもおりません。「町長と相談した結果の条件である」との件については、全くの心外であり、私を担ぎ出したのではないかと思います。

質問。平成 13 年 3 月 1 日ごろから、海洋レジャー開発を目指す企業がマリーン基地やヨットハーバーなどの開発交渉で、中山三星建材（株）に交渉されたこの件について御存じでしたか。

中村前町長。中山さんが多角的に買い手を探しているということは全く知りませんでした。町が本命で、あくまで最終合意だという判断をしていました。

質問。平成 13 年 8 月 8 日に海洋レジャー開発を目指す企業から、中山三星建材（株）に対し、「町長が直接交渉を臨みたい希望を表明している」との伝言がされていますが、事実ですか。

中村前町長。これも記憶にございません。もちろん先ほど来お話ししているとおり、冒頭そういう話は向こうからあった話ならわかりますけれども、私から仕掛けた話は一度もないと認識しております。

質問。海洋レジャー開発を目指す企業の名前は。

〇〇という会社です。この会社は、一、二度初めてお会いしたのですけれども、話を持ってきました。散々、三星さんとお話しした結果を私のところに持ってきて話をするものですから、私は全くわからない。向こうで用地交渉をしたり、交渉をぶち上げて私のほうへ出かけてきますから、あたかも私が仕掛け人みたいな形でとられてしまったのは、まことに残念だと思います。

質問。海洋レジャー開発を目指す企業名で契約し、その後、町が購入する考えがあったのですか。

中村前町長。半分ずつ購入しようかということですね。用地の中に大きな水域を設けて、いわゆる船だまりなんですね。だんだん考えて見ましたら、〇〇会社でありますので、砂利掘削をねらっているなということに合点がいきまして、大変失礼だけれども、町はそういう計画には一切乗りませんのでお引き取りくださいと、はっきりとこの件について町に相談しないように御辞退申し上げました。

質問。マリーナ構想は参考人の発案ですか。

中村前町長。民間レベルで考えられることです。これが町が一たん買い取ってこれをやるということを考えると、全く不可能に近いことですので、私も一般的な構想として悪くはないということはそのときに話したかもしれません。〇〇が一たん買い上げ交渉に行き、私どもには半分ずつというような話を持ってきて、随分こちらにも利用されたとの感覚を持っております。

以上につきまして、委員会指摘事項です。

1、最終的には海洋レジャー開発を目指す企業が、『町長の主な構想』として話されていたものと同じ内容で、町が第一、第二工場の建物を含めてこの土地を買収したことに疑問が残る。

2、平成13年3月1日から8月15日までの間、中山三星建材（株）の交渉記録には、町との交渉が一切記載されていない。細かい条件等を打ち合わせをした資料が双方ともないのは不思議である。31日には町が具体的な条件を提示しているが、だれが、どこで、どのように、だれと調整したのか疑問が残る。

3、海洋レジャー開発を目指す企業が「町長と相談した結果」の条件を提示したこと及び「町長が直接交渉に臨みたい希望を表明している」との伝言があったことについて、参考人は否定された。このことは中山三星建材（株）の交渉記録の記述とは異なり疑問が残る。

4、マリーナ構想は海洋レジャー開発を目指す企業の構想で、町長の発案ではないとのことだった。平成13年8月末において、一団の土地を買い戻す目的は、元町有地で企業誘致したところであるからと言われたが、その時点の利用構想は聞けなかった。後の議会で議論される目的である多目的広場や総合運動公園の説明もなかった。当初から平成13年9月28日の覚書締結ごろまでは、買い戻すことが目的であったと理解した。

ポイント3、内部意思決定手続は適正であったか。

発生事項、平成13年8月31日。町から中山三星建材（株）に対し、具体的な条件を提示。

質問。これは事実ですか。

中村前町長。これは覚書に提示した金額だと思います。

質問。その時の説明趣旨は、「本日の午前中、町議会役員会で検討した。提示した条件の根拠はどのようなものでしたか。

中村前町長。町は課税価格を中心に土地の買収を進めています。課税評価額等を参考に、この金額以外はないと、当然町は折り合わない、その時点では一応更地にするというように申し上げたと記憶しております。

質問。これらの条件と説明要旨は、どのような機関で決められたか事前に御存じでしたか。
大村元総務課長。事前には知りませんでした。

質問。町議会の役員会で検討したメンバーはだれとだれですか。

中村前町長。正副議長、議運の委員さん、議運の役員さんの四、五名と記憶しております。

質問。その検討会ではどの程度の話がされたのですか。

中村前町長。ここに書かれている程度の話をしました。

平成13年9月25日、町が「中山三星建材（株）跡地利用に関する検討委員会」を設置。

質問。この設置でマリーナ、プレジャーボートの施設ということで、課長クラス、幹事会クラスが実際に動いています。どのような考えでいたのですか。

中村前町長。本来そのような使われ方というのは私の考え方の根底には全くありませんでした。課長会に業者が提示に来ました。

平成13年9月28日、覚書を締結。

質問。議会役員会では確認書を出すことは言われたのですか。

中村前町長。確認書は議会に相談していません。

質問。正副議長と議運のある程度のメンバーは、買うこと、覚書の内容はある程度理解していたということよろしいですか。

中村前町長。はい。

平成14年7月25日、公有財産取得議案は、平成14年7月25日開会の第2回吉田町議会臨時会に上程されているが、通常必ず起案される議案上程に関する決裁文書が見当たらない。

質問。だれが起案し、だれが決裁したのですか。

大村元総務課長。ないわけがない。つくとしたら私がつくれます。決裁は三役、上司になります。

質問。この議案の金額は中山三星建材（株）と仮契約した金額ではなく、契約相手も「他2名」の方を入れた議案になっていますが、議案内容に間違いがあったとされていますがどうしてですか。

大村元総務課長。議案の最初の契約者は土地と物件と倉庫4,300万円と1,000万円、議案は土地が三星と他2名、それと4,300万円と1,000万円となっております。2名につきましては、会わなかったので一応議案を出したときには、ぜひ2名と契約するよと出させていたいただきました。

質問。議案の金額が三星と仮契約した金額と違っていませんか。

大村元総務課長。議案と三星の契約は三星の土地と4,300万円の補償費と1,000万円の建物の値段を契約しています。議案は三星の土地と他2名の土地と1,000万円の建物が記載されていますので、ここで約1,000万円ぐらいの差は出ると思います。4,300万円は、建物のための補助といいますか、折半した金額なので議案に載せるのはどうかと外したのです。

質問。他2名は仮契約されていないのになぜ載ったのですか。

大村元総務課長。一団の土地なので、議案を上程するときは載せておかないとまずいので一括して載せたが、実際はさきに交渉して内諾を得て行うのが当たり前だと思いますが、で

きなかったのでそのまま残ってしまいました。

質問。仮契約がなく議案上程してよかったという判断だったのですか。

大村元総務課長。そういうわけではなく結果的にそうなったということです。一団の土地を買う場合、議案に載せておかないと後で困ることになると急遽載せたものです。

質問。他2名が入っていて、建物解体費の4,300万円が抜けたのはわかっていたと理解してよろしいですか。

大村元総務課長。わかっていました。当然交渉してこの2人からも買うべきだと思いましたが、それが思うようにはできませんでした。

質問。この土地の売買で4,300万円を補償費として町が負担する必要があったのですか。

中村前町長。私どもが考えるに、余りにも単価を低く設定しました。会社もこれでは困るという話があり、壊すとなるとこれだけのお金がかかるので、町のほうで手当してほしいというような話があったことを思い出してきました。町の課税評価より低いところで設定しました。そういう中でやむを得ず「たくさんは手当てできない」「建物代は持ってくれ」というような話をした記憶があります。

質問。2人の土地がそのままになっていて、御迷惑ではないですか。

中村前町長。できるだけ現町政の中であれば利活用をこれから進めると思うので、検討をいただければ大変ありがたいと思います。

以上のことに関しまして、委員会指摘事項でございます。

1、平成14年7月25日に議会に上程された多目的用地取得予定価格と、中山三星建材(株)と町が締結した仮契約の契約額が違っていたことは、上程議案の間違いだだったと判断する。

2、参考人は一団の土地取得の会計処理方法によるものであり、ミスでないとの主張であったが、2人の方と仮契約せずに議案に載せたことについては、交渉してから議案に載せるのが正解だろうということを確認した。

3、坪単価を抑え、土地の買収単価を低く設定したため、中山三星建材(株)から違う形でもよから町のほうで補填してほしいという話があり、解体費4,300万円は補償費名目を出すことになったことがわかった。

4、一団の土地取得、補償費、買収単価の設定方法などの相違点を感じた。行政においてどのように事務処理されているのか、確認する必要がある。

最後に総括質疑でございます。

1つ目としまして、事務手続について、質問。覚書の締結についてと覚書の撤回と返却に対する受領書の発行についてと売買契約書以外の文書が残されていませんが、この件に関する書類は作成されたのですか。

大村元総務課長。中山三星建材(株)工場跡地買収事務書類はちょっと記憶にありませんが、もし書いたとあればファイルに綴じました。ファイルがないということですが、ファイルに綴じてあると思います。ただ、はっきりどの書類をつくったかちょっと覚えがないです。

質問。この件を事務引き継ぎされましたか。

大村元総務課長。事務文書引継ぎを文書で書いたかどうか覚えがないのですが、三星関係のファイルを書庫へ置いた覚えはあります。

質問。起案文書も見当たらないとあるが、だれがつくったか覚えていますか。

大村元総務課長。決裁は当然三役といいますか上司にお願いしますし、財産管理といいますか総務課のものに振りかえ、議案等も行政のほうがチェックいたしますので、そのほうに回すのではないのでしょうか。

2つ目として行政財産について。質問。利用目的が定まっていない財産は、行政財産でなく購入できないとの理由から、検証委員会の報告は「行政財産を取得する要件を満たしていない」と書いてあります。どのように考えられていたか、行政財産とする根拠を教えてください。

中村前町長。あくまでもこれは合併を控えた町にとって必要不可欠な公的施設であると。土地を取得するという事で腹を決めて、先走って覚書までもつくってしまいました。もう少し申し上げるならば、町が要請して工場誘致を果たした。これがいわゆる撤回するならば町が買うという強い信念の中で事は進んだつもりです。少なくとも議会の皆さん方も、大半は理解していただいて議決をいただいたことでもありますので、しっかりした行政財産であると確信しています。

質問。土地の先行取得は原則として代替地の土地以外には、明確な事業計画がある場合のみ認められている。この法律は認識されていたのですか。

中村前町長。行政財産の内容も十二分に理解して、この取得に向けて執行させていただいたということです。

委員会指摘事項、1、検証委員会の内部聞き取り調査においても『三星建材（株）跡地購入に関する綴り』をつくって「書庫に入れた」という回答と「ない」という回答に分かれていた。今回の参考人聴取においても本人の記憶に頼るしかなく、文書綴りが存在していたかどうかは判明しなかった。

2、公文書の作成・管理が文書取扱規程に基づき適正に行われていなかった。

3、平成13年4月1日から吉田町情報公開条例が施行（平成12年4月の公文書から対象）されたにもかかわらず、文書管理が適正になされていなかったのは大いに問題であった。

4、一連の事務処理が事務文掌や決裁などに関する諸規程に従うことなく、異例な方法で処理されていた。

5、参考人の当該土地の取得目的は合併を控え、土地を取得することであり、また、町が誘致した企業が撤退するならば、跡地を町が買うとの信念で買収を進めたことも明らかになった。当初の取得動機においては、行政財産としての取得要件を満たすような説明は得られなかった。

以上、参考人聴取です。

続きまして、4、監査結果報告書の取り扱いについてです。

平成20年6月18日に吉田町監査委員から提出された地方自治法第98条第2項の規定に基づく監査の結果の取り扱いについては、委員会の調査に取り入れるべくその内容をよく精査した結果、本来監査委員の職務権限として地方自治法（※1参照）には規定されていない『当事者間の利害を調整する』立場から所見が述べられていました。（※2参照）

※1 地方自治法第199条、第75条1項、第99条2項、第233条、第242条1項、第243条の2・3項に規定されている、監査委員本来の権限による主なものは以下のとおりである。

（1）一般監査 ①財務監査（定期監査、随時監査）②行政監査 ③財政援助団体等の監査

- (2) 特別監査 ・長から請求があった場合・職員の賠償責任・議会から要求のあった場合
・事務監査請求・住民監査請求

※2 (監査結果報告書2ページ、Ⅲ監査の概要より抜粋)

・・・監査委員が、長の政策判断に対して意見等をするのは適切ではなく、本請求の検証結果に対する所見を述べるのも同様と考えるが、あえて利害を調整する立場からV総括所見として述べることにした。

以上、検証結果報告書に記載されている『中山三星建材(株)工場跡地の変遷及び買収経過等』の発生事項及び具体的事項については、根拠資料の確認によりそれら記述が適正であることが報告されております。委員会としましても、事務検査でも同様に確認することができました。しかしながら、委員会としまして、本監査結果報告書は地方自治法上認められていない『利害を調整する職務権限』によって報告がなされたものであると判断し、委員会の調査から除外することにしました。

最後に、5、最終報告に向けて。本日、中山三星建材(株)工場跡町有地買収事務と町有地利用に関する事項について、当委員会の中間報告を行いました。今後は委員会の指摘事項をまとめ、本事案の早期解決に向け調査を行います。最終報告に当たり、過去の議決を尊重しながらも新たな判断が必要と考えております。町民の皆様同様に我々といたしましても、当該土地の一日も早い利用を目指し、吉田町のますますの発展を望み活動いたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議長(吉永満榮君) 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑ありますか。質疑ございませんか。

6番、片山議員。

○6番(片山 武君) 私も特別委員会の委員でございますが、ただいまの報告にありました監査結果報告書の取り扱いについて、質問します。

特別委員会では、監査委員が利害を調整する権限を行使した監査を行ったので、参考にしないとの判断をしたわけですが、特別委員会では監査委員に直接この点を確認しておりませんので、私たち調査委員にはわかりません。監査委員自身が利害を調整する権限を有していると考えているかどうか、私にはわかりませんので、ここで委員長にお尋ねします。

委員長として、監査委員が利害を調整する権限について、どのような見解を持っておられるか、もしお知りになったら教えてください。また、利害調整というのは、当事者がいないと成り立たないものだと思いますが、したがって、監査委員はだれとだれの利害をどのように調整しようとしたのか、また、利害を調整した部分は監査結果報告書のどの部分なのかについても、委員長の見解をもしわかりましたら、お聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○6番(片山 武君) 委員長。

○中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会委員長(藤田和寿君) 監査結果報告書の取り扱いでございますが、先ほど口頭で述べさせていただいたとおり、事実確認におきましては、我々委員会でいたしました調査においても、その監査委員の行いました監査結果の事実は間違っていないと、適正に監査結果をいただいたということで理解しております。

ただし、地方自治法上の監査委員に与えられている職務権限以外のことということで、先ほ

ども説明しました地方自治法に載っていない事柄に触れての報告であると理解し、我々は本来 監査結果を事務検査する立場ではございませんので、我々の特別委員会の調査項目として利用することをしないというようなことで、除外という言葉にさせていただいたと思いません。

ですから、今、6番議員から御質問がありました件に関しましては、コメントを述べる話ではないと思いますので、我々はこの監査結果については、委員会としては除外するということとさせていただきます。

○議長（吉永満榮君） 6番、片山議員。

○6番（片山 武君） 私が聞きたいのは、利害を調整する立場ということとちょっとお聞きしたいものですから、私も委員会としてやらせていただいて、今、委員長の御発表になったことはわかるんですが、その件についての見解はどんなものかなと思うんですが、今言ったように、その件についての発言はちょっと控えさせるということになるわけですか。

○議長（吉永満榮君） 委員長。

○中山三星建材（株）工場跡町有地特別委員会委員長（藤田和寿君） 私は、中山三星建材（株）工場跡町有地特別委員会の委員長としてこの席に立っているわけで、一個人の議員のコメントをこの場で述べるのは差しさわりがあると考えます。委員長としてそのような質問に答えることはできませんので、御容赦願いたいと考えます。

○議長（吉永満榮君） 6番、片山議員。

○6番（片山 武君） ちょっとそここのところで、委員長から御説明いただけないようでしたら、この場に監査委員がおりますものですから、その利害を調整するということが、もし私たちにお知らせいただければありがたいと思うんですが、委員長どんなものでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 委員長。

○中山三星建材（株）工場跡町有地特別委員会委員長（藤田和寿君） 監査委員は、議会に対しまして、監査結果報告をして終了でございます。議員必携にも載っておりますとおり、地方自治法第98条第2項に基づく、議員から監査委員に対して監査請求を行っておりますので、監査結果は議会であります我々議会に対して報告されております。その件についての協議は、監査委員個人の判断ではなく、あくまでも我々議会に求められるものであり、我々が協議するべきだと考えます。その件につきまして御意見があるようでしたら、また、議運等そちらのほうで諮るように、6番議員として個人的に意見を述べられることが上策かと理解いたします。

○議長（吉永満榮君） 6番。

○6番（片山 武君） わかりました。委員長、いろいろありがとうございました。

それでは、もう一つ議長に対してちょっとお願いしたいわけですが、私はこれではちょっと納得できませんので、議会として請求しました監査結果報告書ですが、地方自治法でも今、委員長が言われたように、利害を調整する権限を行使したものであると書かれているにもかかわらず、議会がこの意味不明な部分を私は解明しないで監査結果の報告に終わらせるということ自体が、ちょっとおかしいものだと思います。ぜひとも議長、監査結果報告の一環として監査委員に対して、この場で私の質問に問いただしていただくようお願いしたいものですが、議長としてどんなものでしょうか。

○議長（吉永満榮君） ただいま6番議員からそのような意見が出されましたけれども、委員会の報告は理解はできますが、私の個人といたしましては、議長といたしましては、議会が請求した監査請求でございますので、もしできたら八木監査委員がここにいらっしゃいますので、議会選出の監査委員としての責務として答える義務があるかと考えますが、いかがでしょうか。

八木監査委員、どのように考えます。

○8番（八木宣和君） これにつきましては、議会に提出したことに對して、7月16日の日に、議会との間で質疑の時間が設けられました。そのときにこの質問に対する質疑がございまして、この問題についてもそのときに答えております。質問者の議員もそのときにいらっしゃったというふうに私は認識しております。したがって、今この段階でそれについての答弁はする必要は私はないと考えます。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） ただいま八木議員から答弁があったんですけれども、確かに私どもの議会に対して監査委員として7月16日に質疑を行ったわけでありまして。その際、私も何か質問をさせてもらったのですけれども、やはり一つの大きな疑問として、町民の皆様のところにも行き届いております当局からの、今回真っ向から見解が違ったということについては、当局からも質問書が出ております。そのことになぜお答えにならないのかと私は八木監査委員に伺いました。そのときにも、その議員の全員協議会の席上で答える必要はないということで、どうしてその当局の質問に答えないかということは、私は今もってわからない状況です。

したがって、利害を調整する立場においても、確かに議員の質問には答えをいただきましたけれども、それも果たして監査委員の判断と裁量の中で答えたという答弁に終始し、また、利害を調整するということに対しても具体的な答弁はございませんでした。そういったことで、今、八木議員がこの件は議会に報告をして終わりだというふうにおっしゃったわけですが、八木議員は議員です。そのことも問いましたら、議員としての今後は説明する責任を私同様に考えているということもいただいたわけですから。今もって、こうした利害を調整する立場であるとか、今回の監査結果報告に至った説明というものを、私どもも議会として十分にわかっておりません。それをもって今度は、町民に対して説明をしなければならぬ議会のその説明責任が果たせるのかどうか、私は全く今の状況では五里霧中といえますか、全く先が見えず、町民に監査委員になりかわってこのことを説明する自信もございません。ですので、私は議長、ここの本会議の席上、ぜひとも八木議員から、こうした今もってわからない部分をわかりやすく説明していただくことが大事かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 今、13番議員から、このような御意見が出ました。これについて8番の八木議員、どのようにお答えをさせていただきますか。

○8番（八木宣和君） 議長にお伺いします。

今、ここのところでの審議というのは、何を審議されているのですか。要は、特別委員会の報告に対する質問ということではないのでしょうか。

○議長（吉永満榮君） ただいまの八木監査委員の答弁がありましたように、この中身については中間報告の監査報告の取り扱いについての中身を言われているというふうに私は解

積みますが、それでよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

だから、八木監査委員が最終的にここでお答えができないようであれば、文書でもって提出できることを私からはお願いしたいと思いますが、これにつきましては早急とは申しませんが、9月の最終日までに、9月30日までにお答えできたらありがたいなど。この場でその点について答弁しろというのは酷でございましょう。監査委員の真摯な答えについて、特別委員会並びに議会、そして行政当局の事務執行への信頼感並びにそうしたものの持続につながる重要なこれは問題で、ここできちっと解決しない限りは、十分な町づくりができないと認識しております。重ねて、真摯な態度で取り組みをお願いしたいと、かように思います。

そういうことで、お答えを私からしておきます。

なお、ここで藤田委員長に特別委員会の中間報告の内容について、確認をしたいと思いますが、大塚議員それでよろしいですか、そのような形で。

○13番(大塚邦子君) 今、八木議員からそのような、今ここは何の質疑だということを言われましたけれども、私が今、先ほど質問をしたのは、片山議員が、監査結果報告書の取り扱いについて、利害を調整する立場というのが地方自治法上のどこにも規定されていない職務権限を使ったものであるということで、委員会の調査から除外をしたということに関しての、その少し中に入りまして利害を調整する立場について、そこを問いただしたということで、この場に八木監査委員がおられるものですから、そこで質問をしたと。

それに対して、八木議員が答えた中身が、私は八木議員がこの監査委員としては議会に報告して終わりましたということと言われたものですから、私はそれを受けて先ほどの質問に立ったわけです。だから、一連の関連があると思いますので、私はやはりここは議長の判断のもとで、八木議員に質問があったので、そこは八木議員に議員としてきちんと答えていただきたい。この場で答えられない理由を伺った上で、文書回答のお願いもしたらどうでしょうか。

○議長(吉永満榮君) はい、わかりました。今の13番議員の意見に対して、八木監査委員はどのように思いますか、お答えください。

8番、八木委員。

○8番(八木宣和君) そもそも最初に戻りますけれども、片山議員の質問から今ここにきているわけなんですけれども、片山議員はこの特別委員会の委員ですよ。今の調査結果報告書というのは、片山議員も委員としてその委員会に出席した中で、合意のもとにまとめられたものだというふうに私は理解します。多分皆さんもそうだと思います。そういう中で、片山議員のほうから、この中間報告に対して質問が出るというのは、ちょっと流れとしておかしいのではないかというふうに思います。

○議長(吉永満榮君) 6番、片山議員。

○6番(片山 武君) 6番、片山です。私も今、八木議員から言われたように、特別委員会に入らせていただき、そして委員会を18回、協議会を8回、私も休まずに出席させていただいたことは確信しております。しかしながら、この今委員長が報告していただいた29ページの監査結果報告書の取り扱いについてということは、私自身もまだちょっとわかってわからないような点があり、そして、委員長もそういうふうに除外したということになると、なおさら議員全体が知って、私たちは町民にこういったことでしたよという

ことで、何でもわかるような説明義務が私たち議員にはあるではないかと思ひまして、この議会で私も委員であります、不明な点を御質問させていただいたということをお了解いただきたいと思ひます。議長よろしくお願ひいたします。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木委員。

○10番（八木 栄君） 特別委員会委員長にお伺ひしますが、この中間報告書の作成に当たり、これは委員長単独でつくったのか、まとめてつくったのか、それとも特別委員会委員全員でいろいろ協議し、そのあげく結果的に話し合いを持った上で、最終的にこの結果報告書にたどりついたのかどうかということをお伺ひします。

○議長（吉永満榮君） 委員長。

○中山三星建材（株）工場跡町有地特別委員会委員長（藤田和寿君） この中間報告におきましては、委員会18回、協議会8回開催しまして、全委員出席のもと同意で議事録等委員長メモという形で残っております。その辺の議事進行をしっかりと行っておりますので、全員の協議で審議してこれでいくということでもまとめたものでございます。その辺のところ、あくまでも誤解のないような形でお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木議員。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。それならば、今、特別委員会の委員の片山議員のほうから質問があったわけですが、そのようなことに対して委員会の中で、話し合う機会はなかったのかどうか、お伺ひします。

○議長（吉永満榮君） 委員長。

○中山三星建材（株）工場跡町有地特別委員会委員長（藤田和寿君） 資料のほうでいきますと、11ページ、第7回協議会の場で、その件につきまして協議してございます。

説明者として塚本契約管理課長に見えていただきまして、地方自治法における監査委員の職務権限についてということで、当局のほうで問い合わせた文書に基づき説明を受けまして、それに対する質疑を行い、我々委員会で協議を行いました。この案件に関しましては我々の委員会の調査から外すと、除外するというところで、事実の確認に関しましては適正に処理されておるのではあるわけですが、その発生事項以外のことにしましては、利害を調整する立場というお言葉が、どこにかかっているかということが我々には理解できないということで除外すると。我々は、それについてもまた委員会独自で調査していかなければならないという形でやっております。

また、その後、18回、8回と委員会、協議会がありましたので、この文書におきましても3回ぐらい刷り直しまして、全委員で協議を行いました。この言葉に関しましては実際今ここではちょっと申し上げられませんが、文章も三、四回変わっております。最終的にこの委員会の調査から除外するというような事柄とこの文書につきまして、全員の委員の同意を得て今日に至っております。6番委員の言われているものはこの監査結果報告書に対してではなく、個人的な質問だと思ひますので、我々委員会の報告書とは同じとは理解しておりませんので、御了解をお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木議員。

○10番（八木 栄君） 3回目ですけれども、それでは今質問があった利害を調整する職務権限云々についての、その特別委員会の中での質問とか、それについての話し合いとい

うものは持たれなかったのか、お伺いします。

○議長（吉永満榮君） 委員長。

○中山三星建材（株）工場跡町有地特別委員会委員長（藤田和寿君） 今ここに協議会の資料がありますので、正式な公式な会議ではございませんが、朗読させていただきます。

9月12日16時から18時まで行いました。役場2階、4階第2会議室、出席委員数8名、定数です。ほかに番外の議長が出席しております。説明者として、塚本契約管理課長に来ていただきました。配付資料として席上配付でございますが、これは少し問題がありますので、これはこの議会の場では少し発言できませんが、「監査委員の職務権限について」という文書を配っていただきました。

協議内容として、監査結果報告書についての件につきまして、私のほうに当局から要請がありましたので、その案件について協議を行いました。その後、塚本契約管理課長の説明でございますが、地方自治法上の監査委員の職務規定箇所の説明、監査業務について記載事項を説明、参考の席上配付されました資料に対する説明であります。紹介ではあります、利害を調整する立場との趣旨が明らかではありませんが、監査委員の職務は上記のとおりであると、先ほど説明したとおりでございます。そのような形で委員会を行いまして、当局としても監査委員の利害を調整する立場であるということをお否定しますということで、当局側の意思の表示も受けました。

その後質疑を行いまして、質疑の記録もございますので、報告させていただきます。

質問、この文書はメモ的扱いなのかどのような扱いか。答弁、公にしないこちら宛の文書ということであり、広く行政実例などで示されたものではありません。

質問、何々の文書なのに、文書番号や担当者名などが無いがいかか。答弁、町長あてに届いた文書であるということでございます。

あと、質問、それが現実であり、だからこのようになっている。しょうがないのではという質問でございます。ちょっと質問が、文章が非公開を前提にした文章でございますので、この件につきましては、できたら議員の方々には別途席を設けるように、当局のほうにお願い申し上げまして、ちょっと歯切れの悪い答弁で申しわけないですけれども、お許しいただきたいと思っております。

ただし、以上質疑を省略して、異議がないので協議を終了しましたということで、テープ等も残っております。正式に全員の協議と審議をしたことは議会事務局のに残っておりますので、そちらのほうを御参考にしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山議員。

○11番（勝山徳子君） すみません。確認をさせていただきます。この監査請求を行いまして、議決をし、監査請求をいたしました。その後、議長、副議長、特別委員会の委員長3名で、監査委員に対して具体的な調査項目を依頼したと思っておりますが、議長その内容を言ってもらえますか。議長にです。

○議長（吉永満榮君） もう一度言ってください。

○11番（勝山徳子君） 監査委員に対して、調査項目を具体的にお願いしたと思っております。そのことを言ってください。

○議長（吉永満榮君） 中山三星建材（株）工場跡地買収事務検証委員会の検証結果報告書

の内容について、監査を請求しますと。

記、1、調査・検証の根拠資料の確認、①、「Ⅳ中山三星建材（株）工場跡地の変遷及び買収経過等」の発生事項・具体的内容等（ページ7から18）

②、「Ⅴ中山三星建材（株）工場跡地買収事務に関する調査結果等」（ページ19から35）

2、調査・検証結果において不採用とした事務資料（「……信憑性を確認しなければならないような情報を取り込むことを避け……」ページ1抜粋）の確認

3、「Ⅲ3調査方法」の確認と有効性（2ページから3）

4、「Ⅲ6調査・検証の視点に基づく検証結果」に対する所見（3ページから6）ということになっております。

○11番（勝山徳子君） 3項目めの所見というものを求めていると思います。本来この監査委員さんが米印の2番に、監査委員が町の政策判断に対して意見等をするのは適切ではなくという、その監査委員としては所見を述べるということは、本来はしたくないという、できないという意識のもとだと思います。それに対して、議長、副議長、委員長の要請のもとで所見を求めているわけですね。それに対して、この文面が利害を調整する職務権限ということに対しての議論になっておりますけれども、私はその所見に対する要望をしたということがまず間違いではなかったのではないかと考えております。その点について、議長はどう思いますか。

○議長（吉永満榮君） この監査結果報告書によって、非常に町政が混乱をしているわけでございまして、最終的にこの利害を町政する職務権限というものを、ここで、中間報告で取り上げたということは、やはりこれが適正かどうかということも含めて除外したということになっておりますが、これから私、委員長にもこの結果について確認をしたいと思っておりますが、その内容につきましては監査結果報告書の取り扱いについて、29ページの中にありますけれども、「しかしながら、委員会として本監査結果報告書が地方自治法上認められていない利害を調整する職務権限によって報告されたものであると判断し」と書いてありますが、委員会では、これを先ほど委員長のほうから話がありましたけれども、自治法に載っていないことであり、利用しないと言いましたけれども、そういうことになる私にはこれはこの除外した理由というもの、委員長は監査報告書は法的に適切でないということで、不適切なものであるから除外したということで、私は委員長に再度これはそれでいいかということで確認したいと思います。

自治法110条、議会条例第4条の規定に基づいて設置された委員会でございます。公開資料とするためでございますので、この辺ははっきりとした議会の適正の態度、あるいは文書となることが望ましいと思って、もう一度この辺について適正であるか、適正でないかという問題についても、私はここでははっきりとすべきと思っております。その文言がここで意味不明な除外と言いました。ただ、利用しないということで除外したことは意味をはっきりと示してほしいと、私は確認のためをお願いしたいと思います。

13番。

○13番（大塚邦子君） 副議長という話もありましたので、私のほうから勝山議員に対して意見を申し上げます。

確かに監査委員さんに対しまして請求をいたしました中身については、今議長が朗読したものであります。私は監査委員の所見、あるいは意見を求めることは、これは別に何ら問題

はないと思います。今問題になっているのは、監査委員に本来与えられていない利害を調整する立場という立場から、意見、所見が述べられたということが問題になっています。

私はこの際、勝山議員にもお伺いしたいんですけども、勝山議員は監査委員に利害を調整する権限というのがあるかないか、そこをどう思っておられるのか。

それから、もう一点、私は議長、やはりこの場で監査委員からはっきり説明を、そんなに長々かかるものでもございません。ただ、だれとだれの利害を調整しようとしたのか、また、なぜそのようなことをしたのか、この2点だけお答えいただきたいと思います。お二人にお願いします。

○議長（吉永満榮君） 答弁をお願いします。

○中山三星建材（株）工場跡町有地特別委員会委員長（藤田和寿君） まず、先ほど勝山議員のほうから御質問がありました件でございますけれども、本来、監査委員は請求を受けても、その件に関しましてのコメントを拒否できる立場が担保されていると思いますので、先ほど議長が述べました所見について不適切であるようであれば、その部分について答える必要はなかったのではないかと考えます。

それと、あと先ほど議長から御質問がありました委員会としてこの監査結果報告書に関して除外するといったことは、やはり我々も調べましたところ地方自治法上、監査委員の職務の範囲には逸脱するということでもありますので、この利害を調整するということがある以上、我々としてはこの監査結果というものはどこを信じ、どこを不採用にするかという判断をするのに、非常に難しいという考えから除外したということでもありますので、ここの部分が法律上違反しているとか、この部分が合っているかといったことを我々委員会が本来やるべき事務検査ではございませんので、それよりも本来の案件であります町有地の早期利活用を目指してやるのが、我々委員会の事務検査と理解しておりますので、そういったことで除外させていただきました。

ですから、それ以上の踏み込んだ議論につきましては多少ありましたが、それは早々に協議を終了して、本来の事務のほうにいきましたので、ここでその見解について述べることはいかがかと考えます。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山議員。

○11番（勝山徳子君） 私は、この議長、副議長、委員長がその所見を要望したということに対して、大塚議員さんも広域組合の中での監査委員をされている上での立場でありながら、所見を申し上げることができないということがわかっていながら、そのことを所見を述べさせたわけですか。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） だから、本来の監査委員の職務権限を踏まえた上で、行政に改善をする必要があるということの監査委員としての判断があれば、これは当然意見として出せます。ただ、問題は利害を調整する立場ではないわけですよこれは。公正中立な立場で監査委員として意見を出すということです。今回問題になっているのは、利害調整する立場という職務権限を使われたということで、これは地方自治法上に規定されていないということが問題なんです。

ですから、勝山議員にお伺いしたいのは、勝山議員は監査委員に利害を調整する権限というのがあるのかないのか、どう考えていますか。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山議員。

○11番（勝山徳子君） 申しわけありません。職務権限があるかないか、私、判断はしておりませんでしたので。

もう一つ、本来この中間報告ということで報告を委員長からいただきました。片山議員、また、大塚副議長も特別委員会のメンバーであります。先ほど委員長の報告の中で、協議会の中で話が出たと、そういう話を伺いましたので、本来の委員会ですっきりと皆様の協議を得たものが、この中間報告に出なければいけないというふうに思います。その調整ができたからこそこの中間報告というものが出されたと思いますので、私は委員長の報告を信じたいと思いますが、片山議員に対しては、本来この場で委員長に対して質疑ができるということではないと思いますが。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 9番、増田議員。

○9番（増田宏胤君） この場合は、特別委員会の委員長報告であり、内容としては中間報告であります。報告の中に「委員会の調査から除外する」という表現がありましたけれども、このことについては内容として調査なり検討が不十分であるのではないかと考えます。特別委員会の意見が統一された方法で、委員会でおさらさらに討論をされるべきだと思っています。この場合は委員長の報告でありますし、それに対する質疑の場であると思っていますので、議事を進める議長としては、適切な判断をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（吉永満榮君） このような発言が議員から出ました。時間も経過するので、この辺で質疑を終了したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 私もこの副議長であり、特別委員会の委員でございます。ただいま増田議員、それから勝山議員の言われることもよくわかります。しかし、議論は動いています。きょうの流れはだれも予測できないことでありまして、委員長の報告の監査結果の取り扱い、ここに端を発しておりますけれども、そういう議論、討論というのは動いておりますので、状況に応じてこうした町民の関心事である議論が、この本会議場でされるということは私は決して間違っていないというふうに思います。質疑を終了する前に、私は再度この場合は、本会議のきょうは最終日でもございますので、私は、八木監査委員から先ほどの2点の答弁を、もう一度議長から求めて、それで答弁がないというのであれば、私はそういうように監査委員、八木議員の資質の問題として受けとめたいと思います。再度聞いてください。

○議長（吉永満榮君） 今発言がありましたように、最後になりますけれども、今の13番の発言に対して、八木議員の答弁を求めます。よろしいですか。

8番、八木議員。

○8番（八木宣和君） 議長の今の発言、議事進行についてちょっと疑問を呈します。

○議長（吉永満榮君） 最初ですけれども、これを最後に終わりたいと思いますので。

○8番（八木宣和君） それはともかくとして、今ここで議長は、先ほどここでこの委員長の報告に対する質疑をこれで終結したいけれどもどうですかということでも諮られました。

多くの 方が異議なしということで発言されました。大塚議員は、今そのような質問を出してきたわけなんですけれども、要するにこの議事進行で、1人の反対をまだここで終わらないようにしてくださいという意味のあれなんですけれども、それを取り上げて内容的にも監査委員に対する、報告に対する質問ではなくて、監査委員の監査報告書に対する質問なんです。そういうことを今ここのところでなされようという議長のその議事の進行について、ちょっと疑問を呈します。いかがでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 大変最終の質問に対して私が許可したその答えについて、異議を申したということで理解をしますけれども、やはりここは報道もいる、傍聴者もいます。この議会がどのように進んでいるかということは、十分御承知であると思っておりますけれども、議会は議論をする場ということで、私は発言を許可し、最終的に八木議員の答弁を求めたわけなんです。ということで、御理解をいただきたいと思っております。その答えがどういう形であろうと、ここで終結するつもりで私はおりました。

以上です。

はい。6番。

○6番（片山 武君） 6番、片山です。私の発言についていろいろ取り出されておりますが、私としては、本当に利害を調整するというこの云々について、私は町民の方からいろいろな方に説明を求められたものですから、本日ここで聞いたわけなんです。その理由として、私、住吉地区で5人の議員がおりますが、この委員会に入っているのは私1人でございます。そして、私たちの住吉地区の跡地というものが、特に北区とか片岡区の方よりか関心があるものですから、このことについて三、四人から御質問があったものですからお聞きして、もしかしたら私的な問題かもしれないんですが、以後、話し合っているときがありませんので、議長にあとはお任せしますが、なるべくわかりやすく住民に説明が出来る回答をお願いして、私はこれで終わらせていただきたいと思っておりますが、どんなものでしょうか。

○議長（吉永満榮君） ありがとうございます。議長判断で、ここで終結するわけでございますけれども、先ほどの委員長からの発言の中で、違反とかそういう発言は一切しておりません。適正であるか、不適正であるかということ委員会としてどう思っているかという、この除外の意味について確認をしたわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。これがただ調査から外しただけでは、まだこの監査委員の報告書は延々と審議するような形になりますが、御理解をいただきたいと思っております。

委員長。

○中山三星建材（株）工場跡町有地特別委員会委員長（藤田和寿君） 誤解があると困りますので、我々委員会で最後に決めた文が議事録に残っておりますので、朗読させていただきます。

「議論は尽きませんが、事実確認部分は我々と同じ結果であり問題がないと理解します。ただし、それ以外は何々の見解がありますので、参考にしないことによろしいか。異議なし。異議がないので以上で終了いたします」ということで、全委員の見解がありますので、6番委員におかれましても、そのときの協議で説明がされて納得されていると思っておりますので、本日の意図はちょっとよくわかりませんが、委員会としてまとまった形で中間報告をさせていただいたものですから、また、違う場でこの監査結果についてということで、我々委員会と

してはこの監査結果報告書は利用しないし、除外するということでもありますので、今、議長からお話がありましたが、我々委員会としてこの監査結果については、地方自治法上適切でないという判断で理解しておりますので、これは確認という意味で申しおきさせていただきます。

以上です。

○議長（吉永満榮君） それから、私のほうでちょっと発言に対しての訂正をさせていただきます。

先ほど、片山議員からの質疑の中で、八木議員の呼名を八木監査委員と呼名したことについて、訂正をさせていただきます。大変失礼いたしました。

ただいまの中間報告書は、4階、議会事務局にございます。必要な方はお帰りの際、お持ち帰りください。

中間報告を終了いたしたいと思います。委員長、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時50分にいたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

○議長（吉永満榮君） 前に引き続き、会議を再開いたします。

〔議長、発言を求めます〕の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 6番。

○6番（片山 武君） 先ほどもちょっとあれしたんですが、先ほどの件ですが、監査委員の辞表届ということで、私、9月定例議会の初めにちょっとお聞きしたんですが、その問題についてちょっとどうなっているか、それから以後全然お話がないわけですが、もしそういう問題が本当に出ているかどうか、出ているのであったらどこに出ている、どういうふうになったのかもちょっとこれは議長からお聞きしたいと思ひまして発言を求めたわけですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉永満榮君） ただいま、本当は本来ならばこれは全員協議会で報告する予定でございましたけれども、とりあえず議会運営委員会で審議したものにつきましては、後の全員協議会で報告をしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○6番（片山 武君） 了解。

〔議長〕の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） 関連してですけれども、今、片山議員から発言があったものですかから関連してお聞きしますけれども、議員選出の監査委員はいますけれども、空白になっていますよね。小塩さんがおやめになって。それについては補充というか、手当てはどのようになされるおつもりかお聞きします。

○議長（吉永満榮君） それは全員協議会では審議できないことですが、では、その件について答弁をもらってよろしいかどうか、皆さんにお諮りしますが。

〔異議なし〕の声あり〕

○議長（吉永満榮君） では、その件について、町長だけ、代表監査委員についての答弁をお願いします。

○町長（田村典彦君） 小塩代表監査委員があのような形でおやめになられたわけでございまして、その辺の事情も考慮し、二、三の方にそれなりに打診したことがございますけれども、今のような状況、すなわち監査委員に利害を調整する権利があるというような言動をする、また、監査結果報告にそのような文言が載るといような町の状況については、はっきり申し上げて非常に辛いと。その件について、今申し上げた代表監査委員のことは、保留させていただくと。議会がこの件について決着をつけるまでは、代表監査委員としてちょっとその話についてはお答えしかねるという話がございます。

○議長（吉永満榮君） ということで、今回は町長からの発言でありました。

◎第40号議案～第56号議案の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程に入ります。

日程第2、第40号議案から日程第11、第56号議案まで総務文教常任委員会へ付託いたしましたので、この10議案を一括議題とします。

初めに、この10議案について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、勝山徳子君。

〔総務文教常任委員会委員長 勝山徳子君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（勝山徳子君） それでは、総務文教常任委員会に付託されました10議案につきまして、その審議の過程と結果について報告いたします。

平成20年9月10日午前9時より、役場4階第2会議室におきまして、委員7名と議長の計8名、当局より町長、副町長、教育長を初め所管の課長の出席をいただき、定足数に達していることを告げ、委員会を開会いたしました。

ここで審査する議案に関係されない課長には御退席いただき、審査の方法を説明した後、早速付託されました10件の議案審査について協議に入りました。

日程第1、第40号議案 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

委員。国民生活金融公庫と株式会社日本政策金融公庫と比べて、大きな違いがあるところ、新しい会社の業務範囲をお聞きます。

当局。本案の改正につきましては、国において政策金融改革が行われた大きなことであります。その中で、8つの政策金融機関があります。商工組合中央金庫、中央政策投資金庫の2機関が完全に民営化になりました。公営企業金融公庫の1機関は廃止、国民生活金融公庫と農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行の5つの機関はそれぞれの業務を縮小した上で、新しい政策金融機関を統合することになったわけであり、ます。

支援機関は、沖縄振興開発金融公庫を平成24年度以降に統合することとしながらも、平成20年11月1日には、残った金融機関、株式会社日本政策金融公庫として発足する内容であります。この政策公庫であります、特別の法律に基づく株式会社で、いわゆる特殊会社

になります。国が株式の全部を常に保有することが法律で求められており、民営化にするということではありません。ですから、業務内容としては大きくとらえますと今までの業務内容を継承しつつ、国民の金融機関の政策の一環を成すという形で判断されております。

これで質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。

お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、第56号議案 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてを議題にします。

質疑はありませんでした。

質疑なしと認め、質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。

お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、第44号議案 平成19年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題にします。

委員。土地の管理ということで売却をされて、財源を生かすという考え方から管理と処分の考え方について、全体を通してどのような考えかお聞きします。

当局。土地の管理と処分の考え方ということでございますけれども、土地取得事業特別会計で持っております土地につきましては、決算書の23ページでございます平成19年度末土地残高のとおりでございます。土地の扱いにつきましては、供用開始されているものもございまして、まだ、予定という位置づけのものもございまして、また、結果として普通財産に切りかえしなければならないというような状況なものもございまして、一般会計で管理している土地も含めて、新しい公会計の導入に向けまして、すべてを洗い出している最中でございます。普通財産で売却可能となるものにつきましては、できるだけ早急に売却を図るように対応していきたいと、このような考えで進めております。

委員。土地残高の中に吉田堤内工業団地、大坪工業用地、民附宅地造成地、これらは数年来記載がされております。現状は具体的な動きがあるかお聞きします。また、表にある用地については、直接担当課があると思っております。担当課との連携プレーはどのようになっているかお伺いします。

当局。吉田堤内工業団地、大坪工業用地、民附宅地造成地でございますけれども、こちらにつきましては堤内工業団地一部道路計画がある部分がございますので、こうしたところにつきまして、都市建設課が所管でありますので連携を保ちながら、今後取り扱いを決めていかなければいけないと思うわけですが、この用地につきましても、目下のところ具体的にいつごろ利用する計画か定まっております。

それから、大坪工業団地、民附宅地造成用地につきましては、不動産鑑定も行いましておおよその販売に向けてどの程度の条件設定をすればよいのか、具体的な条件整備に入っておりますので、こうしたところにつきましても、普通財産に切りかえて販売をしていきたいというふうに思っております。

それから、この中にありますその他の供用開始されている部分につきましては、行政財産、そして所管の課がございますので、そちらのほうで管理自体は行っておりまして、会計上だけ土地取得の残っているというものでございます。

それから、西ノ坪公園用地、こうしたものにつきましては、まだ用地取得の過渡期のものもございますので、こうしたものにつきましては担当課と連携をしながら、今後の土地をどうやって取得を進めていくかということで協議しながら、管理を含めてやっていくという状況でございます。

委員。土地残高一覧表に総合運動公園整備用地になっていますが、ふだん議論や話し合いの場に総合運動公園整備用地という言葉が出てこない。中山三星建材（株）工場跡町有地でなく、総合運動公園整備用地でよいのかお伺いいたします。

当局。ただいまの御指摘でございますけれども、私どもも少し悩んだところでございますが、こちらに掲げてありますのは起債を借りまして取得したものでございます。土地取得事業特別会計の中で起債を起した事業名というのは、総合運動公園整備事業でございます。そうした起債の償還が終わっていない、起債の管理もこの事業名で行っているということからいたしまして、土地取得事業特別会計の中での扱いは総合運動公園整備用地ということで変えることができないのではないかという見解で、こうした名称を使ったわけでございます。

委員。庁舎前整備事業用地の今後の予定がどのように計画されているのか、お伺いいたします。

当局。庁舎前整備でございますけれども、この庁舎を設計した段階でも、正門は小山城をバックにした歩道橋のところから入ってくる入り口が正面と考案して設計されています。ケヤキが植えられているアプローチ、正面に据えて進めたいわけでございますが、まだ、当初の計画でいきますともう少し歩道橋周辺の買い増しを進めないと、そうした構想どおりのものができていけないということでございますが、数年来、用地交渉を進めながら、地権者の皆さんの御理解を得る努力を進めておりますが、歩道橋から西側は御理解をいただいています。逆側につきましては、なかなか御理解を賜わるまで至ってなくて、十分な用地を確保している状態に至ってないと考えています。したがって、現在の道路の暫定的な使い方をしている。もう少し用地の取得状況を見きわめた上で、どういう整地が好ましいかということで決定してまいりたい。

委員。歩道橋の東側用地の取得の交渉はされているのか。

当局。東側につきましては、平成 18 年度までは交渉を行ってまいりまして、その中の金額の提示まで行っているわけですが、先方さんの御要望と我々が議論的には引き出せる数字とかなりかけ離れたものとなっておりまして、用地の売買交渉自体が進まないところまで一たんいきましたので、目下のところはそういう状態で交渉を進めていっても、何ら進展が見られないということで、冷却期間を置くというような状態で、今のところ様子を見守るという段階でございます。

委員。図書館用地に理科館の建設予定もあり、買えるものは買う、代替地を出すものは出すというような形で進めていただきたいが、いかがですか。

当局。図書館用地内に借地が多いということも事実でございます。我々の事業の進め方といたしましては、借地はできる限りしないと、できるだけ取得できるものは取得しながら、事業を進めていく姿勢でございますので、そうした中でそちらにつきましても今後取得に向けて考えていきたいと思っております。

委員。普通財産に切りかえていくのも検討していく、また、売却可能なものがあればその方向でという、いつごろまでに普通財産に切りかえる検討は終わるのか。

当局。個々のものにつきましては検討の時期というのは異なってきますが、先ほど出されました大坪用地、民附宅地造成地、こうしたものにつきましては、ただいま価格の設定、売り払いの方法、具体的に検討を初めておりますので、本年度内に売却を開始したいと思っています。それ以外の用地についても、目下普通財産に切りかえが適当か、現況として普通財産になっているかどうかですね。売却可能な資産として取り扱えるかどうか、個々に検討に入っておりますので、売却するまでということまでになると手続的なものがありますので、来年度にかけてできるだけ具体的に抽出していきたいと思っています。

これで質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。

お諮りしたところ異議はなく、本案は原案のとおり認定されました。

日程第4、第51号議案 平成20年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんでした。

質疑なしと認め、質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。

お諮りしたところ異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、第45号議案 平成19年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員。資格証明書、短期被保険者の件数と有効期限を伺います。また、不納欠損額が過去最大になっています。不納欠損の件数とどのような理由か伺います。

雑入の第三者納付金ですが、件数と1件当たりの最高額をお伺いいたします。

当局。平成19年度末の数字で報告いたします。資格証明35件、短期被保険者352件、有効期限につきましては三ヶ月です。第三者納付金は一般で5件、最高額は47万8,343円、退職で4件、最高額は5万387円でございます。

当局。不納欠損の関係でございます。件数は931件、内容といたしましては滞納処分することによりまして、生活を著しく困窮させる者、所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明である者、それから帰国して徴収見込みのない外国人として執行停止、及び納税義務の消滅を行った者、また、破産また倒産をし、資力を喪失した者などでございます。

委員。資格証明書、短期被保険者証の交付対象に対しての指導はどのように行っているのか、平成19年度に償還払いの件数はあったのか、滞納者に対する納付指導はどうしているのか。

当局。短期被保険者証は三ヶ月ごとで納付促進を図ることを目的として、納付制約を税務課で取りまして分納させている現状でございます。資格証明につきましては、1年以上でございますと被保険者証の返還を求めまして、減免書を提出していただき、納税指導を行っております。最終的には資格証明書の交付ということで、医療機関におきまして窓口払いということになりますので、医療費を滞納保険税に充当するというのもございます。償還払いの件ですが、昨年度においては実績はございませんでした。

当局。滞納者に対して納付指導ですが、国民健康保険税につきましては短期被保険者証の交付がございまして、滞納者との接触の機会を多く設け、窓口で納付指導を行っているのが多い。他の徴税等の対応もございまして、そちらとあわせて電話による催促、臨宅徴収という形で年度末及び5月の2回にわたりまして税務課の職員と町民課の国保部門の職員と合

同で徴収を行っている状況でございます。

委員。保険証がないから保健室へ駆け込む事例を聞きましたが、当町では無保険者で問題になっていることはないか、お伺いいたします。

当局。子供さんが医者へ通いたいということで今まで資格証明書扱いが、納税に来て短期に切りかえに来た人もいます。

委員。療養給付費が年々右肩上がりになっている要因は何か。行政として努力目標はどこにあるのか。レセプトは電算処理で委託され、その後の分析調査はどうしているのか、流れと結果をお聞きしたい。

平成 19 年度の高額療養費の疾病状況と 1 件当たりの最高額、長期の方の最高額は。

当局。医療費の増額の要因は、退職被保険者が非常にありまして、平成 19 年度ですと老人医療の対象者が多い。対策につきましては、保健センターでやっています肺炎球菌ワクチンの接種等恐らく結果的には低い数字、全体的には県内でも低い数字になっております。レセプトの点検につきましては、町の臨時職員で行い、分析は連合会で行っております。高額療養費の疾病ですが、循環器系の疾病が多く、その中で狭心症、脳梗塞等の疾患が主なものでございます。最高額は 1 件当たりの金額約 173 万円です。

委員。不納欠損額が本年度は特に多いということから、特別な理由があったのか。欠損処分した理由について、詳細な報告をお願いします。不納欠損にいくまでの経過の中で、追跡調査をどのようにしていくのか。時効中断という手法もあると思う。時効中断の措置をしているのかお伺いします。

当局。不納欠損の内容につきましては、通常ですね、決算書のとおり平成 14 年度以前が 5 年を経過したということで時効になる。それと同時に、滞納処分をするに当たりまして、滞納処分の停止、または納税義務の消滅の状況も入ってきますので、そちらの関係の部分もありますので、5 年経過だけでなく 3 年経過した時点で消滅させる部分もあるので、今回多くなっている部分もでございます。

不納欠損につきましては、滞納処分の停止を行うには財産調査等を行っておりまして、そちらのほうもあわせて滞納処分を行っています。それから、時効中断でございますが、納付制約等を行っている納税者などの時効中断を行っています。

委員。吉田町の医療費は県下一番安く、国保税が一番高い印象があるが、町長はどう認識しているかお考えを伺います。

当局。一般質問でもお話ししているとおり、当初計画している段階までは基本的に方針どおり。

委員。子供のいる家庭は資格証明書は発行しないということではできないか、お伺いします。

当局。高齢者や子供のいる家庭には、短期については出していますが、資格については配慮しているつもりです。

これで質疑を終結し、本案に対する意見を求めました。

委員。反対の意見を述べます。平成 19 年度の決算の資料を見ると、国保税の滞納世帯は 987 世帯と加入世帯の 20% を超え、不納欠損額は 2,289 万 5,752 円、収入未済額は 2 億 5,667 万 9,821 円と国保税を払えない世帯が多いのが現状です。平成 19 年度の決算では翌年度への繰越金 8,895 万 3,317 円と、基金積立金 5,686 万 5,000 円あるのですから、今まである基金積立額と合わせて国保税の引き下げはできるはず。住民の苦しい暮らし、払い

たくても払えない状況を見て見ぬふりで、大きな黒字を出し、巨額な積み立てをする、これを繰り返すべきではありません。早い時期に国保税の引き下げをすべきと強く求め、反対の意見とします。

ほかに意見がなく、討論を省略し、採決に入りました。

お諮りしたところ、挙手多数で本案は原案のとおり認定されました。

日程第6、第46号議案 平成19年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんでした。質疑なしと認め、質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。

お諮りしたところ異議はなく、本案は原案のとおり認定されました。

日程第7、第52号議案 平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

委員。基金積立金の補正後は7,804万3,000円とありますが、基金は振りかえ運営上、資金が必要と理解するが、国保会計上、安定化のためには幾らあればよいのか。担当課が運用する中で、どんな振りかえ運用をしているのか、現状をお聞きします。

当局。平成20年度から仮算定をやめ、本算定1本にしました。従来は5月に仮算定をやってきたものですから、5月の終わりに税金が入ってきました。平成20年度から本算定1本で7月の算定ですので、7月末にならないと税金が入ってきません。そうすると、4月から7月までの4カ月分税金が必要になります。本年度は今現在1億5,000万円の振りかえ運用をやっています。一般の療養給付費はおおむね安定化しているが、極端に変わってきますと現金が必要となります。特別会計上の公債費を計上しているのですが、それが何とか賄える金額であればよろしいのではないかと。1カ月1億6,000万円から7,000万円ぐらいの保険給付費が出ていますので、それを1億6,000万円といたしましても3カ月で4億8,000万円が必要となります。保有基準額が4億6,000万円と申し上げましたが、その程度あれば何とか回転できると考えます。

委員。国保会計は単年度で決算するため、繰越金や基金積立金は今あるため、黒字になった部分は値下げに回してもよいと思うが。

当局。国保は特別会計でその中で完結するシステムを考え、基金ももうあるからいいだろうとの意見ですが、特別なインフルエンザの対応に物すごいお金がかかる。いざというときに、お金がなければトップというのは政策判断を踏まえながら、それ相応の安定して突発的な対応に対して、町民に安心して安全なそのことを踏まえて、国保に関しては運営を。

委員。特定健診の30%に対しての進捗状況を伺います。

当局。特定健診の目標は30%で、健診がまだ終わっていないため25%。ただし、これから通知を出すお宅もあります。

これで質疑を終結し、本案に対する意見を求めました。

委員。反対意見を述べます。今回の補正予算の歳出に、基金積み立て7,804万3,000円が組まれています。国保会計は特別会計で単年度決算ですから、毎年度大きな黒字にならなくてもよいのです。基金積み立てが十分ある現在、黒字は基金に積むのではなく、引き下げに回すべきです。町の国保税は県下一高いのですから、少しでも安くするための努力をすべきです。

ほかに意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。

お諮りしたところ、挙手多数で、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案の質疑に対して、答弁の中で不適切な言葉があり、削除の要請がありましたので報告いたします。

日程第8、第53号議案 平成20年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

委員。老人保健制度の移行後の事務は、担当課としていつまであるのか、いつごろ精算が発生するのかお伺いします。

当局。平成23年度までです。

これで質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。

お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、第47号議案 平成19年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員。介護保険料を納めないでいるとサービスが受けられない措置がとられます。吉田町の平成19年度の状況はどうか。

平成18年度4月から地域包括支援センターが創設されています。課題等がありましたらお聞きします。

当局。介護保険の制度上は、滞納1年以上が償還払い、1年6カ月以上が給付の停止、2年以上が7割給付と定められています。平成19年度の実績は7割給付が1件ありました。

地域包括支援センターの課題は、当初は介護予防の考え方及び地域包括支援センターの役割について、町民に啓発、広報することが課題でありましたが、徐々に定着してきていると考えています。当初は要支援のケアプランの策定業務が多く、業務のほとんどをそれに費やす状況にありましたが、平成19年度に1名増員いたしまして解消が図られました。

今後の課題といたしまして、地域の中に包括支援センターが包括的な支援を行うためのネットワークづくりを進めていくことが課題であると考えています。

委員。介護予防事業費、特定高齢者施策事業費、一般高齢者施策事業費が大幅な減額補正をし、平成20年度に増額しているが、事業の実施状況と介護を行う上で重要であると認識している。家族介護教室事業と家族介護交流事業を同日に開催しているが、内容をお聞きしたい。

当局。地域支援事業の中の介護予防事業については、平成18年度は476万6,077円で、平成19年度は大きく減額となっておりますが、これは平成18年度の事業の見直しをし、講座等の実施の効率化を図ったことと、一般高齢者の施策を明確にするために、昨年度は特定高齢者に一括して予算を計上しておりました。平成19年度は事業区分を明確にするために、一般高齢者施策として実施したことが、減額の主な内容です。事業実態は平成18年度特定高齢者事業に、参加者26名でありましたが、平成19年度の事業の決算は減額でしたが、参加者は31名と少しではありますが増加いたしました。地域支援事業の予算の取り方の関係で、地域支援事業交付金というものがございまして、交付対象となる地域支援事業の上限となる介護保険事業計画に定めてあります各年度の保険給付の見込額、これに対しまして介護予防事業は平成19年度は1.5%以内、包括支援事業は5%以内、合わせて2.3%以内の定め

がございまして、この上限に合わせて予算措置を行っているものです。

家族介護教室事業と家族介護交流事業は、社会福祉協議会に委託をしております、その中で実施をしております。家族介護教室は介護をされる方の介護の知識を高める目的で実施しております。交流事業は、家族の方々の交流し合って、日ごろの介護の悩みを話し合う内容になっています。同日の日に実施しているのは時間を前半は教室、後半は交流事業のスタイルで行っている。

これで質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。

お諮りしたところ異議はなく、本案は原案のとおり認定されました。

日程第 10、第 54 号議案 平成 20 年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について。

質疑ありませんでした。質疑なしと認め、質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。

お諮りしたところ異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました 10 議案審査につきましてすべて終了いたしました。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

委員長、御苦労さまでした。

日程第 2、第 40 号議案 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） なしと認めて、討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3、第 44 号議案 平成 19 年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第4、第45号議案 平成19年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 私は、第45号議案 平成19年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論します。

町民の生活を取り巻く環境は、原油や原材料の高騰による物価上昇が顕著となり、国民の生活が脅かされています。8月に入り、国民健康保険税の納付書が送付されてきたのを見た町民から、余りにも高く驚いた。町長は町民の生活実態がわかっているのか、もっと安くないのかなど声が寄せられました。高過ぎる国保税は住民の生活を圧迫しています。平成18年度決算の国保税を県内42の市町の国保税と比較してみると、1人当たりでも1世帯当たりでも県内で吉田町が一番高かったのです。しかも、1人当たりのかかった医療費が一番低く42位でした。これは納得できません。平成19年度の決算結果もいずれ出ると思いますが、やはり高位になるのではないかと予想されています。

平成19年度の決算の資料を見ると、国保税の滞納世帯は987世帯、加入世帯の20%を超え、ここ数年同じ状況が続いております。これは異常な事態です。不納欠損額は2,289万円、収入未済額は2億5,667万円と国保税を払えない世帯が多いのが実情です。国保税を納めている世帯も無理をし、生活を切り詰めて納めているのが実態ではないでしょうか。

滞納世帯の所得階層を見ると、平成19年度単年度で滞納世帯622世帯中7割に当たる441世帯が、総所得が200万円以下に集中しています。高齢化が進み、働き方も正規労働者から非正規労働者がふえるなど格差が広がる中、不安定な収入の世帯がふえ、国保に移行してくるケースも出ています。今、何とか納められている世帯でも、払えなくなる事態が危惧されます。

10月15日からは65歳以上の方から国保税の年金天引きも始まります。これは収納率向上対策以外の何ものでもありません。平成19年度での決算では、翌年度への繰越金8,895万3,317円と基金積立金5,686万5,000円ありますが、今まである基金積立額と合わせて、国保税の引き下げはできるはずですが、住民の苦しい暮らし、払いたくても払えない状況を見て見ぬふりで大きな黒字を出し、巨額な積み立てをする、これは繰り返すべきではありません。早い時期に国保税の引き下げをすべきと強く求め、私の反対討論といたします。

○議長（吉永満榮君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありますか。

9番、増田議員。

○9番（増田宏胤君） 私は、第45号議案の平成19年度吉田町国民健康保険事業特別会計

歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

今回、上程されました国民健康保険事業特別会計決算では、歳入が 24 億 3,606 万 85 円、歳出は 23 億 4,710 万 6,768 円、差引残額は 8,895 万 3,317 円という決算であります。平成 19 年度事業では、退職療養給付金、償還金等もなく、今回の差し引き残額の 8,895 万 3,317 円は、次年度へ繰越金となります。

本会計の決算を見ますと、平成 19 年度におきましては医療給付費が昨年比に 8.86% 伸びております。これは退職被保険者の医療費の増加や長期にわたる治療が必要となる慢性疾患の患者が増加していることに伴う高額療養費の増加が、その要因となっております。

被保険者が納める国保税、保険給付費の経費として交付される国庫支出金や療養給付費等交付金などは、主に財源として運営されているもので、被保険者の疾病、負傷などに関し、保険給付にすることを目的とするものであります。したがって、国民健康保険の予算は医療需要に見合った収入を確保しなければなりませんし、収入が少ないからと言って主な支出である医療給付費を削減することはできないという性格を持っております。

国民健康保険事業は、私たちの健康と生命を守る上で、大変重要な事業でありますので、国民健康保険法に従って、健全に運営された平成 19 年度決算でありまして、本案については原案のとおり認定することに賛成をいたします。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（吉永満榮君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉永満榮君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 5、第 46 号議案 平成 19 年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 6、第 47 号議案 平成 19 年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第7、第51号議案 平成20年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、第52号議案 平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

1番、佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） 私は、第52号議案 平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、反対の討論をいたします。

今回の補正予算の歳出に、基金積立金7,804万3,000円が組み込まれています。基金保有額は平成16年度に国民健康保険税を値上げしてから平成19年末には3億1,358万2,000円になりました。この補正予算で提案されている積み立てを認めれば、基金保有額は合わせて3億9,000万円になります。

ちなみに、平成16年度の値上げ前を振り返ってみると、基金保有額は最も多くても平成12年度末の1億3,800万円でした。田村町長に変わってから、基金積立額は年々大幅にふえています。今回、総務文教常任委員会に付託された補正予算の質疑の中で、町長は基金積立額の目標は4億6,000万円であると言われました。これほど積み立てる必要がないと私は思います。

国保会計は特別会計で単年度決算ですから、毎年度大きな黒字にならなくてもよいのです。基金積み立てが十分ある現在、黒字分は基金に積むのではなく、税の引き下げに回すべきです。町の国保税は県下一高いのですから、少しでも国保税を安くするための努力をすべきで

す。

私の反対討論といたします。

○議長（吉永満榮君） 賛成討論はありますか。

2番、枝村君。

○2番（枝村和秋君） 2番、枝村です。

私は、第52号議案 平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論を行います。

今回の補正予算を見ますと、平成19年度の療養給付費等の精算交付に伴う国庫支出金の歳入補正、同様に社会保険診療報酬支払い基金からの前年度精算金の歳入補正、歳出では最近増加傾向にある高額療養費の支出を補正するものが主なものとなっております。また、災害や突発的な病気の流行などにより、必要となります保険給付費の支出に備えるため、今年度も基金積立金を7,758万3,000円補正追加しております。この国民健康保険事業は、相互扶助の上に立ち運営されているもので、被保険者の疾病、負傷などに関し、保険給付費をすることを目的としており、私たちの健康と生命を守る上で、大変重要な事業であります。

したがって、健康保険上に基づき、被保険者の健康管理、疾病への対応に対処した上での補正予算でありますので、本案について原案どおり認定することに賛成いたします。

以上です。

○議長（吉永満榮君） ほかに討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（吉永満榮君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、第53号議案 平成20年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、第54号議案 平成20年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 11、第 56 号議案 静岡県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規定、規約変更について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎第 48 号議案～第 57 号議案の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 続いて、日程第 12、第 48 号議案から日程第 14、第 57 号議案まで、産業建設常任委員会へ付託いたしましたので、この 3 議案を一括議題といたします。

3 議案について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、永田智章君。

〔産業建設常任委員会委員長 永田智章君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（永田智章君） 平成 20 年 9 月 11 日、産業建設常任委員会が開催され、付託された 3 議案について審議いたしました。当日、私は病気療養のため委員会を欠席しておりました。審議内容については、私にかわって副委員長が報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） ただいまの委員長の報告により、産業建設常任委員会副委員長、藤田和寿君から報告を求めます。

〔産業建設常任委員会副委員長 藤田和寿君登壇〕

○産業建設常任委員会副委員長（藤田和寿君） 平成 20 年度 9 月定例会審議結果報告をさせていただきます。

それでは、産業建設常任委員会に付託されました3件の議案審議について、御報告申し上げます。

なお、ただいま委員長のほうからお話をいただいたとおり、吉田町議会委員会条例第9条により、副委員長の私が委員長の代行をいたしましたので、あわせて報告申し上げます。

平成20年9月11日午前9時より役場4階第2会議室におきまして、委員会委員6名と当局より町長、副町長、教育長を初め所轄の課長の出席をいただき、定足数に達していることを告げ、委員会を開会いたしました。

なお、これより審査する議案に関係のない課長さん方については、ここで退席をしていただき、審査の方法を説明した後、本委員会に付託されました3件の審査に入りました。

日程第1、第48号議案 平成19年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審議に入りました。

委員。歳入の負担金の3,238万7,180円の内訳をお願いいたします。

次に、国庫負担金9,000万円の汚水処理施設整備交付金について。

当局。平成19年度負担金は、平成18年度に下水道受益者となった308件であります。そのうち8割の方、221件が5年分前納いただきました。

次に、国庫負担金ですが、新たに平成19年度から3年間で地域再生計画により4億5,000万円予定されております。そのうち初年度で9,000万円の補助金をいただきました。

委員。繰入金5億7,700万円についての考え方について、また、消費税還付金について。

当局。繰入金につきましては、都市計画税の中で賄っており、歳出をなるべく抑えるよう努力しております。

使用料等の兼ね合いがありますので、現状でお願いしたい。

消費税については、一般会計からの繰り入れについて、特定収入の解釈に誤りがありましたので、島田税務署に相談しながら更正請求を行いました。課税対象の3,000万円超えの事業収入になった平成14年度までさかのぼって修正申告を行い、還付していただきました。

委員。不納欠損額と収入未済額について、下水道、それと下水道納付金について。

当局。不納欠損でございますが、12件計上いたしました。主にアパートに住んでいる方で、住民票を異動されなくて連絡のできない方です。収入済額は現年分51万3,586円、78件、過年度分54万7,783円、70件であります。下水の場合、水道と違いとめることができませので、電話や昼夜に訪問する等で対応しております。今後も引き続き徴収に全力を尽くします。

下水道納付金は、下水道事業認可以外の方から接続した区域外における受益者負担金と同じ考え方であります。

委員。建設費、報奨金について、それと公共マス設置手数料について。

当局。報奨金は本来なら受益者負担金を年に4回、5年間納付していただくことになっておりますが、全額前納していただいた方に対するものでございます。実際は窓口でその分を相殺して負担金を支払っていただいております。また、公共マス設置手数料ですが、下水道本管から公共マスまでは町の負担であります。下水道本管工事で、あらかじめ公共マスを設置してございません。施主様のお申し込みをいただいてから、業者が本管設置工事をいたしますので、その業者に公共マスの設置工事費用を支払います。それが公共マス設置手数料であります。1件当たり平均で3万6,000円ぐらいでございます。

委員。使用料未収について。町全域に供用されていないことから、不公平感があるので徴収の徹底について。

当局。保育園の保育料や給食費の問題と共通ではありますが、督促等考えられる手段で対応し、納めていただけるように努力いたします。極端な問題は、単純な話ですが取ってしまうことでしょうか。最後の手段として政治的にはその方向で考えております。

委員。使用料等の未収問題について。町税などのさまざまな徴収業務の一元化の検討について。

当局。収入の一元化については、各課で行っている徴収業務をどこで一元化できるかと。例えば税務課の徴収部署で、一括して徴収できるようなシステムをつくりたいと検討を始めている段階でございます。水道と広域は問題がありますが、ほかについては費用をかければ電算化できると考えております。今後行革の一環として考えています。

当局。守秘義務や情報の集中など情報管理の課題がありますので、最終的には政治判断であります。それらを含めて検討中であります。

委員。下水道関係に対する繰り出し基準について。

当局。繰り出し基準はございますが、現在、公共下水道事業は公営企業法の不適用の状態です。今、考えられるものとして分流式下水道に要する費用として、その中に繰り出し基準がございまして、資本費、そのうちその経営に伴う収入でもって充てることができないと認めるものに相当する額と、漠然とした表現の基準があります。現在の繰り出し基準は投資をしている段階でございますので、当然収入が少ないです。起債の部分と単独の事業の部分を基本に、一般会計から繰り出しを行っております。法適用になればそれ以外の基準も出てきますが、現状ではその基準しかございません。

以上で質疑を終了し、本件に対し意見を求めましたが、意見がなく、討論を省略し、採決を諮ったところ、全員異議がなく、したがって、本案は原案どおり認定されました。

日程第2、第49号議案 平成19年度吉田町水道事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員。漏水の修繕と調査について。

当局。平成19年度漏水状況については、本管21件、給水管5件で自然漏水でございます。石綿管の布設がえはほぼ終了し、漏水は減っておりますが、漏水のほとんどは昔のVP管が砂まきなどがされてなく、土圧によって亀裂が入るなどの漏水でございます。場所で言いますと、塩谷線や神戸集落センター周辺が多かったです。今後は石綿管にかわり、VP管の布設がえ計画が必要でございます。

業者の作業中事故件数は5件であります。それについては、こうむった被害を計算、請求し、修繕工事収入に入れてあります。

漏水調査は、高区、北区と坂部地区の関係の41.2キロメートルで対象戸数は1,400戸を調査いたしました。調査結果は公道が3件、宅地内が7件であります。報告を受け次第対応いたしました。

委員。給水収益において徴収率と未収関係について、また、雑収益の欠損済み水道料金について。雑支出の不納欠損について。

当局。徴収率は98.7%で、昨年度は98.4%です。雑収入は、昨年度の不納欠損分を本年度納められたものでございます。内容は、長期の納付書が出た次の月に督促ができます。そ

の 後お知らせを出します。それでも未収のときはもう一度督促、まだのときは給水停止のお知らせ、その後給水停止を行います。その結果、納められた額でございます。

雑支出の不納欠損額は平成 14 年度 571 件の 338 万 2,127 円、税込みでございます。

委員。給水原価 105 万 95 銭の上昇理由と町民からの工事寄附について。

当局。給水原価の上昇は、年間有収水量と費用によって年度で変わります。本年度は有収水量が増加しておりますが、原水第 2 配水地の緊急遮断弁等の修繕、負担金の増加など費用がそれ以上に増加した結果です。寄附については、剰余金の受贈財産評価額であります。寄附内容は指定工事店が申請したものを保管し、その後の管理を行っております。

委員。寄付行為は何件あったのか。また、なぜ個人が接続工事を行って寄付しなければならないのか。

当局。を引いてございません。個人からの要望がある場合は、配水管を個人で引いていただいております。公道部分の管理は個人ではできませんので、寄附していただき、町で管理しております。

委員。公会計の改革が予定されているが、公営企業である水道事業会計も該当するか、また、8 月 22 日に最大配水とあるが、配水の能力管理について伺う。

当局。水道事業会計は該当いたしません。配水管理はパソコンで配水地の推移や配水量を監視しています。危なくなれば節水の広報等を行います。配水場が 3 カ所あり、取水量は計画どおりできますが、水源低下と送水能力が伴わない現状でありますので、7 月、8 月は常時監視している状態でございます。

ここで質疑を終結いたします。本件に対し意見を求めましたが、意見がなく、討論を省略し、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案どおり認定されました。

日程第 3、第 57 号議案 町道の路線認定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員。ここは企業進出によってつくられたものか。

当局。企業進出名は日本エアリーキッドでございます。開発行為におきましては、道路認定区域まで含めて開発行為の申請を行っております。

委員。町道の認定の管理について。

当局。認定後は、告知いたします。告知されることによって供用開始となります。管理ですが、認定後は道路補修を含め町の管理となります。

他にないようでございますので、質疑を終結し、意見を求めましたが意見がなく、討論を省略し、採決を諮ったところ全員異議がなく、本案は原案どおり認定されました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました 3 件の議案審査を終了いたしました。閉会は 10 時 40 分でございます。

以上、報告といたします。

○議長（吉永満榮君） 副委員長報告が終わりました。

これから、副委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

[発言する人なし]

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

副委員長、御苦労さまでした。

日程第 12、第 48 号議案 平成 19 年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認

定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

[発言する人なし]

○議長（吉永満栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する副委員長の報告は認定です。

本案は、副委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉永満栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は副委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 13、第 49 号議案 平成 19 年度吉田町水道事業会計決算の認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉永満栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する副委員長の報告は認定です。

本案は、副委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉永満栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は副委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 14、第 57 号議案 町道の路線認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉永満栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する副委員長の報告は認定です。

本案は、副委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉永満栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は副委員長の報告のとおり認定されました。

ここで時間もちょうどいい時間になっておりますので暫時休憩といたしまして、再開は午後 1 時といたします。

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（吉永満榮君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は 14 名です。

◎第 4 1 号議案の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第 15、第 41 号議案 吉田町社会教育振興基金条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、第 41 号議案についての質疑を行います。
質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎第 4 2 号議案の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第 16、第 42 号議案 吉田町公害対策基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、第 42 号議案についての質疑を行います。
質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎第43号議案の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第17、第43号議案 平成19年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより、第43号議案についての質疑を行います。

2番、枝村議員。

○2番（枝村和秋君） 主要施策の189ページ、全員協議会でもお聞きしたわけですが、図書館の関係でございます。利用客数が実績によりますと6万2,031件という、昨年から4,600人ほど減ったと。それから、貸出件数も1万5,000冊というですか、点といいましょうか減っていると。なのに、開館日はそのかわり今年の9月から開館日を増です、時間を短縮ということで17日ふえているわけですが、日はふえている、点数は減っている、利用人数は減っているというこの辺の考え方ですね、考えをどのように持っているかということですか。

当初予算のときでも、この辺の利用数によっての利用人数のそれによって検討の考えはあるかということで、その後検討の視野に入っているようなことをお伺いしたわけですが、決算でこのような数字が上がったということをとらえて、どのように考えているかというその考え方をちょっとお聞かせください。

それから、もう一点ですが、決算書151ページですが、救急医療対策事業費、これも全協で人数を聞きました。3,842件の利用者で95件、当町からの利用者は95件ということで、平成18年度実績と比べますと20人減と当町はなっています。それで、全体では300ふえています。そういう中で、これは榛原総合病院だよりも第2次救急のことで今月号にも載っていたんですが、一応一番先にここに行くのが第1次救急で、それから公立病院に行くのが第2次救急となるわけですが、この辺の第1次救急に対しての町民へのPRと申しませうか、1次救急と2次救急の考え方を、町民へのアピールはどうなっているか、この2点を教えてください。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋政旨君） 社会教育課でございます。

ただいまの2番議員の図書館の関係でございますけれども、貸出数、それから入場者数減ということで、どのようなお考えであるかということでございますけれども、去年の10月から試行で1時間終わりを繰り上げさせてもらって6時閉館ということで、そのかわり休館日は金曜日週1回ということでやらせていただいて、今試行をやらせてもらっている最中で、その影響のことが最大の原因かとは思いますが、ただ、しかし、時間がたつにつれて、もとの人員に戻ってまいっている傾向にございます。

それから、中身でございますけれども、やはり40代、50代のちょうど現役世代のところ、若干以前より減ってきて、そのかわりに60歳以上65歳とか高齢者のほうの入場数がふえておるといようなデータが出ております。どういような考えかということ、一時はやはりこういう形で時間とか勤務状況を変えたものですから、若干の落ちはあるだろうという覚

悟はして試行に入らせていただきました。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（杉村勝巳君） 健康づくり課です。

先ほど議員の御質問にあります救急医療センターの件でございますが、多分全体でふえた件につきましては、藤枝市立病院の関係で、一時休診した関係もございまして、特別な向こうからの依頼もございまして受け入れの関係、救急については藤枝市の分を救急医療センターのほうで夜間見ますよという形をとって、その辺の負担のほうはいただいているわけなんですけれども、特別措置をとらせていただきました。

例年ここ何年かは 100 人前後ということで 100 人は超えていたんですけれども、平成 19 年度につきましてはちょっとその分が減少したわけなんですけれども、この辺につきましては減少理由等距離が離れているということもあつたりしまして、その分が 2 次救急ということで 2 次救急病院であります榛原総合病院等にふえているのではないかとということで確認をとりましたが、榛原総合病院につきましても救急の患者数については減少しております。これはどこの病院も同じでしたので、そういった救急の搬送件数も減って、そういった救急の病気が少なかったのかなという感じがするわけなんですけれども、消防のほうにも確認しましたが、救急の関係ですね、救急搬送は減少しております。

啓発につきましては、一応、前回病院だより等でも啓発しておりますが、当然広報等で利用の方法等をまた啓発をしていかななくてはならないというふうに考えております。

以上です。

○2 番（枝村和秋君） 了解。

○議長（吉永満榮君） そのほかございますか。

10 番、八木議員。

○10 番（八木 栄君） 5 点ほどお伺いします。

まず、147 ページですけれども、自彊小学校の放課後児童クラブ室の建設工事の中で、実際たまたま現場に行くことがありまして、床組みですけれども、大引きとか根太があるんですけれども、これらが木造になっておりまして、それに対して防腐剤といいますか、シロアリの駆除とかそういう形の防蟻・防腐処理とこういうものが施してなかったんですけれども、それは必要なかどうかということをお伺いします。

それと、これは住吉小学校はその以前に建ったんですけれども、全く同じ設計でしたけれども、住吉小学校も同じような仕様になっているかどうかということをお伺いするとともに、この建物の耐用年数というんですか、大体どれぐらいもてばいいかなという、その何年くらいを見ているのかお伺いします。

2 点目、151 ページですけれども、今、救急医療対策事業費としてお話が、先に質問がありましたけれども、自分もここへ実際行きました。必要があつて行ったわけですけれども、そしたら 7 時から 11 時半まで受け付けで、それ以降は、時間外は地元の市民病院へ行ってくださいということを書いてあつたものですから、これでは余り救急医療センターとして必要なときにやっていないものですから、全然必要がないのではないかとということで、それで当町は合計で 633 万 5,969 円支出しております、牧之原市のほうは全部で 700 万円ほど支出しておるといふことで、両方合算した形でもしあれなら榛原総合病院のほうへそういうこ

とお願いができるようにならないかなということ、本当にこれが必要かどうかということで、昨年、平成 19 年度は 95 名ということ伺いましたがけれども、必要な時間帯というんですか、本当に夜中の大事なときに自分が素人なもので、何の病気かわからないということで病院へ行くわけなものですから、そのために必要な救急医療センターなもので、本当にこれで必要かどうかということ一つ伺うことと、それと、榛原総合病院のほうでこれを牧之原市との合算で何とかできないかということをお伺いします。

それから、3 点目ですけれども、197 ページですけれども、展望台小山城周辺維持管理費とありますが、この中で 199 ページのほうに、小山城前広場管理手数料とありますが、これはグラウンドゴルフで使っている広場なのか、通称門前広場といいますか、その管理のことなのかどうかということをお伺いします。

それから、資料の主要な施策と成果に関する説明書というほうで、123 ページですか。年間入場者数が展望台小山城が 1 万 1,683 人、郷土資料館がゼロ人、それから平成 20 年 3 月 31 日までの入場者数として、トータルで展望台小山城が 66 万 1,177 人、郷土資料館が 20 万 1,054 人と書いてありますが、実際、今この年間入場者数ゼロというのは閉館中であるかなということ、それから、トータルして 3 分の 1 の人が、展望台に来た人の中の 3 分の 1 の方がこの郷土資料館のほうにもものぞいているということで、そうすると、ちゃんと開館、開いても意味があるのではないかと自分はそう思いますけれども、その辺について今後の予定といいますか、どうしていくのかということをお伺いします。

それから、4 点目として 237 ページですけれども、消防団員の退職報償金負担金というので資料のほうの 146 ページにありますけれども、これが実際の吉田町の消防団員の定数が、実数として 159 名ということで 144 ページに載っております。それから、この消防団の団員の退職報償金の負担金というのが、条例定数 210 名ということでここで数が余分に払っているようになっているものですから、この理由をお伺いします。

それから、159 名というのは、必要な消防団員の数に対しての 75.7% という近年消防団員が全国的に減ってきているというのは、いろいろ新聞とか何かも報道されているのでわかるんですけれども、その辺について消防団の確保に対しての施策というか、そういうものがあればお伺いしたいと思います。

それから、昨年でしたか、一昨年でしたか、機能別消防団員というのができたんですけれども、その実績というかその辺のことをあわせてお伺いします。

それから、第 1 分団のポンプ車ですけれども、揚水ポンプが結構故障ばかりしていて何回も直したけれども、なかなか修理しても直らないということで、実際、火事場へ行って水が出ないと大きな災害にもつながるものですから、この辺を総務課長さんはどのように把握しているのか。

それから、本年度は榛原支部の査閲大会が吉田町で開催されるということになっておりますが、その大会にもこの第 1 分団というところがポンプ車操法の査閲大会ということで出動するチームになっておりますが、水が出ないことには順位も何もなくなってしまいますから、もしこれを新しく変えることができるなら変えていただきましたけれども、そうでなかったら練習期間とか大会に向けて、リースできちんとしたものを借りて与えるとか、そういうことができるかどうかお伺いします。

最後ですけれども、5 点目ですけれども、141 ページですけれども、さゆり保育園の建設

費の中で開発行為の申請業務委託料があります。資料のほうだと 77 ページになりますけれども 588 万円。いろいろ担当課のほうへ行っても資料をいただきましたけれども、随契ということになっております。それで、随契の理由が一応資料の中では、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号該当ということで、どういうことかといいますと競争入札に付することが不利と認められるときということで理由となっておりますが、私個人的にはこの一般的な建築事務所がこういった開発行為をするよりも、経験のある開発行為を何回も申請したところのほうが多いし安いし、きちんとやってくれるというような思いがありますものから、ここへ行くまでの理由がここに書いてありますけれども、それを読んでも何か納得できないものですから、本当に不利と認められるかなということで、もう一度伺いたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 社会福祉課です。

1 点目の自彊の放課後児童クラブの関係だと思えますけれども、御存じのように、住吉小学校と自彊小学校は全くといっていいほど同じ、設計者も同じなんです、構造等も同じものをつくっております。ただ、違うところは、住吉小学校はあそこに下水道が来ておりますので、下水道の関係へ排水をつなぐと。自彊小学校はそれがございませんので合併浄化槽で対応をしていると。基本的に建物につきましては、同じ設計者をお願いいたしまして、その方に設計監理業務をお願いしているということですので、ほぼ同じものということで御理解願いたいと思います。

構造にかかわる耐用年数ということでございますけれども、手元にある社会福祉施設の耐用年数及び償却率という中では、厚生労働省令告示第 239 号の中で、3 ミリ以下のものは 19 年と、最高が 4 ミリ超が 34 年というふうな幅になっております。

それと、開発行為の関係なんです、実はこの開発行為というのは我々前年度にも、平成 18 年度に法が公布されて 19 年度からということの中だと思えますけれども、私どもが基本設計をお願いしている最中にも、そういったことが行為申請をする必要があるか否かということで、都市建設課のほうにも出向いたり、御教示願ったりしてきたんですが、当然土木と事前協議ということが必要です。本申請と大変時間のかかるお話なんです、そういった中であの一面、我々とすると今回つくる部分が該当するのではないかという見解もありました。建物が入るところ、いわゆる保育園だけの部分ということならばいいのではないかという見解もあったり、土木のほうにはその辺も担当課のほうから確認していただいたりしてきたんですが、10 月になって、やはり全体で 1 万平米以上ですか、大きな面積で該当だよということになりました。

これは、当然全体測量とかいろいろな形がございます。基本計画をお願いしてありました設計者に、当然そういった測量データとか、ボーリングのデータとか、基本的な考え方、面積等を十分わかっているという中で、お願いしようということがありました。時間的にも本申請までもっていくには時間がかかるということで、随意契約をお願いしているということです。

もう一点の専門家という話がございまして、当然この方は建築士で申請代理人ということになっております。この開発行為の申請に対して、当然ベテランというんですか、非常に

こういったものにたけた方で、その方と我々が委託した下請け的な方なんでしょうけれども、小林設計事務所という設計事務所だと思いますけれども、開発行為の申請書には当然有資格者の調書ということで、そういったものもつけられております。この方は、区画整理とかそういった広い面積のものでの関係を非常に熟知していて、土木事務所とも連絡が非常にスムーズに行く方と、そういうふうに向ってございましたので、そういった連絡的なことも土木ともうまく交渉できる方ということで聞いておりました、仕事も結果的にスムーズにいったと、そのように考えております。

○議長（吉永満榮君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） 産業課でございます。

展望台小山城の周辺維持管理費でございますけれども、これにつきましては、議員さん言いましたように、能満寺山公園の周辺の樹木の管理と、あと小山城周辺ということで売店の近くの樹木がありますけれども、そこら辺の樹木の管理、剪定とかをやっております。

また、198 ページの小山城前広場というのは、その芝生広場の管理ということでそれぞれ行っております。

また、資料館につきましては、現在非常勤職員が3名でお城と売店とシフトを組み管理をしている状況でございますけれども、人件費等の問題で平成16年度から資料館につきましては閉鎖している状況でございますけれども、つくった目的が社会教育施設というような形の中で、小山城、資料館等つくった経緯もございますので、経費がかかるものですから日雇いでも考えものだということで、担当課でも検討しております。つきまして、非常勤の職員の配置等を今後検討していきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（杉村勝巳君） 健康づくり課でございます。

救急医療センターについてでございますが、これにつきましてはこの志太榛原地区の1次救急ということで担っておることは御存じのことと思いますが、昭和57年4月に開設いたしまして、当時は24時間対応ということでしたが、平成17年4月1日より7時半から11時半まで内科、小児科について対応するということで見直しが行われました。この見直しにつきましては、やはり経費のそれぞれの経費負担が市町についてかかると。当初は補助金があったので、市町の負担金は少なく済んだわけですが、県費補助等も廃止された関係でその分の負担が大きくなったというのがございます。

それで、人数のほうを縮小して医師1人、看護師2人、事務員1人という形で1次救急を賄いまして、残りにつきましては2次救急をそれぞれの藤枝、島田、焼津、あと榛原という形で、当然2次救急ではございますが12時以降の対応は当然やりますし、救急で行った方にお帰り願うということは通常で言えないということで聞いております。当然、榛原総合病院のこの関係につきましては、また見直しという形で今進められております。

前回の協議におきましては、1次救急の対応が各地域でまだ十分とれる状況ではないと、当然医師会等の協力も願って、榛原総合病院の調整もとらなくてはならないということで、今のところできない状況でおるわけですが、当然医師不足、看護師不足、こういったのが要因にあると思います。その関係で、当然榛原総合病院の負担金という形で救急医療についても経費負担を通常の繰出金の中でもやっております、ここに決算の中にもございますが、志太榛原救急医療センター運営費負担金のほか、2次救急医療施設運営費負担金をうち

のほうで139万7,850円を支給しておりますが、こちらのほうにまだ実際県のほうの補助等もございまして、実際には病院のほうはこれは4つの病院へ割り振られるわけですが、榛原総合病院につきましても800万円以上の金額の負担金が支出されております。

これは2次救急というあくまでも形になりますが、救急医療確保に対する経費ということで補助されております。そういった形をもちまして、救急医療については当然この地域だけでなく、医療の関係ではかなり問題になっているところでもありますけれども、とりあえず志太榛原地域につきましても、今後ともこの対策については協議を、今病院も含めまして進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。

総務課のほうからは、消防団員の関係についてお答えさせていただきます。

まず初めに、消防団員の定数の関係で210名の条例定数との関係の退職金の関係であります。議員さん御指摘のように146ページの施策の説明の中では、協会のほうから交付金として本年度375万4,000円交付金が来ております。その掛け金として負担金のほうでお支払いしたのが退職報償金の掛け金210掛ける1万7,200円で361万2,000円をお支払いしているわけでありまして。協会のほうで定めでも定数に掛けるということで決まっておりますので、この関係についてはどうしようもありません。

そして、現在、平成19年度は159人の消防団員の実績でありました。定数に関係して70数%というような議員さんからのお話があったわけでありまして。各分団ともそれぞれ各自分の地域を回り、消防団員の勧誘をお願いしているわけで、議員さんもOBでありますのでこの辺のことについては事情をよく詳しいかと思えます。ぜひ優良団員、候補者がいましたらお声をかけていただきまして、御指導いただければ大変ありがたく思っております。

そのうち機能別団員の関係につきましても、こういうような不測の事態に備え、OB等また女性の消防団員を勧誘して、より消防の充実を図るということで、平成18年度から機能別消防団員が結成されたわけですが、平成19年度の機能別消防団員22名の実績でありまして、火災出動が10件、風水害出動が1件、式典等が4件、小山城まつりの際消防団のPRをするものですからそのPRに1件、それと研修に2件ということで、16件の御協力をいただきまして、延べ54名の方が縁の下の力持ちと申しますか、そういうようなことで御理解いただいて、御協力いただいている実績はあります。

それと第1分団のポンプの関係であります。御承知のように実施計画では早く対応したいということでうちのほうも実施計画を上げて、財政にもお願いし、進めているところですが、財政的な面で今しばらくというようなことで今日までできているわけでありまして。本年度は当番ということで、第1分団がポンプ車を出すというような兼ね合いであり、議員さんからの御指摘の案も出されました。第1分団の車でなければだめかというようなことも含めまして、他の分団の車を使用するという面も考慮にしなければならないわけですが、とりあえず水が出ないポンプ車は、今のところでは放水ができないという状況でありますので、現実的にはそんなことはないかと思えます。議員さんから御指摘いただいた件については、総合的に判断し、早急な対応をしていきたいと、そのように考えておりますので、お願いしたいと思えます。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木議員。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。まず、1点目の自彊小学校の放課後児童クラブの建設工事のことですけれども、床組みでシロアリの駆除がしていなかったということで、これについて必要ななかったのか答弁がありませんでした。結局、設計に入っていなかったからやらなかったということだと思いますが、今の答弁で3ミリ以下だと19年の必要年数で、3ミリ以上だと34年というふうに伺いましたが、もしそうだとするこの34年間もたせるといふのに入ると思います。そうするとシロアリなんかの駆除がちゃんとしていないと、虫に食われて床がぶかぶかしてしまうということがあります。その辺で最初から設計に入っていなかったのかなということでお伺いしたわけですが、それについてもう一度必要ななかったのかお伺いします。

それから、2点目の榛原総合病院のことですけれども、今後は牧之原と吉田とここへ救急医療センターへ出しているお金を使って、榛原総合病院についてそういうフルタイムというんですか、一応救急体制がとれるかどうかということについてのお答えをもらってありません。

それから、3点目の小山城についてですが、実際、資料館が無駄な長物、無駄なものになっちゃっているものですから、3人行けば1人行くということなので、経費はかかると思いますが、吉田町を知ってもらうためにも何とか開館することが必要だと思います。その辺をもう一度お伺いします。

それから、芝生広場のほうですけれども、ここはグラウンドゴルフとして近隣の方々が管理していると思うんですけれども、それ以上に町で150万円ほどかけて管理しているのかどうか、もう一度お伺いします。

それから、4点目の消防団のことですけれども、今、機能別消防団が延べ54名ということとは回数でいくと18回出動する機会があって、54名が延べ出たということは平均3名出ているということで、機能別消防団もほかの当たり前の消防団と待遇は同じだと思います。一般の消防団員として扱っているということで以前に伺っておりますので、それにすると何か出席数が足りないように思いますが、その辺についてもう一度、それはなぜかということでお伺いします。

それから、団員数が減少していて、そのためにどういうことをしたらいいかということで、もし大学生とか専門学校生、高校を卒業した方々の中で、自宅から通っている方で、自宅に居る間は消防団員に出られるという方がいるかと思えます。ですけれども、消防団もいろいろ縛りがあって、訓練とか大変なので、そういうことが条件でなかなか入れる人がいないということも十分実感してわかっております。そういう中で機能別消防団というふうに分けて、この方たちは訓練は一切出なくていいということになっているものですから、そういう形で高校を終えた学生、大学生あるいは専門学校生の消防団員の入団についてどのように考えているのかお伺いします。

あと、5点目のさゆり保育園の開発行為の委託業務のことですが、結局、設計事務所がこの小林設計というところへ丸投げしちゃったのかどうかということをお伺いすることと、それから実際今の現場、現状このことによって校庭がちょっと、私が見に行った感じでは何かおこなわれているような感じがしたんですが、その辺の当初の予定とびったし進んでいるのか、それとも開発行為のもろもろによって、当初の予定よりも何かおこなわれている雰囲気でもある。

きちんと聞けばわかると思いますけれども、実際工程がおくれているのか。これは来年卒園するために間に合わせなければいかんということでやっていると思いますものですから、その辺をもう一回伺います。

よろしくをお願いします。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 社会福祉課です。

御質問のシロアリ云々というその部分は、私は確認できておりませんので、確認してどのような対応をできるかということで対応したいと思います。

それから、開発行為の話ですね、開発行為の許可自体は4月におりている。6月に議決をいただきまして、工事を7月からですか現場に入ってきております。開発行為に係るものというのは、制限解除を受けるという、御存じのようにそれを受けなくてはならないと。その辺のところちょっと制限解除を受けるまでがちょっとかかっておりました。ですので、御指摘のとおり期間はちょっと1週間なのか、10日なのか詳しいことは確認できておりませんが、おくれているというのは事実でございます。ただ、今後の中で、既に制限解除が終わっておりますので、建物のほうへかかってきておりますので、そういった部分で取り戻せるのかなというふうに考えてはおります。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（杉村勝己君） 健康づくり課です。

榛原総合病院につきましては、2次救急病院でございます。2次救急病院というのは入院が必要と思われる患者さんを受け入れ、24時間体制で診療に当たる病院ということになっております。また、2次救急とは生命に危険が迫り、緊急的な医療を施す必要がある状況に対応する制度ということで言われておりますが、1次についてももちろん簡単なものではないと思われませんが、それにまで対応できる状況にないということです。その関係で1次救急ということで、また、3次救急というものもつくってあるわけなんですけれども、それなりの対応をする病院を区分けしてございまして、なお、この榛南地域、牧之原、例えば御前崎まで含めた地域で救急医療センターを設けるとなると、なかなか設備的にもかかるし、また、それに対応する人材ですね、そういったものも大変難しい状況にあるということは、今現実問題として協議の中には出ておりますが、資金等もかかりますし、その後、設置する場所ですね、例えば榛原総合病院の中に救急医療センターをつくるとなると、今の病院の施設の機器の使用ですね、その関係の区分とかそういった非常に難しい問題等も出てきます。

例えば、救急に当たる医師、当然、救急医療センターはどの地域でも多分同じことかと思えますけれども、志太榛原救急医療センターのように各地域で医師に出ただいて、診療所の医師に当番で出ただくというような形をとっておりますが、それもまた当然医師の数も不足してきますので難しいと、非常に大変な状況になるのではないかなというふうに、今のところそういう状況でありますので、救急医療センターを病院の中で実施するということは難しいというふうに考えております。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 議員さんの御質問であります。本部と申しますか、基本の団員の関係につきましては、やはり消防団の活動をすべて行う基本的な消防団員で

あるわけで、機能別消防団員というのは、それを補う補完する組織として、特定の役割とか、活動が示されているわけで、そういう補完的な役割を主に行うということで、出動の件数を御報告させてもらったわけですが、その中にはやはり消防団現役でなくてOBということで、お年寄りと言ってはちょっと失礼ではありますが、お年の方もいるし、女性もいるわけでありまして、機関の消防団員と同列で保障されているから云々ということではなくて、やはり機関の消防団員で補えない女性特有のPR的な面、またそのような消防団員の活動の範囲というのは、まだまだあるかと思えます。そういう面を機能別でやっていただくということになろうかと思えます。

それと、もう一点は専門学校の学生の入団の関係につきましてであります。学生が消防団員に入れるかという具体的な関係であります。ちょっと確認しておりません。現実問題として近隣でもそういう学生が入ったということは聞いておりませんので、実態面としてはちょっと無理ではなかろうかと、そのように思っております。

○議長（吉永満榮君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） 産業課でございます。

小山城前広場の手数料ですけれども、芝の目土の分の委託料でございます。

あと小山城の資料館ですね、その関係ですけれども、現在3名ということで臨時職員がおるわけですが、総務課任用で障害者雇用という形で1人おりまして、現在4名で小山城と売店とトイレ等周辺の管理をやっています。資料館をあけるということで、ちょっと中に民具とか家具の古い物等が入っていますので、その辺の説明ができるものがないかということで、シルバーのほうにも問い合わせをした経緯もございます。その辺の人材的なものも含めまして、開館に向けて検討をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木議員。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

1点目ですけれども、確認して、もしシロアリの駆除がしてなかったら、必要だと思っただらやっただけだと思っております、長くもたせるならね。別に長くもたなくてもいいようならやらなくても結構ですけれども。

2点目の榛原総合病院のことですけれども、これは自分が榛原総合病院の組合議会のほうに入っているものですから、院長先生がお金を出せば救急医療体制もできないことはないというようなことを言ったものですからお伺ひしたので、また向こうの組合のほうで質問します。

3点目ですけれども、3点目は今理解しました。ありがとうございました。

4点目の消防団のことですけれども、結局、機能別消防団とってOBが入ってくると、実際自分よりも目上の方が入ってくるということで、団員にとってはちょっと天下りのなものであってやりにくいというような声も伺ったものですからその辺でどうか。もしどうしてもそういう人を今各分団5名ぐらいと選んでいますけれども、それなら大学生とか、専門学校生を入れたほうがまだましではないかと思っただけですからお話ししました。この大学生というのも以前、何年前か知りませんが、どこかの消防団で大学生も入団を認めるというような条例ができたということで、入団していますよと新聞に写真入りで載ったものですから、もし人手が本当に足りないようならそういうことでお願ひもできるのではないかと、ということでお話しをいたしました。

あと、5番目のさゆり保育園のことですけれども、実際土木事務所へ伺ったところ、ちょっと制限解除とかその辺、あと許可のところでは変更が多数あったというようなことを伺いました。ということで、もち屋はもち屋ではないですけれども、やはり専門がやったほうが、早い、うまい、安いということのできると思うので、私はこの委託業務とってここの設計事務所に任せちゃっているということが、1週間だか、10日だか幾日おくられているかわかりませんが、そこにつながっているのではないかと受けとめており、これはちょっと失敗かなと思いましたが、今後もしこういうことがあるなら、やはり専門家をお願いしたほうがいいのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） そのほかございますか。

5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田です。

決算書の77ページ、説明書の21ページでございます。これは前回、全協でも御質問がありまして回答いただいた件ではございますが、本会議でも少し確認させていただきたいと思ひまして、あえて質問させていただきます。

職員福利厚生費についてでございます。

先般、総務課のほうからいただきました資料で、平成18年8月31日の総務事務次官よりの通知の中に、福利厚生事業については点検、見直しを行い、適正に事務を実施するとともに、事業の実施状況等を公表すること。これらの取り組みを通じ、住民に理解が得られるものとなるように、職員互助会への補助についても見直しを図ることということで、平成18年度までは約260万円ぐらいですね、平成17年度は270万円、平成16年度におきましては320万円互助会のほうに補助がいていたわけではございますが、平成19年度においてはそれを負担金をやめたということでお伺いしました。また、昨年度までとは違い、需用費の特定消耗品費「家庭の医学」を98万3,000円と、総務費の職員の方々に文書を配達していただいている委託金としまして49万8,000円、これ以外に関しましては補助をとめたということではございました。

平成18年度決算では266万3,000円、互助会特別会計を含むでございますが、これに本年、平成19年度を足すと違いますが、その2つの福利厚生費の項目と事務配達委託料を引きますと118万2,000円の差であるわけではございます。

これは単純計算で非常に申しわけないんですが、その補助という内容というものを確認しましたところ、グループ研修、職場旅行、クラブ活動、野球、卓球などと報告を受けました。そのときの職員数が平成18年度決算の説明書に218名と書いてありましたので、割りますと1人当たり5,422円、概算ですけれども、この数字が多いか少ないかちょっとわかりませんが、この数字があったと。年間1人5,000円ちょっとの互助会費というものがあつたと。それを平成19年度においては一切やめて、それ以外のものにも行ったとありますが、このやめた理由は、総務事務次官の通知の中にあります住民に理解が得られるものとなるようにということでありますので、住民に理解が得られないと判断し、見直しを図ったのか、そこら辺のところの御説明をお願いしたいと思います。

その項目の21ページとすぐ下の項目でございますが、負担金としまして団体生命共済事業負担金と上がっております。217名で4,650円、これは生命保険ということで掛けられて

いることだとは考えますが、この217名というのは職員数なのか、この人数の内訳をお願いしたいと思います。全額町負担なのか、個人負担があるのか、また、傷害保険等は多分団体で入っていると思われませんが、217名といいますと臨時の方なんかはどうなっているのかなと考えますので、その辺のところもあわせて御説明をお願いしたいと思います。

続きまして、先ほど同僚議員からも御質問が出ましたさゆり保育園の説明書の77ページでございますが、民生費、さゆり保育園建設費、委託料1,397万3,400円についてお伺いいたします。

この件は、平成19年8月31日の基本設計の指名競争入札、予定価格607万9,500円に対し、12.9%の入札金額でありまして52万円で落札されました。また、随意契約でございますが、先ほど同僚議員から質問があった件であります。予定価格が598万5,000円のところに対しまして、98.2%の契約で随契で同じ業者でございますが、588万円で契約。実施設計業務委託としまして指名競争入札で予定価格が995万4,000円のところ、69.3%の690万円で平成19年11月29日に落札でございます。

この当初の基本設計額が広報よしだの一番最後のページに載ったときに、非常に安い入札価格ということで、町の中でも非常に話題になったことを記憶しているわけございまして、また、過去の議会におきましても同僚議員がそんなに安い金額で大丈夫かと。正確な言葉ではなくて恐縮なんです、うろ覚えであります、そんなような発言をしたと。コピー機なんかの1円入札の例を交えながら質問したような覚えがありますが、そのときの御答弁で値段にかかわらず、業者がやるということでありまして、やらせますという御答弁をいただいたと記憶しているわけでございます。

平成19年度決算に当たり、結果的には同じ業者が3つの契約を行うわけでございますが、基本設計、実施設計において、満足できる設計であったかという御確認をお願いしたいと思います。

続きまして、今飛ばしました随意契約についてでございます。

随意契約につきましては、先ほども同僚議員が随意契約の理由書について御質問をしたわけでございますが、それに関連いたしまして、地方自治法施行令第167条の2第2項第6号に該当ということでありますが、平成20年度版のぎょうせいによりますと、その項目がないものですから、第2項に不動産の買入れ云々ということでありまして、契約でその性質または目的が競争入札に適しないものとするときには随契にするというような理由書が書いてあるんですけれども、その辺のところの見解をお願いしたいと思います。

それと、この随意契約においてでございますが、先ほどの質問に関連してしましますが、平成18年11月30日に都市計画運用指針の改正というものが行われ、平成18年12月7日に県の都市計画室のほうで受領して、我が町のほうにも連絡がきているようでございます。先ほどの担当課長の御説明によりますと、10月、都市建設課のほうにこの開発行為についてこの随意契約の理由書にありますが、一団の土地という認識のもと理解していたために開発行為が必要でなかったという御説明ではあります、事実といいますと、その法改正によって事務処理費は協議でいいよ、事務処理費以外は認可だよと、県の認可が必要だよというふうに変ったと思うんですが、そのことが随意契約結果表の理由のほうに載っていないというのは、本来の確かに一団という土地ということで、土地利用はしなくてもいいという理解のもとに進めていたかもしれませんが、この随意結果表を拝見して、御前崎土木、我が町

の都市建設課等に確認したところの理由とちょっと違っているというところの御確認をしたいなと考えます。

それと、一番少し問題でというか、ちょっと認識的にいかがかと思われることがございます。というのは、その開発行為等の問題で随契にしたということが、平成 19 年 11 月 20 日に契約しております。その理由は、先ほど担当課長から御説明のあったとおり、基本設計をやった業者が情報等も整備してきているために、平成 20 年度春の卒園式に間に合わせるために、ぜひともやりたいというようなお話の中で随契で行ったと、よろしかろうと思います。

ただし、その後 9 日目に実施設計業務の入札がありまして、これは指名競争入札でありますので、適正な入札結果だと思われませんが、実質この最初の設計の段階で基本設計と実施設計を分けたこと自体が、やはりこの随意契約に書かれている理由づけと、基本設計の情報を持っているから違ったイレギュラーなものがあったらその業種にやらせるというような考え方があったら、基本設計と実施設計を最初に一緒にして業者にやらせるというような発想のもとで行われていれば、このような慌てるようなことはなかったのではないかと思います。

それで、いろいろなところで担当課に行って御説明を聞くわけですが、やはり平成 20 年度 3 月に今いる卒園児の方が、新しい園舎で卒園を迎えたいよと、そういった目的でどうしても急ぐ必要があったというのは大変理解できるわけですが、それならなぜこの随意契約理由書にそれが載っていないか、かわりに町長のマニフェストでこのようなことになったことであると。町長のマニフェストを実行するために随契にするというふうにとられるような文書というのはやはりこれは間違っているのではないかと。あくまでも本年度卒業される園児が新しい園舎で迎えられると。その目的のために担当課、都市建設課並びに社会福祉課が一生懸命日程調整をしたという資料もいただいております。ぎりぎりの作業であったということは確かに認められるわけですが、やはり根本の最初のところが、何かボタンの掛け間違いというんですか、それがあったのではないかなと考えるわけですが、その辺についてお願いします。

それから、最後でございます。

予算書の 332 ページ、財産に関する調書でございますが、これも過日の全員協議会で契約管理課長のほうに確認しまして、今、午前中時間をとっていただきました町有地の件でございます。町有地の件でございますが、平成 18 年度決算の財産調書には公共用財産とその他の施設ということで、その面積が載っていたわけですが、当局の考え方としては、平成 17 年 3 月の一般質問に対する答え、売却に向けると、そのときをもって普通財産に変わったという認識でとらえられているわけですが、平成 18 年度決算は 17 年度 3 月よりも後でございますので、そのときに処理されていなくて、今回公共用財産からその他のほうに変わったということは、公に行政財産から普通財産に変えたといったことで理解してよろしいのか、また、この決算が通った後に、その普通財産になったということを町民に広く知らしめることを考えているか、よろしく願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。

最初に職員の互助会の経費の関係についてちょっと御報告させていただきたいと思いますが、住民の理解を得られるものとなるようにというような国のほうの文書があります。そう

というような観点から、その当時私が直接対応したわけではない、その当時は前任者が対応したと思っておりますが、互助会との話し合いの中で、町民への理解を得られるためにはどのようにしたらいいかということで御相談なされて、その分については削りましょうと。別にそれが得られるかどうか問題を町民のほうへ問いただしたということではなくて、そういう支出はやめましょうということで、そのかわり一般会計の中で職員の福利厚生については十分検討しましょうという、お互いの互助会との理解の上で実行に移したということで聞いておるわけでありませぬ。

平成 19 年度は議員さん御指摘のように、「家庭の医学」ということで本を、冊子を配布いたしたわけでありませぬが、平成 20 年度におきましては、職員のための特別講演会も検討していきたい。それと教養講座の開設、年金制度とか健康管理等々がありますので、そういう講座も開設していきたい。それとメンタルヘルスの啓発の冊子、そういうものも職員のためになるものについては配布し、知識を得ていただきたいということを予定しておりますし、備品等についてはささいなものですけれども、厚生室への冷蔵庫の設置、電気ポットの設置等々職員がより今の職務に意欲を増すというような形の中で、職員の福利厚生については充実していきたいという考え方で、交付金についてはゼロにしたという経緯があるわけでありませぬ。

もう一点につきましては、団体生命共済事業負担金（弔慰金）があるわけでありませぬ。これは全国の町村等の職員の生活の安定と、勤労意欲の向上を図り、もって職務に専念せしめることを目的として、全国町村会が実施している制度でありませぬ。217 名のお支払いしておりますが、これは全部正規の職員ということで、全額公費でこれを賄っているわけでありませぬ。

以上です。

〔「臨時は入っていない」の声あり〕

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 臨時は入っておりませぬ。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 社会福祉課です。

開発行為の業務委託の関係ですが、それと基本設計、実施設計というお話の中で、この 10 月 5 日に土木との協議で事前協議、本申請するんですよという話で取りかかったわけでございます。その契約が 20 日になったと。その後に実施設計の入札をやっているというのは事実ですが、これらの準備は、例えば 11 月 29 日に入札をやるためには、前月の早い時期からこれは入札の委員会、指名委員会等そういったもの日も決まっておりますし、そういった中で実施伺いから始まりまして、最後の日を設定して入札するまでは相当時間がかかるのは事実でございます。ですので、この開発行為の随契については、10 月中に実施伺いの決裁をとるというスピードでやらざるを得ないということで執行しております。

それから、2 点目の基本設計と実施設計を一緒にやらなかったのはいかがかというお話なんですけれども、実際そのとおりでございます。私も悪いくせもありますが、わかば保育園の建設時に基本設計をやった後実施設計というふうな段階を踏んでおりましたので、これは一つは県の審査というのがあるんですね。これと結びつけるというのはちょっと大げさかもしれないんですが、県の審査を受けて進めていく。県の担当課、保育所の認可の担当課のほうで基本設計審査、実施設計のときには実施設計審査と、そういったものが当然必要ですので、物事を我々も今感じているのはそういった審査の関係があったのかなと、わかばのときもそ

うなのかなというふうに感じております。

ただ、委託する仕事としては、一本のほうがすっきりして非常にやりやすいのは事実です。今後の施設建設については一本でやっていきたいと、そのように思っています。

それから、町長のマニフェスト云々というのは、やはり御指摘の面があるんですが、これは言いかえれば、町民の皆様方に広く約束しているんだよというのは、担当者がそういった表現をとったと。町長のマニフェストという表現がよかったかどうかという点がございしますが、言いたいところは町民の皆様方にお約束してあるということを表示したかったと、そういうふうに感じております。

○議長（吉永満榮君） 契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） 契約管理課でございます。

契約管理課のまず決算書の332ページの件でございますが、財産に関する調書、議員の御指摘のとおり、平成19年度の決算をもちまして、中山三星建材（株）工場跡地がその他というところの、もともと公共用財産のその他施設に計上してあったものを、その他施設に移動したという決算をさせていただきましたが、町民に広く普通財産であるということで公表された時点は、御質問にありましており平成17年3月15日ということで仕分けはしていたわけでございますが、この財産に関する調書というのは、一たん取得した時点で計上して、その後差し引き計上していくということで従来やっております、今回も公会計の取り組みの一環として、こうした書類もすべて見直しているという中で、計上がえをさせていただいたということですので、ぜひ御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、さゆり保育園関係の中で随意契約の理由というところで、項ずれがあるのではないかというような内容だったかと思えますけれども、自治法の施行令167条の2第1項第1号につきましては少額随契ですので、それ以外の2項から現在は9号まで、2号から9号までが随契の理由として掲げられてございます。従来は1号から7号までだったわけですが、途中で2項目加わりまして、障害自立支援法とか、それからシルバー人材センター関係とか、そういった福祉団体に対して発注する場合、そうした場合には随意契約の理由として認めましょうと。それから、新商品の開発等によって発注する場合、こうした場合も認めましょうということで、3号と4号が新たに加わりまして、号がそれぞれずれております。

それで、現在、従来の4号が6号になっておりまして、6号に競争入札にすることが不利と認められるときというものが、現在は規定をされております。このさゆり保育園の場合は、この6号該当だったわけでございますが、この6号の不利というのが、かなり広範囲なとらえ方をしておりまして、我々の運用の中では6号に該当させる場合というのは、競争入札に付するときには不信用、または不誠実の者が参加して競争し、町に損害を及ぼすおそれがあると認められとき、こうしたときには不利と判断しましょうと。それから、既に締結したものについて、関連して当該契約の相手方以外の者と契約することを著しく不利とする契約を締結するとき、こうしたときには不利と判断するという運用をしております。

この不利と認められるときというような裁判事例もかなりあるわけでございますが、そうした中で新たなものに発注する場合、手続に相当の期間を有するとか、手間、それから費用、こうしたものも他に発注した場合には多くかかると。それから全体の工程管理等が複雑になってくるとか、そうした場合には不利になると考えられるというような裁判判例も出ておりまして、そうした事例に基づいて、これが適当だというふうに判断させていただいております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

先ほどの総務課の職員福利厚生費の確認で、臨時職員に対しての補償の部分なんですが、傷害部分は多分されていると思うんですが、そういった死亡というか、公務における災害というのは、どこで補償しているのか、それともそういったものは手当していないのかを、どこに盛っているのかわかりませんのでお教えしていただきたいと思います。

基本設計の部分において、12.9%という破格の入札行為においてこの事業が始まったわけで、確かに安くやっていただけるということになれば非常にいいことでありますが、問題なかったと言われると思いますが、そのコメントをいただいておりますので、正式な場で設計がなされたという確認をさせてもらいたいと思いますので、先ほど御答弁がなかったものからお願いしたいと思います。

それと、あと行政財産に関してでございますが、この平成19年度決算を認めることが、中山三星の町有地が行政財産から普通財産に変わったということを確認するという意味合いを持つのか。そうしますと、非常に当初において説明もないし、単なる事務的な手続でとなりますと、今後あそこの土地の利用に関しまして、初期の目的でいくのか、それとも売却にするのかということで、議会のほうで何も、議案が上がってから協議するということになっておりますが、今、本日の平成19年度決算において、このその他に移ったことだけで、過去を認めたではないかと言われても困るものですから、これはあくまでも事務の計上なのか、その辺の確認をお願いしたいと思います。

それと、ちょっと話は飛びますけれども、118ページの参考資料、商工費のおまけつき商品券の件でございます。これは3年前、商工会法施行の45周年ということで、単年度事業であったにもかかわらず、町民から好評だったので、平成19年度まで延期したということで、ここのほうに主要施策の効果に上げられているわけでございます。本年度は、平成20年度は行われなかったわけでございますが、9月20日の日に商工会が独自に、枚数は少ないんですけども1,000枚で行ったということでもあります。

来年度吉田町制施行60周年、再来年商工会法施行50周年ということでまた事業がメジロ押しでありますので、できればやった事業についてもその後のアフターの調査ということで9月20日の商工会が行ったおまけつき商品券、小山城小判2008に対して、担当課としてこの平成19年度決算を踏まえて、本年度単独で行った、今まで補助して行っていた、町から補助を出した団体が単独で行った事業をどのように9月20日の発売に向けて調査を行ったか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。

議員さんの御指摘の臨時職員の関係であります。予算書の79ページをごらんいただきたいと思いますが、79ページの一番下に地方公務員災害補償基金負担金という負担金が載っております。この関係につきましては、臨時職員並びに町がいろいろな形の中で委員さんをお願いしております。その委員さんの公務災害を含めて、いわゆる公務において傷害が起きたとかそういう場合の対応として、ここから支出しております。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 社会福祉課です。

非常に安い基本設計であったというのは、これは現実的ですのでそのとおりです。それがどのように評価するかという御質問だったと思いますが、県の実施設計審査まで2回の審査は通っております。建築確認の確認済証もいただいております。最後は、検査済み証をいただくと。それをいただくということでよい設計であったかということが、そこで最終的に私は判断せざるを得ないと思います。今の段階でいい悪い、どうこうではなくして、審査機関の審査を経て、最終的な完成検査を経て、検査済証の発行をいただくと、そこが評価だと思います。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） 財産に関する調書に関する御質問でございますけれども、この財産に関する調書を認めることが、議会として中山三星建材（株）工場跡地を普通財産にするということを認めることかというような御趣旨というふうに承りましたけれども、これはその普通財産にするかしないかにつきましては、事務的な流れの中で決定されていくものであるというふうに思っておりますし、こちらの土地だけではなくて、建物の非木造の増減に三角で 88.92 平方メートルというものも計上されておりますが、これはあの工場跡地にある変電室を撤去したものでございます。こうしたものも実務上進んでおまして、これは行政財産のままで撤去をするということは、事務手続上無理があるところでございまして、しかもあの工場用地については売却を進めているという段階でございまして、実態的には普通財産として取り扱う以外には方法がないであろうというふうに考えます。したがって、事務手続上から見まして、実態に合わせた計上ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） 産業課でございます。

おまけつき商品券につきましては、平成 17 年度の商工会法施行 45 周年を記念しまして、商工会に対しまして町が補助金を交付し、実施したところでありますけれども、好評だったことから単年度補助を 3 年間実施いたしました。本年度、平成 20 年度につきましては予算編成時に担当が商工会事務局と協議をした中では、商工会として単年度が 3 年間実施したことにより裏負担が大きくなって大変だということを知っておりますので、そういうことで一応初期の目的は達成したということで、一たん打ち切ることとした経緯がございます。そういうことですので、御理解を願いたいと思います。

しかしながら、協議のその中では、先ほど言いましたように商工会法施行の 50 周年に当たります平成 22 年度に再度実施も検討しております。たまたま来年は町制施行 60 周年に当たることから、実施につきましては商工会事務局と協議をした中で、どの時期に実施をしたらよいかということも検討をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

また、さきの 20 日の日に商工会がおまけつき商品券を 1,000 セット発行ということになりますけれども、これにつきましては商工会の商業部会の中で、商業振興事業費という形の中で実施をしたということを知っておりますので、特に町のほうへこれにつきましては補助

をお願いしたいということは承っておりませんので、よろしくお願いたします。

○5番（藤田和寿君） 了解。

○議長（吉永満榮君） そのほかございますか。

1番、佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） ちょっとページ数がすぐに探せないのですが、固定資産税の基礎資料 整備業務委託料というところが説明書のところでありましたけれども、1,564万5,000円の委託料がありました。これは21年1月1日付で固定資産税の評価が変わるということで、今その業務に入っていると思いますが、先日も新聞に吉田町の3カ所で0.5%下がったというような記事も載っていました。町民にとって固定資産税がどうなるかというのは関心があるところですので、その進捗状況と今度評価が変わるときは、上がるのか、下がるのか、ぜひお願いします。

それから、次に先日の全協の場で日曜開庁を何人でやっているのかというような質問が、同僚議員の中からありまして、正規職員が14人、臨時職員が4人の18人体制でやっている。その中で代休等サービス出勤はないのかというような質問もあったと思うんですけども、とらせるようにしているというような御返答があったと思います。私が見たこの監査報告書の1月分を5月26日に報告されています。その監査委員の指摘の中に2点ばかり指摘されています。

1つ目は、部署によっては週休日及び祝日の出勤がサービス出勤となっている場合が見受けられる。

それから、2つ目として、職員全般において週休日の振りかえと休日の代休の使い分けがなされていない。理解を深めていただきたいという指摘がありました。これについてこういう指摘を受けて、当局はどういう形で対応したかそれをお聞きします。

それから、もう一つは、22日の日に私が一般質問をした中の学校給食のことです。汚染米が学校給食に使われていることはないのかどうか調べたのかということで質問したときに、学校教育課のほうで調査はその時点ではされてなくて、調査をして報告しますというような御答弁があったと思うんですけども、その翌日、きのう新聞報道によれば牧之原市、吉田の給食センターでも厚焼き卵が使われていたという報道がありました。その点、時間的な経過は私わかりませんが、その後お調べになったのかどうか、その結果がもしわかれば御報告を願いたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 税務課長。

○税務課長（仲田京司君） 税務課でございます。

議員が言われているのは、参考資料ナンバー5の29ページのところの町単事業の固定資産基礎資料整備業務委託の関係だと思えます。これに伴いまして、現在、その平成21年度の評価がえに向けて作業をしているわけですが、この事業によって得られました航空写真等を使いまして、航空写真、路線図も含めまして、路線価の算定等の作業を今やっている状況でございます。実際のところ、御質問の評価額について高くなるか、安くなるかというところでございますが、今作業中でございますので、現時点ではわかりません。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。

議員さんの御指摘の監査委員の結果報告の関係につきましては、6月定例議会だと思えます。意見書として出されたということでもあります。それを受けまして、早速7月1日の課長会議でその監査委員の指摘事項について趣旨を説明いたしました。それと、条例または規則の適正な運用を図るように、各課長あてに文書で通知いたしました。今後十分留意いたしたいと思えます。

○議長（吉永満榮君） 黒田教育長。

○教育長（黒田和夫君） 22日の一般質問の再質問の中で、議員から事故米についての質問があって、あの時点ではわかっておりませんでした。あの日の夕方に給食センターを通じまして、業者から報告があったということでわかったわけですが、それによりますと、今もお話に出ていたメニューの中に厚焼き卵というのがあるわけですが、その厚焼き卵の中に事故米からつくられたでんぷんが1%程度含まれていたと、そういう報告がありました。どのくらい使われていたかといいますと、随分前からでして、平成17年10月から、2年半くらい前ですが、ことし20年4月までに至るまで11回これが使われていたということがわかりました。

このことについて、今の段階でわかったことを保護者あてに、ちょうど休みが入りましたので22日の日付で今日、子供たちを通じて保護者のほうへわび状というか説明の文書を出すことになりました。たまたま中央小学校はきょうは代休でありますので、中央小学校だけは明日になると思えます。

内容的には、簡単に申し上げますと、保護者各位ということで、9月22日付、発信者は吉田町・牧之原市広域施設組合教育委員会と共同調理場と、そういうことです。

表題は、「事故米を加工したでんぷん入りの給食食材の使用について」ということで、おわび申し上げるとともに、これはすぐる食品というところにつくった厚焼き卵なんですけれども、すぐる食品製造の製品につきましては、全製品について当面の間、使用を中止いたしますと、そういう意味の文書で、その下に、先ほど申し上げました平成17年から今年の4月に至るまで、いつ使用したかということを一覧にして書いたものを、保護者あてに出すと、そういう手はずになっております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） 固定資産税の評価がえの問題ですけれども、やはり関心があるところですので、今、言えないということですが、いつごろになればそれがはっきり発表できるのか、スケジュールをちょっと教えてください。

それから、学校給食の問題については、正確で早い対応をぜひお願いします。

それから、もう一点、先ほど同僚議員の中から図書館の問題が質問されましたけれども、1年間の試行が終わるところですね。試行は試行ですので、その結果、40代、50代のところで利用が落ちたという分析もされているようですけれども、この試行が終わって、その後を何か対策というか、開館日の変更とか、時間の変更とか何かを対応されるような予定はございますか。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋政旨君） 社会教育課でございます。

ただいまの図書館の試行の関係でございます。ちょうど9月の末で1年、10月からやっ

たものですからほぼ1年経とうとしているところでございますけれども、入場者、または冊数ですね、だんだんふえておりましたして試行する前の数字に戻っております。

さっき、私が申し上げた中身につきましては、60歳以上が前回よりもふえて、それから40代、50代がちょっと減っている。それとあとは小学生、これは学校図書室がかなり充実してきておりました、その関係ではないかということで、この勤務体制を変えたからどうのこうのということにはちょっと該当しないのではないかと、そういう判断をしております。

それから、今後につきましては、もうあと半年間ぐらい状況を把握させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 税務課長。

○税務課長（仲田京司君） 税務課でございます。

平成21年度の評価額の公開のスケジュールでございますが、現在作業をしている段階でございます、公開という形になりますと来年平成21年4月1日から20日間縦覧期間があるわけですので、その期間で評価額については縦覧していただくという形になります。

それから、路線価につきましても同じく4月1日からという形になります。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 大変長くなりましたが、ここで暫時休憩をとりたいと思います。一服入れた上で、また議論を進めていただきたいと思います。再開は2時45分とします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時45分

○議長（吉永満榮君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開いたします。

歳入歳出決算書についての質疑を続けます。

質疑ありますか。

4番、杉村議員。

○4番（杉村嘉久君） 4番、杉村です。

町民税の滞納の関係ですけれども、いろいろな方に質問しますと悪質滞納者というのが結構多いということですので、当町で悪質滞納者というふうに分けて把握している件数と金額というのはどのくらいかということをご参考までに教えていただきたい。

それから、財産の差し押さえ等の処分、それは平成19年度の場合どの程度行われたかどうか。滞納整理のため、担当課以外の職員がどの程度応援をして滞納のところを一軒一軒訪問しているかどうか、その3つについてお伺いをしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 税務課長。

○税務課長（仲田京司君） 税務課でございます。

悪質滞納者ということでございますが、特に悪質という振り分けというか、その辺がちょっと引いてないものですから、その辺について幾ら金額があるかということのお答えがちょっとできない状況でございます。

それから、差し押さえの件数でございますが、平成19年度の差し押さえの件数につきま

しては 99 件ございまして、396 万 6,978 円ということで納付金額があります。

それから、職員の訪問でございますが、実際のところ町税ですので税務課職員が伺ってという形になります。それとあと、国民健康保険税の関係もございまして、税務課職員と町民課の職員とペアを組んで訪問徴収という状況もございます。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 4 番、杉村議員。

○4 番（杉村嘉久君） 杉村です。

そうしますと、滞納者につきましては、何年かしますといわゆる不納欠損処分ということで権利放棄というか、そういうふうなことで自動的にしていくことですか、そんなことはないですか、その辺をお伺いします。

○議長（吉永満榮君） 税務課長。

○税務課長（仲田京司君） 税務課でございます。

不納欠損の関係でございますが、実際のところ時効の関係がございます。それにつきましては、5 年ということで法のほうで決められている部分がございます。あと徴収猶予という部分も出てまいりますので、滞納処分をする前に財産調査等も実際にはしているわけですが、それとその調査をしたことによって、滞納処分ができないものの中には出てくるという部分もあります。そちらにつきましては不納欠損という形に持っていつているものもございます。

滞納処分の停止につきましては、財産処分をするに当たりまして処分する財産がないというものもあります。実際にすることによって生活を困窮させるというものも出てまいりますので、そちらにつきましては滞納処分の停止という形で、不納欠損を行っているものもあります。それから、外国人等の場合もございまして、帰国して徴収見込みがないということで、外国人につきましても滞納処分の停止と納税義務の消滅という形をとりまして、不納欠損という形に持っていつているものもございます。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） そのほかございますか。

11 番、勝山議員。

○11 番（勝山徳子君） 勝山です。

何点かお聞きしたいと思います。

初めに、主要な施策と成果に関する説明書の 1 ページでございますが、一般行政事務費の中に交際費 51 万 9,000 円があります。全協の中でほかの議員さんが質問をしておりましたが、総務課長の御答弁の中には規定があり、その中で交際費を出しているというふうなお話がありました。実際にどういう規定があるのか、具体的な規定がわかりませんので、ぜひ教えていただきたいと思います。

9 ページ、公有財産管理費の中で、公有財産管理という観点でお聞きしたいと思います。

ここでは中山三星建材（株）工場跡地という総合運動公園整備用地ですけれども、先日、新聞報道で盗難に遭ったと、新聞、テレビで見ましたが、あの用地内にどのような財産が埋もれているのか、また管理はどのようにしているのかお聞きしたいと思います。

次に、35 ページの総務費の中で、これは支出ではありませんが有料広告掲載料 8 万円があります。これは町民課で出す封筒の裏に 4 企業の広告を出しているということで、8 万円の収入になっております。企業さんにとっては、この広告を出したことによって、どうい

リットがあったのかお聞きしたいと思います。

91 ページの中で、地球温暖化対策の具体的取り組み内容の抜粋がありますが、個別取り組みとして電気使用料の削減等具体的な取り組みが掲げられております。極端な話は電気使用料のメーターまたは金額等々で判断するしかないかなと思いますが、具体的にこの取り組みの中で削減が実際できたのかどうか、お聞きしたいと思います。

120 ページ、企業立地振興費ですけれども、これは旅費の金額だと思います。この内容で誘致活動として4回出ておりますけれども、この説明会等々での手ごたえ等々お知らせいただきたいと思います。

144 ページ、消防団、消防費、消防団運営費の中で報酬があります。これは団長、副団長、本部長は各個人のところへ報酬が振り込まれると伺いました。ほかの分団長から部員さんまでは団費のほうにこの報酬がいくということを知りましたが、消防団の皆さんは歴史が長いものですから、そういう意味では皆様の活動のしやすいようにということはあるんですけども、報酬としてやはり個人にいくべきものではないかというふうに思います。活動費は活動費で皆さんで出し合うとかという形にされたほうがよいのではないかというふうに思います。その所見をお願いいたします。

それから、154 ページ、幼稚園の就園奨励費でありますけれども、これは園児の保護者に経済的負担が軽減できたということで効果が上げられてあります。最近、幼稚園に行っている父兄の方から、吉田町の場合はこの奨励費が同じほかの市とうちの町を比べますと、この奨励費が同じ所得、そして同じ環境のもとで比べますと、吉田町って少ないんです。私は実際にその内容的なものがわからなかったものですから、保育園に行っている場合は、2人目は減免されますし、幼稚園の場合はこの就園奨励費しかありませんので、ここの具体的にはほかの市から比べて、我が町が各保護者に対して奨励費が少ないという原因が何なのか、お聞きしたいと思います。

それと、ちょっとページはわからないんですが、保育園の滞納の人数と滞納額をお聞きしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） 契約管理課でございます。

中山三星建材（株）工場跡地の中にどのような財産が埋もれているかと、こういう御質問でございますが、新聞等でも報道されまして、たしか8月10日だったと思いますが、銅線盗難に遭ったということで、犯人が逮捕されまして、それで盗難に遭ったそのときの銅線は返していただいたという状況でございます。それで、あの土地の中には最も価値のあるものは何かわからないわけですが、売れば売れるというのはそうした銅線、しかも高圧線でありまして、かなり太いものもあります。質的には良質なものというふうに聞いております。

それと、鉄材等も骨材もございまして、販売すれば売れるというものはかなりあるのではないかというふうに思いますが、ただ、あそこを更地にする場合にコンクリートとか産業廃棄物的なものもかなりございまして、負の財産もかなりあるということで思っております。以上です。

○議長（吉永満榮君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） 産業課でございます。

120 ページの企業立地振興費でございますけれども、この企業誘致活動費の旅費につきま

しては、現在産業課で行っております三星工場跡地の売却という形で、誘致を図っている旅費の分でございます。これに書いてあります平成 19 年 10 月 1 日から 11 月とありますけれども、これにつきましては 34 市町が入っております、静岡県企業立地市町村推進連絡会というものがございます。静岡県がブースを借りるような状況の中で、工業団地等を持っている各市町が、来場者に対しまして、工業団地の紹介とプレゼンテーションを行っています。吉田町につきましても三星の跡地のこういう土地がありますよという形の中で、売り込みをしている状況でございます。

あと、東京につきましても、この推進連絡会でジャパンパック 2007 という形で、県のほうでブースを設けておりますので、同じように来場者に対しまして、売却情報もチラシの配布とか、情報発信、情報収集に努めているところでございます。

11 月 8 日、9 日につきましても、これは大阪でございますけれども、関西圏の立地情報を保有していると考えられます建設会社と、金融機関等を大阪事務所の県の方たちと企業訪問いたしまして、吉田町にこういう土地がありますよという売り込みをやっているところでございます。それらにつきましても、そういう中で引き合い企業が若干あったところもあったものですから、町長みずからトップセールスという形で伺ったところも 2 件ほどございます。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 町民課長。

○町民課長（大石修司君） 町民課でございます。

3 点目の町民課の戸籍に係る窓口封筒の件でございます。こちらについて 8 万円ということで、そのメリットという御質問でございますけれども、当方のほうからメリットというものを直接求めたわけではございませんけれども、はっきり言えますのは、前回昨年度に上げてきた業者、そのうちの 2 社がまた再度結果がいいということで申し込みをしたというようにうちのほうは解釈しています。

それから、もう一つの電気使用料の関係でございますけれども、こちらにつきましては、各課に目標数値を掲げてもらい、それに対してどういう進捗率かという調べをしておるところでございます。これにつきましては、ちょっと今細かな資料を持っておりませんが、目標数値を若干下回っているという認識でございます。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 社会福祉課です。

平成 19 年度末の保育料滞納状況ということで、世帯数が 21 世帯、金額といたしまして 136 万 3,950 円でございます。

なお、これらにつきましては、順次納付の相談に応じて対応してございます。この額も減ってきているということで、御理解願いたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋健次君） 学校教育課です。

お尋ねの幼稚園就園奨励費の関係でございますけれども、これは国庫補助事業の関係がございまして、国の補助金の現在の状況ですけれども、補助限度額の 3 分の 1 を目安に、町として所得制限はありますが、補助をしているという状況であります。そこにもありますよう

に、対象者が昨年の場合ですと 333 人、金額で 844 万 5,800 円というものでございます。

この事業費に対しまして、国のほうから 3 分の 1 を目安に補助金が交付されるということで、若干、県で総額がありますので 3 分の 1 を下回る状況でございますけれども、国のほうからも補助金をいただいているということでございます。

御質問の中にありましたように、吉田町が少ないということですが、牧之原市が今年度からですか、国の限度額をうちのほうは 3 分の 1 ですけれども、全額補助対象経費として支給をするというように改正をした関係でそういう話も出たかなというふうにもいます。

また、各市町によってその対応状況が若干違いますけれども、特に大きな市等につきましては、ほぼ全額国の限度額全額を支給をしていると伺っているところでありまして、この関係につきましては、現在、私どもの町においては国の限度額の 3 分の 1 という状況で推移しているわけですが、1 点は、やはり保育園との絡みというものがございまして、保育園のほうもやはり減免という措置がございまして、その辺の兼ね合いもあろうかと思っております。

それから、もう一点、うちのほうは私立だけ、私立の幼稚園でございます。公立の幼稚園はございませぬので、その辺の関係、それからやはり財政的なもの、また幼稚園と保育園とのこれは目的が違うわけですので、保育園の場合ですと福祉的な目的があるわけですが、幼稚園はやはり文化省の関係というようなこともございまして。

いろいろ要件がありますので、その辺につきましては、また今後検討をしてみたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。

議員さんの御質問の交際費の関係であります、町長交際費支出基準ということで、内規で定めてありまして、それに沿って支出しているということであります。それともう一点の消防団員の費用弁償の関係であります、本部役員については口座へ振り込んでいる。直接振り込んでいるということです。各分団につきましては、新しい団員の関係につきましては、辞令の交付のときにそのことを説明し、了解していただいているということ。それと従来の分団の関係につきましては、その関係についてご了解をいただいて分団のほうへお支払いしているという実態であります。

○議長（吉永満榮君） 勝山議員。

○11番（勝山徳子君） 総務課長にお伺いします。

全協の席でも同じことを言われて終わってしまっているんですが、内規、具体的なことを知りたくてお聞きしたんですけれども、というのは、わが町は議員、また町長もそうですけれども、公職選挙法の寄附行為の禁止というものが問題になりました。これは常に私たちはえりを正してという思いで、議員はとにかく意識を持っていかなければいけないというふうな、時が立てばたつほど意識をもたなければいけないと思っております。

この内規、祝儀に関して、祝儀と不祝儀とその他この 3 項目に分かれておりますけれども、具体的な全部一律の金額ではないのではないかと。簡単に計算すると一律の金額ではありませんので、いろいろな内容があるのではないかと。思っておりますけれども、その具体的などのようなものがどういう金額でどういうふうな形の具体的なものをお聞きしたいと思っております。

それと先ほど財産管理ですけれども、財産もあるけれども、負の財産もあるということで

御答弁がありました。負もあるけれども、眠っている財産を、とにかくあそこは榛南幹線のアパートを建てるときのその材料もあそこに多分あると思います。今回盗難があったということは、非常に管理もやはりしていかなければいけないのではないかと考えています。その管理に対してのこれからどうしていくのか、負は多分持っていないでしようから、そういう意味では財産的なものに関しては、生かせるものは生かしてきちっと管理をしていくべきではないかと思っています。

それと、先ほど聞き忘れてしまいました。公民館で年間を通して講師の方に講座を開いていただいているんですが、この施策の中では出ていませんが、決算書の中で277ページの中央公民館の活動費の中に出ているということで、担当課長からお話がありました。具体的に吉田町では生涯学習というのか、講座の数と、それから参加人数、またこれはお隣の牧之原市でもやはりこういういろいろな講座が設けてありますけれども、そのときには1回目は体験をさせてくれるという、自分が1年間その講座をやっているかどうか、申し込むときには希望を持って申し込みをするんですけれども、やってみて、ちょっと自分に合わないなということもあり得るかと思うんです。

うちの町の講座の申し込みというのは、受け付けをして、全体のスタートする、ちょっとごめんなさい、名前があれですけれども、その会でお金を5,000円その場で集めてしまうわけですね。途中でやめる場合は、その5,000円は戻ってこないわけですね。ですのでできればそういういろいろな講座を、さらに活性化させていくためにも1回は体験を通して、その方がやっているとどうかというふうな形のものをつくっていただいたらどうかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 議員さんの内規の支出基準の内容を報告せよということで、どのようなことを質問されているのかちょっとわかりませんが、質問の中にも過去の事例をお話されました。そういうような点において事務屋としてはそういうような支出基準に照らし合わせて、違法性のないもの、当然それはやるべきものでありますので、そういうような内容をこの席でお話ししていいのか、また十分疑義があるようでしたら、情報公開、交際費の内容も公開できますし、内規で定めているものですから隠す必要もありませんので、そういうことで御報告させていただきます。簡単に申し上げますと、祝儀関係につきましては、各種大会の開催等で自治会単位で開催されるものについては、金額1万円程度です。町内会単位等で開催される場合は5,000円ぐらいです。というように大きく、くくってあります。まだ、細かい点は書かれてありますが、不祝儀の関係につきましては、町条例で掲げる委員で、本人の死亡の場合は1万円ですよ、家族の場合は5,000円ぐらいどうでしょう。町の要職にある場合、これは議員さんとか、会長さんとか、いろいろな委員さんを含めますがその場合も3万円、家族の場合は1万円ということで、それで火事見舞いの関係につきましては本宅の出火の場合は2万円ですよ、附属棟とか納屋の出火の場合は1万円程度お見舞いとしてやっていますということで、それぞれ金額を定めて法の趣旨を理解し、それに違法のないような手続でやっているわけで、当然議員さんも閲覧できる内容ですので、そのように御理解いただきたい、そのように思っております。

○議長（吉永満榮君） 契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） 三星の跡地の管理の件でございますが、盗難に入られたということで皆様に大変御心配をおかけして、本当に申しわけなかったというように思いますが、盗難に遭う前も、できるだけ外に出たような場合、それから定期的に巡回をしていたわけでございます。今回入られた場所というのは、現在東名川尻幹線の工事を行っておりますが、そこで塀を撤去してバリケードをしておいたわけですが、そのバリケードの間から入られてしまったということで、担当課ともその後すぐ協議をいたしまして、バリケードを補強するというを行っております。

また、入り口等は従来から施錠しておるわけですが、ただ、建物の中で1カ所放置自転車等を一たん収容、保管するような場所にも使っていたものですから、一部施錠が甘い部分がございます、それも今回の事件を契機に補強しております。

それから、ほかの用地も外から見て、これが町有地なんだというふうにわかるような状態になっていなかったものですから、吉田町の管理地なんだということの表示を5カ所ほどいたしまして、巡回もそれからふやしてございます。現在、現況渡しということで売却しようとしておるものですから、その現況を損なわないようにということで、現在管理を行っているような状態でございます。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋政旨君） 社会教育課でございます。

公民館の活動の中での生涯学習教室でございますけれども、平成19年度の実績でございます。全部で36教室、受講者が362人でございます。受講料の関係で、体験という形につきましては、議員さんおっしゃるようなお気持ちというかそれは大変よくわかります。ただ、講師の先生方のこともあるものですから、ここではっきりしたお答えはちょっと避けさせていただきたいと思っておりますけれども、今の言われた要望というんですか体験、他町村での体験とか、そういうものは今後講師の方も含めて検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山君。

○11番（勝山徳子君） 今、277ページの中央公民館活動費というのが、施策の中で出ていないものですから、非常に町民がいろいろな形で参加をする講座、また、施策の中では非常に知りたい部分もありますので、もし来年度この施策の成果に関する説明書の中に入れていただければありがたいなというふうに思います。

最後になりますが、もう一度別に祝儀に対して法に触れているとか、そういう観点で私は聞いているわけではありません。改善されるものは改善をしていきたいと思っておりますし、意識の中で、この内規がいつからそのままずっとされているのかわかりませんが、改善されていたのか、改善をしていくのかどうなのか。

先ほど、祝儀の中で大会では自治会の大会で1万円、町内会では5,000円というふうにありましたけれども、これが本当に必要なのかどうなのか。この祝儀が自治会の運営で1万円持っていくということが、いろいろな面で町内、または自治会にも町から運営の補助金も出ておりますので、町長が参加することによって、この祝儀を持っていくということが必要なのかどうなのか。また、非常に当然お名前が吉田町長で出しているとは思いますが、微妙に、違うんですか、個人名が入りますか。吉田町長ですね。何も入らないんですか。吉

田町ですか。失礼しました。ですので、祝儀に関しては、町としてはこの交際費に対して見直していくというふうなお考えがあるのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 議員さんの貴重な経験から割り出した御意見とお伺いいたしましたので、そういうような趣旨で議員としての要望があるようでしたら、検討させていただきたい、そのように思っています。

○11番（勝山徳子君） 了解です。

○議長（吉永満榮君） そのほかございますか。
町長。

○町長（田村典彦君） 勝山議員の御質問でございますけれども、祝儀もございませし、不祝儀もございませ。私が行政を代表して行くわけでございますけれども、基本的にはそのようなものはやはり社交儀礼上必要であると思つて予算計上しておりますので、勝山議員が、それはやはりまずいとおっしゃるのでしたら、来年度当初予算に当然計上されますので、否決していただければ結構です。

〔「議長」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 許可します。

○11番（勝山徳子君） すみません。もう3回過ぎていますので。今、町長がそのように答弁しましたので、そういう言い方っておかしくありませんか。私は、考え方を聞いたわけです。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 議員の質問に対して、考え方ですので、私の考え方を申し上げましたので、その考え方に対して賛同できないと言われるならば、予算のその分については否決するということになるのではないのでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 11番。

○11番（勝山徳子君） また長くなっちゃってあれですけども、総務の委員会のときもそんなんですが、私が質問をしますと前回のときも代案を示せば答弁しますと、そういうお答えがありまして、私の質問に対しては町長お答えいただけませんでしたけれども、今、この祝儀の交際費に関して、議員としての考え方と、また、町がどういうふうに考えているのかというそういう聞くという場ではないですか。私がそういう理解できないなら否決してくださいという、それが町長として言うべきことですか。

○議長（吉永満榮君） それについて。

○町長（田村典彦君） 祝儀、不祝儀に関しましては、私だけではなくて議長もございませ。私は、基本的には政策判断として必要であると思つておりますので、議員がそれに対して議員がもし御異議があるんであれば、予算に計上されておりますので、その分につきましては否決するというのが議員として正しい行動であると思つてます。

○議長（吉永満榮君） 理解できましたか。よろしいですか。

以上で質疑を終結します。

反対討論はありますか。

10番、八木議員。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

私は、第 43 号議案 平成 19 年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論します。

7 月 16 日、代表監査委員の退任があり、平成 19 年度の決算監査執行は議会選出の監査委員のみで執行されております。会計決算審査意見書においても、議会選出の議員 1 名による報告となっております。監査においては、2 名の監査委員による合議により審査されるものと考えます。したがって、議会選出の監査委員 1 名に責任を持たせた決算監査に疑問を持ちます。このようなことから、第 43 号議案の認定に反対をいたします。

○議長（吉永満榮君） 賛成討論はありますか。

13 番、大塚君。

○13 番（大塚邦子君） 私は、平成 19 年度一般会計決算の認定について、賛成をするものです。

歳入総額 92 億 6,686 万 610 円、歳出総額 85 億 4,234 万 5,770 円、歳入歳出差引残額 7 億 2,451 万 4,840 円、予算執行率 96.1%でした。その決算内容といたしましては、私はまず平成 19 年度に当局がおやりになったこととして、財政運営の健全化、これは町債発行を平成 18 年度と比較して 1 億 2,230 万円抑えたことなど、そうした財政健全化に向けて身の丈予算を実行しながら、町民のニーズに、あるいは社会的ニーズにこたえる施策の実施に努めたものと言えらると思います。

具体的には、枠配分式予算、町の資産を管理する契約管理課の新設、定員管理、職員研修の充実等がありました。また、子育て支援、これは乳幼児医療費助成制度の対象者を小学校 6 年まで拡大したことや、自彊小学校区の放課後児童クラブを開設したことなどがあります。こうしたほかにも健康づくり、あるいは教育、福祉、安心・安全な町づくりということでは、津波の防災ステーションなど事業の継続も含め、事業計画に基づき執行がなされたというふうに理解いたしました。

以上のことから決算に賛成をいたします。

○議長（吉永満榮君） ほかに討論ありますか。

[発言する人なし]

○議長（吉永満榮君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉永満榮君） ありがとうございます。起立多数です。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎第 50 号議案の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第 18、第 50 号議案 平成 20 年度吉田町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これより、第 50 号議案についての質疑を行います。

質疑ありますか。

13 番、大塚議員。

○13 番（大塚邦子君） 13 番、大塚です。

補正予算の 20 ページ、4 款衛生費、1 項保健衛生費の榛原病院運営貸付金 3 億 4,000 万円、このことについて伺います。

平成 19 年度の財政支援に加えて、一時借入金を町で手当てをすることになった分でございます。これまでの説明では金融機関からの融資条件が厳しくなったということで、金融機関からの一時借り入れができなくなったために、市町が貸し付けをするというものでございますけれども、これについて議決の貸し付けをして、返済は 3 月ということで再び 4 月に貸し付けを行うという計画になっておるかと思っております。これは一時借り入れを金融機関から断られた理由について、金融機関からの融資条件が厳しくなったということの従来の説明でしたけれども、これは企画課長にお伺いしたいですけれども、公立病院に関してこのように融資条件が厳しくなったということでしょうか、それを 1 点お伺いしたいと思います。

それから、10 款教育費の 2 項小学校費の中央小学校拡張事業費の 190 万円でございますが、きのう中央小学校の運動会もありまして、改めて今の中央小学校のグラウンド、あるいは当該の拡張場所のところを見させていただきまして、今回、この 190 万円で草おさえ、あるいはでこぼこを平らにするということでありましたけれども、きのうも実は車がとめ切れなくて、最初に入ることはしなかつもりだったようですけれども、結果的にはそこに開放して車を入れたということでございます。あそこに通行路がありまして、床板橋ですか、それがございましてその耐震補強と申しますか、十分に車が出入りするほどの強度がこれがあるかどうかということを確認をさせていただきたいと思っております。

それから、もう一点、4 款衛生費の 3 目環境衛生費で印刷製本費の 15 万 5,000 円と、特定消耗品費 50 万円ということになっておりましたけれども、この特定消耗品費の 50 万円について御説明をさせていただきたいのと、今回、ごみの分別を徹底するために急遽チラシを配布したということでありましたけれども、今の現状は大変廃プラスチックのごみの分別が悪いので、ごみそのままステーションに残されるという、地域の住民にとっては大変深刻な事態になっておりますけれども、このことを今後早急に町民課としてどのように啓発、徹底をさせるのかということの取り組みについて伺いたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 企画課長。

○企画課長（藤田光夫君） 金融機関の関係でございますが、これは 3 つの金融機関から借り入れをしているわけでございますが、そのうちの 1 つから、債務保証、損失補償どちらかをしてもらいたいという申し入れがございました。病院というのは一部事務組合でやっておりますので特別地方公共団体になります。特別地方公共団体で損失補償が当然町としてはできませんので、これは法律上できませんので、とても無理な申し入れということになります。

そういうことで、この貸し付けにいかざるを得ないということでございますので、御理解のほうよろしくお願いします。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋健次君） 学校教育課です。

御質問の中央小学校の校地の拡張ということで、今回補正予算 190 万円上程をさせていただきました。お認めをいただいた後、早速この工事に取掛かりたいというふうに思います。

現在、予算上程の折設計したものをもう一度精査しまして、全体のならしとか、また、土入れ等も考えていきたいわけですが、当初からあの橋は大丈夫かというような懸念も持っております。したがって、現在調査しておりますけれども、河川占用等に出されたいわゆる床板といいますか、橋といいますか、あの構造はどういう構造でできているかというのがまず第1点大事でありますので、その辺を調べていきたい。

それから、工事を施工するに当たりまして、当然ながら工事車両、それから重機等も入るわけですが、その辺の中で工事関係者とも協議をしながら、橋の強度というもの、また、耐震性というものも調査をしてまいりたい。そして、危険というようなことがあれば、補強するなりかけかえを考えていきたいというふうに考えております。しかしながら、今回あくまでも暫定措置ということでございますので、御了解いただきたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 町民課長。

○町民課長（大石修司君） 町民課でございます。

まず、1点目の4款1項3目の環境衛生費の中の特定消耗品費の50万円の件でございますが、こちらは歳入のほうの寄附金の中に指定寄附というのがございまして、これに50万円環境に使ってくださいということで寄附がございました。したがって、この50万円を使いまして、地球温暖化防止とか、あるいはごみの減量化と、こういった方面に使う予定でおります。

それから、もう一点の分別収集の関係でございますが、去る10日過ぎに配布いたしました、先月既に各個人のお宅に回っているパンフレットにつきましては、非常に好評を得ております。わかりやすいというような評も受けております。自治会のほうにもお願いしてあるんですが、ラミネート加工をしますとちょっとお金がかかるということで、うちのほうでラミネート加工したものを必要なステーションには配布をさせてもらっていますので、それが各ステーションに置かれるようになれば、もっと分別の効果も上がってくるのかなというように考えています。

それから、それとあわせて出前講座ということで、ごみの分別の説明会を行っております。既にもう何回か行っていますけれども、今後もそういった御要望があれば、おこたえしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 榛原総合病院の貸付金の件でございますけれども、一つ大変一時貸し、貸付金の町の3月に一たん返していただいて、また、4月に貸し付けるというそういう何か余り健全とは言えないような、こういう貸し付けの仕方に対して、ちょっと私としては大変憂慮する部分もあります。一つ、総務省の方針としまして聞くところによりますと、公立の病院の再編・縮小を推進していくという流れの中で、独立行政法人化を促そうというそういう動きもあるように伺っております。

今回、こうした金融機関からの融資条件が厳しくなったということは、損失補償もしてもらいたい、それがなければ貸し付けできないというそういう金融機関の突然の方針変更というのは、そうした背景というのがあったのかどうなのか。財政健全化法もできまして、資金不足比率というの、ここに榛原総合病院組合が県内の中でも名指しで上げられているというように、やはり経営の問題もこれも大きく含まれているのかどうなのかというところを、

もう一度企画課長にお伺いした後、町長に私お伺いしたいのですが、榛原総合病院は健全化計画を策定しまして、今、健全化に向けて努力をされているということ、過日、管理者の市長からも伺ったところですが、市長は御自分のブログの中で、今後3年をめどとして、私自身の責任と覚悟でやりますというふうに言われております。

我が町は構成町でもございますので、その辺の榛原総合病院の経営問題に関して、町長としての見きわめと、その独立行政法人化の流れの中で、この榛原総合病院をどのように存続させていくかというところで、財政負担も我が町の財政の影響も大きいと考えますので、その点の御見解を伺っておきたいと思っております。

それから、中央小学校の校地の関係ですけれども、暫定的な措置ということでやっていただけということではわかりましたが、昨日の運動会でも感じたことは、やはり中央小の運動場が狭いということで、871人の児童の運動会というので100メートルもとれないほどの狭さでございました。私は、やはり学校整備計画のほうを早く進めていただいて、道路のつけかえ等、関係各課の調査を今しているということでありましたので、その辺財政部局にも御理解をいただいて、早期に進めていただきたいというふうに思いますが、今の時点どの辺まで話が進んでいるのかというのを確認しておきたいと思っております。

環境衛生費の特定消耗品費は寄附の関係で使われるということではございましたが、どんなことに使われていくというような担当課の考えというものがあったら、教えていただきたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 企画課長。

○企画課長（藤田光夫君） 病院経営の健全化のことではございますが、今回は短期貸し付けということで1年以内ということになっております。病院の健全化を考えれば、当然長期貸し付けをすれば、今回のような不良債務は出ないという形になるものですから、財政的に余裕があれば、当然長期貸し付けでやるべきだというふうに私は思います。ただ、それが構成町両方の都合がございまして、今回はこの短期貸し付けにするという形になりました。

それから、病院の健全化というか、総務省から出ております今年中に経営の改革プランをつくりなさいということで、現在、病院のほうに取り組んでございますが、これは今年度中につくる予定になっております。その中では、先ほど言われた再編とか統合の問題ということまでは、とても踏み込める段階ではないと。というのは、今年中につくらなければならないということですので、この志太榛原地域で連携をして、そういう話し合いが持てるような時間が持てないということがあろうかと思っております。これは病院のほうで、これから取り組んでいくと思っておりますので、そこら辺の経過を見て、言うべきことは言わなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問でございますけれども、榛原総合病院の経営問題というのは、私にとって非常に大きな頭痛の種でございます。と申しますのは、基本的にこの病院経営の問題というのは、全く先の見通しが得られないと、先が見えないというところにあるわけで、その最たるものは結局医師の不足と、医師の確保というのが非常に難しいというところに最終的には尽きるのではないかと考えております。

今、企画課長のほうから答弁がありましたけれども、志太榛原地区で単純な話、焼津、藤枝、島田、榛原と4病院があるわけでございますけれども、いずれも500床以上ということになりますと、500床というと大体基礎人口が20万人と言われておりますので、恐らくは100万人ぐらいのこの地域になければならないと。とても100万人の基礎人口はありません。そういうことになりますと、いずれじり貧状態が続いていくというふうなことから、医師の確保ができない以上は、当然のことながらこの先続いていくと。

そういう中において、議員はチキンレースって御存じですか。チキンレース。例えば、車と車を走らせて、真っ正面から走らせて、どちらが先にいわゆる逃げるかという度胸だめしのレースがあるんですけども、チキンレースと言うんですけども、単純なことを言いまして、この4病院の統合とか、集約化の問題というのは、非常に大きな問題として、当然総務省等はその方向に行ってもらいたいというふうなことがあるんでしょうけれども、その中の大きな問題として、今言った経営の問題というのはそこにネックになってまいります。

そうしますと、単純なことを言いますと、どちらかがこのうちの一つがぶつつぶれればその病院にいる医師が当然散らばりますので、残った3病院は非常に経営が楽になるという面があります。このチキンレースが、かなりの間今後続くんですよね。このチキンレースが続くものですから、その間はそれぞれのそれを支える構成市町が必死でもって、自分のところの病院が倒れないように、下支えをしてあげなくてはならないと、これが大きな頭痛の種でかかわってくるわけです。

そういうところにおいて、当然のことながら私もそれから牧之原の西原市長もいろいろ具体案というんですか、抜本的な案を持っているんですけども、なかなかそれが言い出せないという面があります。それと同時に、これは病院の経営問題で私以前西原市長から経営に副管理者として参加してもらいたいというふうな話がございますけれども、これについてはやはり経営というものは、一つの頭でやらないと非常に難しいと。それと同時に、私と西原市長の間で経営について見解が違ふところがあるものですから、もしお互いにぶつかってしまった場合は、一体どっちをとるんだというふうなことで、ちょっと難しい状況に入る可能性があります。そういうことを考えれば、私は経営の委員会の委員として管理者である牧之原市長が出したさまざまな経営について、いわば経営管理の点から意見を申し上げるというふうなほうが、むしろそのほうが船頭多くして舟、山に登るという事態を避けるにおいても必要であると私は思っております。

ただ、今回のこの病院の3億4,000万円の件でございますけれども、非常に複雑な背景があるようでございますけれども、単純なことで申し上げれば、牧之原総合開発を精算化したときに、50数億円踏み倒しちゃったわけですから、はっきり言えば銀行側がびびったというのは、恐らく的外れでない背景だと思いますけれども、そういうふうな問題も結局、向こうのほうからいわばこっちへきてしまうと。はっきり言うと原因者負担は牧之原ですから、本来は11億円ぐらいは牧之原で持ってもらえたらと思いますけれども、それもなかなか難しいだろうというようなことで、これはやはり吉田としても手は引ける問題ではありませんから、お互いに辛いところは分かち合って、支えるしかないというようなところで、3億4,000万円というものをやったわけです。

今、企画課長がお話し申し上げましたけれども、吉田町とすればこの3億4,000万円を長期貸し付けにするのが私は妥当であると思っております。ただ、牧之原市にそれだけ余裕が

あるかどうかちょっと私はわかりませんので、いずれこの話は長期貸し付けする案は、いずれ出てくると思っております。そういう意味において、病院の議員の皆様にはこの辺のことを踏まえて、非常に長期的な経営問題、すなわちこの4病院の統合集約化の問題と、短期的にチキンレースの状況に入っているというようなことで、ではどこまで吉田町が支えればいいのかという問題は、西原市長が去年でございますか、選挙のときに3年後、いざという場合は責任をとりますとはっきり明言をしておりますので、それがどういう責任なのかちょっとわかりませんが、彼も腹をくくってやっていると思いますので、吉田町としてでき得る限りの支援をしなければならないと思っています。

そういう意味において、病院議員の皆様には、また吉田町議会の皆様にも、病院の問題という部分は非常に根の深い問題であることをひとつ御理解いただいて、非常に慎重かつ大胆に、さまざまな御意見、御提言をしていただきたいと思っています。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋健次君） 学校教育課です。

中央小の校地拡張に伴います整備事業の今の段階での、今の時点でどの程度まで進んでいるかということでございますけれども、これにつきましては、グラウンドの整備ということにつきましては、さきにも答弁させていただいておりますように、とりあえず仮の形でのいわゆる整備と、仮整地ということを行うということで、今回補正をお願いした次第でございます。今後、道路のつけかえ、また、水路のつけかえ等あるわけですが、中では都市計画課のほうへ整備手順といいますか、そういったものをどういうふうに進めていかというような形でお教えいただくということで進めております。

それから、これは非公式といいますか内々でありますけれども、町内に在住の前校長、また元校長先生ですか、お集まりいただいて、中央小の全体的な整備構想も含めて、参考という形で御意見も伺ったということでもあります。何にしても、非常にお金のかかることといたしますか、予算が必要になってまいります。これから実施計画、また総合計画等のヒアリングというようなものが入ってきますので、また、それらの中で財政当局等とも相談をしまして、進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉永満榮君） 町民課長。

○町民課長（大石修司君） 町民課です。

特定消耗品の50万円の件でございますが、先ほど申し上げましたように地球温暖化の防止とか、ごみ減量化のためのということをお願いしたんですが、そういった意味でこの啓発用にパンフレットをつくったり、あるいはスーパー等の小売店で、今レジ袋が大分いろいろ取りざたされていますが、そういった削減に向けてのマイバック推進とか、あるいは上り旗とかそういったものを想定しています。

以上です。

○13番（大塚邦子君） 了解。

○議長（吉永満榮君） 9番、増田議員。

○9番（増田宏胤君） 9番です。

数点お聞きします。

最初に、12ページ、税務総務費が443万6,000円が計上されておりますけれども、この

中の電子申告支援システムという内容がわかっておりませんので、概要で結構ですからお知らせをいただきたいと思います。

それから、ここに計上された金額の 439 万 3,000 円の計算の基礎を教えてください。

なお、その中には対象数も出てくるのではないかと考えておりますけれども、対象数あわせてこれをやることによって、どのような成果が見られるのかその判断をお聞きしたいと思います。

それから、次に、16 ページの障害者自立支援施設整備事業費の 1,413 万 5,000 円の関係ですけれども、この中の主とするものは設計委託料でありますけれども、この障害者の施設の関係につきましては、いろいろな従前から課題なりあったと思います。そのことで課題が解消されてこの設計委託に至ったのか、その課題は解消されているのか、内容についてお聞きをします。

それから、33 ページですけれども、教職員等負担金、補助金の関係ですけれども、当初にはなくて補正で上がってきた 166 万 1,000 円というのは、どのような活動に補助を出そうとしているのかお聞きしたいと思います。あわせて、吉田町の小・中学生の活動については、近隣市町の中におきまして、どのようなことが活動としては活発なのか、教えてくださいと思います。

それから、もう一点ですけれども 38 ページ、基金費の中の積立金であります。ここに幾つかの基金費が計上されています。この積立金をするときの場合の町の考え方をお聞きしたいわけですが、この基金において何を優先しているのかなという思いと、特別な何か順番を決めるような決め方があるのかなという思いと、どのような判断をされているかということで基金を積み立てる場合のお考えをお聞きをします。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 税務課長。

○税務課長（仲田京司君） 税務課でございます。

電子申告の支援システムの関係でございますが、こちらにつきましては、来年度から始まります公的年金の住民税の特別徴収の関係という形の準備という形で計上してあるものでございます。

内容といたしましては、社会保険庁などとの情報伝達、経由機関という形でここに書いてありますように地方税電子化協議会というものがございまして、そちらのほうで町と町の住民税の課税システムとの間におきまして、審査、納税などに係るデータを処理するという形をとりますので、それに伴います委託料という形になってございます。

内訳といたしましては、電子申告のポータルシステム、システムの構築という形のものが 220 万円、審査システム A S P、専門の言葉になりますがその構築費用という形で 105 万円、それから自治体、環境の自治体別にそれぞれシステムが変わってくるものですから、それに伴います構築の費用という形で 60 万円、あと、A S P の利用料という形で 23 万 3,000 円、それから、対応費用という形で 10 万円という形で計上してございます。それに伴いまして、22 ページにありますように、その地方税電子化協議会ということで、加入するという形になりますので、あわせて会費が 2 万 8,000 円、それから、事務運営費分の負担金という形になってございまして 1 万 5,000 円という形になっております。

成果といたしましては、今言ったように、来年度年金からの特別徴収にかかわるもののデ

一タのやり取りという形になります。実際のところ、電子データということで社会保険庁から公的年金にかかります支給額につきましては、すべて電子化という形になってまいりますので、それに対応したものでございます。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 社会福祉課です。

3障害のいわゆる自立支援施設の基本実施設計と、今年度はこの実施設計までを実施したいと。課題という御質問がございましたが、現在、吉田町内には御存じのさくら授産所、それとマーガレットですね。さくら授産所においては、いわゆる授産施設なんです、法的にはもう授産所というものは存在しない、考え方はないということですね。地域活動支援センターという、今、マーガレットは地域活動支援センターですが、いわゆる今後におきましては、今、相良作業所、旧榛原町のはぐるま作業所、精神障害者の通所者がいらっしゃるわけですが、こういった精神の障害者の方、知的の方、それから身体の方と、この障害者自立支援法自体は障害の区分をいたしませんので、これらの方すべてに対応できる、いわゆる県の事業所指定多機能の事業と、これを展開していきたい。

一つは生活介護であり、一つは就労継続Bと、それから今やっておりますマーガレットの地域活動支援事業、この中においては地域活動支援センターと、日中支援事業、これは障害児の放課後児童クラブです。それをあそこでやっておりますので、これらの機能を備えた施設を将来的に展開していこうということでございます。施設運用後においては、就労支援ということが主体になってまいりますので、その施設の中でできれば対面販売の訓練、職業訓練的なことも考えていかねばならんと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋健次君） 学校教育課です。

33 ページの小・中学校活動費補助金ということで 165 万 1,000 円の内訳でございますけれども、これは中学校のクラブ活動、特に夏大会があるわけですが、志太榛原大会以上の中部大会からの主にバス代等が主な内容であります。それにあわせて懸垂幕、また看板というようなことで経費を補助するというものです。全体で 215 万円ほど要求がありまして、そのうち当初予算で 50 万円お認めをいただいているということで、残りの差額 165 万 190 円ですか、これを補助金として要求をしたものであります。

主にどんなものが吉田町の子供たちが活発かというようなお話でございますけれども、今大会におきましては、野球、バスケット、それからバスケットは男女です。それから、サッカー、吹奏楽、水泳、ソフトボール、陸上等が県大会、また中部大会に出場をしております。その中で、東海大会へは陸上で 1 名参加をしております。また、全国大会には弓道部が代表として出場をしているというようなことで、主にそういったものが特に吉田中学校においては強いのではないかという状況でございます。これは一概に成績だけで活発か、活発でないかということは申し上げられないわけですが、結果としてそのような形になっております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 企画課長。

○企画課長（藤田光夫君） 基金の積み立てで何を優先しているかということでございますが、これはあくまでも後年度の財政運営を考えての積み立てでございます。これは地財法で剰余金の2分の1以上積み立てをしなければならないという項目がございますので、その範囲内で当然積み立てをしていくということになります。

それから、順位でございますが、特にこれと決めてはございません。基本的には財政調整へ積み立てたいということがございますが、ただ、目的基金として今回は小・中学校の建設基金費へ積み立てをちょっとさせていただきまして、これから先ほども出ました中央小学校の改築の問題も出てきますので、そこら辺を見据えて今回、少しではございますが積み立てをさせていただきました。これからも、この最終的に何年度に建築をするというところまではまだいっておりませんが、できるだけこの目的基金に積み立てるように、財政的には努力したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 9番、増田議員。

○9番（増田宏胤君） わかりました。基金につきましては、今議会中におきましても、実質公債費比率、あるいは将来負担比率の説明がありまして、健全化の方向で進んでいるというお話がありましたので、そのように理解をしているところでありますけれども、なお、希望を申し上げますとすれば、ぜひ、今回は減債基金も出ております。この基金はぜひ長期的な健全財政を考えるときには、ぜひこの減債基金に多く配慮をしてほしいと、こういう思いでおりますので、今後についてもお願いをしたいと思います。

なお、積立金が将来の財政負担にどれだけ軽減をしているかと見るために、日ごろ地方債、あるいは債務負担行為に基づく翌年度支出、あるいは積立金というところを見させてもらっているわけですが、この中で現在の状況はよいにしても、さらに健全財政を堅持するために、町としての何か目標値があるようでしたら、お考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 企画課長。

○企画課長（藤田光夫君） 目標値ということでございますが、この間、全員協議会のときにも説明をちょっとさせていただきましたが、将来負担比率をこれ以上伸ばしたくないというのが、まず目標でございます。

それから、財政的にはとにかく借金をしないで、身の丈に合った予算を組んでいくということが当然求められておりますので、そういう方向へ向かってこれからも財政運営をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○9番（増田宏胤君） 終わります。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山君。

○11番（勝山徳子君） 11ページの防犯対策推進費63万8,000円が上げられております。防犯講座グッズというふうに聞いておりますけれども、具体的なグッズ、また、これをどのように活用していくのかお聞きしたいと思います。

31ページの町営住宅維持管理費132万1,000円が上げられております。修繕料が30万1,000円、老朽住宅除去工事ということで、片岡団地1棟ということは伺っておりますけれども、この修繕料はさくら団地ですか、何部屋分なのか。それと、今回のこの補正ではあり

ませんけれども、町営住宅の今空き状況というものを、住んでいる人はいないけれども借りているという状況があると思うんですが、そういう中で特に松原団地なんかはそうなんですけれども、雨漏りがしたりとかというお話を以前聞いたことがあります、そういう状況的なものの把握はどのようにしていますか。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。

防犯グッズの関係であります、防犯の関係につきましては、お年寄りを対象にしたもの、また、小学生を対象にしたものいろいろ講座があるわけです。その講座のときに、皆さんにPR用ということで、自転車盗難防止のワイヤーロックの関係、それと侵入セット防止の補助ロック、ひったくり被害防止自転車のかごのカバーということで、1つ100円前後のグッズであります、それらをそれぞれそろえて、キャンペーン用とか、防犯の講座のときにPR用に配布するという形で予定しております。

○議長（吉永満榮君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大石悦正君） 都市建設課でございます。まず初めに修繕料の関係でございますが、これは遊具の点検手数料でございます。さくら団地と松原団地の関係の遊具でございます、すべり台の手すり等が傷んでいるものですから、それを直させていただきたいということになっております。

それから、さくら団地のほうの関係で、入居についてどれぐらいという話なんです、さくら団地につきましては、今、待機が4名いるような状況でございます。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山君。

○11番（勝山徳子君） 町営住宅の入居状況を聞きましたが、さくら団地が4名待機ということで、平成19年度これは決算のほうを見ますと、19年度末で46戸数入っていて、マイナス4という、これが全部埋まっているわけですね。はい、わかりました。松原団地の入居状況、ここはかなり古いものですから、部屋にしてみれば入れないような状況が、現状はあるかと思えますけれども、その松原団地の部屋の修理とかというそういう現状的なものはあるのでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大石悦正君） 松原団地につきましては、大分老朽化が進んでおりまして、管理者がおりまして、管理者といろいろ話をしておりますが、窓枠とか、それからフェンス等いろいろ傷んでおりまして、今後随時A棟から東に向かって直していきたいと考えております。一番管理者のほうから言われているのは、庭ですね、相手方の庭にフェンスがしてあるわけですが、それがさび等で傷んでいると。

それから、2階になりますが、ベランダのフェンスがさびで傷んでいると、そういう苦情がきておりますので、随時直していきたいと考えております。

○11番（勝山徳子君） 了解です。

○議長（吉永満榮君） そのほかございますか。

5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田です。

29 ページの土地区画整理事業費の職員人件費の 855 万 9,000 円減の御説明をお願いします

す。

先ほど、それと同僚議員からお話があった 38 ページの財政調整基金等の基金の積み立てなのですが、我が町は一般的に見て貯金が少ないとよく言われるわけで、今、特に決めることの目標はないが、長期負担比率の低減を目標にしているということでございますが、平成 19 年度決算末で財政調整基金の年度末の残高が 10 億 2,429 万 7,000 円でしたが、それプラスこの補正額 3 億 3,000 万円がプラスということでよろしいんですね。としますと、今、町が考える健全な主に財政調整基金の額だと思いますが、年間予算どのぐらいを目標として積み立てのほうを行っていくか、お願いしたいと思えます。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。

職員人件費の 855 万 9,000 円の減の理由であります。当初、土地区画整理室ということで、室対応でやっておりますが、今回は部門対応になっております。それに伴いまして室長がなくなりましたので、その分の給与関係、管理、扶養手当等々の減であります。

○議長（吉永満榮君） 企画課長。

○企画課長（藤田光夫君） 財調の残高でございますが、先ほど平成 19 年度末の数字を言っていたいただきましたので、今回の補正後の数字でございますが、約 11 億 5,700 万円余りとなります。取り崩しが当初 1 億 7,000 万円ございますので、そういう数値になります。目標数値ということでございますが、この財調は多ければ多いほどよいということでございますので、できるだけ積み立てをしたいというふうに考えておりますが、とにかく需要が毎年毎年ございますので、なかなか積み立てをしても取り崩しがあるものですから、残高がふえていけないという実態がございますが、できる限りこの財調へ積みたいというのが考え方でございます。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 5 番、藤田議員。

○5 番（藤田和寿君） 5 番、藤田です。

土地区画整理事業に関してでございますが、先般、浜田土地区画整理事業で逮捕者が出ておまして、今、事業の状況の説明を室対応が部門対応になったということで、その辺のところを踏まえて事業がとまっているようなことも聞いておりますが、その件についてお願いしたいと思います。

それとまた、先ほどの財政調整基金に関してでございますが、地財法の関係で剰余金の 2 分の 1 は基金に積み立てるということでもありますので、やはり当初予算において制度のいい予算体系をしないと、本来ならば繰上償還のほうに回すべきできているお金を回すお金を基金へ回さなければならないということで、この辺のところは借金を早く返すか、積み立てをするかということで、非常に財政運営の手腕が問われると思えますが、その辺のところをどのように枠配分を行いまして、浮揚方式ということで集中改革プランに沿って行財政改革を進めているとは思いますが、その辺の制度的に、今うちの町はどうか、現状と今後どのぐらいの制度までもっていききたいかということの御説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大石悦正君） 都市建設課でございます。

まず初めに浜田の関係でございますが、浜田につきましては組合設立が平成 12 年 2 月 14

日という形になっております。早々総会を開いたわけですが、事業計画の概要ですが、組合員としましては約 300 名おいでになります。それから、施工面積は、当初は 36.9 ヘクタール、今現在は変更しまして 37.1 ヘクタールになっております。

総事業費の関係でございますが、総事業費につきましては当初は 42 億 9,000 万円、現在は 48 億 700 万円という形で伸びております。

状況の話でございますが、現在、仮換地の指定をする段階にきています。本年度総会を開かせていただきまして、仮換地の指定をしていく準備をしているところです。今個別に地権者個々に当たっておりまして、意向調査等を実施しているところでございます。総会では仮換地のほうを進めていいよというような話になっておりますが、個々今当たっているところでございます。

富士見につきましては、設立が平成 4 年という形になっておりまして、長期間かかっているような状況でございます。現在、工事も完了しておりまして、保留地を売り払うというような状況になっております。保留地につきましては、今 4 カ所残っております。なかなか私どもで売れないものですから、今、業者を入れまして組合では売り払っていきたいと考えているようでございまして、広告にも入れたりして売り払いを考えております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 企画課長。

○企画課長（藤田光夫君） 減債基金の関係でございますが、政府資金につきましては財政力指数が 1 以上ということで、これは返済はちょっとできないというような状況が続いております。それから、そういうことで県からの借入金、振興資金というものがあありますが、そこら辺とか民間の金融機関の借り入れ分の利子の高い部分について、選んで繰上償還していきたいと考えております。

それから、財政目標でございますが、当然、ある程度今まで財政計画というのが 3 年に 1 度くらいの周期でつくっていたと思うんですが、そこら辺を 17 年度末につくられておりますので、ぼちぼちつくって、今回も実施計画がこれからヒアリングに進んでいきますので、そこら辺を見ながら長期的な財政計画もつくりたいと思っております。その中で、需要を考えて改善に向けて努力していきたいと考えております。

以上です。

○5 番（藤田和寿君） 了解。

○議長（吉永満榮君） そのほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） なければ質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎第58号議案の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第19、第58号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより、第58号議案についての質疑を行います。
御意見ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎第59号議案の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第20、第59号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより、第59号議案についての質疑を行います。
質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。
討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで資料配付のため暫時休憩とします。

休憩 午後 4時17分

再開 午後 4時19分

○議長（吉永満榮君） それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程の追加について

○議長（吉永満榮君） お手元に配付のとおり、町長から地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてと平成20年度吉田町立さゆり保育園改築工事請負契約の変更についての2議案の追加議案が提出されています。

ここでお諮りします。

これを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、追加議案2件を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎第60号議案及び第61号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 追加日程第1、追加議案上程を行います。

第60号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、第61号議案 平成20年度吉田町立さゆり保育園改築工事請負契約の変更についてを議題といたします。

2議案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成20年第3回吉田町議会定例会に追加上程いたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

第60号議案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）が、平成20年9月1日に施行されたことに伴い、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び吉田町特別職報酬等審議会条例を、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例として、一括して所要の文言整理を行うことをお認めいただくとするものでご

ざいます。

第 61 号議案は、平成 20 年度吉田町立さゆり保育園改築工事請負契約の変更についてでございます。

本議案は、吉田町立さゆり保育園改築工事につきまして、一般競争入札により当初契約金額 3 億 7,275 万円で請負契約を締結したものにつきまして、1,898 万 6,100 万円を増額し 3 億 9,173 万 6,100 円で、大河原建設株式会社代表取締役社長、朝倉純夫と請負契約の変更を締結することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 町長から提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

初めに、総務課長、久保田晴己君。

〔総務課長兼防災監 久保田晴己君 登壇〕

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。

第 60 号議案につきまして、御説明申し上げます。

第 60 号議案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

追加議案書の 1 ページ、2 ページ、及び参考資料ナンバー 17 をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成 20 年 9 月 1 日に施行されたことに伴い、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び吉田町特別職報酬等審議会条例の 2 条例を、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例として、一括して所要の文言整理を行うものでございます。

主な内容としましては、条文の文言中「報酬」を「議員報酬」に改めるとともに、現行の条例に略称規定を盛り込むことにより、内容の明確化を図ろうとするものでございます。

改正の内容ですが、第 1 条は議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。同条例第 1 条の条の見出しを「(議員報酬)」に改め、同条中「議事の議長、副議長及び議員の報酬」を「議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員（以下「議長等」という）の議員報酬に改めるものでございます。また、同条例第 2 条中、「議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の報酬」を、「議長等の議員報酬」に改め、同条例第 3 条中、「議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員」を、「議長等」に改め、同条例第 4 条第 1 項中「議長、副議長及び議員」を「議長等」に改め、同条第 2 項中「報酬」を「議員報酬」に改めるものでございます。そして、同条例の題名を、議会議員の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に改めるものでございます。第 2 条は、吉田町特別職報酬等審議会条例の一部改正でございます。同条例第 1 条中「議員報酬等」を「議会議員の議員の報酬並びに町長及び副町長の給料、(以下「報酬等」という。）」に改め、同条例第 2 条中、「議会議員の報酬の額、並びに町長及び副町長の給料」を、「報酬等」に改めるものでございます。

なお、この条例の施行日につきましては、附則におきまして公布の日から施行するものでございます。

以上が第 60 号議案につきましての御説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申

し上げます。

○議長（吉永満榮君） 続いて、社会福祉課長、八木大作君。

〔社会福祉課長 八木大作君 登壇〕

○社会福祉課長（八木大作君） 第 61 号議案 平成 20 年度吉田町立さゆり保育園改築工事請負契約の変更につきまして、御説明いたします。

議案書の 3 ページから 4 ページ、参考資料ナンバー18 をごらん願います。

本年 6 月の議会定例会におきまして、議決いただきました平成 20 年度吉田町立さゆり保育園改築工事請負契約につきまして、施設の耐久性の向上や建築確認申請時への指摘事項への対応、また、土地利用対策委員会における指示事項を検討しました結果、または新たに発生しました事柄への対応に基づきまして、設計を見直しました結果、契約金額が変更されますので、請負契約の変更につきまして、議会の議決をお願いしようとするものです。

変更後の請負金額は、請負比率から算出しました 1,898 万 6,100 円を増額して、3 億 9,173 万 6,100 円とするものでございます。

主な変更内容は、建設後に発生するであろうという後年度補修費の負担の軽減を図るため、まず屋根材を標準的なポリエステル樹脂塗装仕様の鋼板から耐久性がすぐれ、20 年の塗膜保証がありますフッ素樹脂塗装仕様の鋼板に変更し、内、外壁の板張り材についても杉板材から断熱効果にすぐれ、腐食に強く耐久性のすぐれた米杉材に変更するものです。

また、駐車場の舗装につきましては、当初、設計は標準的なアスファルト舗装としましたが土地利用対策委員会の指示に基づきまして、工事における排水性を高めるとともに、幼児や高齢者の歩行の安全を確保するために、浸透水性の舗装とするものでございます。

次に、今回新たに実施することといたしたものでございますが、中庭につきましては、コンクリート仕上げとしておりましたが、乳幼児の安全対策としまして人口芝を敷くこととしております。

次に、本工事の造成工事の掘削中に、旧調整地への排水用のヒューム管等が発見され、これを廃棄物として適正処理する必要が生じました。また、建築確認申請時に指摘されました建物の延焼防止のための換気ダクトの取り付けと開壁や、また保育園側から要望されました収納棚とロッカーの増設がございました。その他園児の安全対策として、廊下部分のクッション材の下敷き工事や、外壁に下敷断熱ウレタン材の復旧工事を追加してございます。

なお、参考資料のナンバー18 の⑧でございまして、一部訂正をお願いしたいと思います。

⑧の確認申請許可条件に伴う追加という表現がございまして、一定の建築物を建築する場合には、建築基準法等 6 条の規定は、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請を提出して、建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないとしておりますので、確認申請につきましては、許可ということではございませんで、確認済証の交付を受けるためのものでございました。したがって、今回の延焼防止の工事は、法の建築基準関係規定に適合させるための必要な措置であり、確認申請時の指摘事項でございまして、まことに適正を欠表現によりまして、誤解を招いたかもしれませんことをおわびしますとともに、本文の変更事項の欄を建築確認申請時の指摘事項に改め、また、変更内容等の欄中の許可の条件となっているため、この部分を削除する訂正をお願いいたします。

この変更契約につきましては、9 月 19 日付で仮契約を締結しておりますが、これを本契

約とするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものです。

以上第61号議案の説明でございます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 以上で、上程議案の説明が終わりました。

ここでお願いがありますが、会議時間の延長についてお諮りします。

吉田町会議規則第9条第1項では、会議時間は午後5時までとなっておりますが、本日は議論が活発となっており、会議時間を延長してよろしいかどうかお諮りしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認め、会議時間を延長します。

それでは、ここで暫時休憩としますが、この後、追加議決案件に対する全員協議会を開催いたしますので、第2会議室に御集合をお願いします。

全員協議会の開始時間は16時40分からとします。本会議の開始時間は17時00分、5時からとします。全員協議会終了後、本会議を再開します。

休憩 午後 4時32分

再開 午後 5時10分

○議長（吉永満榮君） 暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は14名です。

それでは、追加日程第1、第60号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより、第60号議案についての質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、第61号議案 平成20年度吉田町立さゆり保育園改築工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより、第61号議案についての質疑を行います。

質疑はありますか。

10 番、八木議員。

○10 番（八木 栄君） 10 番、八木です。

申しわけないですけれども一つずつ聞いていきたいと思います。まず、屋根の材料を変えたということですが、先ほど差金があったのでという話で伺いました。差金がなかった場合は、このもともとの通称ガイバリウムカラー鋼板ですか、これでやっても耐用年数として問題はなかったのか、当初設計のものでも問題はなかったのかということと、あと2番目は杉の材料を変更ということで、これは米杉というのはちょっとかたくて色も黒いものですから、外部に使うのはいいですけれども、保育園の中はここら辺でいう天竜杉とかそういう材料は、柔らかくて、温かみがあって子供にとってはすごくいいと思うんです。全部変えるのではなくて、外部だけ変更ということにはできないかということですか。

3つ目、これなんかも当初の設計で以前、全協のときに実施設計はこれでもう変更がなくて大丈夫なんですかねという同僚議員からも質問があったと思いますけれども、その時点で課長は大丈夫ですという返事をしましたが、なおかつこういうものが出てきたということは、設計の結果的なものがないか、まだ不備であったかなと思うんです。

あと4番目の人工芝も同じですね、5番目もそうですね。押し出し整形セメント板ということで、断熱の吹きつけですけれども、これは当初入っていなかったが何で北面だけ吹きつけをするのか。ほかの面は吹きつけが入っているのかどうか、伺います。

以上、お願いいたします。

○議長（吉永満栄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 建材の変更等確かに入札差金がないと、先ほど言いましたように、予算内でやるという考えの中では差金が生じない場合には、やはり対応できないんだろうと考えています。

それから、基本的に杉材を米杉に変えるという、主に外壁ですね。外壁材ということで、内側は遊戯室の部分をやるとのことです。ウレタンも一部日が当たる部分というんですか、その方向を保護する断熱効果を高めるという形の中で一部させていただくと、そういうことをごさいます。

○議長（吉永満栄君） 10 番、八木議員。

○10 番（八木 栄君） 10 番、八木です。

1 番の材料は自分も見本をとって調べたところ、金額的にも1平方メートル当たり5,000円から6,000円高くなります。それから、杉のことはちょっと調べませんでしたけれども、とにかく杉のほうは、外部は耐光性とか耐久性を考えると、これが必要かと思えますけれども、中に関してはやはり子供のためを思えば、国産の杉のほうがいいのではないのかと、こう思います。

それから、あと先ほども話が出ましたが、8番は結局は設計事務所の責任というんですか、民間であれば多分お施主さんにお金を出させることはまずないと思います。自分の家の施工会社か設計事務所からどちらかで、そのお金を何とか工面して、お客さんには迷惑をかけないというのが、一般の民間のやり方です。ですからそれを考えると、このお金を出すということとはマイナスであって、設計事務所が程度が低いかなと、そう思います。

あと、9番目は見えないものが出てきたということで、単価的にどうかということもあ

りますが、これは仕方ないと思います。この8番のことに對して、もう一度どうしても町がこれを払うのかどうかということで、設計上のミスではないかと私は思いますが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 確認申請の確認済証をいただくための建築基準法上は、必要であろうというふうに思いますが、その辺のところは負担をどうするか云々というのは、今ちょっとここでは私のほうでお答えができないものですから、御容赦願いたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 8番、八木議員。

○8番（八木宣和君） 先ほどちょっと確認をし漏れた部分がありますので、もう一点だけ確認させてください。

この1番から7番までの変更工事をすることによって、特に1番あたりなんですけれども、この変更工事を行うことによって、建築確認申請の変更申請というのは必要になるのかならないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 確認申請、例えば先ほどもちょっと申し上げましたように、材質を変えるとか何かとか工事のときにございますよね。完成図書でそれがはっきり最終的にわかるものというふうに考えております。ですので、完成図書と完成物が一致しているということがあれば、申請は申請ですので、申請されたものが建築関係法規上合っていれば、それはそれでよろしいかと思うんですが、それが工事をやっていく経過の中で変わることとはしばしばございますよね、多分変更承認を私どもに求めてきて、変更承認されて、最終的に変更されたものが完成図書として検査を受けると、そういう流れになっていると思います。

○議長（吉永満榮君） 八木議員。

○8番（八木宣和君） ということは、このような大きな仕様変更についても、これは建築確認申請そのものの変更届というのは必要ではないというふうに理解してよろしゅうございますね。

わかりました。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） 今回の変更なんですけれども、この文面を読ませていただいて、ちょっと幾つか気になるところがあるので、確認させてください。

3番目と4番目に園児の安全対策としてと表現になっているんですけれども、これはより安全という意味だと思うんですよね、それで4番目の中庭の人工芝に関しては、後でもやろうと思っているというお話でした。私ね、この2年ほど前にわかば保育園をやっていますよね。だからノウハウはあったと思うんですけれども、中庭をコンクリートにしたという発想がよく理解できません。あそこのわかばは南側ですけれども、自然床です。子供の安全を考えれば、コンクリートよりも土のほうがいいに決まっているわけで、なぜコンクリートにしたのか、どうしてそういう発想になるのか、そこがちょっと理解できません。

だから、子供の安全というものを最優先にした設計というのは当然あってしかるべきだと思います。

それから、もう一つ7番目のさつき説明がありましたけれども、保育士と相談したらこのほうが使いやすいだろうというような御説明でしたけれども、本当にこれをつくる段階で保育士の意見を聞かれたんですか。聞いていけばこういうことにはならなかったと思うんですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 中庭の話なんですけど、当然芝を当初の考えは普通の芝を張ったらどうかという発想があったんですが、管理上の問題とかいろいろなものがあるから、人工芝にしたいなということがありました。将来敷くために仕上げはコンクリート仕上げにして、その上に人工芝を次年度にやりましょうと。

それから、保育士との関係ですね、これは今町内に5保育園あるんですが、当然保育園の園長会等の中は、例えば今使っていて使いにくい面、またはこうしたほうがいいという面が、それぞれの保育園であるということで、保育園の園長会議へ持ち出していただいて、設計士にその都度説明していくという形でした。

さらに、基本的にはさゆりの園長と園長補佐、そして主任調理員、これは給食室の関係でございますので、案を述べてもらって、形、絵を書いたらそれをまたたたくという形で進めてまいってきております。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤議員よろしいですか。

5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

そもそも保育園の基本的な機能を整えていけば、より以上の安全性、耐久性を求めても切りがないと考えるわけでありまして。

今回の議案においては、その辺のところは予算内であればというような安易な考えが受け取られるわけですが、当初からこのさゆり保育園におきましては、平成19年度決算においてもさまざまな問題があったわけでありまして。社会福祉課だけの問題ではないと考えますが、担当課、横の連絡関係について、この件について違う課と協議をされたのか、その確認をお願いしたい。特に都市建設課においては、この建築確認申請には一応窓口として受理をするだけではございますが、さまざまな案件を町内の案件を扱っていることでもあり、ましてや内部の申請に伴う指摘でありますので、その辺の対応の仕方について、よりよいアドバイス等を相談しながらやられたのか、まず、その確認をお願いしたいと思います。それと、やはり当初の実施設計、基本設計においての先ほどから同僚議員が言われているように、打ち合わせ不足が甚だしいということが、どうしてもこの辺の文書を拝見いたしますと読み取れます。そういったことから、やはり当初の基本設計がいかげんなものだったかと言わざるを得ないような判断にはなるんですが、再度聞きますけれども、基本設計、実施設計において、県の担当課の最終確認がとれればよしとするという解釈なのか、お願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 今現在できる予算はあるということの中でやらせていただくということは先ほどちょっと申し上げたと同じでございます。

各課の連絡ということで、一番初めに私どもがさゆり保育園をどこへどうつくりますかという段階から、町長、副町長、企画課長、総務課長ですか、いろいろなアドバイスを

らいながらやってまいりました。その中で、やはり土地利用の問題とかそういった形の中で、都市建設課、または契約については契約管理課というところでアドバイスをいただきながら進めてきたということでございます。

それから、設計のお話だと思うんですが、先ほどこちょっと本会議の中で申し上げましたように、設計されたものが完成検査が済んで、済証をいただいて、初めてそこで完成というところで評価するという形でしか、現在のところ評価できません。

また、審査につきましては、これは認可保育所として届け出を当然いたします。その関係の県の部署の審査を受けるということで、これは決められたことですので、申請は受ける。法にのっとってすべて進めるということでございます。

○議長（吉永満栄君） 藤田議員。

○5番（藤田和寿君） たしか、6月の定例会でさゆり保育園の議決をしたときに、私も確認したんですけれども、今、鉄が上がっていますということで、この金額でサーチャージというんですか、国も認めたような格好で、町も行いますかと質問をしたところ、この金額で受けたのですから、責任を持ってやらせませうというような御発言があったと記憶しております。多分議事録には載っていると思いますが、施行者に対しては、そのような発言をされるわけで、設計者に対しても、同等なことで、やはりこのさゆり保育園の基本設計、自主設計、ひいては設計監理まで随契で行われているわけでございますので、この業者においては責任が重大にあると判断いたします。

当初において、十分な設計がなされておれば、このような追加工事は必要がありませんし、我々町民が待ち望んでいる平成21年3月の卒園式に間に合うべく工事を粛々と進めるべきであるのに、9月の定例会で追加案件で上がってくること自体、当局としての担当業者に対する姿勢が問われると考えますが、先ほども全員協議会で瑕疵担保責任等の問題がありましたが、ここは契約管理課長が、やはり契約を受けた後の監査ということで、平成19年度から新設の総務課から分かれた担当課でございます。その辺の入札においては今、ある程度の評価は受けているわけでございますが、入札後の検査の体制について、少し手が抜けているのではないかとお考えかもしれませんが、その辺についての御見解を両課にお尋ねいたします。

○議長（吉永満栄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） たしか鋼材の値上がり部分について、私はたしか約款のほうに社会情勢等の変化によって、そういったものがあつた場合は、約款の何条かちょっと私覚えがないんですが、事態にありますよと。国のほうからもその差額1%を超える分について協議をしようという形の文書もいただいております。ただ、まだ請負業者のほうからそういった私どもに対して、そういった要請はまだきておりません。

○議長（吉永満栄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） 契約管理課でございます。

ただいまの工事についてはおおむねいいけれども、設計、それから検査について甘いのではないかとございまして。

まず、設計でございますけれども、業者がどうやって設計をつくるかといいますと、当町で出す仕様書等に基づきまして設計をするわけでございます。ですから、仕上がったものというのは、業者のものではなくて当町のものということになってまいります。そうした意味で、業者の責めだけを問うということは難しいというふうに思います。

それから、この屋根の問題でございますが、こうしたところも私ども変更の実施が回ってまいりましたところでは検討をいたしましたけれども、議決された案件ということでございますので、特に慎重に運ばなければいけないという気持ちはございましたけれども、そうした中で、その耐久性をどの程度保てばいいのかということは当然内部でも検討しました。

ただ、これだけであれば、多分認めなかったんですね。これが仮に20年が40年になっても、将来負担というのは、負担の時期が変わるだけということです。そのときの財政状況等は予測することもできませんので、こうした変更だけであれば認めないというつもりではおりましたけれども、開発行為、それから、建築確認申請、それから土地利用の指摘、そうしたもろもろのものがあつたということで、どうしても議決いただいた工事費には、もうこの時点で変更が生じるわけでございます。

したがって、1円たりとも変更が出れば議決またお願いをしなければいけないと、こういう状況でございますので、他にもう変更が生じる案件があつたということで、社会福祉課長も申し上げましたけれども、全体の予算の縛りというのは、これは絶対的なものでございますので、当初、そうしたところで耐久性を20年程度で考えていたものを、さらにもう少し耐久性を上げようというようなことも、その予算の中で考えたということで、付随して認めるというようにいたしました。

それで、検査につきましては、ここでこちらがつくった設計書に基づいて、検査というのはその設計書どおりに出来上がっているかどうか、これを確認するのが検査でございますので、検査が甘いのではないかとと言われるのはちょっと。まだ、検査の段階まで入っておりませんので、どういう中からそういう御指摘なのかわかりませんが、これにつきましても設計書に照らしあわせて厳正な検査をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） これで3回目です。財政の緊縮化の折に、予算があるというところで予算を有効に使って、後年度負担を減らすというのは一理あるかもしれませんが、なぜ今うちの町は枠配分の予算をやって不評標識にして、今までと違ったような行政改革で何をやられているかというものが、今のこの補正ではございません、変更内容と一体感を感じるができないわけでございます。そこにつきまして、担当の企画課長からコメントをいただきたいと思ひます。

また、先ほど今、契約管理課長から検査に当たらないということでございますが、業務委託で行った設計でございますので、申請においてもやはり上がってから検査ではなく、前向きな検査という形で、今までにない検査ということで新たにつくった課だと思ひますので、頭からそういったものはないということではなく、今後の検討課題として受け入れるような柔軟性を持って、町の基幹をなす担当課としてやっていただきたいと思ひますが、その2点について再度確認、あともう一点お願いします。

これですね、やはり建築確認申請と地中の処理処分と土地利用の指摘事項というのは、やらなければならないと思ひますが、あえて本日議決しなくても、最終的な時点で通れば、そこだけまた上げたいいただくようなお考えはあるかとお伺ひいたします。

○議長（吉永満榮君） 企画課長。

○企画課長（藤田光夫君） 財政的な立場でございますが、基本的には差金を残していただ

きたいというのが第一でございます。

ただし、今回の場合は、機能アップのために変更したいということで強く頼まれてまして、最終的には当然、庁内関係課が合意しましたので認めたということでございます。

○議長（吉永満榮君） 契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） 契約管理課でございます。

新たにできた契約管理課ですので、もっと欲張って検査しろということだと思いますが、私ども検査委員としていただいている事例は、1件300万円以上の工事についての検査でございます。業務委託の設計等の業務委託の完成品につきましては、発注の担当課の検査権限ということになっております。実施伺い等々当課を経由するという事務のシステムになっておりますので、検査権限は今のところ付与はされておきませんが、そうした観点でチェックは今後とも継続してやりたいというふうに思っておりますので、全く関係はないということではございませんので、また精査させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） これは分割してということだと思うんですが、こういった製品の流通が私はどうなっているか詳しくはわかりませんが、量とか、そういったもろもろの関係で発注時期というのは当然出てまいります。施行時期に間に合わせるために発注時期があると思います。そのためにはあと6カ月という10月からということになりますと6カ月、施工するのはいつなのかという工程表をまだ確認できていないんですが、それまでに発注が云々ということは、今が私はお願する時期であるというふうに考えております。

〔「質問とちょっと答弁が違います」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） ちょっとニュアンスが違う。

もう一遍、そこを質問してください。

○5番（藤田和寿君） すみません。4回目ですが、申しわけないです。

私が言いたいのは、最低限今回変更しなくてはならない既成事実として、確認申請時の指摘事項、これはもうそれを直しますということで許可済みになっていきますので、やらざるを得ないと。あと、吉田町の土地利用委員会から指摘の浸水性のアスファルトと、残土というか産業廃棄物の処理というのは、この3点はどうしてもやらなければならないと思いますので、それだけ後日出し直しても、工事のほうは問題ないかということをお尋ねしております。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 材質を変えるということの中では、そういったことも、材質を変える部分は今回必要ないというお考えですね。ですが、私どもは全体的なことを考えて、今回このように1から9までの事項について、変更をお願いしたいということで上程させてもらっておりますので、これをまた変えるということは甚だ失礼でございますので、今回のこの9つの事項について変更をお願いしたいと、そのように考えております。

○議長（吉永満榮君） そのほかございますか。

11番、勝山議員。

○11番（勝山徳子君） 今まで過去の事例の中で議決を受けて、その後、このような変更事項としてまた議案に出すということの事例が今まであったのかどうか、まずお伺いした

いと思います。

先ほど、予算内で行えるということですが、すみません、ちょっと勉強不足で理解がまだできていないんですけれども、この予算内で今回の変更後が3億9,173万6,100円ということで変更になるわけですが、前回の変更前よりも1,898万6,100円が増額になるわけです。この増額の部分は、予算内で行うというのが予定価格の中でのこの3億9,000万円ということのできるというふうな形で、予算内というふうな理解でよろしいのかお聞きしたいと思います。

それともう一点、すみません。6月議会で初日で議決をして取り組んだものでありますけれども、今、課長のいろいろお話を聞いていますと、この6月議会に出す時点でもう少しこの建築に関する内容的なものが熟していなかったのではないかというふうな感じが、感じというとまた町長が言いますので、ミスではなかったかというふうに思います。グレードアップすれば、確かにお金を出せばグレードアップになりますけれども、今回このような変更内容、8番が特にそうだと思いますが、それに伴ってほかの部分がグレードアップのためにということで変更するということが、私は理解ができません。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 1点目の変更契約があるのか。当然金額の変更が出てくればあると思います。過去にあったかどうかというのはちょっと私はわかりませんが、私のやった中ではございません。内容の一部中を変えたということではございます。仕様とかそういう部分を、お金に関係しなかったものですから、このように議案としてはなかった。

次の予算なんです、当初と繰り越し合わせますと4億5,760万円というのを私どもは予算と呼んでおります。

〔「予定価格ですね」の声あり〕

○社会福祉課長（八木大作君） 予定価格というのは、入札のお話しですか。

〔「予算額です」の声あり〕

○社会福祉課長（八木大作君） 予算額ですね。予算額は平成20年当初と19年度繰り越しを足したお金ですね。4億5,760万円現計であると。それを超えてということではないというお話しをさせていただきました。

もう一点、今度グレードアップというお話でお願いしておるわけですが、確かに請負差金というんですか、予算と請負額の差が8,000万円近くあるということ意識したというのは、これはうそではございません。今できることで後年度に負担にならないようにできるもの、それは何かということいろいろ話し合った中で、この前ちょっとお話ししたかもしれませんが、保育所というのは屋根が雨漏りとかいろいろなことで、今現在古い保育園では雨漏りとかそういったものも非常に悩ましているということが事実ございましたものですから、そういった外側も少し、年がら年じゅう日に当たったり風に当たったり影響のある部分を補強しようという発想もあったことは事実でございます。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 勝山議員。

○11番（勝山徳子君） 11番。

確かに子供を預かる場所ですので、安全面においては本当に細心を払っていただきたいという思いはいたします。今、課長のお話しの中で、屋根の話がありましたが、それではなぜ

6月の時点でそのようなお考えにならなかったのか、お聞きいたします。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 6月の時点というのは、契約したときですか。入札したときですね。当然、6月すぐそこでなったかどうかというのはちょっと私も記憶にはないんですが、入札差金が生じたという事実はございますので、見直すべき部分があればということで、当然、いつの時点だったか私もしっかりしませんけれども、方向づけをしようではないかということで考えたのは事実でございます。

○議長（吉永満榮君） そのほかございますか。

10番、八木議員。

○10番（八木 栄君） 10番、八木。

この9つの変更の中で、町から自発的に、今差金が出たのでグレードを上げたいという話が出たんですけれども、町から自発的に変更を求めたというんですか。例えば設計事務所がここをこうしたほうがいいんじゃないですかねと言われてやったではなくて、自発的に課長の考えというんですか、その差金があったので、もっとこうしたいやという気持ちで自発的に変更したいなと思った項目は、この9つのうち幾つで、どれでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 話し合いの中で、私が自発的に云々という部分は、結果としてやりたいということ、やらねばならないということはこの中に何項目かございますね。埋設物を処理する、建築基準法上の許可の申請時の指摘事項を解消する、土地利用の関係もしなくてはならない、中庭の人工芝を敷きたいということですね、それが主として私どものほうが考えていた部分です。

協議の中で、その他いろいろな話が出た中で屋根材、いわゆる外側の補強をどのようにするかということの中で、屋根と外壁等のものが出てきた。収納棚もこれは園長会ですか、保育園側から出た話です。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 八木議員、よろしいですか。

まだございますか。大分時間も経過していますが、十分な審議をしていただきたいと思えます。

[発言する人なし]

○議長（吉永満榮君） それでは、質疑を終結し、討論を行います。

反対討論はありますか。

10番、八木議員。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

私は、この今回の追加変更、平成20年度吉田町立さゆり保育園改築工事請負契約の変更について、反対の立場で討論をします。

この中の特に8番ですね、確認申請許可条件に伴う追加ということは、あくまでも設計事務所のミスであって、町の税金を使ってやることはないと思います。したがって、先ほども自分が話をしましたが、これは個人的に責任をとってもらったほうがいいと思いますので、これが含まれているということで、この議案に対して反対いたします。

○議長（吉永満榮君） 賛成討論はありますか。

枝村議員。

○2番（枝村和秋君） 2番です。

私は、第60号議案 平成20年度吉田町立さゆり保育園改築工事請負契約の変更について、賛成の立場で討論を行います。

今回、提出されました請負工事の変更は、施設の耐久性及び省エネ効果の向上を目的として、これは今後の施設のランニングコストに直結するものであり、維持管理費の後年度負担を軽減するためであると思います。また、安全性についても建築確認、県の設計審査を経られ、一般的な安全基準は確保されていると思いますが、より一層の安全を付加し、保育園での日常生活の優しさへの配慮、機能性の向上は保育園児の利益になるのではないかと思います。

さらに、当初予測されず工事に着手してから発覚した地中埋設物の撤去についても、このままでは園舎建設に支障を及ぼすものであり、その撤去、処分は当然措置されなければならないと考えます。

よって、本案について原案どおり賛成いたします。

○議長（吉永満榮君） ほかに討論ありませんか。

1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 私は、第60号議案 平成20年度吉田町立さゆり保育園改築工事請負契約の変更について、反対の立場から討論します。

この変更事項、変更内容について、9番目の地中埋設物の処理処分、それと8番目の建築確認申請時の指摘事項の追加というものは、こういうものは建築工事をやる以上、やむを得ないという要素はあると思います。しかし、この変更内容を見ると、入札の結果、差金が出たのでその予算内でグレードアップするというような項目が1項目め、2項目め、5項目め、6項目めのものはそういうふうには私にとらえます。それと、3項目めと4項目めと7項目めは、やはりこれは園児の安全性、これは最優先に考えられるべきであって、ここら辺の設計の段階での打ち合わせ不足、それから7番目の収納棚の追加なども、やはり現場の保育士の意見を聞いていないということのあらわれではないかと思います。

私は、当初設計の標準的な設計で進めるべきだと思いますし、約8,000万円という差金が出ているものについては、必要やむを得ないものについては今後変更することはやむを得ませんが、それ以外のものについては基本的には不用額として翌年度に繰り越し、翌年度有効に活用することを求めます。

以上、反対討論とします。

○議長（吉永満榮君） ほかに討論ありませんか。

賛成討論。

[発言する人なし]

○議長（吉永満榮君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉永満榮君） 賛成者6人。起立少数です。

よって、本案は否決することに決定しました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第21、発議案第2号 吉田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本案について、提出者、河原崎昇司君の説明を求めます。

12番、河原崎昇司君。

〔12番、河原崎昇司君登壇〕

○12番（河原崎昇司君） 12番、河原崎昇司であります。

発議案第2号 吉田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、御説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）が、本年6月18日に公布され、平成20年9月1日から施行されることとなりました。

改正法の内容は、議会活動の範囲の明確として、法第100条第12項に会議規則の定めるところにより、議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができる旨の規定が新設されることにより、第100条第12項から第18項までが1項ずつ繰り下げられることによるものでございます。

今回の改正内容といたしましては、第115条第1項の条文の文言中、法第100条第12項を法第100条第13項に改めるものでございます。

それでは、発議案第2号につきまして、案分を朗読し、説明とさせていただきます。

発議案第2号 吉田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

吉田町議会会議規則（昭和39年吉田町議会規則第3号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第112条及び吉田町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成20年9月24日提出。

吉田町議会議長、吉永満榮様。

提出者、吉田町議会議員、河原崎昇司。賛成者、吉田町議会議員、永田智章君、同、八木宣和君、同、増田宏胤君、同、勝山徳子君、同、大塚邦子君。

吉田町議会会議規則の一部を改正する規則。

吉田町議会会議規則（昭和39年吉田町議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第115条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改める。

附則、この規則は公布の日から施行する。

以上であります。

○議長（吉永満榮君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

河原崎議員、御苦労さまでした。

これより、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会閉会中の委員会継続調査について

○議長（吉永満榮君） 日程第 22、議会閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から、所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査について、議会運営委員会委員長から、所掌事務調査について、それぞれ会議規則第 71 条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（増田宏胤君） 以上で、平成 20 年度第 3 回吉田町議会定例会のすべての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長、田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 長い 1 日が終わりました。最後のさゆり保育園の変更ににつきまして、議会の同意が得られなく、残念に思っています。ただ、否決は議会の意思でございますので、また、当然のことながら町民の皆様からこの否決について、当然のことながら皆様は責任を持って、説明していただけるものと思っておりますし、また、そういう機会がありましたら、ぜひとも議会の意思として納得のいくように、特にまたさゆり保育園の保護者の皆様からも当然質問があるかと思っておりますので、責任を持って説明していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

さて、藤田議員の一般質問に対して、私が今日の政治状況はどんなものが生起するかという形で、学説、それから19世紀から20世紀初頭にかけてのアメリカの政治史をひもといってお答えしたわけですが、二元代表民主制というものは、基本的に議会というものが構造的に悪であるというふうなところから出発したものでございます。これはまた、機会があれば憲法草案の占領軍総司令部GHQが出した憲法草案をお読みいただければ、それらについてはよくわかりますので、ぜひともお願いしたいと思っています。

その中で、これは非常に大事なことでございますけれども、積極的な悪と消極的な悪がございます。積極的な悪というものは、汚職等をみんなでぐるになってやるということでございますけれども、消極的な悪というのは、現在も変わっていないと私は思っています。すなわち議員の内部において、議員がお互いに遠慮し合う、いわば議会内部の問題について、議員さんは非常に矛先が鈍る。場合によってはそれをほこを納めてしまうという傾向がございます。これは現在でも変わってはいないと思っております。

特に我が吉田町においては、中山三星の問題についてはこれは随所にあらわれていると私は思っております。きょうは中間報告がありまして、藤田委員長のほうから話がございました。監査結果報告書につきましては除外すると。その後の質疑応答の中で不適当ということをおっしゃられたわけですが、不適当というものが委員会の意見なのか、それとも藤田委員長の個人的な意見なのかちょっとわかりませんが、それはさておき除外でございますので、依然として監査結果報告書というものは宙ぶらりんの状態であります。

私は、これまでに皆様に何度もお願いしたことでございますけれども、監査結果報告書というものは、議会が監査委員に監査請求をして、結果として出されたものでございます。その最大の問題というものは、もう調査委員会の委員長、副委員長から皆様には説明があったと伝え聞いておりますけれども、監査委員が持ち出した最大の問題、すなわち監査委員には利害を調整する権利があるということでございますけれども、もはや八木議員を除いては、ほかの議員は、こんなものはもうないということは自明のものとして受け取ってくださっていると私は思っております。

したがって、議会におかれましては、この監査結果報告書というものがこの利害を調整する権限からやられたものである以上、まず利害を調整する権限というものは全くないんだということを、まずもって議会として公式に鮮明をしていただきたい。

それで、監査結果報告書取り扱いについても、はっきり正邪を明らかにして、町民の皆様には宣言をしていただきたい、こんなように思っています。依然として、宙ぶらりんのまま置かれますと、町政運営上非常に困りますし、また、町民の皆様におかれても、やはり白黒をつけてもらいたいという意見が多うございますので、その辺ひとつよろしくお願い申し上げます。

それと同時に、これは見逃してはならない点でございますけれども、この監査結果報告書の取り扱いに関して、絶対逃してはならない点が1点ございます。すなわち今回の監査結果に関して、なぜ監査委員が地方自治法上、全く根拠のない利害を調整する権限というものをあえて持ち出して、だれとだれの利害を調整してあるか、なぜ調整しなければならなかったのか。これははっきり申し上げて、議会とすれば請求した監査結果報告というものが、まさに意図的で悪質きわまりないものであったということであるわけでございますので、その点について、当然のことながらこの取り扱いのときに、その点についてははっきりと意見を出し

ていただきたい。そうでないと、皆様にとっては片手落ちのいわば監査結果報告の取り扱いになると私は思っております。

国会では、裁判官に関して弾劾裁判というものがございまして。確かに地方自治法においては弾劾に相当するようものはございせんけれども、当局にはそれについてどうのこうの言う権限はございせん。これをやられるのは、やはり議会をおいてほかにはないと思っております。なぜ監査委員がありもしない、利害を調整する権限というものを表に出して監査をしなければならなかったのか、だれとだれのいわゆる調整をしなければならなかったのか、どうしてしなければならなかったのか、どのように調整しなければならなかったのか、これをぜひとも議員の皆様にご改め強く要望するものでございまして。

それから、議会冒頭でも皆様をお願いしましたが、6点の要望事項がございました。

中山三星建材（株）工場跡地の取得は、行政財産としての取得要件を満たしているかどうか。それからずっと下がってまいります。

最終的な問題は6点ございまして。損害があったかどうか、損害があったとした場合、どのように補てんするのか。これは町民に説明できなければ、議会のかなえ、その軽重が私は問われると思っております。私には逆立ちしても、それについて言及する権限はありません。はっきり申し上げるならば、こちら側に座っていて、中間報告の報告の後、振っていただければ言いたいこともたくさんございました。うちの課長等も、本当にはっきり申し上げるならば、振っていただければ言いたいことは山ほどありました。しかしながら、それは我々には権限がない以上、本当に切齒扼腕の体で時間を過ぎさなければならぬということ、非常にはがゆく、本当に町民に対しても申しわけないと、こんなふうと思っております。

議員も、私も公人でございます。世のため、人のため、吉田町のために、みずからの身をなげうって、この町の住民、この町の将来によかれと思つて手を挙げて町政に参加した人間であると思つております。だれのために働くのか、等しく不特定多数の町民であるのは当たり前のことだと思つております。

議員の皆様にお願ひがございまして。消極的な悪はぜひとも投げ捨ててもらいたい。今、さゆり保育園のことで舌鋒鋭く我々が責め立てられました。我々も結果として否決という議会の意思を重く受けとめていかなければならぬと思つております。しかしながら、皆さんは議会内部の問題に関しては全く攻撃の手を出そうとしない。お互いに身をかばい合う。極端なことを言えば、すねの傷をお互いになめ合うと、私は悲しく思つております。

今後ますます二代表制というものが、機関委任事務の廃止、これが第1期文明改革のことでございまして。第2期は国法の密度というものが、地方自治体に対して低くなつてまいります。ということは、はっきり申し上げるならば、中央政府という言葉と同じように地方政府という言葉が名実ともにあらわれてくるということです。地方自治体というものは、いわばこれから政治の時代を迎えます。まさにだからこそ議会というものは、私は論点、争点を明らかにすること、これが一番大事なことであると思つております。当局も、議会も、討論、また議決に関しては、責任を持たなければなりません。それが成熟する時代の地方自治の運営のあり方であると思つております。

本定例会の最終日に当たり、閉会のあいさつとなりましたけれども、ぜひとも権限のない我々が、権限のある皆様にご伏してお願い申し上げます。よろしく御加護賜りますよう、そしてまた、あすからの日々を、ぜひとも吉田町のあしたのために議員活動をさ

れ、12月に改めてここで相對することをお願い申し上げ、簡単でございますけれども、私の閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（吉永満榮君） ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（吉永満榮君） 本日ここに、平成20年第3回吉田町議会定例会を閉会するに当たりましては、私から一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本定例会は9月5日以来、20日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここにすべての議事が終了し、閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼を申し上げます。

次に、本格的な地方分権時代が到来した今、今議会に報告のありました地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴う健全化判断比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率の公表がありました。そして、7月に行政視察した夕張市の財政破綻の状況を検証し、4つの指針を見きわめ、町の健全なる財政運営に役立てたいと考えているところであります。

また、全国初の議会基本条例を制定した栗山町議会を視察し、当町議会は公正性・透明性など町民に開かれた議会及び町民の町政への参加を推進する議会を目指しまして、今議会中に全議員さんの賛同もいただいたところでございます。

議会改革検討委員会を設置することとなりました。町民の皆さんに信頼され、存在感のある議会を目指していきたいと思っております。議員各位におかれましては、閉会中の各委員会活動を初め、何かと御多忙のことと存じますが、町政発展のため、より一層御尽力賜われますようお願い申し上げます、まことに意を尽くしますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（吉永満榮君） これをもって、平成20年第3回吉田町議会定例会を閉会とします。御苦労さまでした。

閉会 午後 6時15分